



現代エチオピアにおける土地課税に関する実証的研究ーティグライ州とオロミア州の比較を通じてー

日野, 類子

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2016-04-06

(Date of Publication)

2018-04-06

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙第3309号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003309>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



2016年1月22日 提出

現代エチオピアにおける土地課税に関する実証的研究
ーティグライ州とオロミア州の比較を通じてー

研究科/ 国際協力研究科

専攻/ 地域協力政策専攻

指導教員/ 高橋基樹教授

学籍番号/ 049I222I

氏名/ 日野類子

目次

序章	1
第1節 問題意識と背景.....	1
第2節 研究の課題と方法.....	4
第3節 研究の枠組みと概要.....	8
第4節 本研究の意義.....	11
第5節 論文の構成.....	13
第1章 先行研究レビュー	15
第1節 租税と国家.....	15
第2節 アフリカにおける農業及び農民に対する課税の先行研究.....	33
第3節 エチオピアにおける租税－農業課税を中心に－及び研究の課題と意義.....	45
第4節 小括	47
第2章 歴史的考察：エチオピアにおける土地政策と租税制度	56
第1節 アビシニア高原の王国からエチオピア帝国形成まで（紀元前1世紀－1889年）	56
第2節 近代エチオピアの形成（1889年－1913年）	63
第3節 エチオピア帝政期（1913年－1974年）	70
第4節 社会主義政権（デルグ）期（1974年－1991年）	87
第5節 小括	94
第3章 ポスト社会主義政権期のエチオピア	107
第1節 現政権における小農の位置づけ.....	108
第2節 地方分権－連邦政府と州政府.....	111
第3節 政治変動と開発主義体制.....	120
第4節 地方分権化－公共財政と社会経済発展状況.....	128
第5節 小括	140
第4章 現代エチオピアにおける土地制度と農業課税	146
第1節 現代エチオピアにおける土地制度.....	146
第2節 現代エチオピアにおける土地登記.....	150
第3節 ティグライ州とオロミア州における農業課税制度.....	155
第4節 ティグライ州とオロミア州における税の徴収実績と徴税行政体制	160
第5節 小括	167
第5章 事例研究（ケーススタディ）	171
第1節 予測されるケーススタディの結果の提示と研究の手法.....	171
第2節 調査対象地の選定.....	177
第3節 調査対象地の概要.....	180

第4節	調査対象地の税の徴収実績と関連する諸要因	188
第5節	調査対象地における納税・徴税の在り方と行政と納税者間の関係性	197
第6節	ケーススタディの結果と考察	212
第6章	結論	232
第1節	第1章から第5章までのまとめ	232
第2節	リサーチクエスションへの回答	238
第3節	本研究のまとめ	244
第4節	本研究の学術的意義と今後の課題	246
参考文献英文		250
参考文献和文		263
付属資料1		265
付属資料2		269
付属資料3		280

図表目次

(頁)

表 1 - 2 - 1	アフリカにおける 1960 年代の農業部門への課税が全税収に占める割合	35
表 1 - 2 - 2	3 地域における農業部門への課税の税目の分布 (1960 年代)	36
表 2 - 3 - 2 - 1	帝政期における農業課税制度	81
表 2 - 3 - 2 - 2	帝政期エチオピアにおける租税構造	85
表 2 - 3 - 2 - 3	帝政期エチオピアにおける歳入 (税収) 構造	86
表 3 - 2 - 1	1991 年当時の州行政区分と現在の行政区分	113
表 3 - 2 - 2	各州の県・郡の数と人口規模	114
表 3 - 2 - 3	憲法に定められる連邦政府と州政府の権限と責任	117
表 3 - 2 - 4	エチオピア政府予算にしめる地方交付金の割合 (2002/03-2009/10 年度)	120
表 3 - 3 - 1	2005 年連邦議会選挙結果	127
表 3 - 3 - 2	2010 年連邦議会選挙結果	127
表 3 - 3 - 3	2010 年州議会選挙結果	128
表 3 - 4 - 1	人口一人当たり政府支出 (1998/99 年、2009/10 年度)	130
表 3 - 4 - 2	州・都市の自主財源比率 (2009/10 年)	132
表 3 - 4 - 3	郡行政における自主財源比率 (2006/07、2008/09、2009/10 年度)	132
表 3 - 4 - 4	州行政において経常予算が全体予算に占める割合 (2006/07-2009/10 年度)	133
表 3 - 4 - 5	5 年毎の平均経済成長率 (1991-2010 年)	135
表 3 - 4 - 6	生活水準の改善状況 (1990-2012 年)	135
表 3 - 4 - 7	穀物の生産量、土地生産性、耕作面積の平均増加率 (1995-2013 年)	137
表 3 - 4 - 8	1 人当たり州内 GDP (2005/06、2009/10 年度)	138
表 3 - 4 - 9	農業に従事する労働人口の割合 (2004/05、2010/11 年度)	138
表 4 - 1 - 1	連邦・州の法律文書に定められている土地の譲渡に関わる権利	149
表 4 - 2 - 1	2010 年の土地登記状況	150
表 4 - 2 - 2	4 州における土地登記の特徴	154
表 4 - 3 - 1	ティグライ州、オロミア州の土地使用料・農業所得税布告	156

表 4－3－2	ティグライ州における農業課税税額表	158
表 4－3－3	オロミア州における農業課税税額表	158
表 4－4－1	2 州における税務行政官、税務署数の配置状況	163
表 4－4－2	税務行政官の配置状況	163
表 5－2－1	調査対象地情報（州、県、郡、ケベレ）	178
表 5－3－1	調査対象地から主要都市への距離	181
表 5－3－2	調査対象地の郡における宗教的分布	181
表 5－3－3	調査対象地の郡における民族の構成	182
表 5－3－4	調査対象地の郡における主要作物と穀物の生産性	182
表 5－3－5	調査対象地の県における 1 農家当たり平均耕作面積（ha）	186
表 5－4－1	調査対象地の納税状況	189
表 5－4－2	調査対象ケベレの徴税の実績	189
表 5－4－3	調査対象地の郡、ケベレにおける延滞金の適用状況と税 不服申立委員会への訴えの状況	190
表 5－4－4	調査対象地における土地登記の進展状況	191
表 5－4－5	調査対象地における土地登記情報管理状況	192
表 5－4－6	調査対象地の経済状況（穀物・換金作物の生産状況から）	193
表 5－4－7	調査対象標本世帯の教育水準（平均年数）	193
表 5－4－8	調査対象地の人口密度、課税対象地の割合	194
表 5－4－9	調査対象地における徴税状況	195
表 5－5－1	検証課題 1 についての調査結果	201
表 5－5－2	検証課題 2 についての調査結果	202-205
表 5－5－3	検証課題 3 についての調査結果	205
表 5－5－4	調査対象地における納税者の納税における不正行為、行 政への異議申立てについて	207-208
表 5－5－5	調査対象地における納税者の税額算出に関する知識	209-211
表 5－5－6	調査対象地における行政に対する信頼の度合い	211
表 5－5－7	調査対象地における税に対する認識	212
表 5－6－1	調査対象地における土地課税徴税行政に関わる行政任務 の執行において明らかとなった問題点	214
表 5－6－2	調査対象地における徴税の在り方と税務上の執行体制の 整備状況	215
表 5－6－3	オロミア州調査対象地における徴税の法令からの逸脱状 況	217
表 5－6－4	調査対象地における納税者の納税に関わる行動と認識	218

図 2-1-1	アクスム王国から復興ソロモン朝、諸公侯時代（地図）	59
図 2-1-2	オロモの侵攻期における主要な都市と地域（地図）	61
図 2-3-1	帝政期における農業課税が歳入（税収）に占める割合	79
図 2-3-2	エチオピア帝政期の行政区分	80
図 2-4-2-1	社会主義政権期における農業課税が歳入（税収）に占める割合	94
図 3-2-1	現在のエチオピア行政区分（州、都市）	113
図 3-2-2	現在のエチオピアの行政組織	115
図 3-4-1	政府歳出の時系列変化①（1997/1998-2009/10 年度）	130
図 3-4-2	政府歳出の時系列変化②（1997/1998-2009/10 年度）	131
図 3-4-3	GDP 成長率と一人当たり実質 GDP（1991-2013 年）	134
図 3-4-4	産業セクター毎の付加価値生産対 GDP 比(1991-2013 年)	136
図 3-4-5	穀物の土地生産性（1993-2013 年）	137
図 3-4-6	1 人当たり耕作面積（1991-2012 年）	137
図 3-4-7	穀物の労働生産性（1993-2012 年）	137
図 3-4-8	3 州の経済構造：産業セクター毎の付加価値生産比（2005/06、2009/10 年度）	139
図 3-4-9	州毎の貧困率（1995/96、1999/2000、2004/05、2010/11 年）	140
図 4-4-1	2 州の 1 人当たり独自歳入額（2009/10 年度）	161
図 5-3-1	調査対象地の郡における帝政期のリストに対する農地への税区分による主要作物作付面積割合	183
図 5-3-2	調査対象地の郡における農業生態学的地域	184
図 5-3-3	調査対象州の位置	186
図 5-3-4	ティグライ州調査対象地（地図）	187
図 5-3-5	オロミア州調査対象地（地図）	187
図 5-5-1	土地登記・土地課税徴税に関する行政プロセス	198
図 6-2-1	現代エチオピアにおける土地課税の在り方の概念	244
表 A-1	1942 年に定められた土地課税（Land Tax）の税額	266
表 A-2	1942 年に定められた tithe の税額	266
表 A-3	1944 年に定められた土地課税（Land Tax）, tithe の税額	266
表 A-4	1954 年に定められた家畜税の税額	266
表 B-1	社会主義政権期の土地使用料	267
表 B-2	社会主義政権期の農業所得税（1975 年）	267
表 B-3	社会主義政権期の農業所得税（1978 年）	267

略語集

略語	正式表記	和訳
AAPO	All Amhara People's Organization	全アムハラ人民機構
ADLI	Agricultural Development Led Industrialization	農業発展主導型工業化
AESM	All Ethiopian Socialist Movement	全エチオピア社会主義運動
AMC	Agricultural Marketing Corporation	農業流通公社
APDM	Amhara People's Democratic Movement	アムハラ民族民主運動
BPR	Business Process Reengineering	業務の効率化・最適化を目指した行政改革
CAFPDE	Council of Alternative Forces for Peace and Democracy in Ethiopia	エチオピア平和と民主主義のための代替軍評議会
CSA	Central Statistical Agency of Ethiopia	エチオピア中央統計局
CUD	Coalition for Unity and Democracy	統一民主連合
DD	Democratic Developmentalism	民主的開発主義
DA	Development Agent	農業普及員
EDP	Ethiopian Democratic Party	統一エチオピア民主党
ELF	Eritrean Liberation Front	エリトリア解放戦線
EPLF	Eritrean People's Liberation Front	エリトリア人民解放戦線
EPDM	Ethiopian People's Democratic Movement	エチオピア人民民主運動
ERCA	Ethiopian Revenues and Customs Authority	連邦政府歳入庁
EPRDF	Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front	エチオピア人民革命民主戦線
FDRE	Federal Democratic Republic of Ethiopia	エチオピア連邦民主共和国
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
GPT	Graduated Personal Tax	ウガンダにおける人頭税
GTP	Growth and Transformation Plan	成長と構造改革計画
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
KFSTF	Kebele Food Security Task Force	ケベレ食料の安全保障タスクフォース
MoFED	Ministry of Finance and Economic Development	財務・経済開発省
MoARD	Ministry of Agriculture and Rural Development	農業地方開発省
OPDO	Oromia People's Democratic Organization	オロモ人民民主機構

OLF	Oromo Liberation Front	オロモ解放戦線
PASDEP	Plan for Accelerated and Sustainable Development to End Poverty	貧困撲滅のための加速的かつ維持可能な発展計画
PMAC	Provisional Military Administrative Council	臨時軍事行政評議会
PRDMF	Planning and Research Department Ministry of Finance	財務省計画・調査局
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略書
PSNP	Productive Safety Net Program	生産的セーフティ・ネットプログラム
REST	Relief Society of Tigray	ティグライ救援教会
SDPRP	Sustainable Development and Poverty Reduction Program	持続可能な開発と貧困削減プログラム
SIGTAS	Standard Integrated Government Tax Administration System	標準統合税務行政システム
SPDUP	Southern Ethiopia People's Democratic Coalition	南エチオピア人民民主連合
SEPDF	Southern Ethiopia People's Democratic Front	南エチオピア人民民主運動
TGE	Transitional Government of Ethiopia	暫定政権
TPLF	Tigray People's Liberation Front	ティグライ人民解放戦線
TNO	Tigrayan National Organization	ティグレ民族機構

序章

第1節 問題意識と背景

現在多くのサブサハラ・アフリカ諸国（以降アフリカ諸国）において、外国援助が国家財政の大きな位置を占めている。それは、アフリカ諸国が国民に供給する公共財のコストを自己資金ではまかなえず、外部資金に依存せざるを得ないことを示す。同諸国の経済の多くは独立以前から鉱物資源や一次産品の輸出から生み出される収入に依存してきた。税収基盤が狭小で、援助及び鉱物・一次産品、そして外国援助に経済・財政を依存する状況は、ごく少数の植民地支配を受けなかった国でも共通して見られる状況である。

植民地支配の下では、政府の主たる税収源は輸出入関税、商品作物流通に関する課税、人頭税、家屋税、家畜税などであった。現在でも多くのアフリカ諸国においては、個人や民間企業の経済活動や資産の詳細は国家によって捕捉されておらず、そこから直接税を徴税できていない状況がある。

多くのアフリカ諸国において少なからざる雇用を創出する農業セクターを見ると、個人ないし個々の世帯による土地の保有権ないし所有権の保障を伴う公式の土地制度は形成されておらず、政府による土地の価値への課税はほとんどなされてこなかった。この背景には、アフリカ諸国では人口が希少で、逆に土地は相対的に豊富であり、単位土地面積当たりの資産としての経済的価値が低く、それと表裏を成して、土地あたりの生産額がきわめて低かったという状況がある。

つまり、これらのアフリカ諸国における国家（政治権力）と農民との関係は、すぐ下で述べるような納税と公共財の提供を通じて両者が協力し、公共性の実現を目指すようなものではなく、同時に封建的な社会で見られるような収奪し、一定の土地への権利の保障をする側と収奪されつつ土地の保有権・用益権を保障される側という固定された関係でもなかったといえる。

他方で、現在アフリカ諸国のほとんどがそれを目指して改革を行っている理念型としての近代民主国家においては、市民は自らの代表を選出し委任する。また、公共財の提供を受けるために税を支払う。行政・官僚機構は選出された代表者から委託を受け、集められた税をもとに、市民へ公共財を提供する。このような相互に呼応する行動によって、それぞれのステークホルダーは結び付けられる。しかし、このような相互に呼応する市民社会的な関係はアフリカ諸国、とりわけ農村における国家（政治権力）と農民との間においては一般に極めて希薄なものであると考えられる。

非民主的にせよ、民主的にせよ、政治権力と農民との経済的な資源のやり取りが希薄であるという一般的な傾向を持つアフリカ諸国において、エチオピア

は極めて例外的な存在である。エチオピアは第2次大戦前後のイタリア占領期を除き、他国による支配を経験していないという意味でアフリカ諸国の中で例外であるが、そればかりではなく、アフリカ地域全般が植民地支配に覆われる時代以前の歴史において、かなりの特殊性を有している。西によれば、「近代国家としてのエチオピアは、北部地域を起源とする貴族集団（封建領主）が周辺の人々を征服し資源の豊かな南方の低地部に領土を拡張しつつ中央集権的な政権を形成する過程で成立した」（西[2009:83]）のである。エチオピアにおいては古くから北部地域を中心として土地保有システムとそれに結びついた特有の租税システムが存在しており、近代国家エチオピアは19世紀後半からこの農地に対する課税制度を南部地域へ導入し、そこから国家体制を維持するための財源の一部を得ていたのである。開発途上国の租税制度に詳しい Bird は、1960年代の開発途上国における農業への課税に関するデータから、エチオピアがアフリカ諸国の中では例外的に農地を対象とした課税（土地課税）から相対的に高い税収をあげていたことを指摘している（Bird[1974:36]）。

エチオピアは、少なくともその一部において、アフリカ諸国の中でも古くから、政治権力による農民に対する土地の権利保障と引き換えに農地への課税を行ってきた点において稀有な存在であるといえる。そういった観点から租税を通じ、国家（政治権力）と農民との間で、納税と土地の権利保障及び公共財の提供を通じた共益的な関係を醸成するための土壌が存在していると推測することも可能であるかもしれない。

他方で、既述の通り北部地域を起源として発達した土地保有制度、租税制度は、南部地域へは19世紀後半の征服戦争のなかで導入されたもので、それら制度の歴史の長さ、整備・定着状況は一様では無かったと推測される。また、南部地域は他民族（北部の民族）からの侵略・支配を受けた地域であり、農民はより従属的な立場を強いられ、土地をめぐる社会関係も北部地域とは異なるものであった。

こうした経緯もあって南部地域の中には、早くから北部との一定の同質化が進んでいたところ、そうでなく北部民族の支配者により農民の権利を保障しない支配と土地所有が行われたところ、あるいは東方のソマリ人勢力との角逐の場となり、異民族としての農民に対する支配が一層苛烈であったところなどが存在することとなった。それらの租税に影響を与えるだろう、支配者と被支配者との関係の歴史的経緯において南部地域の中には多様性がある。したがって、エチオピア国内には、そして同じ南部地域のなかにも土地課税制度に関わる歴史社会的背景が異なる多様な地域が存在するといえる。

ここで、現政権発足以降の行財政制度について目を向けてみると、エチオピ

アの現政権は、1995年の成立以降、法制の上では地方分権、地方自治を原則とする統治体制をとり、「民族」構成に基づいた行政区（州又は県、また場合によっては郡）が地方政治・行政の単位となっている。中でも州は憲法の定める範囲において行政権、立法権、司法権を持つ独立性の高い「州国家」と位置付けられており、独自の予算を持ち、その配賦も基本的には自己裁量で行われる。州は現行憲法で定められる範囲の徴税権を持ち、特に農村における「農業課税」（農地を対象とした課税、つまり土地課税である¹⁾）については税制、税務を独自に定め、執行することができるとされている。

このように、現政権は、法制上は高度に分権化された国家体制をとるが、実際には極めて中央集権的な統治を行っていると言ってよい。独自予算を持つとはいえ、州財政の多くの部分は中央（連邦政府）にコントロールされている。州財政は中央からの地方交付金に大きく依存し財政の独立性は保たれていない。中央集権的な国家体制の下、州とその下位の行政組織は連邦政府の定めた政策に従い政策実施を行い、独立した州国家としてではなく、連邦国家システムの一部として機能する傾向が強いと言ってよい。したがって、州、そしてその下位の行政組織には土地課税を含む独自財源から積極的に税収をあげるインセンティブを持たない可能性があり、その状況は州によって大きな違いは無いと言える。

他方で、現代エチオピアでは、後段で詳述するように現政権与党を主導してきたティグライ人民解放戦線（Tigray People's Liberation Front: TPLF）の政治基盤である北部のティグライ州、そして州の人口、面積ともに最大である南部のオロミア州ではともに、その土地課税額は農地面積に基づいて算出され、州の下位行政組織である郡（とその下位の組織であるケベレ²⁾）が徴税に関わる行政任務を行うことが法令で定められている。政権中核政党 TPLF の支持基盤であるティグライ州では、現政権発足以前からいち早く農地の地籍情報の確認と土地登記が進められており、この経緯は今日のエチオピアにおける土地課税制度の整備、拡大と無関係では無いと想定される。現政権発足以降の、地方分権体制に関わる制度の整備や実施においてティグライ州は他州に先行していたことが確認されており、確認された地籍情報に基づく土地登記制度を含む土地保有制度とそれと密接にかかわる土地課税制度の整備についても例外では無いと考えられる。そして、実質的な中央集権的統治の下で、ティグライ州を淵源とする現政権主導の土地保有制度と土地課税制度の整備と施行が、オロミア州などの他州の各地域でも同様のかたちで進められつつある状況だと考えられる。ただし、その執行の程度（あるいは政策の受容の程度）は、各州・地域の状況の違いによって一定の影響を受けると想像される。

以上をまとめると、エチオピアの地域間には、上に述べた土地課税と権利保障の制度に関わる歴史社会的背景の違いに加えて、現政権発足以降の行財政制度及びその一部である土地課税関連制度の整備状況においても違いがあると言える。

以上のことから、歴史社会的背景が異なり、また現政権発足以降の行財政制度の整備状況についても違いがある現代のエチオピアの各地域において、徴税の在り方は多様なのではないかと、という疑問が生じる。

もし仮に、現代エチオピアにおける農民への直接課税の在り方について地域間で多様性が生じているとすれば、すでに述べたところから明らかなように、その要因として考えられるのは国家と農民（すなわち徴税側と納税側）の間の権利と義務をめぐる関係を生み出した歴史的経緯、および現政権発足以降の土地への課税とそれをめぐる制度の整備状況である。

近年、アフリカ諸国においては、人口増加が進み人口密度が高くなり、また外国企業等による大規模な Land Grab（土地収奪）も顕著となっており、土地の希少性は経済的価値と表裏を成して深まりつつある（したがって、経済的資産としての価値は高まりつつある）と言え、そこにおける個々の農民の土地権利保障をどのように進めるかという課題への制度的対応の必要性は、税収基盤の拡大の必要性の一方で強まっている。しかし、その制度の整備は未だ不十分であることが多い。

現代エチオピアにおいて、社会的、経済的にも脆弱な立場にある農民一人一人が納税者として納税し、行政がどこまで制度に沿った形で土地課税を徴収できているかが確認され、そしてその状況の異なり方を説明する要因を明らかにすることが出来れば、その知見を、今後エチオピアにおける土地課税制度の整備発展、ひいては税収基盤の拡大に生かすことに役立つ。またその知見は、他のアフリカ諸国や開発途上国が農地に対し課税を行い、同時に権利保障制度を整備していく過程においても、一つの先例として重要な示唆を与えることにも貢献することが期待出来る。

第2節 研究の課題と方法

エチオピアはアフリカにおいては例外的に農民（大衆）への土地課税をその長い歴史において行ってきたおり、それは現在でも行われている。しかし、土地課税の歴史の在り方は、北部と南部、及び南部の各地域の間で農民に対する権利保障との関係の面で大きく異なっている。同時に、土地課税と関連制度の執行体制の整備の状況も各地域の間で大きく異なっていると推測される。そのことを踏まえ、前節に示した問題意識と背景に照らして、本研究における課題

を以下の様に設定する。

- 現代エチオピアの実質的に中央集権的な統治の下における土地課税の実際の在り方が地域（州又は郡）によって違いがあるかどうか、また、違いがあるとするれば、それはどのような要因によって規定されているのか。より具体的には、土地制度をめぐる歴史的な経緯・社会的背景の地域間における相違、及び現在の土地課税の執行体制整備の地域間におけるどのような相違によって土地課税の実際の在り方が規定されているのか。

本論では、ここで示した研究課題（リサーチクエスチョン）に答えるために、「土地課税の在り方」について現在の制度の整備に至る歴史的な経緯の詳細な検討、および土地課税の現状に関するケーススタディを通じて地域間の比較を行い、それらを2つの主要な手段として地域間の差異を説明する要因の考察を行う。要因の考察に当たっては、特に重要な要因と考えられる歴史社会的な背景、また土地課税の執行体制（土地登記制度を含む土地制度及び税務上の執行体制）の整備状況の地域ごとの違いがどのようなものであるかを明らかにする。ここで述べる「税務上の執行体制」とは、徴税機構が徴税に関わる行政任務において、法令の定めた通りに一人一人の納税者から税を徴収できる体制のことを指す³。

ここで、本研究における「土地課税の在り方」とその要因についての、基本的な考察方法の考え方を示しておく。

第一に行政（徴税側）と納税者（本研究では農民）双方からの調査・検討を行うという点である。広く租税は徴税側と納税側の双方の対応によって決定される。特に現代エチオピアでは、形式上は理念型としての近代国家と同様に、租税は議会を通じて国民の承諾を受けた法によって定められ、税の需要側である行政組織、税の供給側である納税者は法令に従い、課税対象と徴税額について双方が合意し、徴税及び納税を行うとされている。このことを踏まえて、徴税側と納税側の双方の立場から徴税・納税の在り方とその要因を考察する。

第二に、第一のことを踏まえて徴税・納税の在り方の、法令遵守の状況、言い換えれば、あり得べき法令からの逸脱の状況を分類して検討するという点である。ここでは徴税側と納税側のそれぞれの問題による逸脱が考えられるだろう。第1節で紹介した Bird は特に土地課税について、一旦課税根拠となる地籍情報が行政によって捕捉されれば、徴税の在り方の多くの部分は行政官の能力に依存すると述べている（第1章第2節（3）に詳述する）。徴税側の徴税における法令からの逸脱の在り方として想定されるものとしては、徴税行政における行政組織の杜撰さや行政官の怠慢によって生じるもの、あるいは、末端の徴税吏への監視が行き届かないために行政官が自己の利益を追求する権限濫用な

いし不正行為（横領など）を行うことによって生じるものが挙げられよう。他方で、納税者による納税における法令からの逸脱の在り方としては、脱税や、徴税担当者との私的交渉による減免の要求などの不正行為が想定される。

第三に、納税者の行政の徴税の在り方の合法性に関わる知識と対応（異議申し立てを行うかどうか）についての検討を加えるという点である。納税者側が徴税の在り方に影響を与える要因は脱税や私的交渉によるばかりでなく、逆に徴税に関する法令の正しい知識を持ち、それに則って実際の徴税行政の合法性について異議を申し立てることは、納税者側の行動によって行政側の徴税の在り方が法令に沿うかたちに修正され得ることを意味しており、間接的に行政側の徴税の在り方に影響を与えると考えられるため、この点についても検討に含める。

第四に、土地への課税をめぐる状況が、徴税側と納税側のどのような関係によって規定され、日々その関係を再生産しているのかを検討に含める点である。徴税側と納税側の関係は、課税と納税側の権利に関しての共通理解と信頼があることによって円滑化し、それによって徴税の在り方が影響を受けると同時に、その共通理解に沿って法令から逸脱の無い徴税がなされることによって、お互いの信頼関係は強化されると考えられる。

上記の研究課題を考察するにあたって、要因として歴史的経緯と社会的背景に特に注目するのは、すでに第1節で述べた事情に加えて、すぐ上で述べたような、徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解と信頼の各地域における違いにそれらが強く影響していると考えられるためである。と同時に、歴史的経緯・社会的背景は徴税行政体制の整備が異なる地域でどのように進められるかにも影響を与えると考えられる。

本論の研究課題で論ずる、もう一つの要因としての土地課税の執行体制とは土地登記制度を含む関連の土地制度と具体的な税務上の執行体制のことを意味しているが、本研究で重要なことは、土地登記制度の整備を通じて実現される地籍情報の行政側による把握及び農民の土地保有権の保障の状況について地域間で違いがあり、また、税務上の執行体制の整備状況についても地域間での差異があると考えられる点である。これらの違いは、第一の要因に関して触れた地域ごとの共通理解と信頼から影響を受ける一方で、すぐ上で述べた特に上記の考察の方法の第二の要点で挙げた徴税側の問題による法令からの逸脱に影響を与えるものと考えられる。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、本研究の研究課題を明らかにするため、より具体的には以下の7点に焦点を当てて、実証的な調査を進めることとする。

まず、徴税状況そのものを確かめるために2つの点について調査する。第1に、行政が法令に定められたところに従い悉皆的に土地課税を徴税しているか(①)、の確認が重要である。仮に各農民が納税を行っているならば、次に土地課税が後述の法令通りに(第4章に詳述する)従量的に徴税されているか(②)についての確認が必要となる。

そして、次には法令からの逸脱があったケースについてその土地課税執行体制上の要因を確認するために、行政官や徴税担当者に不正行為が見られるか(③)について確認する。③で不正行為が確認されなければ行政官の徴税業務における杜撰さや怠慢によって法令からの逸脱が生じており、他方で③について不正行為が確認されれば徴税吏の意図的な不正行為により法令からの逸脱が起こっているといえる。また、従量的な課税において、前提として重要な意味を持つと考えられる地籍情報の確認・把握と土地登記制度の整備の状況(④)についても確認する必要がある。②で法令からの逸脱が確認され、④において土地登記制度の整備が大幅に遅れていることが確認される場合は、現代エチオピアにおいては、土地課税の徴税において正確な課税対象捕捉と行政の主導による徴税という条件が備わっていないことを意味しており、そのために法令からの逸脱が生じていると考えられる。と同時に土地登記制度の未整備は、農民の土地への権利の制度的保障が現状では十分でないことを意味しており、納税への考え方に影響を与えている可能性がある。

この点に加え、納税者側に注目し、徴税担当者との私的交渉を通じた減免の有無(⑤)を確認する。そして、納税者と行政間の関係の観点から、納税者が徴税を行う行政側に対し公けに法令通りの徴税を要求する行動が見られるかどうか(⑥)についての確認を行う。

さらに徴税側と納税側の社会的関係について確認するために、徴税側と納税側は、現在の土地課税の徴収と関連制度の整備をめぐってどのような相互関係にあるのかを、主に農民の徴税側に対する信頼感について調査することを通じて確認する(⑦)。

本研究においては、過去のエチオピアにおける土地課税をめぐる今日に至る歴史的経緯の詳細な検討と土地課税の実際の在り方のケーススタディの二つを主な研究方法とするが、そのことを踏まえて以下の論述においては、まず、先行研究を検討することに加えて、エチオピアの北部と南部の各地域における歴史的経緯、特にそこにおける農民に対する支配、土地課税(ないし貢納)、そして農民の権利の在り方、及びそれをめぐる支配者あるいは徴税者側と納税者側の社会的関係の歴史を、現行制度の形成に至るまで跡付けていく。そして、そこで得られた知見を踏まえて、現在のエチオピアの異なる州(北部と南部)・地

域の農村において、土地課税の実際の在り方がどのように違うのか、そして、その直接的な要因と背景は何かについて農村の現状においてケーススタディで予測される結果を示す。さらに、上記の7点を中心とした具体的な農村のケーススタディを通じて、予測される結果を実際に検証する。

本研究のケーススタディでは、歴史的経緯、現政権発足以降の土地課税に関わる制度の整備状況が異なる地域（北部地域、南部地域）からそれぞれ1州を選択し、それら2州（ティグライ州とオロミア州）における郡と、実際に徴税が行われている特定のケベレを対象に分析、考察を行う。

本論の最後には、ケーススタディの結果を歴史的経緯の検討も交えて包括的に検討しながら、最終的に研究課題への回答を整理し、明らかにする。

第3節 研究の枠組みと概要

この節では、前節で述べたような研究の方法を具体的にどのように展開していくかをあらかじめ簡明に示しておくため、歴史的経緯と社会的背景の地域による違いの検討によって得られる知見とそれを踏まえて実際の農村での土地課税の在り方を対象としたケーススタディについて予測される結果、さらにそれを受けた研究課題の考察の枠組みと概要を述べておく。

第1節で述べたようにエチオピアの土地保有制度とそれに関わる土地課税制度は、古くから、現在のティグライ州を含む北部地域を中心に発達し定着したものであり、そこでは、土地保有と納税行為との結びつきは密接なものであった。農民は納税を行うことによって土地保有の権利への保障を得ており、その点において支配者は農民の生活の基盤を保障する存在でもあったと言える。他方で、一般的に言って、南部地域への同制度の導入は相対的に遅く、支配民族が北部から侵入した他民族であることが関わって、徴税側と納税側は支配従属的關係であり、納税と土地保有の権利への保障は明確には結び付かないものであった。ただ、南部地域では、第1節でも述べたとおり、早くから北部との一定の同質化が進んだところ、農民への権利保障を伴わない土地の私的支配と収奪が行われたところ、あるいはソマリ人勢力との対立を背景に異民族としての農民に対する支配が一層苛烈であったところなどの違いがあった。現在のオロミア州には、これらの異なる歴史的経緯をもった地域がみな含まれている。そうした支配者ないし徴税側と被支配者ないし納税側との関係の歴史的経緯の多様性は、現在においても各地域において、土地課税と権利の結びつきについての共通理解、および徴税側と納税側の課税をめぐる信頼関係に影響を及ぼしているものと考えられる。

そして、そのことは、土地課税に関わる登記制度と地籍情報の把握、税務上

の執行体制、実際の土地課税の在り方にも影響を及ぼしていると想定される。徴税機構が古くから存在し、農民の土地保有権が保障されていた北部地域においては、農民の土地に対する権利の保障をめぐる行政側の意識は高く、行政機能の基盤となる情報や資金の管理能力や組織的連携を行う政治的意思と能力は南部地域より相対的に高いものとなり、現代における2州の行政執行体制、より具体的には税務上の執行体制の整備状況、ひいては土地課税の在り方に影響を与えたと考えられる。

そして、第1節で示した通り現政権発足以降の土地登記を含めた行財政制度の整備はティグライ州がオロミア州を含む他州に先行している。また後述するように、オロミア州内部でも、地域間で土地登記などの行財政制度の整備の進捗状況には違いが見られる。

他方で、後段で詳述するように、ティグライ州の農民の農業から得られる所得はオロミア州の農民より少ないと想定され、農村における貧困率も相対的に高い。しかしながら、これも後段で検討するように現政権発足以降のティグライ州の全体的な徴税の効率性はオロミア州と比較してすぐれており、行政の効率化に資する取組みにおいてもオロミア州に先行し、行政官の職業倫理への意識も高い。ティグライ州の農民は、オロミア州の農民と比較して農業所得のより多くの相対的割合を納税している。このことは、徴税状況が、農業生産の水準よりもむしろ、上述の歴史的経緯の帰結としての徴税側と納税側の土地課税と権利に関する共通理解や行財政制度の整備の状況に深く関係していることを示唆していると考えられる。このような歴史的経緯と社会的背景の考察から、本論の研究のもう一つの柱であるケーススタディにおいては、次のような結果を予測することができよう。

第一に、上に述べた2州の現政権発足以降の状況から示されるように、ティグライ州では地籍情報の把握を実現する土地登記制度はオロミア州より早期に整備がなされていること、また相対的に税務上の執行体制も良く整備されていると考えられることから、ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構と比較してより法令にかなった土地課税の徴税を達成するよう機能していると予想される⁴（予測される結果1）。

次に、オロミア州においては、北部による征服と支配の過程の多様性を反映して農民への課税と土地の権利保障との結びつきに関する徴税側と納税側の共通理解を共有する地域とそうでない地域があった。これらの歴史的要因は間接的に現代におけるオロミア州内の各地域の税務上の執行体制と土地登記制度の整備状況に影響を与え、各地域間に差異を生じさせていると想定される。結果として、オロミア州内では、土地課税に関わる法令の履行の在り方においても

差異が生じていると予想される（予測される結果2）。

ここまで、行政側の徴税の在り方について述べたが、次に第3章において論ずる現代エチオピアにおける農民の置かれている状況から、納税者側の納税の在り方について、ケーススタディから得られる結果の予想を1点示す。

エチオピアでは上記のような征服・支配の歴史を通じて、19世紀後半から、農民がほぼ悉皆的に支配者に対して納税を行ってきたという、共通の歴史的な経緯⁵がある。また今日の同国は形式的には複数政党制民主主義を採用しているが、その実態としては一党支配であり、實際上主権者であるはずの国民、特に農民は脆弱で、従属的な状況にあり、EPRDF（エチオピア人民革命民主戦線）政権の受動的なパートナーとして位置づけられ、個々の農民の行政に対する発言権は弱いと考えられる。農民は法令通りに正当な納税を個々に自発的に行い、あるいは、不正に低い徴税や見逃しを行政側に個別に求める余地は少ないと予想される。また、徴税の合法性について公的に異議を申し立てる行動を個々にはとらないと予想される。結果として行政側から求められる税額を納税しており、州間・地域間の違いなく農民からはほぼ悉皆的な納税がなされていると予想される（予測される結果3）。

農民と行政の関係性とそれに伴う信頼度は、権利保障をめぐる歴史的背景の違い及び税務上の執行体制の整備状況の違いに応じ地域によって大きく異なると考えられる。土地課税と権利に関する共通理解が社会内部で共有され、税務上の執行体制がより良く整備されていると想定される北部ティグライ州では徴税側（行政）は農民の信頼の獲得に成功しているものの、南部では、行政の遅れや権利保障をめぐる背景や土地への権利と課税に関する共通理解の違い、それと連動した土地及び税務上の執行体制の整備の状況が異なり、地域によって十分な信頼が得られていないところがあると考えられる。以上の点から、農民の行政に対する信頼度は、土地課税と関係した農民の権利の保障をめぐる歴史社会的背景、その政策的帰結としての税務上の執行体制の整備状況の地域社会間における違いと相関し、ティグライ州のように農民の行政への信頼度が高いところでは法令通りの履行がなされ、そうでないところ特にオロミア州の一部地域では法令からの逸脱が見られる可能性が高いと予測される（予測される結果4）。

これらの予測とその理由については、第5章で改めて詳述する。そして、これら4つの予測される結果についてケーススタディの調査結果を整理し、分析検証を行う。そして、ケーススタディの結果を説明する要因・背景について整理・考察を行い、歴史的背景の考察も合わせて、リサーチクエスションに対する回答、特に土地課税の在り方の差異を説明する要因に関する考察を改めて結

論（第6章）で示す。

その概要をあらかじめ示すならば、土地課税の在り方の差異を説明する直接的な要因は土地登記制度の整備状況とそれに基づいた税務上の執行体制の在り方である（これらは第5章における調査結果から示される）。そして、これらの要因に対して影響を与えるケーススタディの結果を説明する間接的であるが重要な要因は、歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障をめぐる、徴税側と納税側を含む地域社会内部の共通理解（及びそれと密接にかかわる徴税側と納税側の信頼関係）の状況、そして、その共通理解に基づいて土地登記制度と課税制度が政策の実施において各地域で受け入れられているかどうか、である。

ここで示した土地課税の在り方を直接的、間接的に説明する要因については、第2章から第4章を通じて論じ、それに基づいて上記のように第5章でケーススタディの結果についての予測を改めて示した上で、調査結果に基づいて考察を行い、第6章で示すリサーチクエスチョンへの包括的回答、すなわち結論の検討を行う。

第4節 本研究の意義

本研究の意義の第1の点は、本研究が既存のアフリカにおける農民への直接課税の在り方に関する研究の不足を埋めるものであるということである。あとで先行研究の検討を通じて確認するように、アフリカにおける農民への直接課税の徴税状況について国内の地域間の比較を行った研究は限られており、中でも、現代エチオピアの土地課税を対象とした先行研究は極めて少ない。わずかに存在する現代エチオピアの土地課税を対象とした先行研究は、その徴税の実際の状況に踏み込んで、徴税に関わる行政任務のどのプロセスにおいて法令からの逸脱の有無があるのか、また納税者側の納税への意識・態度に関する考察を行っていない。さらには、土地課税の基盤となるはずの地籍情報の捕捉とそれを支える土地登記制度の実態を把握し、その実態との関係で土地課税の在り方を考察した研究は皆無である。それらの点において、本研究は既存研究の不足を埋めるものであると言える。

本研究と関係する先行研究については第1章にて詳しく述べるが、アフリカ諸国における農民への直接課税の在り方について国内の地域間比較を行った研究には、Kjaer[2004]のウガンダの農民を対象とした対人課税（人頭税）を研究対象としたものがある。また、現代エチオピアにおける農民への直接課税の在り方について論じている研究もまた極めて少数ではあるが、アムハラ州とオロミア州の2州の課税額算出方法についての調査を実施し、オロミア州の調査対

象地間で課税額算出方法が異なることを確認した Daniel Kassafun[2006b]、そしてオロミア州における郡行政官の徴税における不正行為について報告している Emmenegger et al. [2011]の研究がある。

ここで示した2つの先行研究は、エチオピアの特定の州（オロミア州）において法令から乖離した徴税がなされている可能性を示しているといえる。他方で、これらの2先行研究では、主として税の需要側、つまり行政側の徴税方法の地域間の違いについて触れられてはいるが、徴税に関わる行政任務のどのプロセスにおいて法令からの乖離が見られるのかといった詳細な報告は無い。また、税の供給側（納税者）の納税の在り方については触れられていないし、法令から逸脱した徴税がなされる直接的・間接的な要因や背景についての考察は十分なされていない。

2点目として、本研究は、現代エチオピアの農民の状況を反映させた納税者像を想定し、歴史社会的背景が異なる地域における農民に対する直接課税の在り方について行政側、納税者側双方からの国内の地域間比較を行い、その差異の背景と要因についての考察を加えるもので、このような先行研究はエチオピアを事例としたものでは存在せず、他のアフリカ諸国を対象としたものでも希少であるという点である。

この研究を通じて同じ国内にありながら、それによる課税と土地への権利保障への共通理解の在り方、及びそのことを背景とした土地課税制度と関連する土地制度の整備の在り方に違いがある場合に、土地課税の在り方に相違が生じるという状況が明らかにできるものと考えられる。そのことは、アフリカ諸国における行財政制度の整備・浸透が不均等である状況を明らかにする契機の一つとなり得よう。

先述の通り、エチオピアは、アフリカ諸国の中でも農地を対象とした農民への直接課税制度が少なくともその一部において長く存続し、現在ではその制度が全国にわたって普及・存続している稀有な存在であり、この国の土地課税の研究はその点で学術的な意義があると言える。

さらに、第1章で述べるタックス・コンプライアンスや、個人レベルでの合理的選択論に関する先行研究では概して、自己の合理性に基づいて自由な意思決定ができ、また主権者として法令に基づく正当な納税義務の範囲・額を主張できるような納税者像が想定されているが、本研究で取り上げる現代エチオピアの土地課税の納税者である農民は、権威主義的国家体制の下で社会的、経済的に脆弱な立場にあり、教育水準も極めて低く、税制度に関する理解も不十分である。従って、上に述べた先行研究で想定される納税者像と、本研究における納税者像は大きく異なると言える。

本研究で想定する納税者像とは、社会的、経済的に脆弱で、非市民社会的な立場にあり、自己の合理性に照らして納税に関する判断を行う余地が乏しい農民である。既述の Bird は、土地課税は、行政側によって課税の基盤となる地籍情報が一旦把握されれば、納税者側から新たに情報の申告を求める必要は無く、他の税目と比較してタックス・コンプライアンスについて国家が要する費用は少なく、徴税の在り方の多くの部分は行政官の能力に依存する、と指摘しており、ここで Bird が想定する納税者像は上に述べた本研究で想定する納税者像と矛盾しないと考える。この点で、本研究は税の研究において有力な学説群とは異なった視点からの考察を加え、Bird が提起した納税者像に基づき、その点の実証的分析を深めるものとして位置づけることができる。

第5節 論文の構成

第1章では、本研究に関連する先行研究のレビューを行う。具体的には租税と国家についての幅広い研究（近代ヨーロッパで議論された租税根拠論、Bräutigam によって整理された租税に関する政治経済学の主要な5つのアプローチ（経済構造、政治体制、租税へのインセンティブ、タックス・コンプライアンスと財政契約モデル）を概観し、本研究への重要な示唆を与えてくれる先行研究を抽出し、そこからの含意を検討する。また、本論のテーマに近いアフリカにおける農民への課税及び土地課税そのものに関する研究、そして本論のテーマそのものであるエチオピアの土地課税に関する研究の検討を行う。これらの検討を通じて本研究にとって重要な含意を抽出し、本研究のすすめかたを整理し提示する。

続く第2章では、エチオピアの現政権成立以前の歴史を概観する。特に本研究の主題と大きくかかわる北部地域において形成された土地保有制度とそれと結びついた土地課税制度に着目し、その制度の南部地域への拡大の過程を明らかにする。そして北部地域と南部地域において歴史的に形成された土地課税に関わる文化、より具体的には農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の在り方がエチオピアの地域によって差異があるかについて検討する。そしてその検討の結果を受けて、本研究のケーススタディにおいて対象とする州を決定し示す。

次に、第3章ではポスト社会主義政権期、つまり現政権発足以降のエチオピアにおける政治経済状況について、農業に関する政策の推移を中心に概観する。具体的には、現政権における国家開発戦略、政治経済体制、行財政制度、そして社会経済発展状況を概観し、現代エチオピアにおいて納税者である農民の置かれている状況を検討する。また、州とその下位行政組織の公共財政について

連邦政府との関係において整理し、州政府の徴税へのインセンティブについての考察を行い、州によって公共財政の在り方に差異が無いかどうかを検討する。また、社会経済発展状況についても同様に、州によって経済構造や所得水準に差異が生じているかについて確認する。その上で、納税者である農民と、政府・行政機構の一般的な関係について考察する。

続いて第4章では、現代エチオピアにおける土地課税制度並びにそれに関連する土地登記制度を含む土地制度について整理する。また、本研究のケーススタディで対象とする2州（ティグライ州とオロミア州）における全体的な税の徴収実績と税務上の執行体制の整備状況、そして2州における土地課税の位置づけとその徴収実績について概観する。

第5章では、第4章までに明らかになった事項を整理し、本研究のケーススタディにおいて予測される結果を提示する。そして本研究におけるケーススタディの具体的な調査方法、調査内容、そして調査結果を示す。そして、提示した予測される結果に照らして、調査結果を整理し、分析する。そして得られた分析結果について、考察を加える。

最後に第6章では、提示したリサーチクエスションに対する回答を示した上で、本研究の学術的意義と課題について論じ、本稿の結びとする。

¹ 現代エチオピアにおける具体的な税目の名称としては、農業所得税（agricultural income tax）と土地使用料（rural land use fee）である。これらは農地面積に対応した税額で徴収されている。

² ケベレは郡の下位に形成される村落レベルの組織であり、独立した予算は無く正確には行政機構ではないが郡予算で雇用された行政官が配置されている。また、同レベルにおいても議会が存在する

³ この体制を作動し機能させるためには、課税対象である土地の地籍情報が正確に把握されていると同時に、各行政官の業務の杜撰さや怠慢による税の不徴収や法令と食い違った徴収、あるいは、行政官の自己の利益を追求する不正行為（横領など）による法令からの逸脱を排除する仕組みが整備されていなければならない。

⁴ なお、本研究ケーススタディにおいて、行政側の徴税に関わる行政任務の法の履行の在り方については、複数のプロセスに分け、プロセス毎に検証を行っている（第5章参照）。

⁵ 土地保有権を持つ農民は納税を行い、土地保有権を持たない小作は地主に対し小作料を支払っていた。

第1章 先行研究レビュー

本章では、本研究と関係があると想定される先行研究を整理する。まず、第1節では租税と国家についての議論を整理する。第1項では、エチオピアにおける租税が現在の国家－農民関係の中でどのように位置づけられるのかを検討するために近代ヨーロッパで議論された租税根拠論について概観する。続く第2項、第3項ではBräutigamの著書を手掛かりに、租税に関する政治経済学の主要な5つのアプローチ（経済構造、政治体制、租税へのインセンティブ、タックス・コンプライアンスと財政契約モデル）についての議論を概観し、本研究に重要な示唆を与えると考えられるアプローチ、先行研究について検討する。第2節では本論でのテーマにより近いアフリカにおける農業課税に関する議論を紹介する。最後に第3節にて正に本論でのテーマそのものであるエチオピアの農業課税に関する先行研究の整理を行うこととする。

第1節 租税と国家

第1項 租税根拠論

「人はなぜ税金を払うのか」という問いについて、近代ヨーロッパでは二つの租税根拠論が論じられた。本項では、その二つの租税根拠論、すなわち近代イギリスで主張された租税利益説と近代ドイツで提唱された租税義務説を概観する。

(1) 租税根拠論のはじまり

ヨーロッパ中世の封建社会において、徐々に商品経済が発達し、その中で商品経済に適応していく諸侯が現れた。その結果、諸侯の家計やその所領の財政は次第に貨幣を通じて運営されるようになった。そこで、貨幣化した財政に必要な貨幣（金銀）をどのように獲得していくかという財政学の芽生えが生じたのだという（武田・遠藤・大内[1964:44]）。

やがて絶対主義的中央集権国家が形成された。そこではまだ国家と王、国家財政と王の家計とは分離しないままであったが、その中で商工業が次第に発展し、同時に官僚制や軍備を保持するために必要な財政需要は増大していった。その結果、それらの財政需要をどの財源から満たすのか（公債なのか租税なのか）、租税であればどのように徴税を行うのかという議論がなされるようになってきた。こういった議論の場において、次第に社会の中で台頭するようになってきた商人資本は、税に関しても、自分なりの主張をするようになり、様々な要求を持つようになったのである。そして絶対王政の末期から資本主義の初期にかけて、それまで議論されることのなかった「国家はなぜ財産私有の原理か

ら見て異質的、例外的な租税の権利を持ち、国民はそれを納める義務を持つか」という問題－租税根拠論に関する議論－が取り上げられることとなった（武田・遠藤・大内[1964:46]）。

（2）租税利益説

資本主義が最も順調かつ先進的に発展したイギリスでは自由主義の思想があらわれ、同じ発展の傾向を持つほかの国々へ波及していった。自由主義的財政思想はその一部をなすものであるが、その中で国家は「必要な災厄」と位置付けられ、国家活動は国防、司法、最小限の公共土木事業などに限定されるべきであり、よって経費も可能な限り少なくすることが望ましいとされ「安上がりの政府」が理想とされた。そういった状況の中で租税根拠論が論じられはじめ、その中で資本主義初期のイデオロギーを代表するものが租税利益説である（武田・遠藤・大内[1964:48]）。

近代的租税国家は、封建的支配・所有関係を否定し、近代的財産権¹と課税権の国家による集中を前提とする。租税を「国家活動によって市民が受ける利益の対価」とし、租税は「支配－隷属関係に基づくものではなく、封建社会における貢納や夫役の義務を連想させる性質のものであってはならず、国民の自覚に基づく義務でなければならない」と主張するのが「租税利益説」である（島[1948:97]、三木[1992：5-6]）。この考え方に基づく、租税は「特定支出目的のために、国民の提供する金銭」として捉えられる。国民は議会を通じて支出目的を「承諾」し、それに対する金銭を提供するのである。よって、国家は「誰からどのように金銭を徴収するか」つまり成文化された法としての租税制度を、議会を通じ国民から「承諾」を受け（一般市民の租税承諾権、租税法定主義）、支払われた金銭がどのような支出目的に配分されるかを国民に対し情報を開示する（予算制度による公共財政の公開）という原則が導かれることとなる（小山[2001:142]）。

租税利益説は上に示したように17世紀から18世紀のブルジョワジー（資本家階級）の存在に裏付けされた財政理論であり、社会契約説を基礎とする市民的国家における徴税権と、市民的国家の下で確立した（ブルジョワジーの）私有財産権との調和論として、租税を国家が財産所有者に与える利益の対価として見る考え方である（餅川[2015:30]）。この租税利益説を課税の根拠として、アダム・スミスは租税の4原則（公平性、確実性、便宜性、最小徴税費）を提唱している（中井[2002:108-109]）。

公平性の原則は、租税の根拠及び配分を示しており、国家の保護（政府活動のもたらす一般的利益）が課税の根拠であり、「能力」又は「収入」に比例した

比例課税が租税の配分であるとされる。确实性の原則は租税が恣意的なものではなく、納税者を含め全ての人に明白で平易なものであること、便宜性の原則では、あらゆる租税の徴税は納税者にとって最も都合のよい時期、方法でなされるべきであることが示されている。确实性は主として、便宜性は専ら納税者（市民）の利益に即して要求されている。そして租税は公共サービスに対する反対給付とされ、最小徴税に留めるとする（藪下[2014:1300]、池田[1999a:18]）。アダム・スミスの4原則における租税体系²の特徴は、税負担の大部分を地主階級に帰着させている点である。地代課税は転嫁することなく地主が負担し、奢侈品課税は富裕な消費者が負担すると考えられた。つまり、「収入比例」とは具体的に地主への租税負担を意味していた（藪下[2014:1300-1]）。

(3) 租税義務説

その一方で、近代ドイツでは19世紀末から租税利益説に対する反対論が展開され、新たな租税根拠論が主張された。これが租税義務説である。この説は近代ドイツの有機主義的国家観³を前提として国家を個人の意思から独立し、時代を超越したものと見る（三木[1992:7]）。

イギリスと比較して遅れて資本主義化をすすめたドイツでは、資本主義化の過程を急速に促進する積極的な国家による介入が必要であった。後に帝国主義段階に入り、「高くつく政府」となったドイツにおいては、租税を「国家から受ける利益の対価」と位置付けることは困難であった。また、国家が資本主義の育成・維持のために積極的役割を果たし、その経費を賄うために徴収される租税の必要性を説明する必要があるあった。そこで新しい財政思想が体系化されていたのである（武田・遠藤・大内[1964:57]）。

この財政思想においては、国家は「個人の意思から独立し時代を超越した」ものであるので、国家活動に必要な経費は、単なる富の消費ではなく、「国民的生産力」を高め、「社会的正義」を実現するものであり、「高くつく政府」と経費の膨張を否定するものではないと考える（武田・遠藤・大内[1964:57]）。

また、この財政思想では、「高くつく政府」と膨張する経費を賄うべき租税を合理化するために租税を以下のように位置づける。すなわち、租税は国家の給付に対する単なる反対給付ではなく（つまり租税は単に国家活動によって市民が受ける利益の対価ではなく）、「人類最高の共同体たる国家を維持するために国民がその能力に応じて負担すべき義務であり、国家側から見ればそれによっていわゆる「分配の正義」を実現すべき手段」（武田・遠藤・大内[1964:57]）であるとするのである。このようなドイツ財政思想は、後に遅れて資本主義化を目指したイタリア、日本等に導入され、イギリス、フランス等の財政思想家

に対しても資本主義が帝国主義化するにつれて影響を与えたとされる（武田・遠藤・大内[1964:57]）。

租税義務説は上に示したように資本主義発展期におけるドイツで形成され、国家を個人の意思を超越する永続的なものと位置づけ、租税を国家の利益のために徴収されるものとして個人の打算を超越した崇高な義務と見る官房学的財政理論である（餅川[2015: 16-7]、山本[2013:21]）。

(4) 中世封建社会の荘園の経済から絶対王政の経済

後のエチオピアの歴史的背景の分析でも有益と考えられるので、中世封建社会における領主の家計とその領民との関係はどのようなものであったのか、ここで一度確認しておく。

中世封建社会においては、いわゆる荘園制度が社会関係の基礎をなした。土地の領有者たる領主は、農奴がその土地を占有し耕作することを認め、またその支配下にある地域の秩序の維持に対する代償として、農奴に対し奉仕義務を強いた。それらの義務は賦役、貢租、封建的諸負担に大別される。賦役とは労働地代を意味し、貢租は物納地代を意味する。封建的諸負担とは、領主側が貸すことのできる様々な細かい負担であり、領主側は農奴の人格の支配者であり、彼らはその封建的特権により農奴に対しさまざまな課徴をすることが出来たのである。領主は自らが治める地域の司法、軍事の権限を握っており、農奴の義務を容赦なく履行させることが可能であった。特権から得られる収入によりその支配下にある地域の秩序を維持した。

中世封建時代の領主らの家計は領主が治める領域（荘園）の経済と不可分であり、公私は未分離であった。領主の収入は経済外強制によって徴収されるものであり、その率や量、あるいは課せられる時期においても、慣習や伝統による以外は、合理的基準は無かった（武田・遠藤・大内 [1964:28-30]）。

やがて絶対王政の時代に入ると、その君主の支出は戦争や浪費によって増大していった。そこで君主らは収入の増加をはかる必要に迫られ、商工業の保護助長政策を講じるなどして特権的収入をあげるようになる。しかし、この政策は新興ブルジョワジーの台頭に拍車をかけ、かれらの実力を強化することとなった。その結果、君主の財源はブルジョワジーの支配下に置かれることとなり、かつては例外的であった全国的課徴（商工業の保護助長政策などを通じ得られる特権的収入）に絶えず依存しなくなってきた。しかし、全国的課徴を負担するのは主としてブルジョワジーであり、彼らは自らの代表者を等族会議に送り、王室の会計、君主の政策について交渉を行うようになった。彼らは課徴に応じる代償として、君主の支配権を弱体化させ、また封建的特権を奪う

ことに努めた。

このように中世ヨーロッパではブルジョワジーの強化を伴いながら、経常的、全国的な租税制度を形成していったのである。そしてそれは支出に対しても等族会議などで交渉を行う存在の台頭を許すということを意味した（武田・遠藤・大内 [1964:28-31]）。

(5) 租税根拠論からの本研究への含意

ここで述べた二つの租税根拠論はともに近代ヨーロッパにおける国家とその財政の在り方から主張されるものである。よって、現代エチオピアが置かれている状況とは共通する点もあるが異なる点も多い。

まず租税利益説が主張された近代イギリスとの比較で見ると、共通する状況としては、現代国家エチオピアは政治的に少なくとも形式的には民主主義体制を取る国家であり、したがって財政的にも民主主義体制をとる国家であるという点である。ここでいう財政の民主主義体制には、封建的收入体系の全廃、身分的免税特権の廃止、予算制度による公共財政の公開、負担の平等、一般市民の租税承諾権が含まれる。

エチオピアでは1974年のエチオピア革命時において封建主義収入体系と身分的免税特権については取り払われたと言え、また現政権においては予算、財政収支はメディアを通じ国民に公開されている。1995年からは複数政党制による政治制度が定められ、国民は5年毎に普通選挙によって代表者（議員）を選出し、国会を通じ税法は（国民の代表者によって）承認され施行されている。また、直接税は基本的に累進税となっており、国民の負担能力に応じた課税制度であるといえる。ただしここで述べた、議会代表制を通じた納税者の承諾や税負担の平等については、あくまでも制度上の話であり、実際には複数政党制選挙は実現されているとは言えず（この点については本稿第3章で詳しく述べる）、公平な税制度の施行についても疑問がもたれる状況である。

次に相違点についてであるが、第一に、イギリスで見られたような資本主義の発展による産業資本の確立がなされていない。また、地租に関して言えば、実質的に借地人によって税が前払いされるにせよ、納税者となるのは地主階級であり、この点において本研究で取り上げる現代エチオピアの農業課税（農地を対象とした課税：土地課税）の納税者の状況とは大きく異なる。現在のエチオピアの農業課税を負担するのは人口の8割を占める農民であり、非識字者を多く含む。

したがって、租税利益説が議論された近代イギリスにおける国家－市民関係（都市ブルジョア（政治・経済エリート）によって代表される）と現代エチオ

ピアにおける国家－農民関係は大きく異なるといえ、租税利益説がもつ内在的特質としての租税の支出の側面を視野に入れるような議論⁴が行われる土壌をはぐくむことは難しいと考えられる。

加えて、現代のエチオピアの公共財政の少なからぬ部分は対外援助に依存しており、国家財政に関して国家（政府）と交渉を行うステークホルダーは国内のステークホルダーだけではなく、援助ドナーも含まれ、公共財政に関する交渉はより複雑なものとなっている。そして、エチオピアを含めた開発途上国においては、国を超える国際的な理念（たとえばミレニアム開発目標）の適用が求められ、その枠組みの中でのナショナル・ミニマムの達成が求められる。よって、国家財政の独自歳入の規模如何に依らず、近代イギリスにおいて想定されていたような「小さな政府」たりえないという状況がある。そして、「国家」の外にある「国際社会」との関わり合いが現代国家エチオピアの自律性に影響を与えていることを認識しておく必要がある。

次に、租税義務説が唱えられた近代ドイツと現代エチオピアとを比較すると、共通する状況としては、他国に遅れて資本主義化を行い、これを急速に推し進めるために国家による積極的な介入を行っている、という点である。エチオピア現政権は発足当時より国家主導による開発主義国家体制をとっている。経済の後進性、そのために国家の積極的役割を強調するという点では方向性を同じくすると考えられる。

その一方で既述のように、現代エチオピアは少なくとも形式的な制度上は、現行憲法において複数政党制を導入し普通選挙で国民の代表を選出する民主主義国家である。よって一義的には国家は国民に対し説明責任を果たすことが求められるが、近代ドイツは君主制を取り、普通選挙の実施には留保を付ける必要がある。そういった観点からも、現代エチオピアは近代ドイツとも若干異なる状況にあるのかもしれない。しかし、後述するようにエチオピアの統治は、実質的にはかなり権威主義的な性格のつよいものであり、上記のような相違点はそれほど大きなものではない、とも考えられる。

まとめると、現代エチオピアの置かれている状況は租税利益説が形成された近代イギリスとも租税義務説が提唱された近代ドイツとも異なる。経済の後進性、援助依存からの脱却という国家の目標に照らして考えると、現代エチオピアでは国家の積極的役割が強く打ち出され、また、中央集権的な国家体制を取るという点からも納税者の義務が強調される傾向にあると考えられるだろう。

その一方で、現代エチオピアにおける国家－農民関係は他の多くの開発途上国と同様に、理念型の近代国家とは異なる。公平な選挙を通じての市民の代表の選出、行政・官僚機構による公平かつ効果的な公共財の提供が適切になされ

ていない可能性が高く、市民と国家間の交渉（やり取り）は希薄であるといえる。そして本研究で対象とする農業課税の納税者である農民は、教育水準が低く多くの非識字者を含む。彼らは権威主義的な国家体制の下で社会的、経済的に脆弱な立場にあり、理念型の近代市民社会の一員として想定される納税者（＝主権者）たり得ないという状況がある（この点については第3章で詳しく述べる）。

従って、現代エチオピアは上に示したように、相互のやり取りが希薄な国家－農民関係の下、「国家」の外にある国際社会からは、国民の利益を守り、中でも租税を民主的に徴収し、公的資金の使途についての説明責任を果たすことが国家には求められている状況にある。こういった国家の特徴を考慮に入れたうえで、現代エチオピアの農業課税（農地を対象とした課税：土地課税）の在り方について検討していく必要があるだろう。

第2項 経済構造、政治体制、インセンティブ

Bräutigamはその著書において、租税に関する政治経済学には5つの主要なアプローチがあると述べている（Bräutigam [2008:4]）。これらのアプローチは先進国の経験から導き出されたものであるが、近年では開発途上国を研究対象としたものも見られる。

本項では、それら5つのアプローチのうち、国家－租税関係をマクロな視点で捉える3つのアプローチ、①経済発展状況、経済構造と租税との関係性を分析するもの、②政治制度と国家の能力や租税制度の違いの説明を試みるもの、③戦争や脅威、資源を支配者たちによる税の官僚制度近代化のインセンティブとして捉えるものを概観する。その上でこれら3つのアプローチの本研究に対する含意を検討することとしたい。これら3つのアプローチを概観するのは以下の理由による。

租税は国家による安全保障の確立や基本的サービスの提供を行う為に必要な資源を市民から徴収する仕組みである。国家が誰からどのように徴税を行うのか、そして国家がどれほどの徴税へのインセンティブを持つかは、それぞれの国によって異なる。経済発展状況や経済構造が異なれば形成される租税制度も異なるものになり、徴税効率も変化する可能性がある。また、政治制度の違いは租税制度や国家の徴税能力に影響を及ぼし、その結果、国家－市民関係にも影響を与える可能性がある。

本研究で研究対象とするのは、現代エチオピアにおける農業課税制度⁵であり、納税者は教育水準、所得水準ともに低い農民である。また前項でも述べたが、エチオピアは、制度上は民主主義をとるが、実際には民主主義体制は十分

機能していないといえる。このような状況下で、納税・徴税行為を通じどのような国家－農民関係が形成されているのかを検討するに当たり、国家－農民関係に影響を及ぼすと考えられる上記3つの要素（経済構造、政治制度、徴税へのインセンティブ）についての先行研究を参照し含意を得ることは本研究に有益であろう。

(1) 経済発展状況、経済構造と租税

第一のアプローチは、国家の経済発展状況、経済構造と租税との間の関係性を分析するものである。

援助依存の高い国々ではtax share（租税負担の国民所得に占める割合）は目標設定の基準となっている。tax shareが低いということは、徴税可能な領域が未使用（unused potential）、または徴税への取り組み（tax effort）が低いことと同義とみなされる。同時に、各国の経済構造はその税収に大きな影響を及ぼす。規模の大きい産業活動は小規模な農業よりも徴税しやすく、そのコストも相対的に安い。

Bräutigam [2008] でも触れられているが、Stotsky and WoldeMariamは、上記のような理論的枠組みを元に租税負担の国民所得に占める割合（tax share）を被説明変数として、サブサハラ・アフリカ43カ国のパネルデータを用いて経済構造が被説明変数に及ぼす影響の回帰分析を行っている。その結果、農業の国民経済に占める割合（農業シェア）、鉱物生産シェアはtax shareにマイナスに働き、輸出シェアと一人当たり所得はプラスに働くことが確認されている。また、これに加えて、Stotsky らは政治制度や市民の政府に対する考え方がtax shareに影響を与える可能性を指摘している（Stotsky and WoldeMariam [1997]）⁶。

また、Ghuraは、サブサハラ・アフリカ39カ国を対象とし、Stotskyらと同様に各国のtax shareを被説明変数とし、経済構造、並びに政治的ガバナンスの変数を説明変数として回帰分析を行っている⁷。その結果、経済構造に占める農業シェアと一人当たり所得はtax shareに対しマイナスに働くが、鉱物生産が経済構造に占める割合はプラスに働くという結果を示した（Ghura[1998]）。

Mooreによると、その他の時系列的な分析及びいくつかのクロス・セクトラルな分析⁸においても、より豊かな国、特に比較的農業が経済構造に占める割合が低い国々は、国民所得をより高い割合で税として取り込むことに成功していることが実証に基づき、主張されている。また、農業が主体の低所得経済においては、公共性や官僚構造が脆弱で、経済取引の文書や電子記録、金融制度へのアクセスがない小規模な企業体（または個人）で経済が構成されており、強制的な手段に訴えることなくして徴税を行うことは難しい。よって、開発途上

国の国家機関は強制的な徴税に走る傾向があるのだという (Moore [2007:26])⁹。このMooreの説明は、本研究で取り上げる現代エチオピアの農業課税の特質を検討するうえで有益なものであろう。この点については、本章第2節で振り返ることとする。

Gupta[2007]、Bornhorst et al.[2008]、Bird et al.[2004]らの研究においても、農業の国民経済に占める割合（農業シェア）がtax shareに対しマイナスに働くことが確認されている¹⁰。

ここで示されるように、経済発展状況、経済構造は徴税のパフォーマンス (tax share) を規定する主要な要因の一つであることは間違いない。しかし、Stotskyらが指摘するように、また、Ghura[1998]、Gupta[2007]、Bornhorst et al.[2008]、Bird et al.[2006]、Knack[2009]¹¹らの実証分析において政治的ガバナンスに関する説明変数が含まれていることから、本項の冒頭で示した第二のアプローチ、すなわち各国の政治制度やガバナンスの在り方もまた徴税のパフォーマンスを規定する要因であるといえる。次にこの点について述べる。

(2) 政治制度と租税

第二のアプローチは、政治制度の（しばしば歴史的な）分析を通して、国家の能力や租税制度の違いの説明を試みるものである。

先進国を対象とした研究では、Steinmoがスウェーデン、アメリカ、イギリス3カ国の税制度に関する政治研究を行い、Tillyらが主張する戦争の影響を認めるものの (Tilly[1985])、3カ国の租税制度は系統的に異なり、民主主義的政治を支える制度（憲法、選挙制度、議員委員会など）の国による違いがこれを説明すると主張している (Steinmo[1993])。Steinmo and Tolbert は、先進国においては政党政治のあり方が課税水準に大きく影響を及ぼす¹²としている (Steinmo and Tolbert [1998])。

途上国やアフリカ諸国を対象とした研究を見ると、Cheibub¹³はアフリカ諸国を含めた108カ国を分析対象として¹⁴税負担率を、徴税能力を示す被説明変数とし、経済構造、政治体制、財政構造を説明変数として回帰分析を行い、政治体制の違いは徴税能力に独立して影響を及ぼさないことを示した (Cheibub[1998])。Gouldは、政党政治の在り方の影響は途上国においては消滅するとし (Gould[2001])、上述のSteinmo and Tolbertとは異なる結論を導き出している。Fauvelle-Aymarは対象を途上国に限定しCheibubと同様の分析を行い、独裁主義的国家の税負担率は民主的な国家よりも高いことを示した (Fauvelle-Aymar [1999]) が、Thiesはそれとは逆の結論に到達している (Thies[2004])。

Garcia and Halddenwangは、1990年から2008年までの131か国のパネルデータを用いて政治体制（民主的か、独裁的か）がtax shareに及ぼす影響を分析し、政治体制はtax shareに影響は及ぼすが、線形相関ではなく、民主的な政治体制を取る国家が独裁的な政治体制をとる国家と比較して、tax shareは必ずしも高くないという結果を示している（Garcia and Halddenwang [2015]）。

Baskaran and Bigstenはサブサハラ・アフリカ31か国のパネルデータ（1990年－2005年）を用いて分析を行い、財政能力（税収の対GDP比）は汚職の削減に対し正の効果を及ぼし、民主主義を増進させるとしている。また民主化が促進されることにより、行政の説明責任を要求する市民の声が高まり、行政の質が向上するとする（Baskaran and Bigsten[2013]）。これは、政治体制がtax shareに影響を及ぼすとする既出の研究とは逆の因果関係に着目するものであるといえ、税を通じた国家－市民間相互のやり取りの中で国家社会関係が形成される可能性を示しているといえるだろう。

Piccolinoはベナンを対象に民主化と歳入との関係について分析を行っている。ベナンでは1990年代から民主化プロセスが適切にすすめられたのだが、民主化が歳入増加に及ぼした影響は主として間接的なものであり、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）主導で実施された税制改革や国家経済におけるフォーマルセクターの拡大が、より直接的に大きな影響を及ぼしたと指摘している。他方で、民主化がベナンの税務行政をより市民に近いものにし、受容されやすいものとする改革（租税制度・手続きの簡素化、中小企業事業主を対象とする税務署の設置、納税者をパートナーと捉える税務行政官の意識改革など）を促進したと指摘されている（Piccolino[2014]）。

上に示した先行研究からは、政治制度と徴税能力の相関関係については確たる結論が出ていないと言える。民主的な国家体制であっても、徴税を行う行政が非効率であったり、納税者の不履行が頻繁に起ったりするようであれば、国家の徴税能力は低くなるであろうし、独裁的な傾向が強い国家であっても、効率的な徴税機構があり、納税者の不履行を効果的に抑止する能力がある国家であれば徴税能力は高いものとなる。しかし、Piccolinoが示しているように、民主化と行政改革が併せて実施されれば、国家の徴税能力は需要者側からも供給側からも強化され得るといえ、市民と国家間はより強く（信頼や社会関係資本といったものによって）結び付けられると考えられる。

したがって、経済構造と政治体制の2つの要因では、国家の徴税の在り方は十分に規定されないと考えられる。Steinmo[1993]を含め複数の研究では¹⁵、歴史的遺産が租税、国家能力、ひいては国家社会関係を形成するとの立場を取る（Bräutigam [2008:19-22]）。これらの多くは植民地支配の歴史的遺産に着目して

いるものだが、本研究では、現代エチオピアの州以下の地方行政組織で徴税される農業課税を研究対象としており、仮に、エチオピア国内の地域で租税に関する歴史が異なるとすれば、それは現代エチオピアにおける土地課税の在り方にも影響を及ぼしている可能性があると言える。

また、Picollinoの研究結果から示された、行政側（税を需要する側）の在り方が税の徴収実績、ひいては国家－市民間の関係性を（信頼や社会関係資本といったもので）強める可能性があるという点、またBaskaran and Bigstenによって示された、税を通じた国家－市民間相互のやり取りの中で国家社会関係が形成される可能性があるという点は本研究に重要な示唆を与えていると考えられる。これについては本章の小括で振り返ることとする。

(3) 租税へのインセンティブ（戦争・脅威、資源、援助）

第三のアプローチは、戦争や、脅威、資源を支配者たちによる税の官僚制度近代化のインセンティブとして捉えるものである。TillyやBrewerはイギリスやフランスの歴史を参照し、「戦争が国家を形成し、国家が戦争を形成する」と主張する（Tilly[1985]、Brewer[1989]）。Herbstによると、アフリカ諸国には、ヨーロッパにおいて支配者たちの徴税の増強を促進する役割を果たした外部からの脅威のようなものが不足しており、よって全国的な課税システムなどの効率的な統治を通じての歳入動員圧力が低いのだという（Herbst[2000]）。

Bräutigamは、戦争・脅威に加え、資源収入が歳入動員に及ぼす影響についても指摘している（Bräutigam[2008:16-19]）。天然資源から得られる歳入や外国企業に対する課税によって歳入が容易に確保される国家では、納税者との交渉を行い、財政の説明責任を確立し、独立した生産者を支援する政策や直接的な資源の配賦を可能とするような官僚機構を構築する必要性が無い。したがって、徴税へのインセンティブは低いものとなる。

これは、前掲¹⁶のBornhorst[2008]やKnack[2009]の分析結果から得られる結論と一致していると言える。その一方で、Botlholeらはサブサハラ・アフリカの45か国を対象としてtax shareを被説明変数として分析を行い、行財政制度の質（institutional quality¹⁷）が低い場合において、天然資源歳入の増加はtax shareに負の影響を及ぼすという結果を示している（Botlhole et al.[2012]）。このBotlholeらが示す結果は、徴税を行う国家において、天然資源歳入（レント）の流入による徴税へのインセンティブの低下があったとしても、行政の質が高ければ、tax shareに及ぼす負の効果を打ち消すことが出来ることを示唆しているといえる。

また、天然資源からの歳入をレントと捉えるならば、援助資金も同様に国家

の徴税へのインセンティブに負の影響を及ぼすと考えられる。既述のBornhorst[2008]、Knack[2009]では援助の流入は徴税能力に負の影響を及ぼすという結果を示すが、Gupta[2007]では低所得国においては、援助流入は正の影響を及ぼすという逆の結果が示されており、明確な結論は出ていないといえる。これは既述のPiccolino[2014]が示すベナンの事例のように、援助受入国において適切な行財政改革が実施されたか否かも関係してくるところであろう。

(4) 先行研究からの本研究への含意

まず、国家の経済構造と租税との間の関係性についてであるが、まず重要なことはエチオピアを含めサブサハラ・アフリカ諸国の産業構造に占める農業の割合は、他の地域の開発途上国と比較しても高く、エチオピアは中でもとりわけ高いという点である。2010年においてエチオピアの農業の付加価値生産が経済全体に占める割合は44%であり、サブサハラ・アフリカの開発途上国平均の14%を大きく上回る¹⁸。先行研究から示される結論としては、経済構造に農業が占める割合が大きい国は税負担率が低いという点であった。本研究で取り上げるケーススタディはエチオピアの州とその下位の行政組織であり、着目する税目は農地を対象とした課税（土地課税）であるため、本研究の議論に直接的にこの結論が関係することは無いが、州レベルの税負担率についての検討を行う際にこの立場に立ち検討を行うこととする。

また、Moore[2008]が指摘している点であるが、農業への課税は他セクターへの課税と比較し公共部門に捕捉されにくく、相対的に徴税コストが高くなり、強制的手段がとられやすい傾向にあり、徴税が非効率となり得る点が確認された。この点は農業セクターが経済的にも、人口の面でも極めて大きな位置を占めるアフリカおよびエチオピアを考える際に非常に重要な点である。このような特質が農業課税にはあるという前提に立ち、本研究をすすめることとする。

次に、政治制度の分析を通じた国家の能力や租税制度の違いを説明しようとするアプローチについてであるが、このアプローチは、一つの国の異なる地域（同じ政治制度を持つ主体）を分析対象とする本研究においては、直接的に関係するものではないと言えるだろう。

しかし、既に示した点であるが、本研究で取り扱う現代エチオピアにおける農業課税が、異なる地域（州、県、郡）でそれぞれどのような歴史過程を経て形成されてきたかについては考慮しておく必要があるだろう。Steinmoらは、政治制度の形成（その起源）については、歴史的遺産、決定的な分岐点（critical juncture）、そして経路依存の重要性を指摘しているが、これは租税制度の形成についても同様のことがいえるだろう。

よって、本研究の中では次章にてエチオピアの租税制度、特に農地を対象とした課税（土地課税）制度に焦点を当て、その歴史的成立過程を概観し、分析の枠組みの検討を行うこととする。

また、行政（税を需要する側）の在り方が税の徴収実績に影響を与え、ひいては国家－市民間の関係性を強める可能性があるという点を示したが、農業課税は行政側によって強制的な手段による徴税がなされやすい租税であることを考えると、国家－市民間の関係性を強めにくい租税であると言える。しかし、仮に現代エチオピアにおいて農業課税を徴収する行政（税を需要する側）の税務上の執行体制に地域間で差異があるとすれば、地域間で国家－農民関係の在り方にも差異がある可能性を示すと言える。この点については、本研究の最終的な考察において振り返ることとしたい。

最後に、第三のアプローチ、戦争や脅威、資源を支配者たちのインセンティブとしてとらえるものである。この点についてエチオピアとの関連で述べておくと、アフリカ諸国においてもHerbstが言うように戦争や外部からの脅威が皆無であったわけではなく、エチオピアはオガデン戦争、エリトリアとの国境紛争を経験しており、現在でもその緊張関係は続いている。

Mooreは、「脅威が（徴税）能力をけん引する」という主張には例外があり、とりわけサブサハラ・アフリカにおいては国内外の脅威が国家の崩壊につながったと述べており（Moore[2008:34]）、Herbstらとは異なる立場を示している。しかし、本研究は、エチオピア国内における農地を対象とした課税（土地課税）を研究対象としてエチオピア国内の地域比較研究を行うものであり、戦争や脅威はひとまずは問題にはならなくなっているといえよう。

他方で、資源歳入や援助も国家の徴税への、インセンティブに影響を与える要素である。本研究で取り上げる現代エチオピアの州以下の行政組織は、連邦政府からの地方交付金に大きく依存している状況がある。自己財源では無い外部資金の流入もまた徴税へのインセンティブに影響を与えると想定される。本研究の中で主に取り上げる二つの地域－ティグライ州とオロミア州における現在の徴税に関するインセンティブの在り方についてもこの点を踏まえ考察を行う必要があるだろう。この点については第4章で取り上げることとする。

また、近代、そして現代のエチオピアが成立する過程において税の官僚制度近代化のインセンティブがどのように働いたのかを歴史的な概観を通じて考察することは、エチオピアの租税をより良く理解するうえで有用であろう。

第3項 タックス・コンプライアンスと財政契約モデル

本項では、前項でも紹介したBräutigamの著書における租税に関する政治経済

学における5つの主要なアプローチのレビューに基づき、残り2つのアプローチについて概観する（Bräutigam[2008:4]）。一つは政府の徴税能力を説明するものとして納税者の支払い意欲（タックス・コンプライアンス）に着目するもの、もう一つは財政契約モデルである。

これら2つのアプローチは、租税の供給側により強く焦点を当てたものである。人はなぜ納税するのか、そしてそれが自主的な納税なのか、又は行政（需要）側の強制の結果としての納税なのかは、おそらく国家間、地域間によって違いがあると考えられる。これら2つのアプローチを概観し、本研究における納税者側の状況の検討への含意を得ることとする。

（1）タックス・コンプライアンス

タックス・コンプライアンスの研究における初期には納税者の懲罰行為に対するリスクの認識が重視された（Allingham and Sandmo [1972]）が、のちの研究者たちによって社会的要因が追加された（Andreoni、Erard and Feinstein [1988]、Feld and Frey [2002]）。ここでいう社会的要因には道徳的責任感、税制度の公平性の認識（他の納税者が同様に納税行為を行うか）、信頼基盤（納税者が政府を信用する度合い：政府が税金を賢明に使っているか、納税者の利益となるような公共財へ支出しているか）などが含まれる。この社会的要因に着目するアプローチは大きく2つ分けられる。

そのひとつは、イデオロギー、価値観や文化などが、現在の国家－社会関係とは別に納税への姿勢に影響を与える要素として捉えるものである。これは、Levi、Putnamに代表される研究者らによって主張されている（Levi[1988]、パットナム[2001]）。Leviは、人々の「公共心」や「規範的信念」が納税意欲を動機づけ、それにより福祉国家における強い信念をもつ市民はより高い税率への納税意欲を持つ、と主張する（Levi[1988]）。Cummingらは、実験的手法を用いてボツワナと南アフリカを事例として一般市民の租税に対する姿勢の比較研究を行い、2国間の差異が租税制度や執行体制ではなく社会規範によって説明されるとしている（Cumming et al. [2007]）。

また、Alm and Chandlerは、先進国34か国を対象に企業におけるタックス・コンプライアンスを被説明変数としてタックス・モラル¹⁹という概念を用いて分析を行っている。その結果、タックス・モラルがタックス・コンプライアンスに対し正の効果を及ぼし、強制的効果はタックス・コンプライアンスに対し相対的に低い効果しか及ぼさないという結論を示している（Alm and McClellan [2012]）。

Besley and Perssonは、先進国、開発途上国を含めた国々（86－125か国）を分

析対象としてtax shareを被説明変数、過去の戦争の年数、民族の多様性、行政の権限への制約を説明変数として分析を行っている。その結果、戦争年数はtax shareに対しプラス、民族の多様性はマイナスに働いたという結果を示している。彼らはナショナル・アイデンティティや、共通の利益（common interest）などが社会の「規範」を形成し、個々の納税者のタックス・コンプライアンスを代替する、つまり個人的なインセンティブと社会規範の間には相互作用があり、社会規範がタックス・コンプライアンスに影響を与えるという結論を示している（Besley and Persson[2014]）。これは、納税者個人のタックス・コンプライアンス（支払い意欲）が個人の属する国家や地域、民族といった集団により規定され得ることを示していると言える。

社会的要因に着目するタックス・コンプライアンスに関する研究の二つめの切り口は、政府の行政の在り方を通じて形成される納税者意識を強調するものである。Slemrodは、政府の正当性や税制度の公平性に関する納税者の認識、予算配分への期待度²⁰がタックス・コンプライアンスへ影響を与える、と主張する（Slemrod[1992]）。Alm and Torglerは、ヨーロッパとアメリカ諸国を対象とした研究において、地下経済やインフォーマル・セクターが巨大な国においては、税に関する道德観が低く、フォーマルセクターにおいても、脱税行為がより多く見られると論じ、これは先に示したSlemrodの主張と一致するものであるといえる（Alm and Torgler[2004]）。

これらはいずれも政府の行政の在り方がタックス・コンプライアンスへ影響を与えている点を指摘しているものである。ここで言う「行政の在り方」には当然のことながら市民（納税者）へのサービスの提供も含まれ、これは次に述べる財政契約論とも深く関連するものであるといえる。

(2) 財政契約モデル

最後に、Bräutigamが財政契約モデル（fiscal contract models）と呼ぶアプローチについて述べる。このアプローチは、支配者たちは歳入を最大化させようとし、納税者たちは納税を最小化させようとするという集団行動問題として租税の理論を構築するものである。西ヨーロッパやアメリカでは、市民革命や民主主義の発展の過程を通じ、社会契約としての課税の役割が定着してきたのだという（Bräutigam[2008 : 12-15]）。

前項の第三のアプローチでも触れたが、初期の近代ヨーロッパの支配者は戦争を戦うために貿易、財産、そして大衆（人頭税等を通じて）への増税を行い収入を得ようとした。貿易や財産への課税は多くの税収を見込めるものであったが、増税には（納税者の）「承諾（consent）」が必要であり、そのためには「交

渉 (negotiate) の必要があった。貴族院議会はこの「交渉」を行うために構成された。納税者のうち、民主主義を通じて自己の関心が代表されると信じるものは納税に前向きであり、同時に納税が代議権を得るものだと信じる。植民地時代のアメリカはこの代議権を得るために植民地政府との交渉を繰り返した。財政契約の要素としては代議権の他に公共サービスや、準公共サービス（消費者や生産者に提供される利益）なども含まれるであろう (Bräutigam[2008:12])。

この考え方には二つの潮流がある。第一の潮流は、広範な社会・経済的な国家要素を多かれ少なかれ歳入に関わる取引（交渉）を促すものとして捉えるものである。Mooreは、戦争、移動資産、政治の安定性、国家機構の大きさと複雑性、経済の近代化、経済的レントを歳入に関わる取引（交渉）を促す要素として分析を行なっている (Moore[2008])。

第二の潮流は、Leviに代表されるように、個人レベルの合理的選択を下敷きとするものである (Levi[1988])。Leviの主張によると、支配者は略奪的 (rulers are predatory) であり、人々から可能な限り多くの歳入を得ようとする。他方、納税者たる市民の納税行為は、複数の規範・誘因・制裁が常時複雑な形で存在するために「準自主的」なものである。納税者は多少なりとも支配者から納税への見返りとしてサービス（安全保障や他の公共財）が提供されることを期待し、納税行為を行うのだという (Levi[1988:3-4])。

ここで本項での議論を進めるために、Leviの議論をより詳しく参照しておきたい。Leviは支配者が利潤（税収）を最大化するための制約として、①交渉力 (bargaining power)、②取引費用 (transaction cost)、③割引率 (discount rate)²¹ をあげている。そして取引費用（組織運営にかかるコスト）として、交渉コスト、歳入源の計測にかかるコスト、モニタリングコスト、代理人経費 (agency cost)、強制コスト (enforcement cost)、準自主的 (quasi-voluntary) な納税を促すコストをあげており、準自主的な納税がみられれば、強制コストは軽減されると主張している (Levi[1988:10-40])。

こういった個人レベルの合理的選択を下敷きとした財政契約モデルの研究は先進国を研究対象として始まっているが、近年では途上国を対象としている研究もある。

Timmonsは途上国を含めた90カ国のデータを用いて回帰分析を行い、その結果、租税制度の在り方と政府による社会サービスの提供との間に交渉関係が見られるとしている (Timmons[2005])。

Fjeldstadらはタンザニアの6郡を対象に2003年と2006年に調査を行い、2006年における納税者の支払い意欲は2003年より高く、それは部分的にはサービス・デリバリーの改善（特に教育、保健、法と秩序）によって説明され、また

部分的には過度に厳しい徴税の減少によって説明されるとしている。しかし2003年、2006年いずれの調査においても市民は、汚職を彼ら・彼女らの政府や行政官に対する信頼（の認識）において潜在的に重要な問題として捉えており、したがって汚職は間接的にタックス・コンプライアンスにも影響を与えると述べている（Fjeldstad et al.[2009]）。

Bodea and Lebasは、ナイジェリアの11の都市で個人レベルの税に対する支払い意欲に関する調査を実施し分析を行っている。その結果、公共財の提供や効率的な税の使用は納税者の支払い意欲を増加させることが確認された。加えて、サービスや安全保障がローカル・コミュニティによって提供される場合、つまりコミュニティが国家の果たす役割を代替する場合、納税者の支払い意欲は低下することが示された（Bodea and Lebas[2013]）。

Fjeldstad et al. [2009]、Bodea and Lebas[2013]は共に行政サービスの改善がタックス・コンプライアンスの向上に繋がるという結果を示している。また、Bodea and Lebas[2013]は、ローカル・コミュニティの在り方がその地域のタックス・コンプライアンスを（少なくとも部分的に）規定することを示しており、これは既述のBesley and Persson[2014]の主張と一致するものとも言える。

Timmons and Garfiasは、ブラジルの財産税についてブラジル地方自治体のパネルデータを用いて分析を行い、その結果、地方自治体による公正な監査報告は歳入を増加させ、汚職の発覚は歳入を減少させるとしている。また、汚職の発覚は、地方自治体が参加型の予算編成プロセスを取る可能性を高めるとしている。これは市民の持つ政府の誠実性に関する情報が、歳入に影響を与えることを示しており、徴税側（行政）の制約がtax shareに影響を及ぼすことを示していると言える（Timmons and Garfias[2015]）。

Coolidge and Ilicは、南アフリカの小規模事業主を対象とした研究を行い、インフォーマル・セクターにおいては、納税をすることによって公共サービスへより良くアクセスできると考える度合いが高い、又は同業者が納税していると信じる度合いが高い小規模事業主は、将来的に納税義務を果たす意思が高いことが確認されたとしている（Coolidge and Ilic[2009]）。

ここで示したTimmons and Garfias[2015]、Coolidge and Ilic[2009]は共に、徴税行為を含めた行政の公平性（や公平性への認識）がタックス・コンプライアンスに影響を及ぼすことを示しているといえる。

しかしその一方で、国家と社会の間の財政契約関係は見られないとする研究結果もある。Kjaerのウガンダの地方行政を対象にした研究ではTimmonsが主張するような財政契約関係で税収は説明されず、長期間にわたり形成された徴税に関する能力（制度）により説明されると結論付けている（Kjaer[2004]）²²。

また、Hlope and Friedmanは、民主化以降の南アフリカの徴税について研究を行っている。その結果、南アフリカでは民主化以降、税収の増加が見られたが、これは納税者である市民との交渉や納税者に対するサービスの提供を通じて達成されたのではなく、行政改革を通じて強化された納税者の懲罰行為へのリスク認識と民主化以前に形成されたと考えられる納税者意識がコンプライアンスの改善に寄与しているという結果を示している（Hlope and Friedman [2002]）²³。

(3) 先行研究からの本研究への含意

まず、タックス・コンプライアンスについて検討する。本研究で取り上げる租税は農地を対象とした課税（土地課税）である。次節で詳しく述べるが、発展途上国の租税に詳しいBirdは、土地課税のタックス・コンプライアンスについて国家が要する費用は、他の税目で求められるものより少なく、徴税のあり方の多くの部分は、行政官の能力に依存するのだという（Bird[1974:248-249]）。これは、前項で指摘した行政（税を需要する側）の在り方が税の徴収実績、ひいては国家－市民間の関係性を強める可能性があるという点と関わる点である。

Birdが主張するような立場を取るならば、現代エチオピアにおける農業課税においては、納税者の自主性（支払い意欲）とは関係なく、タックス・コンプライアンスは担保されやすいということになる。本研究ではエチオピアの異なる州とその下位の行政組織における農業課税の徴税（納税）のあり方をケーススタディとして取り上げて検討を行うが、その際に各調査対象地のタックス・コンプライアンスの状況を比較し、この点を確認することとしたい。

そして、Besley and Perssonの研究結果から示されたナショナル・アイデンティティや、共通の利益（common interest）などが社会の「規範」を形成すると言う点は本研究にとって重要な視点である。現代エチオピアは、民族言語的背景にもとづいて形成された州で構成される連邦国家である。仮に、地域や民族において、歴史的に形成された租税に関わる文化（そこに「規範」も含まれると想定される）が異なるとすれば、その地域における行政による税務上の執行体制、ひいては租税に関わる国家－市民関係が異なるものになる可能性があると言える。

次に財政契約関係についての議論であるが、まず、広範な社会・経済的な要素を歳入に関わる取引（交渉）を促す要素と捉える、という観点は前述した戦争や脅威を支配者たちのインセンティブとしてとらえる、という考え方につながるものだろう。ここで述べられた広範な社会・経済的な要因は歴史的に形成される租税に関わる文化を少なくとも部分的に説明する要因の一部であると言

えるだろう。また、Kjaer[2004]やHlope and Friedman[2002]の研究結果からは、歴史的に形成された文化は現在の税務上の執行体制や納税者の税に対する認識に影響を与えていることが示されている。

以上のことから、仮に、本研究で取り上げる2州（ティグライ州、オロミア州）で歴史的に形成された租税に関わる文化が異なるとすれば、現代の2州における土地課税の在り方が異なるものとなる可能性を示すと言える。そして、その租税に関わる文化を説明する要因として広範な社会・経済的な要素があるといえる。

続いて、個人レベルの合理的選択論について検討すると、先に紹介したとおり、土地課税の場合、次節でBirdが主張するように、そこに納税者の自主性はほとんど関係しないと考えられるのであればこのアプローチは本研究においては該当しないと想定される。この点についてもタックス・コンプライアンスと同様にケーススタディにおいて、各調査対象地の納税者が、納税に関して自分なりの合理的選択を行う余地があるかどうか検討を行うこととする。

第2節 アフリカにおける農業及び農民に対する課税の先行研究

第二節では本論でのテーマにより近いアフリカにおける農業課税に関する議論を概観し、エチオピアの一部地域を中心に発達した農地を対象とした課税（土地課税）制度がアフリカ諸国の中では例外的に発達した租税であった点を明らかにする。そして土地課税の特徴について触れ、その比較対象として植民地化されたアフリカ諸国の農村において広く導入された人頭税の特徴を先行研究から示す。そして、人頭税が導入され廃止に至った過程をタンザニア、ウガンダを事例として概観し、そこから得られる本研究への含意について述べる。

(1) アフリカにおける農業課税の在り方

Birdはその著書において、主に1960年代の開発途上国におけるデータを用い、農業への課税に関する情報を取りまとめている。そして、熱帯アフリカの多くの国では一般的に共同体的土地保有が多く、また移転（焼畑）農業に特徴づけられる農業システムを取るため、農地への課税は適切な手段でないと指摘している（Bird [1974:39]）。

より具体的に述べると、Birdはアフリカ29か国、アジア18か国、ラテン・アメリカ22か国、合計69か国の1960年代のデータを用いて（詳細については表1-2-1、表1-2-2参照）これらの国々での農業セクターに対する課税の在り方を取りまとめている。Birdが示しているデータは1960年代とかなり古いものだが、エチオピアはアフリカ諸国の中で例外的に土地課税を導入し、相対

的に高い税収をあげていた存在であったことが示されている。

69か国中、土地課税を課していた国は48か国、つまり全体の70%であった。これを地域別に見ると、アフリカは14か国／29か国（48%）、アジア16か国／18か国（89%）、ラテン・アメリカ18か国／22か国（82%）であり、アフリカにおける土地課税の導入状況は他2地域と比較して極めて低いことが分かる。加えて土地課税を導入している国々の土地課税の税収が税収全体に占める割合を地域ごとに比較すると、アフリカは非常に低い。

つまり、アフリカにおいては土地課税が導入されている割合が低く、かつ導入されている国においても徴税状況は他2地域と比較して悪かったということが理解される。

それではアフリカにおいては農業部門に対しどのような課税がなされていたかということ、主には輸出税といわゆる人頭税である。輸出税については他2地域でも約8割の国々が導入している。一方で人頭税は、アフリカでは19か国／29か国（66%）、アジア2か国／18か国（11%）、ラテン・アメリカ9か国／22か国（9%）であり、とりわけアフリカにおける導入が顕著であったことが分かる。

Birdが取り上げたアフリカ29か国のうち、サブサハラ・アフリカにおいて土地課税を全税収の5%以上徴収していた国は、エチオピア（8%）、マルガシュ共和国（5%、現マダガスカル）のみである。同様に、人頭税について見るとサブサハラ・アフリカのほぼ半数の国が全税収の5%以上を人頭税で徴収していた。Birdは人頭税が農業部門への課税に大きな割合を占めるという傾向はサブサハラ・アフリカにおいてのみ見られる傾向であり、他地域においては極めて例外的であると述べている²⁴（Bird [1974:36]）。

表 1 - 2 - 1 アフリカにおける1960年代の農業部門への課税が全税収に
占める割合 (%)

国名 ²⁵	データ 取得年	人頭税	輸出税	土地課税	物税 (生産物)
カメルーン	1966	-	10	-	-
中央アフリカ	1966	9	5	0	-
チャド	1969	9	10	0	-
コンゴ (コンゴ共和国)	1967	-	0	-	-
ダホメー (ベナン)	1969	2	4	0	-
エジプト	1968	-	2	8	-
エチオピア	1968	-	9	8	-
ガボン	1966	2	-	0	-
ガーナ	1968	-	17	-	-
コートジボワール	1966	-	20	1	-
ケニア	1968	2	0	0	-
リベリア	1969	5	2	0	-
マルガシュ共和国 (マダガスカル)	1969	12	6	5	-
マラウイ	1968	12	-	-	-
マリ	1962	21	2	-	-
モーリタニア	1969	1	-	-	-
モロッコ	1969	2	2	6	-
ニジェール	1968	34	7	-	-
ナイジェリア	1963	6	18	-	3
セネガル	1968	3	7	-	-
シエラレオネ	1969	-	4	-	-
ソマリア	1968	-	9	1	-
スーダン	1964	-	24	-	-
タンザニア	1965	3	16	-	2
トーゴ	1968	-	11	-	-
チュニジア	1968	1	4	4	-
ウガンダ	1964	14	41	-	-
オートボルタ (ブルキナファソ)	1968	15	1	1	-
ザイール (コンゴ民主共和国)	1965	3	-	-	-

(Bird[1974:299-301]よりアフリカ諸国を抜粋して筆者作成)

表 1 - 2 - 2 3 地域における農業部門への課税の税目の分布（1960年代）

		人頭税	輸出税	土地課税	物税 (生産物)
アフリカ (29か国)	5%未満	9	10	10	2
	5%-9%	4	6	4	0
	10%-20%	4	7	0	0
	20%以上	2	2	0	0
	合計	19	25	14	2
アジア ²⁶ (18か国)	5%未満	2	8	8	1
	5%-9%	0	4	5	0
	10%-20%	0	3	3	0
	20%以上	0	0	0	0
	合計	2	15	16	1
ラテン・アメリカ ²⁷ (22か国)	5%未満	2	8	8	1
	5%-9%	0	3	9	0
	10%-20%	0	6	1	0
	20%以上	0	0	0	0
	合計	2	17	18	1

(Bird[1974:299-301]より筆者作成)

(2) アフリカの「例外」エチオピア

サブサハラ・アフリカにおいては個人土地保有制度がほとんどの農村地帯で存在せず、その結果として事実上農村地帯における土地課税は殆ど存在しなかった。それを代替するものとして「対人課税（人頭税、家屋税など²⁸）」が多くの国において発達したのだという（Bird [1974:57-58]）。Birdは農村地帯での個人土地保有制度が整備されなかった一例としてザンビアのケースを挙げている。ザンビアにおいては都市部の土地保有権は極めて明確で、そこから徴収される土地課税はザンビアの地方政府の重要な歳入源であった一方、農村部の土地の多くは共同体によって保有されており、したがって土地の登記がなされておらず、土地課税が徴税されていないと紹介している（Bird[1974:57-58]）。そのようなサブサハラ・アフリカ諸国の中でエチオピアは例外的に個人土地保有制度が存在し、土地課税が発達していたということになる。しかしその租税制度についてもBirdはその制度の「粗雑」さと、不平等を指摘している²⁹。

Khanもアジア、中東、ヨーロッパにおける最も古い直接税は土地課税³⁰であった点を指摘し、その理由は「土地」が土地保有者や耕作者の所得を生み出す最も重要な資源であったためであると述べている。そしてBirdと同様にサブサハラ・アフリカにおいては多くの農地は共同体や民族単位で所有されていたため、家計の成人の人数に対する課税や、家畜頭数に対する課税がなされたのだ

と述べている (Khan [2001:320])。その上で、現在では土地に対する純粋な「対物課税」としての「土地課税」、つまり土地から得られる所得を全く考慮せず一定税額を課すような「土地課税」は見られないが、灌漑の有無や、土地の質、一定税率またや変動税率といった調整がなされ、いくつかの国 (バングラディシュ、エチオピア、マレーシア、ネパール、パキスタン、スリランカ) では現在も施行されていると述べている (Khan [2001:322-323])。Khanが示した国々はエチオピアを除きアジア諸国であり、エチオピアはアフリカ諸国の中で土地課税が発達し現在でも施行されている例外的な存在であることがKhanの研究からも確認されたといえる。

(3) 土地課税の特徴

ここで、本研究で取り上げる現代エチオピアの土地課税制度の特質について整理するために、BirdやKhanらが土地課税をどのようにとらえているかについて簡単に触れておく。

Khanは土地課税が土地改革の良い構成要素となり得ると述べている。土地課税が導入されることにより、正確な地籍調査と土地登記が促進され土地管理コストが軽減されると考えられるためである。しかし、多くの途上国に見られたとおり、実効税率が低く徴税を行う行政機能が脆弱な場合は、定められた徴税目標さえ達成することができない。土地課税において課税根拠である「土地」は容易ならぬ行政課題をもたらす。なぜならば土地課税を徴収するには事前に土地の位置、面積、土地の質、市場価値や賃貸借における価値、所有者の如何などの情報を収集し評価・査定しなければならないからである。他方、納税者である土地保有者はそれら情報を開示するインセンティブを持たない。政府は土地保有者がそれら情報を不正確に伝え、徴税を免れようとするのを防ぐために実質的な資金を支払わなければならない (Khan [2001:322])。

しかし、土地課税においても行政で管理する情報を限定することで行政コストを下げる事が出来る。例えば土地面積のみに基づく対物課税においては極めて限定的な地籍情報³¹のみが必要とされ、より容易に施行することが可能である。そうした不完全ながらも得られた土地情報と低い税率に特徴づけられる土地課税の導入は徴税を促進し農民の土地に関する権利を担保することができる³²。しかし、このような純粋な (土地の価値を検討しない) 「土地課税³³」はいくつかの短所がある点についてもKhanは指摘している。第一に土地価格の一部としての税負担は土地の生産性に負の効果をもたらし、その効果は貧しい農民たちにより大きな影響をもたらす可能性があること³⁴、第二に対物課税の歳入ポテンシャルが限られること³⁵、第三に、納税者の (所有する土地から) 得

られる所得、つまり納税者の支払い能力が考慮されずに税額が定められるという点である。

土地課税に関するタックス・コンプライアンスについてBirdは、殆どの土地課税において、政府側が支払う徴税費用は、他の税目で求められるものより少ないのだと述べている。一旦課税根拠となる地籍情報が行政側で捕捉されれば、その後は納税者側が自己の経済活動を記録したり、その結果を行政へ提出・申請したりすることは基本的に求められない。よって、仮に行政側が把握している地籍情報に間違いが無ければ、納税者と徴税者間の交渉の余地は非常に少ないと考えられ、そこに納税者の自主性は殆ど存在しない。よって、その土地課税の在り方の多くの部分は行政官の能力に依存するのだという。また、行政の徴税コストの軽減によってもタックス・コンプライアンスは上昇するとBirdは指摘する。例えば課税評価基準が理解・適用しやすいものであれば税務行政は単純化され、納税者による異議申し立てが減少し、タックス・コンプライアンスが向上すると想定されるという (Bird [1974:248])。

Birdは土地課税に関連する税務行政のプロセスとして課税対象の特定 (identification)、資産価値の評価 (valuation)、徴収 (collection)、執行 (enforcement) の4つを挙げている (Bird [1974:225])。加えて、徴税効率に関連する要因としてタックス・コンプライアンス、局所的知識 (local knowledge)、公平性を挙げ、これらは相互に関係しているとする。土地課税においては、課税対象の特定、評価、徴収いずれにおいても該当地域の居住者の知識が必要となる。また納税者は不在地主の場合を除き基本的には居住者でもあるのであるから、納税者の協力も必要となる。よって、居住者の協力を得るためには公平性を期する必要がある、公平性を担保することによりタックス・コンプライアンス (納税者のモラル) が向上すると考えられるとしている (Bird [1974:254])。

ここまでの議論を一度整理しておく。まず、アフリカにおいては個人の土地保有制度が多く国々で存在しておらず、農業セクターへの課税は輸出税や人頭税がその大きな割合を占めていた。その中でエチオピアは例外的な存在であり、古くから農地を対象とした税を農民に対して課してきた。これはエチオピアでは個人レベルの土地の権利が存在していて、その権利と税とが結びついていることを示すものである。ただし、BirdやKhanは指摘していない点であるが、エチオピアの農地を対象とした租税制度は、北部地域を中心に形成され、19世紀以降にエチオピア帝国に統合された南部地域に導入されており、南部での土地の権利と税との関係は上に示したものとは異なるものであった。この点については第2章で詳しく述べることにする。

その一方でエチオピアにおける土地課税制度は、Birdが指摘するようにその

税制度の在り方は少なくとも1960年代においては粗雑なものであり、また納税者の支払い能力が精緻に考慮された性質のものでは無い。また、土地課税の一般的性質から、土地課税の納税において納税者の自主性は殆ど存在しないとの考え方がBirdによって示された。そして、土地課税の徴税において最も重要な要因と考えられる地籍情報の捕捉は土地登記制度によって支えられるという点は本研究において重要な点である。この点については改めて本章小括で振り返ることとする。

本研究で取り上げる現代エチオピアにおける農地を対象とした農業課税は現在でも存続しているが、他のアフリカ諸国で多く導入された人頭税には廃止の過程をたどったものもある。そこで次にFjeldstad and Therkildsenのタンザニア、ウガンダを中心とした人頭税に関する研究を参考に、より深く土地課税の性質について検討することとする。

(4) サブサハラ・アフリカにおける人頭税

さて、近代以降のサブサハラ・アフリカにおいては土地課税制度がほとんどの国で導入されず、代わりに人頭税が導入されたことは先に述べたとおりである。

Fjeldstad and Therkildsenは東アフリカの人頭税は強制的徴税の道を開いたのだと主張する。イギリスにおいて人頭税は少なくとも14世紀後半には存在が確認されており、イギリスはアフリカ諸国に対し19世紀以降、人頭税導入を行った³⁶。人頭税導入の目的には、植民地初期において小農の労働力の輸出向け換金作物生産への動員、第二次世界大戦時の資金供給、植民地の自己金融確立への寄与と関税など植民地の主要な財源依存の軽減、植民地行政コスト・開発活動への資金供給があった（Fjeldstad and Therkildsen [2008:114-115]）。

Fjeldstad and Therkildsenは人頭税の性質について以下のように述べている。人頭税の利点はその平易さにあり（個人に対しすべからず同額が課せられる）が、短所として不公平と徴税の難しさがあげられる。よって課税される納税者にとっては不公平なものとして受け取られ、納税不履行が深刻な問題となる。その結果、人頭税の徴収は差別的かつ恣意的な強制へ向かう傾向が強いのだという。これは、本章第1節第2項で示したMoore[2007]の主張と一致するものである。その要因は3つあり、第一に納税者（小農）の納税能力の評価が非常に困難であること、第二に地方における政治圧力と対立が徴税を阻害し、誰が実際に支払うのかという点に影響を及ぼすこと、そして第三に人頭税を徴税する行政の有効性が概して低く、納税者と徴税担当者間の直接的な接触を通じた実力行使に訴えられる傾向があることである³⁷（Fjeldstad and Therkildsen

[2008:115-117])。

さて、人頭税導入の目的の一つとして植民地初期の輸出向け換金作物生産への小農の労働力動員を挙げた。ケニアでは植民地支配確立期に植民地政府が白人農場への労働力動員において人頭税をその手段として活用した。ケニア植民地政府は白人農場主からの要請により、ケニアの農民に対し彼らの収入に対し高額な家屋税や人頭税を課し、彼らを白人農場や植民地政府が行う公共事業への賃金労働へ追い立てた³⁸。人頭税は確かに植民地政府の歳入の一部ではあったけれども、その役割は農民からの物的・金銭的な搾取のみならず彼らを耕作する土地から引き離し、半強制的に異なる場所での労働を課すためでもあったのである（松田[2001]）。

(5) タンザニア、ウガンダにおける人頭税

このように人頭税は強制的な徴税へ向かう傾向があると考えられるものであるが、Fjeldstad and Therkildsenは国家－社会間の取引（bargaining）に結びつきはしなかったものの、民主化が地方貧困層の納税義務に対して大きな変化を及ぼした事例、より具体的には地方での人頭税に対する抗議行動が選挙制度を通じてその廃止につながった事例としてタンザニアとウガンダの例を挙げている（Fjeldstad and Therkildsen [2008:117-128]）。タンザニア、ウガンダでは土地課税は導入されておらず、農民に対しては人頭税、家屋税が課された。土地課税が導入されなかった背景には、Birdが指摘する通り、共同体的土地保有が多く、また移転（焼畑）農業に特徴づけられる農業システムを取るために、農地を対象とした農業への課税は適切な手段ではなかったためであろう。したがって、両国で導入された人頭税は土地の権利と結びつくものでは無く、また強制的な徴税がなされる傾向があった。

タンザニア、ウガンダ両国における人頭税は民主化を通じ廃止されたが、本研究で対象とするエチオピアにおける土地課税は現在も存続しており、これは、人頭税と土地課税の一般的性質の違い（土地の権利との結びつきの有無）や、歴史的に形成された租税に関わる文化の違いによってそれぞれの租税制度の経路が規定されたとも考えられる。タンザニア、ウガンダでの人頭税廃止に至る過程を詳しく概観した上で、エチオピアの土地課税の一般的性質と現行制度に至る過程を次章以降検討していくこととしたい。

タンザニアではドイツ植民地行政府が1890年代に人頭税（annual head tax）を導入した³⁹。人頭税導入の目的は、公共事業、ドイツ・南アフリカ移民所有の民間企業への労働力動員であった。第一次大戦後はタンガニーカを含むドイツ領東アフリカの大半はイギリスの統治下に置かれたが、イギリスはドイツの植

民地政策を継続し、1923年には家屋税・人頭税の条例を制定している。1920年代の家屋税・人頭税の課税額は1か月から2か月の月給と同等であり、小農にとっては納税が困難な水準であったと推測される。1950年代初頭まで家屋税・人頭税は中央政府の歳入であり、植民地行政のために使用された。中央政府歳入に占める家屋税・人頭税の割合は1948年時点で15%、1958年時点で18%であり、独立時点でも重要な財源であったと言える。1961年の独立以降、タンザニアでは地方行政制度の整備がすすめられ、人頭税の徴税権は中央から地方へ移転している。地方行政における人頭税の重要性は高く、1961-2年においては、地方歳入の83%が人頭税によるものであった。人頭税は1953年までは定額であったが、1953年以降納税者の支払い能力（所得）を考慮し累進的に課税することが政府により推奨されていたが、1960年代においてもほとんどの郡では定額での課税であった。タンザニアは1961年に独立し、タンザニア政府は1969年に人頭税の廃止を決定した。この背景には一般市民からの人頭税に対する抵抗が大きかった点が挙げられる。とりわけムワンザ州における人頭税不履行者13名の獄中死は市民の激しい怒りを招いたとされる。植民地時代から続く強制的な税務執行の在り方が議論となる一方で人頭税廃止には政治的な動機が強く関係したのだという。中央政府は地方エリートを迂回して小農を直接捕捉しようとし、草の根レベルの開発をも中央政府の管理下としたのだという⁴⁰。しかし、1984年には地方行政府が再び導入されその2年後にdevelopment levyと名を変えた人頭税が再導入された。人頭税は再び地方行政組織の重要な財源となったのである。しかし以降20年間に渡り人頭税の重要性は著しく減少し、1991年には女性の人頭税免除が国会により定められ、2003年に再び人頭税は廃止された。廃止に際しては国会での議論は無く、地方行政組織や関連省庁との議論も無かったと言われる。人頭税廃止の2年後（2005年）には大統領選挙が予定されており、人頭税廃止は大統領選挙への影響を勘案したものであったと推測できる。なお、タンザニアでは1992年に複数政党制が導入されている（Fjeldstad and Therkildsen [2008:117-121]）。

人頭税には強制的な徴税がなされる傾向がある点は先に述べたが、タンザニアでは植民地時代から強制的な手段が使用され、時には投獄されることもあったのだという。しかし、投獄は1950年代にはさほど一般的ではなく、独立後1960年代に拡大し前述のムワンザにおける事案を招いた。人頭税再導入後（1984年以降）も投獄を含めた残忍な手法は合法であり、国内全体で使用されていた。その一方で地方行政組織が提供する公共サービスの状況は開発投資資金が不足し、既存のサービス提供さえ滞っており、納税者が納税により得られる便益は僅かであり、その結果国内全体で人頭税抵抗運動が高まり、一部が激化し、各

地で暴動が発生した。これらの抵抗運動を受け、ロード・ブロックや民兵を徴税時の強制的な手段として使用することを禁じる命令が発出された。しかし、強制的手段での徴税を継続する郡は引き続き存在し、その一方で人頭税による税収が激減する郡も現れた（Fjeldstad and Therkildsen [2008:125-127]）。

実際に人頭税の徴税は強制的な手段が必要だと主張するものもある。なぜならば人頭税の徴収実績の地域間の差が非常に大きいことが確認されていたためである。例を挙げるとタンザニアにおける1995年の郡レベルの人頭税による税収が全歳入に占める割合は3%から64%と開きがあった⁴¹（Fjeldstad and Therkildsen [2008:126]）。無論、このパフォーマンスの違いは強制的な徴税の有無だけではなく、経済構造、歳入源、人口密度、一人当たり所得等もこれに関連するところであろう。

ウガンダでは、1900年に家屋税、1905年に人頭税が導入された。導入当初はこれらの税収は全て植民地政府へ送金されたが、1925年に在ウガンダ地方自治体（native administrative authority）が徴税権を勝ち取った。しかし、地方政府による徴税が初めて公式な形で出現したのは1954-60年ごろであり、これはGraduated Personal Tax（GPT）と呼ばれた。アミン政権⁴²発足後、人頭税のシステムは崩壊し人頭税が地方行政組織の自己歳入に占める割合は減少し続け、1961年で91%、2003年には40-50%となっている。これは1990年代に入ると地方行政組織において必要とされる開発予算が急増し、ウガンダの1990年代の地方分権化政策においては、地方行政組織の財政は大きく中央政府からの地方交付金に依存することとなったためである。その結果として、人頭税は2005年に廃止された。

ウガンダでの人頭税に対する暴動には長い歴史がある。1910年から1980年代の後半にかけて各地で起こった暴動の全てはチーフ⁴³の権力への不満（とりわけ人頭税に関する説明責任の欠如）に起因していた。人頭税（GPT）の過大査定と過小査定はどちらも顕著であり、納税者の不満の源となっていた。第二次オボテ政権期⁴⁴では人頭税（GPT）に対する抵抗活動は活発化し、これはムセベニ政権発足⁴⁵に有利に働いた。ウガンダでの複数政党制導入⁴⁶は2005年の国民投票を受けてのものでタンザニアと比較して遅いのだが、2001年の大統領選挙においても人頭税廃止は争点となった。対立候補者⁴⁷であったキザ・ベシギエ（Kizza Besigye）は人頭税廃止を公約として掲げたのである。ムセベニはこれに対抗し、人頭税の最低税率を引き下げると約束し、2001年の選挙を勝ち抜いたのである。そして複数政党制への移行が国民投票で決まった2005年にムセベニは地方政府同盟（local government association）と財務委員会（finance commission）の反対を押し切り人頭税（GPT）の廃止を決定したのである。

ウガンダでも地域毎のタックス・コンプライアンスの違いは存在した。例えば1958年時点で西部アンコレ郡においては成人男性の85%が納税していたが、北部アチョリ郡では58%であった。独立後の徴税率低下は特に東部において顕著であった。東部地域では植民地政府は直接的かつ高圧的な徴税をあまり実施しておらず、それが影響を及ぼしていると考えられる。また北部地域においては、植民地政府は徴税執行努力を殆どしておらず、独立後は僅かに徴税額が減少した。こういった地域毎の徴税率の違いは独立後30年が経過した1993年ごろにはより一層顕著なものとなり⁴⁸、結果として人頭税は独立直後より一層不公平なものとなった。また多くの民衆は徴税担当者による「強制、恐怖、私的財産の没収」に不満を持っていたとされ、その不満は年々増大していった（Fjeldstad and Therkildsen [2008:122-125,127-128]）。

ここで、前節でも触れたKjaerのウガンダの地方行政を対象にした研究について一度触れておく。Kjaerはウガンダの地方行政における地方税を対象に分析を行い、Timmonsが主張するような財政契約関係では税の徴収実績は説明されなかったと述べている。

Kjaerはウガンダの地方税（GPT: Graduated Personal Tax）を対象に研究を行っている⁴⁹。この地方税GPTとは先に示したウガンダの人頭税である。Kjaerはこの研究で、2つの異なる地方行政組織における税の徴収実績を3つの仮説を立てて説明を試みた。3つの仮説とはすなわち、①財政契約関係により税の徴収実績が説明される、②制度の観点からの説明（新家産制－汚職の状況が税の徴収実績を説明する）、③制度の観点からの説明（歴史的制度主義⁵⁰：徴税の実施上の慣行が税の徴収実績を説明する）、の3つである。

その結果、仮説1、2は棄却され、仮説3が実証された。つまり、ウガンダの地方行政組織においては、Timmons[2005]が主張するような財政契約関係で税の徴収実績は説明されず、また、汚職の度合いによっても説明されなかった。歴史的に形成された徴税に関する能力（制度）により説明された。より具体的には、事例研究の対象とした2郡において、税の徴収実績が良かった郡では中央集権的な、制度化された行政システムがイギリスの植民地化以前に存在しており（植民地政府によって導入された）租税制度が定着したのに対し、税の徴収実績が悪かった郡では、植民地化によって郡境界が定められており、納税者による抵抗が多くみられ、植民地政府が導入した租税制度の定着が見られなかったのだという（Kjaer [2004]）。

(6) アフリカにおける人頭税に関する先行研究からの含意

人頭税導入の目的は既にみたように、単に歳入動員のみならず、農民をその

耕作地から引き離し、白人農場の労働力として供給する目的があった。この点からも強く印象付けられるように、人頭税は対人課税であり、納税者の所有する資産に関する権利とは無関係である。土地課税とは違い、納税するという行為と納税者の（土地の）権利の間につながりは無いのである。人頭税は植民地時代から強制的な徴税がなされ、独立後はその強制性は緩和されたものの地域間のコンプライアンス・レートの格差は拡大した。この点からは、タンザニア、ウガンダにおいて植民地政府により導入された人頭税の定着状況には地域間での差異が生じていたといえる。また、ウガンダの事例について言えば、Kjaer[2004]の研究結果から示されるように、歴史的に形成された租税に関する文化が地域間の差異に影響を与えたと考えられる。

納税者の権利と結びつかない、強制的な徴税がなされる公平性が担保されない不人気な人頭税は、複数政党制導入に代表される民主化の流れを受けて廃止されるに至った。無論、人頭税が国家財政に占める重要性は時間の変化とともに低下しており⁵¹、これも人頭税廃止とは無関係では無いだろう。

タンザニア、ウガンダ両国は、複数政党制導入により、1990年代半ばから総選挙、大統領選挙での競争が出現し、これが徐々に市民に強制的な人頭税に対し政治的に反対の意志を表す機会を与えた。両国における人頭税の廃止は、地方選挙、総選挙、大統領選挙における政治的な競争の拡大が直接的に影響を及ぼしている。市民は彼らの投票権を用いて極めて不人気な租税を撤去したのである。植民地時代には、植民地課税に対抗して人民が反対し得る政治的代議制度やそれを動員できる強固な組織は存在しなかったし、租税に対する暴動はあったがそれらは植民地政権に対する広範な政治的影響力を持つものではなかった。

この両国における人頭税の廃止から、民主化が果たした役割の大きさと同時に、強制的な手段も用いて徴収された人頭税（納税者の権利と納税行為が結びつかない税）が国家－市民間の信頼関係構築には寄与していない点が示唆されていると考えられる。植民地時代に農民らは納税により便益を得どころか、強制的に耕作地から引き離され、過酷な労働を強いられることさえあった。独立後にはその強制性は緩和されたが、両国での社会サービスの拡充は長い間達成されず、引き続き納税から得られる便益は限定されたものであった。複数政党制の導入、強制性の緩和という流れを受けて、両国の人頭税は廃止に至ったのである。

本研究で取り上げるエチオピアの土地課税の形成・拡大の過程は、ここで示した人頭税の導入・廃止に至る過程とは異なるものであるが、廃止に至った人頭税は、納税者の権利と結びつかず、強制的な徴税がなされる傾向があり、公

平性が担保されにくい租税であった点を念頭に置き、次章以降、エチオピアの土地課税の形成・拡大の過程とその特質について検討していくこととする。

第3節 エチオピアにおける租税－農業課税を中心に－及び研究の課題と意義

本節では、エチオピアにおける租税、特に本研究で取り上げる主題そのものである農業課税を中心に先行研究を概観する。そして、その上で本研究が既存の研究の中でどのように位置づけられるかについて検討し、本研究の学術的意義について述べる。

(1) エチオピア農業課税制度に関する研究

本節ではエチオピアの農業課税制度に関する先行研究について取り上げる。エチオピアの農業課税を研究対象とした研究は比較的限られていると言ってよい。実際に農業への課税を主として研究対象としたものは殆ど無く、租税制度全体に着目した研究が殆どである。

それらを分類して取りまとめておくと、農業課税を含めた租税制度を取りまとめたものとしては、PRDMF [1996]、gtz[2005]、Teshome Mulat [1992]などがある。PRDMFは帝政期、社会主義政権期、現政権の租税制度を取りまとめ、gtz⁵²は現政権の租税制度、Teshome Mulatは農業課税制度について帝政期以降の制度を概観し、農業課税が農業生産に与える影響について分析を行っている。

帝政期以前の租税制度を取りまとめたものとしては、Pankhust[1966][1967] [1968a][1968b][1973]、Bairu Tafla[1974]、Tsegaye Tegenu[1991]など⁵³がある。帝政期の租税制度についての研究としては、Schwab[1970]、Kassaye Sintayehu [2001]、Gebre-Wold-Ingida Worq [1962]などが挙げられる。社会主義政権期については、Winter-Nelson[1988]が社会主義政権期の生産者価格の低下による間接的な税の影響を生産者と消費者に及ぼす影響を分析したのものがある。

現政権における租税制度についての研究としては税制改革について論じた Fantahun Below[2001]、Alemayehu Geda and Abebe Shimeles [2005]、VAT導入について論じた Munoz and Cho [2003]、Wollela Abehodie Yesegat [2008]などがある。また、現行の法制度について法制度のデザインについて論じたものとして Taddese Lencho[2010][2012][2013]がある。その他州政府財政についての研究としては Tadewos Mentta et al.[2014]がある。また、Daniel Kassafun [2006a]は農業課税が農業生産に及ぼす影響についての検討を行っている。

このように租税の「制度」や「政策」について論ずる文献はあるものの、税務行政、具体的には州以下の行政（県、郡、ケベレ）においてどのような徴税が行われているかについて論じられた文献は極めて限られている。

(2) エチオピアの農業課税制度：税務上の執行体制の地域的な相違を示す研究

その中で、本研究で研究対象とするオロミア州において農業課税の税務上の執行体制に地域的な相違があることを指摘している文献が2つあり、これらをここで紹介しておく。

Daniel Kassafunは、アムハラ州、オロミア州においてそれぞれ2つの調査対象地（郡）において現行の農地を対象とした農業課税（Daniel Kassafunはland taxと表記している）に関する調査を行っている⁵⁴。その結果アムハラ州内の2調査対象地における課税額算出方法に違いは無いが、オロミア州内の2調査対象地における課税額算出方法が異なっている点を指摘している（Daniel Kassafun [2006b]）。農業課税は、それぞれの地域の税法に従えば、農地を保有する農民に対し、保有する農地面積に応じて課税される土地課税であるのだが、オロミア州の1郡Girar Jarso⁵⁵郡においては、住居の質、家畜頭数、土地の肥沃度等で複合的に農村家計の富裕度が3区分で評価され、その区分に従い課税がなされていたことが確認された。他方、もう一つの調査対象郡であったDugda Bora⁵⁶郡においては土地面積に応じて課税額が算出されていることが確認されている。よって、少なくともDaniel Kassafunによる調査が実施されたオロミア州の地域においては、異なる評価基準で課税額が算出され、徴税がなされていたことが確認されている（Daniel Kassafun [2006b]）。また、Daniel Kassafunは4つの調査対象地すべての農民が課税額の公平性に不満を持っており、納税を土地保有権の防衛手段と捉えていることを指摘している⁵⁷。Daniel Kassafunが示した事例は異なる地域（郡）間での農業課税の税務上の執行体制に相違があることを示したものである。

次にEmmeneggerらの研究についても触れておく。Emmeneggerらは2000年半ば以降のオロミア州における地方分権化について村落レベルでオロミア州の調査を行っている⁵⁸（Emmenegger et al. [2011]）。現在、エチオピアにおける最下位の行政単位であるケベレでは上位行政機関の郡予算からケベレ・マネージャーが配置されている。この行政官のポストは期限付きであるが、彼らがその立場を私的に利用⁵⁹する傾向があるとの報告がなされている。そして農業課税の徴税に際し、ケベレ行政官らは徴税担当者としての立場を利用し、自己の利益を満たさなかった納税者（賄賂の要求に応じなかった納税者）から過度な徴収を行ったり、通常年に一度である納税を二度求めたりすることが報告されている。

これは、末端の行政組織内で法令とは異なる農業課税の徴税のなされ方が行

われている可能性を示すものであるといえる。

(3) 先行研究からの本研究への含意

現在、エチオピアの農業課税に着目して、税務行政、とりわけ州政府以下の行政組織（郡、ケベレ）の税務上の執行体制がどのようなものであるか、またそれが地域間によって差異があるのか、あるとすればどのように異なっているのかという研究は極めて限られていると言って良い。Daniel Kassafun[2006b]や、Emmenegger et al. [2011]によって、少なくともオロミア州内の地域（郡）では農業課税の税務上の執行体制に相違が生じていた地域が存在したこと、そして法令から乖離した徴税がなされていたという報告が示された。これは、エチオピア国内において、土地課税の在り方に地域間で差異が生じている可能性、そして法令から乖離した徴税がなされている可能性を示すものである。しかし、上に示した2つの先行研究では、税の需要側、つまり行政の税務上の執行体制の地域間の違いについては触れられてはいるが、徴税に関わる行政任務のどのプロセスにおいて法令からの乖離が見られるのかといった報告、考察は無い。また、税の供給側（納税者）の納税の在り方については論じられておらず、なぜ法令から逸脱した徴税がなされるのか、直接的・間接的な要因や背景についての考察は十分なされていない。

ここで、本研究における研究課題（リサーチクエスション）を改めて示す。

- 現代エチオピアの実質的に中央集権的な統治の下における土地課税の実際の在り方が地域（州又は郡）によって違いがあるかどうか、また、違いがあるとするれば、それはどのような要因によって規定されているのか。より具体的には、土地制度をめぐる歴史的な経緯・社会的背景の地域間における相違、及び現在の土地課税の執行体制整備の地域間におけるどのような相違によって土地課税の実際の在り方が規定されているのか。

既述のエチオピアを対象とした先行研究において、土地課税を対象とした先行研究はわずかであり、それら先行研究はその徴税の実際の状況に踏み込んで、徴税に関わる行政任務のどのプロセスにおいて法令からの逸脱の有無があるのか、また納税者側の納税の在り方に関する考察を行っていない。さらには、土地課税の基盤となるはずの地籍情報の捕捉とそれを支える土地登記制度の実態を把握し、その実態との関係で土地課税の在り方を考察した研究は皆無である。それらの点において、本研究は既存研究の不足を埋めるものであると言える。

第4節 小括

本章では、租税根拠論、租税と国家に関する先行研究、サブサハラ・アフリカの農業課税に関する先行研究、エチオピアの農業課税に関する先行研究につ

いて概観してきた。

租税根拠論（租税利益説と租税義務説）は近代ヨーロッパにおいてイギリスとドイツの異なる政治経済環境から主張されたものであった。現代エチオピアは近代イギリスで見られたような産業資本の確立が達成されておらず、国家と対等に交渉を行うような政治・経済エリートの存在は見られないし、彼・彼女らは権威主義的な国家体制の下で社会的、経済的に脆弱な立場にあり、理念型の近代市民社会の一員として想定される納税者（＝主権者）たり得ないという状況がある。

また現代エチオピアでは国際的な理念の適用が求められ「小さな政府」たり得ず、公共財政の少なからざる部分を援助に依存しており、国内の利害関係者のみならず国外の利害関係者との調整も必要となる。近代ドイツとの比較で述べるならば、現代エチオピアは少なくとも制度上は複数政党制の普通選挙を実施し国民の代表を選出する民主主義国家であり、その点において普通選挙実施には留保を付ける必要がある近代ドイツとは若干異なる状況があるといえる。その一方、第3章でまた詳しく述べるが、エチオピアの現政権は国家主導による開発主義国家体制をとっており、この点においては国家による積極的な介入を行った近代ドイツと共通する状況があるといえる。このように、現代エチオピアにおいては租税を納税者の「利益」又は「義務」のどちらかにより一元的に捉えることは難しい状況があるといえる。むしろ、すでに触れてきたように、租税は納税者にとっての義務であると同時に、権利・利益と結びついたものとしてとらえるという二元的なアプローチが適切であろう。

次に、国家と租税の議論を振り返る。まず、経済構造と租税との関係であるが、農業が国民経済に占める割合は税負担率に対してマイナスに働くという点が確認された。農業が主体の経済は、行政機構による経済取引の捕捉が難しい。従って、行政は他の産業と比較して相対的に高い強制コストを支払って、徴税を行わざるをえず、徴税は非効率なものとなり得ると考えられる。

この点は経済的にも、人口の面でも農業セクターが極めて大きな位置を占めるアフリカおよびエチオピアを考える際に非常に重要な点であると言え、本研究において取り上げるケーススタディ、特に州レベルの税負担率を検討する際に有用であると考えられる。

次に政治制度についてであるが、本研究の分析対象はエチオピア一国であり、その中の異なる州とその下位行政組織をケーススタディの対象とするものであり、政治制度から国家全体の能力や租税制度の違いを説明するというアプローチは直接的には関係しないと考えられる。しかし、エチオピアの租税制度の歴史的な形成過程を整理することは本研究において有益であろう。また、第5章

で詳しく述べるように、エチオピアでは州・地域ごとに行政機構・徴税体制の整備に違いがあり、租税制度の整備状況にも違いがある。したがって、徴税側の能力や租税制度の整備状況を問題にすることは重要である。Steinmoを含む研究者らは政治制度の形成（その起源）については、歴史上の遺産、重要な転機、そして経路依存の重要性を指摘しており、これは州・地域ごとに異なる徴税側の能力や租税制度の形成・整備状況についても同様のことがいえると考えられるためである。

続いて、戦争や脅威を支配者たちのインセンティブとしてとらえるというアプローチについてであるが、戦争や外部からの脅威は国家（支配者）が徴税能力を構築するインセンティブの一つではあるが、インセンティブに影響を与える要素は他にもあり、それらには経済構造や海外援助なども含まれる。エチオピアの土地課税制度の歴史的形成過程において、どのようなインセンティブがどのステークホルダーに対して働いたのか、検討することは本研究において有益であろう。この点については第2章で検討を行う。また本研究の中で取り上げる二つの州における徴税へのインセンティブについても考察しておく必要があると考えられる。これは第3章と第4章で検討を行う。

次に、タックス・コンプライアンスを主要な論点とする研究についてであるが、土地課税においては、行政官の能力がその在り方の多くの部分を規定するという立場に立つと、本研究で取り上げる現代エチオピアの農業課税における農民の納税とそれに関連する行動を検討する場合には、そこに納税者の自主性は存在するののかという点をよく検討する必要があるといえる。上記の点は、財政契約論、特に個人レベルの合理的選択論について論ずる場合も同様に重要な点であろう。これらの点についてはケース・スタディ（第5章）において検討を行うこととする。

また、財政契約論の潮流には、広範な社会・経済的な要素を歳入に関わる取引を促す要素と捉えるものがあるが、これら広範な社会・経済的な要因は歴史的に形成される租税に関わる文化を少なくとも部分的に説明する要因の一部であると言える。また、Kjaer[2004]やHlope and Friedman[2002]の研究結果からは、歴史的に形成された文化が現在の税務上の執行体制や納税者の税に対する認識に影響を与えていると示されていることから、歴史的に形成された租税に関わる文化あるいは社会内部の共通理解がエチオピアの地域間で異なるとすれば、地域間で土地課税の在り方が異なるものとなる可能性があると言える。

よって、本研究では、第2章、第4章でエチオピアにおける農業課税⁶⁰の歴史的な形成・拡大過程について概観し（第2章では現政権発足以前、第4章では現政権発足以降の状況について）、そこで形成された租税に関わる文化、より

具体的には農民への課税と土地の権利保障の結びつきについての社会内部の共通理解の状況に地域間で違いがあるかどうかを検討する。その結果を承けて第5章で論ずるケーススタディの結果を検討、考察することとする。

アフリカにおける農業課税に関する先行研究からは、以下の点が示された。アフリカではその殆どの国で個人土地保有制度が存在せず、そのために土地への課税制度も形成されず、農業セクターへの課税は輸出税や人頭税がその大きな割合を占めてきた。エチオピアはアフリカにおいて例外的な存在であり、古くから農地を対象とした税を農民に対して課してきた（ただしその状況には地域間で違いがある）。これはエチオピアにおいて個人レベルの土地に対する何らかの権利が古くから存在しており、その権利と租税制度が結びついてきたことを示していよう。他方で、エチオピアの土地課税制度の在り方は少なくとも1960年代まではBirdが指摘するように全般的には粗雑なものであり、納税者の支払い能力を考慮した性質のものでは無い。また納税者の自主性の在り方にも疑問がもたれる。

そこで比較の対象としてアフリカで多く導入された農民への課税である人頭税についてタンザニアとウガンダの事例を引いてその歴史と特徴について概観した。両国における人頭税は歳入動員のみならず労働力を白人農場へ供給するという目的もあり、納税と納税者の便益、権利は直接的に結びつかないものであった。この租税制度は国家－農民間の信頼関係を醸成せず、民主主義体制移行後、選挙制度を通じ廃止に追い込まれた。

上記2か国とは異なり、エチオピアでは少なくともその一部地域において古くから土地保有システムが存在し、土地の権利保障と引き換えに農地に対する課税が行われてきた。したがって上に示した納税者の便益、権利と直接的に結びつかない性質を持つ人頭税を導入・廃止したタンザニア、ウガンダとは異なる農民に対する課税の歴史があり、その歴史的経緯は現代の土地課税の在り方に影響を与えていると考えられる。

タンザニア、ウガンダ両国での人頭税の特徴とその廃止までの歴史的プロセスを踏まえ、本研究で取り上げる現代エチオピアにおける農業課税（土地課税）が歴史的にどのように形成・導入され現行の制度となったのか、第2章、第4章を通じ検討することとする。

次に、エチオピアの農業課税の先行研究から、エチオピア国内において、土地課税の在り方に地域によって差異が生じている可能性、そして法令から乖離した徴税がなされている可能性が示された。本研究ではこれを手掛かりに、ケーススタディ（第5章）で取り上げる調査対象地間で、土地課税の在り方に違いがある可能性があるという立場に立ち、実際に土地課税の在り方に差異が生

じているのかを確認し、その背景と要因について検討を行うこととする。

最後に、序章で示した研究の方法と対象に照らして、先行研究から汲み取るべき重要な点を三点付け加えておく。

一点目は、土地課税においては、Birdらが述べるように行政による地籍情報の把握が重要な条件だということであるという点である。これは、本章第2節(3)で示した点である。地籍情報は課税根拠であり、行政側が徴税を行うには欠くべからざる情報であると言える。現代エチオピアにおける行政による地籍情報の把握は、実際には各州において土地登記制度の導入、整備に伴って進められつつある。同時に、土地登記制度の整備と地籍情報の把握を通じて、農民の土地保有権の保障が実現されることにもなる。したがって、エチオピアにおいては土地登記制度の整備は徴税側による課税根拠である地籍情報の把握と課税と結びついた農民の権利の保障という二重の意味において、土地課税の徴税にとって重要な行政基盤であるといえ、この整備状況について本研究内で包含する必要があるといえる。

二点目は、行政(税を需要する側)の在り方が税の徴収実績、ひいてはPicollinoらが指摘するような国家－市民間の関係性を強める可能性があるという点である。既に示した通り、土地課税は地籍情報の把握などの条件が整った際には行政による強制的な徴税がなされやすい租税であるとする、その限りにおいて土地課税は国家－市民間の関係を信頼や社会関係資本といったものでつなぎにくい租税であると言える。しかし、Birdも認めるようにたとえ土地課税であっても、納税者の理解と協力は円滑な徴税にとって重要な要素であり、またエチオピアにおいては、州・地域によっては地籍情報の把握が進捗途上にある。したがって、土地課税と徴税側－納税側の関係性について改めて現実に即して検討する余地がある。さらにすぐ下で述べるように、土地課税に関する社会内部の共通理解や徴税側の規範をも含む税務上の執行体制、土地への権利保障の状況にも州・地域間で差異があるならば、それは地域間で農民の国家・行政に対する信頼の在り方にも差異がある可能性を示すといえる。

三点目は、税との関係において、Besley and Perssonが重視する、人々のナショナル・アイデンティティや共通の利益(common interest)などが社会の「規範」を形成すると言う点である。現代エチオピアは民族言語的背景にもとづき形成された州で構成される連邦国家である。それぞれの地域(州や郡)地域では、民族、宗教の多様性、そして土地課税との関わりにおいて言えば、農業生産の在り方や土地の賦存状況は一樣では無く、また徴税側と納税側との関係も多様であり、それぞれが異なる歴史的経緯と社会的背景を持つと想定される。仮に、地域(州や郡)において、歴史的に形成された租税に関わる文化・ある

いは社会内部の共通理解（そこに徴税側・納税側の「規範」も含まれると想定される）が異なるとすれば、その地域における税務上の執行体制、ひいては国家－農民関係が異なるものになる可能性を示すと考えられる。

ここで先行研究を踏まえて、以下の本論でどのように考察を進めるかそのアプローチについて整理する。

まず、歴史的に形成された租税に関わる文化、より具体的には農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況がエチオピアの地域によって差異があるかについて第2章、第4章で検討する。第2章は現政権発足以前の状況について、第4章では現政権発足以降の状況について検討する。

次に、現政権における国家体制について第3章で整理する。これは、土地課税の納税者である農民が、現代エチオピアにおいてどのような状況に置かれているかを検討するためである。先行研究からは一般に土地課税は強制的な徴税が行われる傾向がある点が示されたが、現代エチオピアの農民が置かれている社会的、経済的状況を明らかにし、納税者である農民が理念型の近代国家における市民像において想定されるような準自主的な納税を行う余地があるかを検討する。また、土地課税の徴税権を持つ州政府の財政状況について連邦政府との関係性から概観し、徴税の主体である州政府の徴税へのインセンティブについて考察を加える。

そして、現代エチオピアの農業課税制度と関連する土地制度について地域間、特に本研究で取り上げる2州（ティグライ州とオロミア州）間で、大きな差異があるかどうか、また農業課税の徴税へのインセンティブに差異があるかどうかについて第4章で検討する。制度が異なれば土地課税の在り方にもおのずと差異が生じる可能性がある。この点についての確認を行う。

また、地域間、特に本研究で取り上げる2州間の土地登記制度を含む土地制度、及び税務上の執行体制に差異があるかについて第4章で検討し、第5章のケーススタディの結果について予測を示す。

そして、地域間の租税に関わる文化に影響を与えると考えられる要因、民族・宗教の構成、土地の賦存状況、農業生産のあり方については第2章、第4章を通じて検討し、第5章のケーススタディでの議論に取り入れることとする。

¹ ブルジョワジーの財産権保障。

² アダム・スミスは税目として、地租、家賃税、奢侈的嗜好品に対する関税、ビール税を提唱している。

³ 国家は「国民経済の最も重要な無形資本」であり、国民経済において「必然的に協同する分配規制者」であり、「生産的」「道徳的」役割を果たすものであるとした。

⁴ また、彼ら（ブルジョワジー）は私的所有権の神聖を主張していた。

⁵ 以降、本稿で「現代エチオピアにおける農業課税制度」と示す場合、「農業課税制度」の持つ意味は、「農地を対象とした課税：土地課税」である。

⁶ TherkildsenはStotskyらの研究に対しいくつか点で批判的な見解を述べている。一点目はtax effortの概念についてである。彼の理解では、"tax effort"は租税政策、徴税能力（狭義の"effort"）、そしてタックス・コンプライアンスの効果を測定するものである。よって、tax effortの差異は政府の行動と同様に納税者の行動を反映するものであるという点である。二点目は、彼らの比較研究は租税政策を説明しない点である。三点目は、Stotskyらがとらえる「経済構造」には経済の自由化の度合いや、経済活動の所有構造、国家のコントロールの度合い、闇経済の割合などが考慮されていない点である。そういった経済の構造的変化は資本動員や、税率の変化の解釈にも影響を与えるのだとTherkildsenは主張する。四点目は徴税における説明責任と汚職の問題によって、実際に支払われた税金と分析で使用された数値には乖離がある可能性がある点である。これは技術的な関心事項だけではなく、援助依存国における政策策定時にこのような分析が使用される場合、租税、援助、説明責任の関連性が表面化するとTherkildsenは指摘する。税収の目標値は援助の供与側と受入れ側双方にとって重要であり、目標の達成は援助の流入額と直結する。援助を受入れる国にとって「目標達成」が重要な課題となり、強制的に市民から徴税を行うインセンティブとなるというのである。そもそも（納税者への）説明責任が脆弱である援助依存国ではドナーによる税収増加の要求により、その説明責任が一層弱体化する可能性があるというのである（Therkildsen[2001]）。

⁷ Stotskyらは政治的な要素は彼らの分析モデルにおいて残差として取り扱っている。

⁸ Cheibub[1998]、Fauvelle-Aymar [1999]など。

⁹ 現在の先進国の租税制度のシフトを見てもそれは顕著である（塩、タバコ、土地や、人などを税基盤とした租税から、現在は所得税、付加価値税、売上税等に移行している）。

¹⁰ Guptaは105か国の開発途上国を対象とし、中央政府歳入の対GDP比を被説明変数として、経済構造、援助、政治的ガバナンスの変数を説明変数として回帰分析を行い、Stotsky and WoldeMariam[1997]やGhura[1998]と同様に、農業シェアは被説明変数に対しマイナスに働くという結果を示している。他方、援助（無償援助の対GNI比）は低所得国では被説明変数に対しプラスに働くことが確認された。また、ガバナンス指標（汚職・透明性）の改善は低・中所得国ではプラスに働き、政治的安定性の改善は低・中所得国ではプラス、高所得国ではマイナスに働くことが確認されたとしている（Gupta[2007]）。Bornhorstらは天然ガス・石油産出国を対象として天然資源歳入を除く政府歳入を被説明変数として経済構造、政治的ガバナンスの変数を説明変数として分析を行い、農業シェア、天然資源歳入の対GDP比、援助（無償援助の対GDP比）は全て被説明変数に対しマイナスに働くとしている

（Bornhorst et al.[2008]）。また、Birdらは開発途上国110か国を対象にtax shareを被説明変数として分析を行い、一人当たりGDP、農業シェアは被説明変数に対しマイナスに働き、税の支払い意欲や、ガバナンス指標（International Country Risk Guide変数）とは正の相関があるとしている（Bird et al.[2006]）。

¹¹ Knackは歳入動員の効率性（CPIAの指標）を被説明変数として経済構造に関する変数、政治的ガバナンスに関する変数を説明変数として分析し、天然資源（一人当たり燃料純輸出額）、援助（援助の対GDP比）は被説明変数に対しマイナスに働き、政治に関する権利はプラスに働くとの結論を示している（Knack[2009]）。

¹² 第1党が議席の過半数を確保している場合、又は小規模政党が多数存在する場合はより高い水準で課税を行うことが出来る。

¹³ Thies[2005]のラテン・アメリカを対象とした分析でも同様の結果が報告されている。

¹⁴ 1970年から1990年までのパネルデータを使用。

¹⁵ Fjeldstad and Therkildsen[2008]、Shafer[1994]、Bräutigam[2008]、Kjaer[2004]、Kohli[2004]ら。

¹⁶ 本章第1節第2項（1）。

¹⁷ Bottholeらは、ICRG（International Country Risk Guide）の3変数（rule of law, corruption, bureaucratic quality）を用いて算出した「制度の質」変数での分析を行っている。

¹⁸ データ出所：World Development Indicators。

¹⁹ Alm and Chandlerは、「企業が租税をビジネスの障害となると認識する度合い」をタックス・モラルの代理変数として用いている。障害となると認識する度合いが低いほどタックス・モラルが高いとされる。

²⁰ 税金が自己にとって価値ある公共財へ支出されるという期待値。

²¹ 将来の経済成長の促進を目的とした免税や減税などの措置が支配者により選択され得るが、支配者がこれらの選択をする可能性が低い場合は、割引率が高いとされる。

- ²² Kjaerの研究については次節でも触れる。
- ²³ しかし、Fjeldstadは南アフリカの地方行政組織においては財政契約関係が見られたとしている。この事例においては、市民は政府による公平なサービス提供、歳入の公正な徴収、実際の歳入が公共サービスに配分・執行されていると感じる場合に、地方サービスの料金をより支払う傾向にある事が確認された (Fjeldstad[2004])。Cummingsらはボツワナと南アフリカにおけるタックス・コンプライアンスの比較研究において、ボツワナの納税者は南アフリカの納税者より政府の公平性をより高く評価しており、ボツワナの納税者の自己申告によるタックス・コンプライアンスは南アフリカよりも高いと報告している (Cummings et al. [2005])。
- ²⁴ Birdはその他の地域における人頭税導入の例外の一例としてフィリピンを挙げている。
- ²⁵ 括弧内の国名は現在の国名を示している。
- ²⁶ アジア諸国には以下の国々が含まれる。アフガニスタン、ビルマ（現ミャンマー）、カンボジア、セイロン（現スリランカ）、中国、台湾、インド、インドネシア、イラン、イラク、韓国、マレーシア、ネパール、パキスタン、フィリピン、タイ、トルコ、ベトナム。
- ²⁷ ラテン・アメリカ諸国には以下の国々が含まれる。アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、トリニダードトバゴ、ウルグアイ、ベネズエラ。
- ²⁸ 対人（物）課税の例としては以下の通り。poll tax、hut tax、graduated personal tax、village tax、minimum tax、cattle tax、income rate。
- ²⁹ Birdの指摘は以下の通り。十分な土地測量がされておらず、課税における土地の分類は極めて粗雑である。またエチオピアにおける土地の三分の一を保有するエチオピア正教会らは免税となっており、大地主の多くは脱税をしていると見られている。このような制度の粗雑さがありながらも土地課税は少なくとも1966年時点では大きな歳入源であった（全歳入の15%を占める） ([Bird 1974:57-58])。
- ³⁰ 土地面積又は土地の価値や生産物の収量の推計に基づいて課税されるもの。
- ³¹ 位置情報と土地区画の面積。
- ³² しかし、累進的な土地課税（graduate land tax）は脱税とごまかしを結果として生じさせる。
- ³³ 土地面積のみを課税基準とした土地課税。
- ³⁴ 貧しい農民がより生産性の低い土地を保有する場合。
- ³⁵ 生産性が低い土地に課すことのできる税率（額）は低いため。
- ³⁶ 19世紀にガーナに導入され、その後20世紀には東ナイジェリア、ケニア、ニヤサランド、北ローデシア、シエラレオネ、タンガニーカ、ウガンダへ導入された。
- ³⁷ ロード・ブロックや民兵の登用による徴税などが行われた。
- ³⁸ 松田は西ケニアのニャンザ州、かつてウガンダ保護領下だった地域を研究対象としている。
- ³⁹ これは一人当たり3ルピーとされており、これは月給より高く設定されていた。
- ⁴⁰ タンザニアでは1972年に地方行政組織が解散され、翌年都市部の評議会も解散させられた。
- ⁴¹ キルワ郡では3%、シンギダ郡では64%であった。
- ⁴² 1971年-1979年。
- ⁴³ ウガンダでは1955年にチーフから地方政治家に対し地方行政の権限が移行された。これはいくつかの地方行政組織、特に東部における地方行政を不安定なものにした。
- ⁴⁴ 1966年-1971年（第一次政権期）、1980年-1985年（第二次政権期）。
- ⁴⁵ 1985年発足。
- ⁴⁶ 正しくは無党制から複数政党制への移行。
- ⁴⁷ ウガンダは1986年にムセベニが率いる国民抵抗運動（NRM: National Resistance Movement）が政権樹立後、政党活動が宗教・民族間の争いを助長するとの認識から、無党制が導入され、それは2005年まで続いた。よって、2001年の大統領選挙において対立候補であったキザ・ベシギエ（Kizza Besigye）は政党を名乗らず出馬している。
- ⁴⁸ 東部、北部の徴税率は非常に低いものであった。
- ⁴⁹ この地方税は地方評議会にて指名される評価委員会が農業や牧畜からの所得から税額を算出し課税されるものである。
- ⁵⁰ 歴史的制度主義は、「社会的、政治的、経済行動の一連の歴史的な変化について、制度

を分析することによって見つけ出そうとする手法」である（Roy et al.[2013:2]）。

⁵¹ 人頭税は両国の100年に及ぶ歴史の中で、最初の60年－70年間は、国家歳入、または地方行政組織の重要な財源であったが、時間の経過とともにその相対的重要性は低下していった。これは、企業、個人がフォーマル化した経済の中へ組み入れられたことも関係するであろうし、新しい税制度（VATなど）が導入されたことも関係するだろう。同時に、社会サービス拡充のための公共部門の増大とそれに関連する援助資金流入増大も人頭税の重要性低下と無関係では無いと考えられる。

⁵² 現代エチオピアの租税制度とその制度の必要性の根拠をエチオピアのビジネス関係者に対して周知することを目的に取りまとめられたもの。当時gtzが行っていたエチオピア商工会議所への支援との協調で作成された文書。

⁵³ 他にもPerham[1969]、Crummey[1969]、Dunning[1970]、Markakis[1974]、Pausewang[1983]、Donham[1986]、Bahru Zewde[1991]などエチオピア史研究の中で土地保有制度に関する記述と共に土地課税について述べられた文献がある。

⁵⁴ 文献内に明確な調査実施時期が記載されていない。

⁵⁵ ノース・ショア県に位置し、本研究で調査対象地としたYaya Gulele郡の北に位置する。

⁵⁶ イースト・ショア県に位置する郡。

⁵⁷ 減税や免税がなされれば、土壌保全活動へ積極的に参加をするかという問いに対し、農民は明確な否定を示したという。

⁵⁸ 彼らはウエスト・アルシ県、サウスウエスト・ショア県、イースト・ウオレガ県、イースト・ハラルゲ県、ボレナ県を対象に調査を行っている。

⁵⁹ 例えばさまざまな行政サービスの提供（土地再分配など）に際し、賄賂を要求するなど。

⁶⁰ 一部農業所得税も含まれるため、「農業課税」として示す。

第2章 歴史的考察：エチオピアにおける土地政策と租税制度

第1章にて、エチオピアには古くから少なくともその一部地域において農地を対象とした課税（土地課税）制度が存在し、それはサブサハラ・アフリカにおいては例外的なものであることを示した。また、現代エチオピアにおける土地課税の在り方については法令で定められたとおりに徴税・納税がなされていないと考えられる地域も存在する可能性を示した。

第2章ではエチオピアの歴史を概観し、それぞれの時代において農業課税制度¹の在り方がどのようなものであったか、そしてそれに関連する土地保有制度、農民の土地へのアクセスと権利の保障の状況に関する地域間の違いについて検討し、序章、第1章でその重要性を確認したように、徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方の地域間の違いについて考察することとする。

第1節 アビシニア高原の王国からエチオピア帝国形成まで（紀元前1世紀－1889年）

第1項 アクスム王国から復興ソロモン朝、諸公侯時代まで

エチオピアの歴史を語るとき、「エチオピア3000年の歴史」といわれることもすくなくないが、「紀元前10世紀がエチオピアないしはエチオピア皇族の起源であるというのは史実ではなくいわば神話である」（岡倉[1999:29]）。

13世紀のソロモン王朝復活後（復興ソロモン王朝）に編纂されたケブレ・ネガスト（kebre-negast：『国王頌栄²』）によると、エチオピアの王国と支配一族の紀元はキリストより1千年前とされており、これは、1931年7月に制定された成文憲法にも明記されている。この中で後に最後の皇帝となるハイレ・セラシエ1世の血統は、ソロモン王とシヴァの女王との間に生まれたメネリク1世³（伝説上の王）の直系であると示されている（岡倉[1999:30]）。この伝説がどのように成立したかは謎に包まれているものの、13世紀以降の復興ソロモン王朝から20世紀のハイレ・セラシエ一世の時代まで男系のソロモン王の血統は最も重要な王位継承資格とされてきたという（石川[2009:183-194]）。また、これから示す北部王国の主要な民族はアムハラとティグレ⁴であった。彼らはいずれも高原地帯に居住し農耕を行い文化的にほぼ同一である。言語的には、アムハラ、ティグレはそれぞれアムハラ語、ティグリニア語という独自言語があるが、いずれもアフロ・アジア語族セム語派に属しゲエズ文字⁵によって表記される点は共通している（石川[2009:12]）。

(1) アクスム王国

エチオピアの地において、最初に歴史上存在する国家として現れたのはアクスム王国である（図2-1-1参照）。アクスム王国は、紀元前1世紀の後半に、現在のアクスムを中心に交易で栄えた。都であったアクスムは、現在のエリトリアよりおよそ300キロ内陸に入ったエチオピア北部の高原地帯に位置する。アクスム王国が建国されたとされる時期は紅海周辺の貿易を支配していたローマ帝国の勢力が弱体化してきた時期であり、アクスム王国はその交易においてローマ帝国にとって代わることができた。アクスム王国の版図は、建国当時は現在のティグライ州とほぼ同じと考えられるがその最盛期には、スーダン北部から南アラビアにまで拡大された。（岡倉[1999:35]）。

そして重要な点は、この時期にキリスト教がナイル川上流地域に広がったことである。西暦330年ごろアクスムのエザナ王はエジプトで発展したコプト教会のメンバーにすすめられキリスト教へ改宗している⁶（北川[2014:44]）。このエザナ王のキリスト教への改宗は「ナイル川上流地域のキリスト教の拡大を促進し、アクスムと東地中海のキリスト教社会の交流と交易をつなげる役割をした」（北川[2014:44]）という。以後、エチオピア北部の王国の権力は20世紀にいたるまでキリスト教（エチオピア正教）と深いつながりを持ち続けることとなる。また、アクスム王国の言語として古代エチオピア語とも呼ばれるゲエズ語が現れ、以後ゲエズ語によりエチオピア正教関連文献が多数著された（石川[2009:12-13]）。

(2) ザグエ王朝

9世紀に入るとアクスム王国の衰退がはじまり、12世紀に入るとアクスムより300キロほど南方から北上してきたザグエ王朝（Zagwe Deynasty）によりエチオピア北部は支配されることとなる（岡倉[1999:45]）。このザグエ王朝成立においてもキリスト教教会と修道院が国家の権力の拡大に中心的な役割を演じたのだという。ザグエの王は新しく配下に置いた人々をキリスト教に改宗させることで、政治と宗教両方の合法性によって統一国家を発展させようと望んでいたのだという（北川[2014:45]）。ザグエ王朝の王の一人であるラリベラ王（1200-1250年）は岩窟教会で有名なラリベラ教会群の地下寺院を建立しており（図2-1-1参照）、ザグエ王朝のキリスト教との深い結びつきが確認できる（北川[2014:45]）。

ザグエ王朝は非アムハラ系のアガウ人によって樹立されたと考えられており（石川[2009:21]）、先のアクスム王国続く復興ソロモン王朝とは異なるルーツとされる。アガウはエチオピア・セム語族⁷を話す人々がアラビア半島から移住

する前から北部エチオピアに居住していたとされ、独自言語も持っていた（石川[2009:15]）。

(3) 復興ソロモン王朝

1268年にザグエ王朝が倒れ、1270年にアムハラ出身のイエクノ・アムラク（在位1270-85年）により復興ソロモン王朝⁸が成立する。イエクノ・アムラクは都をザグエ王朝の都ロハ（現ラリベラ）よりもさらに南のショアへ移した。この時期、13世紀後半から15世紀半ばにかけて、キリスト教は北部から南方（タナ湖、ゴッジャム周辺まで）に普及した（Berhanu Zewde[1991:9]）。

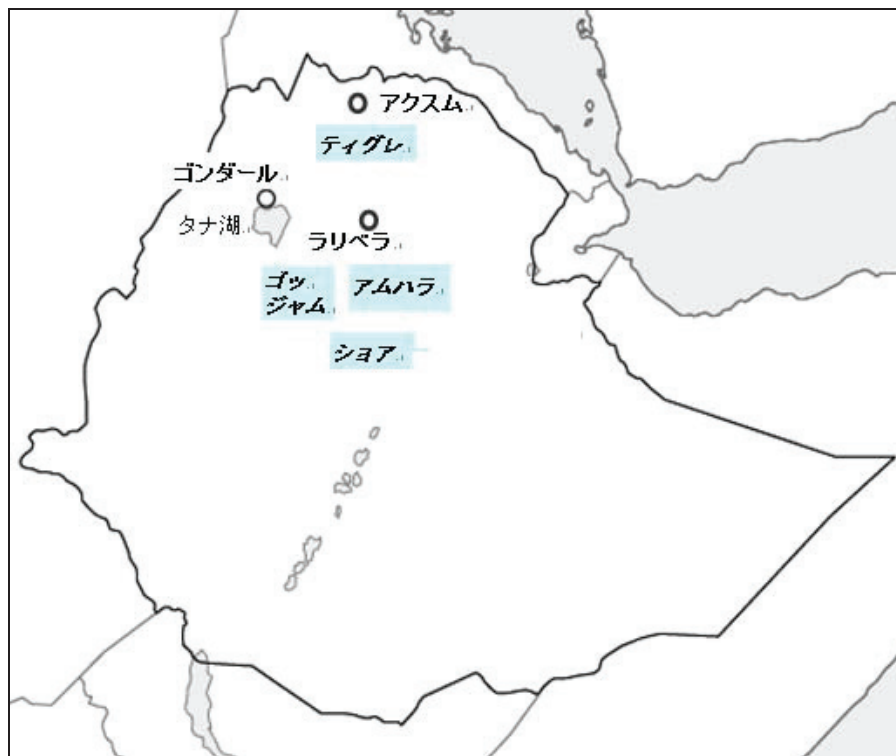
復興ソロモン王朝がエチオピア北部を支配していた時代、15世紀以降はイスラム勢力が南東部に台頭しはじめ、イスラム勢力との戦いは絶え間なく続いた。また16世紀になるとオロモ人⁹がショアへ進出し始め、ソロモン朝はその対応に苦慮することとなる。さらに16世紀前半ごろには北部のティグレ民族はイスラム勢力と協力し、アムハラ勢力に対抗をはじめた（Abir[1980:157]）。16世紀後半にソロモン朝は都をショアからタナ湖周辺に移転している。復興ソロモン王朝の版図は16世紀から17世紀にかけて大きく縮小し、ほぼ半分になってしまった。

(3) 諸公侯時代

やがて、都はタナ湖の北に位置するゴンダールに移された。このゴンダール期（1632-1769年）においても皇帝たちの支配は続いたものの（石川[2008:1]）、やがてエチオピアは、その戦国時代（諸公侯時代¹⁰：1632-1855年）に突入する。ゴンダールを都とするキリスト教王国（復興ソロモン王朝）の権威は次第に弱まり、ショア、ゴッジャム、ティグレといった各地の豪族（ラス）により、土地・人民が支配される諸公侯時代が始まり、これは19世紀半ばまで続いたのである（松田 [2004:299]）。

しかし、このキリスト教（エチオピア正教）と深く結びついたソロモン王朝の系譜は上述したように弱体化、形骸化した時期はあったものの、1974年のエチオピア革命によってハイレ・セラシエ皇帝が強制退位¹¹させられるまで存続した（北川[2014:45]）。エチオピア北部を中心とするキリスト教帝国の皇帝を頂点とする支配の体制は、支配の正当性を伝説のソロモン王（及びメネリク一世）の血統に求めるという観念によって不変的に支えられていた（石川[2009:183-194]）。

図 2-1-1 アクスム王国から復興ソロモン朝、諸公侯時代



(主要な都市と地域。筆者作成)

(4) オロモの侵攻

16世紀以降のオロモ人の北部への進出は、エチオピア北部を混乱状態に陥れ、ソロモン朝の統治領域は著しく縮小した。オロモの進出は16世紀前半に始まり、16世紀半ばにはショアに隣接する地域まで侵入した。オロモは、16世紀後半にはショアを劫略し、ゴッジャムへの侵攻を開始した。ショアや、タナ湖南部に位置するダモトは1580年代後半から1590年代前半までにこのオロモ侵攻により荒廃した。16世紀末にはオロモはタナ湖周辺にまで襲撃を繰り返すようになっていた。17世紀以降もオロモのソロモン朝領土内での襲撃は活発であり、ティグレ、ベゲムデル、ゴッジャム¹²への侵入が起こっていた。ソロモン王朝の支配が及ぶ領域は縮小し、それに応じてソロモン王朝への貢納も減少し、ソロモン王朝の収入の少なからざる部分はオロモの進出により失われた。また、オロモ征服地周辺では略奪が繰り返し起こり、人口流出が生じ、その土地は荒廃したとされる。16世紀半ばから17世紀半ばまでが、ソロモン王朝とオロモとの攻防が最も激しい時期であった。またこの時期には、帝国内には地方領主の台頭が見られ、ソロモン王朝皇帝はオロモの有力者と婚姻関係を結ぶことによって、これに対抗し、自己の権力の維持につとめた (石川[2006:45-47]、宮脇・石原

[2005:10])。

次節で述べるヨハネス四世やメネリク二世によって近代エチオピアが形成される19世紀ごろには、オロモは現在のエチオピア北部から南西部まで広い範囲に居住するようになっていた。エチオピア北部の王国の周辺やその内部に侵攻して居住していたオロモは、長い年月をかけて、徐々にエチオピア北部文化に同化し、キリスト教への親和もすすんだ。

具体的な例を挙げると、北部ウォロ¹³周辺¹⁴に定住したオロモは自己防衛手段としてイスラム教国への支援を行いつつも18世紀ごろには、オロモ独自の社会・政治制度であるガダ(gada)を放棄、北部地域の文化を吸収し彼らの土地保有制度を導入し、アムハラ語を使うようになったとされる(Markakis[1974:53])。また、ウォロ、ショア、ウォレガ(ショアの西部、ゴッジャムの南部に位置する)などアムハラ、ティグレに地理的に近く、部分的に北部文化に同化したオロモらの主要な一族は、アムハラ貴族や時には王家との婚姻関係を結び北部地域社会を中心とする政治権力の一部の獲得に成功した。ショア・オロモ(ショアに居住するオロモ)は後にメネリクの南部侵攻を支援し、その結果皇帝から土地を賦与されるなどの恩恵を得た。特に、グレレ・オロモ(ショアのグレレ地区に居住するオロモ。現在のノース・ショア県ヤヤ・グレレ郡に該当すると想定される。これは本研究のケーススタディの調査対象地であるO1が位置する郡である)は、メネリクよりアルシ地域に広大な土地を与えられたとMarkakisは指摘している(Markakis[1974:57])。

オロモの人々はそれぞれの定住地の社会・政治制度を吸収していった。諸公侯時代の初期(1800年ごろ)にはエチオピアの南西部には5つのオロモの王国(リム-エナリア、ジμμα、ゴムマ、グμμα、ゲラ¹⁵)が存在した(図2-1-2参照)。この地域ではコーヒー、スパイス、そして奴隷貿易によって栄え、イスラム教徒の商人をこの地域に引き付けた。彼らはイスラム教を普及させ、19世紀半ばにはこれらの王国は全てイスラム教国となっていた(Markakis[1974:54])。なお、これら5つのオロモの王国があった地域は現在のオロミア州ジンマ県(本研究のケーススタディの調査対象地であるO2が位置する県)に当たる。

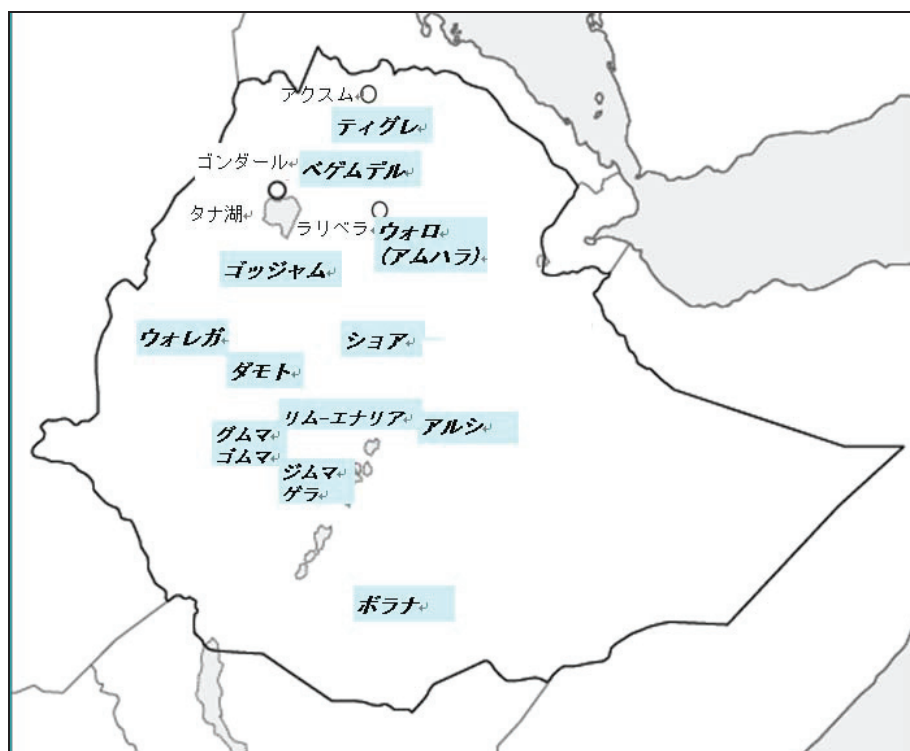
また、ショア南部のアルシ、ボラナ周辺に定住したオロモの多くは伝統的宗教を信仰したが、アルシ西部のオロモはイスラム教を受け入れていった。ハラール¹⁶の東部からアフール、ソマリにかけてはイスラム教の影響が強かった。

しかしこれらオロモ諸王国、オロモ居住地もすべて、19世紀半ばにはエチオピア帝国の中に併合されていくことになる。

上に示したようにオロモは19世紀ごろまでに、エチオピア北部から南西部ま

での広い範囲に進出し、それぞれの居住地域で周辺の社会・政治文化を吸収していった。その結果「オロモ」は文化的な多様性を持つ民族集団となっていったといえる。特にショア、ウォロ、ウォレガの「同化したオロモ」らの、社会、経済、政治的な立場は南部のイスラム教や異教を信仰するオロモらとは極めて異なるものであり、文化的な多様性はオロモ民族の結束に対し不利な影響を与えたとMarkakisは指摘している（Markakis[1974:57]）。

図 2－1－2 オロモの侵攻期における主要な都市と地域



（筆者作成）

第 2 項 リスト制とグルト制

エチオピアには、古くソロモン王朝期（1270-1540年）頃からリスト（rist）とグルト（gult）という土地に関する権利が存在した（石川[2006:45]¹⁶）。リストはエリトリア及び、ティグレや現在のアムハラ州に含まれるベゲムデル、ゴッジャムなどエチオピア北部地域を中心に見られたほか、ショアとウォロ¹⁷の一部でも見られた（Cohen and Weintraub[1975 :31]）。

(1) リスト

リスト¹⁸とは、世襲にもとづき共通の祖先の土地の分割（相続）を主張する権利である（Dunning[1970:272-273]）。特定の土地に対するリスト（権）は、男

女の区別なく主張でき、父系・母系いずれからも相続することができるとされていた。また、リスト制の土地は他者に貸し出すことが可能とされ、これは、リストの権利を主張できる拡大家族（extended family）には母系、父系親族の一部例外を除いて包含されるため、住居から離れた場所に土地を保有することも多く、それらを他者に貸出して管理する必要があるためと考えられる（Cohen and Weintraub[1975 :32]）。特定の土地区画に対してリストの権利を主張する者が複数現れる事態はしばしば生じ、リストをめぐる係争は絶え間なく生じたという（宮脇・石原[2005 : 16]）。

リストはそのコミュニティによって承認される必要があり、また先に述べたとおり特定の土地区画に対し複数の潜在的権利請求者が存在するため排他的な私的保有権というよりもコミュニティ・メンバーが有する土地保有権とするのが妥当であろう（Hoben [1973:153-159]、Pausewang [1983:22-23]、Cohen and Weintraub[1975 :29]）。このような考え方にに基づき、Cohenらはリストを”kinship tenure”として位置づけ、土地の私的保有とは別な土地保有形態として分類している（Cohen and Weintraub[1975 :29]）。

リスト制度が採用されている地域に居住する農民の殆ど全てはリスト保有者（ristegna:リステニャ）であり、農民にとって土地を保有することは非常に重要な権利であり、しばしば「土地を持たざる者は人間にあらず」という表現が用いられた（Cohen and Weintraub[1975 :32]）。

(2) グルト

リスト領域内で耕作する農民（リステニャ）から生産物や貨幣を徴収する権利がグルト（gult）である。グルト保有者はその地域の統治を行う代わりに、農民より貢納を受け、その一部または全てを得ることができた（Markakis[1974:83]）。ただし、その割合は与えられたグルトの性格によって異なるとされる。またグルトの権利はその一部を第三者（自己の家臣など）に移譲することができた（Cohen and Weintraub[1975 :32]）ため、階層化することも多かったとされる。

グルトは、欧州における封建制と同様に、主として軍事における働きに対して皇帝から与えられたものである¹⁹（Bahru Zewde [1991:14]）。皇帝による家臣へのグルトの賦与には、地方部における忠誠心の担保、教会と地方行政の支援、そしてエチオピアの封建社会を性格づける複雑な社会秩序の普及などの目的があった（Cohen and Weintraub[1975 :32]）。

グルトの権利を保有する領主は、農民から貢納を受ける権利を持つだけでなく、農民に労役を課すこともできた。加えて、軍隊への食料の提供も農民に課

すことができた (Bate[1979:20])。グルト保有者はリスト保有者より相対的に豊かで、地方行政、司法においてもその権力を行使することができる存在であり、かれらの権限は大きなものであった (Cohen and Weintraub[1975 :33])。

グルトは多くの場合世襲制ではなく、皇帝の意向で権利の賦与が行われ、又時として剥奪され (例えばグルト保有者である領主が皇帝への貢納を怠った場合などに生ずる) 別の領主へ割り当てられることもある。とはいえ、20世紀半ばまでグルトは貴族らを中心に割り当てられ、貴族は国家行政と軍隊の統括権を占有していた (Young[1997:40])。

グルトの中には、世襲を認められているものもあり、それはリスト・グルト (rist-gult) と呼ばれた (Pausewang [1983:23-24])。リスト・グルトは王族や影響力のある地方貴族、寵愛を受ける家臣などに賦与された (Cohen and Weintraub[1975 :33])。リスト・グルトは多くの場合広大な領域でありそこに居住して耕作する多くの農民を包含するものであった。

(3) 納税とリスト制・グルト制

土地の大小に拘らず、リスト保有者が貢納を行わなかった場合にのみ、グルト保有者またはその代理の者が彼らを退去させることが出来た (Cohen and Weintraub[1975 :33])。Pausewangはエチオピア北部におけるリスト保有者である農民の土地保有に対する認識は、納税する (貢納する) という行為と明確に結びついていた (納税 (貢納) をすることにより土地の所有を担保する) ことを指摘している (Pausewang [1983:48]) が、「土地を持たざる者は人間にあらず」という社会において、納税 (貢納) という行為は、農民の土地に関する権利を保障する行為であったと想定される。

北部地域を中心に古くから存在したリスト制・グルト制であるが、リスト保有者とグルト保有者の関係は必ずしも固定化されておらず、流動的なものであったところに特徴がある。リスト保有者も機運に乗じてグルト保有者に転じることも珍しくは無かったのだという (宮脇・石原[2005:16-17])。

第2節 近代エチオピアの形成 (1889年－1913年)

第1項 テオドロス二世、ヨハネス四世、そしてメネリク二世の時代

(1) テオドロス二世の治世

諸公侯時代の終わりに、北部の弱体化していた帝国²⁰を統一したのは、タナ湖周辺出身のアムハラ人カッサ (Kassa Haile Giorgis) であった。カッサは、ティグレ領主との戦いに勝ち抜き、1854年にエチオピア正教会から「王の中の王 (negusa nagast²¹)」として認められ、1855年にはエチオピア高地の支配者とな

り、テオドロス二世²²を名乗った（岡倉[1999:81]、宮脇・石原[2005:10]）。

しかし、テオドロス二世の治世は長くは続かず、彼の支配に不満をもっていたティグレ出身のラス・カッサ²³は、イギリス軍とのマグダラの戦いにおいてイギリス側に協力した。この結果テオドロス軍は大敗を喫しテオドロス二世は自殺に追い込まれた。

(2) ヨハネス四世の治世

テオドロス二世の死後ラス・カッサは1872年に「王の中の王」となりヨハネス四世を名乗った。当時ショアの王であったメネリク²⁴はヨハネス四世の帝位を認めず、自らが「王の中の王」となるべくヨハネス四世と戦いを繰り広げた。しかし、ヨハネス四世の勢力はゴッジャムやウォロにまで及び始め、またショア内部でメネリクへの反乱が生じたことなどにより形勢が悪化し、ヨハネス四世と1878年に和平（ワダラ条約）を結んだ。このワダラ条約には、ヨハネス四世が「王の中の王」としてメネリクによって容認されたこと、そしてメネリクのショア、ウォロ、オロモの地域の支配権が承認されたという2つの意味が含まれている。つまり、ヨハネス四世は（メネリクからも容認された）「皇帝」になったが、彼の実質的な支配地域はティグレ、ベゲムデル、ゴッジャム²⁵に限られ、引き続きメネリクと勢力を二分していたのである。ヨハネス四世²⁶は1889年に戦闘²⁷により死亡し、メネリクがエチオピア帝国皇帝を引き継ぐこととなる（岡倉[1999:86-103]）。

ここで示したように、メネリクはヨハネス四世の在位期間においてもショアとその近隣の地域を支配し、南部地域への侵攻をすすめた。その背景にはショアが帝国内の権力の獲得に優位な地理的環境にあったという点がある。ショアは現在のエチオピアの国土のほぼ中央に位置する。ショアは南北、東西の交易ルートの交点にあり、そして北部から続く高地と南部地域（低地）との境目に位置する。この地理的環境はショアの周辺地域制圧、南部侵攻に優位に働いた。メネリクはショアの北側に位置するウォロを1870年代に統合し、ショアの西側に位置するゴッジャムの南部侵攻に対抗しこれを1882年に撃破し、その後南東部へ進出を開始した。メネリクはアデン湾へつながる古くからのモスリムの交易ルートの獲得を目指し、その重要拠点となるハラールを1887年に獲得するに至った（Donham[1986:23-24]）。

ヨハネス四世の出身地域であるティグレにはそのような地政学的優位性はなかった。ティグレ、エリトリアは紅海流域とナイル川流域の交易に適した位置にあったが、周辺のイスラム勢力やイタリアなど植民地化を画策する外国勢力からの攻撃に対して脆弱な環境にあった。ティグレ周辺の他勢力は低地に住む

イスラム教徒やティグレより相対的に大規模な民族集団であるアムハラであり、これらの勢力と緩やかな融合や同化を進めることはティグレにとって困難であった。他方ショア・アムハラ（ショア地方のアムハラ人）にとって中央台地を共有するオロモ勢力は同化、または支配しやすい存在であった（Young[1997:43,46]）。

(3) メネリク二世の治世

ヨハネス四世の死後、メネリクはメネリク二世を名乗り、皇帝（王の中の王）となった。メネリク二世は極めて積極的に領土の拡大を図った。メネリク二世の統治以前（1889年以前）の「エチオピア帝国」の領土はゴンダールを中心とする北部中心であったが、メネリク二世はその領土を北は現エリトリアやジブチ、南部はソマリア国境のオガデン（現在エチオピアのソマリ州の一部）やトゥルカナ湖、西は現南スーダンのファッショダまで拡大することを目指した。しかし、実際には北東部のエリトリアをイタリア、西部のファッショダ周辺の領域についてはイギリスとエジプトの領有を承認することとなった（岡倉[1999:19]）。いずれにせよ彼の統治期間にエチオピア帝国の領土は南部、東部、西部に向い非常に大きく拡大したのである。

ところで、メネリク二世が帝位につく4年前の1885年、イタリアはエリトリアを保護領化していた。イタリアはエリトリアに続きエチオピアの保護領化を画策し、1889年にエチオピアと条約を締結した。しかし、その条文の文言（第17条）に両国間で相違があり²⁸、その相違は外交権のある主権国家たり得るかの解釈に影響する重大な相違であった。この問題が発端となり両国間で紛争がおこり、1895年からいくつかの戦闘が起こった。翌1896年アドワ²⁹で大規模な衝突が起こり（アドワの戦い）、メネリク軍はイタリアを打ち破り、独立を死守した。しかしその後両国間において和平条約（1896年10月）や友好条約ともいえる条約（1897年）が締結された（Baharu Zewde[1991:85]）。

メネリク二世³⁰は1913年に死亡し、その後メネリクの孫で皇位継承者であるリジ・イヤス³¹（イヤス五世）が帝位についたがその政策が貴族たちに認められず1916年に廃位、メネリク二世の娘であるザウディトゥ³²（Zawditu）が女帝となり、後に皇帝ハイレ・セラシエとなるラス・タファリ（メネリク二世の従兄弟ラス・マコンネン³³の息子）が摂政職についた（宮脇・石原[2005:18-21]）。ザウディトゥの短い治世の後、1930年にハイレ・セラシエが帝位につき、1974年まで彼の治世が続くこととなる。

彼は、1974年にその座を追われるまでエチオピアの近代化を目指しつつも、独裁的な執政を続け、封建的な社会構造は基本的に変わることはなかったとされ

る（松田[2004:301]）。この点については次節にて詳しくみていくこととする。

(4) テオドロス二世の近代化政策

Baharu Zewdeは、近代エチオピア帝政期はテオドロス二世から始まったと述べている（Baharu Zewde [1991:11]）。テオドロス二世は形骸化していた皇帝「王の中の王」の地位を回復し、諸公侯時代を終了させた。

エチオピアの近代化におけるテオドロス二世の功績は、国内改革を実施し、諸公侯時代の混乱を取り除く施策を講じたことにあるとされる。（Crummey[1969:457-469]）。テオドロスは戴冠式において、「この帝国にかつて属していたすべての地方をわが権威の下に置くことをこの先祖の王冠に誓う」と述べ（Bate[1984:18]）「強力な統一の国家」形成をめざしており、その前提に軍事力の近代化があった³⁴。

またテオドロスは軍事力の近代化に加え、国家体制の変革にも着手した。地方のネグ（王）やラス（諸侯）など従来の封建領主たちの代わりに、地方出身の兵士らを自らが信頼と高い身分を賦与した者（貴族）の管理の下で将軍とした。これには、従来の地縁的な関係を弱めるという意図があった（Bate[1979:19-20]）。つまり、テオドロスは「皇帝（中央）の軍隊を整備し、諸公侯の地域的軍隊を地域的忠誠から切り離した国軍に代置させ」（Bahru Zewde[1991:32-33]）、地方の地縁的な関係に基づいた兵力を弱めていこうとしたのである。

しかし、彼の強力な中央集権的国家樹立の野望は残念ながら達成されなかった。軍隊の近代化、地方への将軍らの配置など国家体制整備には多額の資金が必要とされた。彼は資金調達先としてエチオピア正教教会³⁵を考えていたが、教会からは強い抵抗にあい、地方領主からの抵抗も激しく、それは困難であった（Pausewang [1983:33]、Bate[1979:19-20]）。

(5) メネリク二世の近代化政策

次に本項（5）ではメネリク二世の近代化政策について述べる。ヨハネス四世の近代化政策については、既存の文献では余り触れられていない。これはヨハネス四世が帝位に就いた後もメネリクと勢力を二分しており、在位期間中にはメネリクの勢力が及ぶ地域との武力衝突、イタリアによる北部地域への侵攻やスーダン・マフディー（イスラム）教徒の侵攻などへの対応に追われたという状況が関係していると思われる。一方でメネリクはヨハネス四世の在位期間中からイタリアと通商友好条約³⁶を締結し（1883年）、同年新しい都アディス・アベバ³⁷を建設するなど近代化に向けた施策を講じていた。

メネリク二世は領土拡張をすすめる中、北部で定着していた土地制度を南部支配において利用した。メネリク二世は自分の臣下に対し、グルトの権限を賦与した。またグルト権限の賦与により兵士らの軍事行動の功績を評価した。

土地に関する権利すなわちグルトの賦与の主たる目的は、征服地域の治安維持と、財源（税金）の確保、拡大する軍隊の維持管理であった。南部の土地の権利の多くは軍事行動の功績に対して賦与されるもので、従来の北部にあったリスト制、グルト制と同様の考え方であるといえるという（Pausewang [1983:36]）。

このようにメネリク二世は北部由来の土地制度を南部支配において導入していったのだが、その制度に伴って形成される領主と農民との関係は北部と南部とは異なるものとなった。宮脇らは「南部においては、リスト保有者とグルト保有者の間に被征服者と征服者という立場の違いがあり、それによって両者の関係が固定化されたという点では北部と異なる」（宮脇・石原[2005:17]）と指摘している。北部と南部の土地に関する権利の在り方の違い、それに関係する社会関係の違いについては、次項にて詳しく述べる。

南部地域への侵攻はメネリク二世にテオドロス二世が手にすることのできなかった莫大な資源を提供した。これにより、メネリクは中央集権的な常設軍隊を整備することができた。なおかつ、その資金源は彼の立場を脅かす可能性のある教会でも貴族でもないところからもたらされたのである。よって、非常に短期間にメネリクの征服と中央集権化は南部のみならず北部の地方におけるコミュニティに変化をもたらしたという³⁸（Pausewang [1983:34]）。

第2項 メネリク二世により南部地域にもたらされた変化―土地の権利―

前節にて、北部エチオピアでは納税（貢納）と土地の権利が密接に結びついていた点に触れた。それでは、南部ではどうであったかという点、南部においては、グルト保有者（gultegna）は「銃を持つ者（naftannna³⁹：ネフテンニャ）とも呼ばれ、税を支払う農民は北部同様「ガバール」（gabbar）と呼ばれた（Bahru Zewde[1991]）。ガバールとはそもそもはアムハラ語で納税者の意味を持つ語であるが、南部ではその関係が固定化されている点において、徐々に差別的な意味を込めて使われるようになり、それは小作（tenant）、または農奴（serf）を指す語となっていた（Pausewang [1983:48]）。したがって、南部における「ガバール」と、北部における「ガバール（土地の権利を持つ納税者）」の持つ意味合いは異なるものである。そのため、南部における農民と国家との関係は「ガバール制度⁴⁰」と称されることが多い（Perham[1969:355]）。また、このガバー

ルという語は帝政期においては土地の私的保有の形態（private tenure）を表す語としても使われるようになった⁴¹。Cohen and Weintraubによると、土地の保有形態としてのガバールは自由土地保有権（freehold tenure）と本質的に同じものである（Cohen and Weintraub[1975 :37]）。

(1) 南部地域における土地の私的保有権の拡大

メネリク二世による領土拡張以前、エチオピアにおいて私的土地保有地（private tenure）⁴²での耕作をしていた農民は殆どいなかったのだとCohen and Weintraubは述べている。彼らはリストをkinship tenureと位置付けており、私的土地保有（private tenure）とは区別する。しかし、メネリク二世の南部侵攻後、私的土地保有はエチオピア南部において拡大した。

南部侵攻で武力により接収された南部の土地の権利は広範な人々や組織などに対して賦与された。その受益者は軍人、拡張された地域に配置された北部行政官、北部の土地不足、人口圧力により移動してきた北部農民、侵略を受け入れた南部の伝統的首長や村長、教会関係者や組織などであった⁴³。

こういった接収が行われ、私的土地保有地となった領域を多く含む地域は、帝政期の州でその位置関係を示すとアルシ、バレ、イルバボール、カファ、シダモ、ウォレガ、ゴモ・ゴファ、ショアやウォロの一部地域（図2-3-2参照）であった（Cohen and Weintraub[1975 :35]）。ジンマやウォレガは例外的に土地の接収を免れ、皇帝メネリクに対する貢納のみが課された。本研究のケーススタディの調査対象地O2が位置するジンマの事例について少し詳しく触れておくと、ジンマ王国のスルタンであったアバ・ジファル（Abba Jifar）はメネリクに貢納を行い、エチオピア帝国への忠誠を示し、隣国シダモ（Sidamo）への攻撃へ参加する意思を示した。これによりジンマは土地の接収を免れ、アバ・ジファルは1932年までジンマ王国を統治した。その後ジンマはエチオピア帝国へ組み込まれることとなったが、アバ・ジファルはジンマの首長となり、彼の子孫がその地位を継承した（Markakis[1974:104-5]）。

南部地域では土地の分配を目的として測量が開始された。それ以前のエチオピア帝国（主として北部地域）においては土地の測量はなされていなかった。測量された土地は分割され、それぞれの受益者に対し土地の権利が賦与される中で、それらの土地で耕作を行っていた農民らは引き続きその土地に留まり耕作を行い、特定の土地の権利を持ち貢納する農民（ガバール）、または特定の土地へのアクセスの権利を持たない小作（tenant）となった（Cohen and Weintraub[1975 :36]）。しかし、南部地域の土地の権利を持ち貢納（納税）する農民（ガバール）は既述の通り農奴的な立場にあることが多く、北部地域の土

地の権利を持ち貢納（納税）する農民（リスト保有者）とは性質を異にする。Donhamは北部ではリスト保有者とグルト保有者は同じ民族集団に属し共通言語を使用することから南部地域と比較してさほど過酷な貢納の取立てはなされなかったと指摘している（Donham[1986:40-41]）。また、南部では裕福な農民が優先的に土地の権利を持ち貢納する農民（ガバール）となり、相対的に貧しい農民は僅かな土地を与えられるか、土地にアクセスする権利を持たない小作になったとDonhamは述べている（Donham[1986:40]）。

(2) 南部伝統的権力者の土地の私的保有権の獲得

メネリク二世は南部地域を統括するために侵攻地域における伝統的権力者の協力を必要としており、また侵攻地域の文化的不均質性によってその必要性は増幅された。よって、メネリク二世は村や伝統的首長などに土地の権利を賦与した。多くの侵攻地において接収した土地の三分の一が地方部族に対して賦与する土地として確保された。これらの土地を賦与された者はバラッバト（balabat）と称され、彼らは、徴税など一定の役割を与えられ末端行政を担うことが多かったとされる（Bahru Zewde[1991:90]）。バラッバトに与えられるグルトの権利はシソ・グルト（siso gult）⁴⁴と呼ばれ、相続可能な権利とされた。また、バラッバトは他の土地の権利を持ち貢納する農民（ガバール）と比較して低い税率で納税が課せられた（Cohen and Weintraub[1975 :35]）。

こうしてエチオピア南部においては、広大な土地が皇帝により接収され、シソ・グルト、リスト・グルト⁴⁵、土地の私的保有の形態であるガバール、マダリア（Madaria⁴⁶）といった複数の土地保有形態が存在することとなった。

メネリク二世の南部侵攻により、南部の土地に関する権利は皇帝がエチオピア帝国を統治するに当り、重要とされる北部出身のステークホルダーと一部の南部エリートを中心に与えられ、彼らはその土地の農民から収穫物を収奪し、農民の立場は農奴とも呼ばれるような立場に固定された。農民の立場が固定化された背景には、一つには被征服者と征服者という立場の違いがあろう。北部ではリスト保有者とグルト保有者は同じ文化、言語、宗教を共有しており、同じコミュニティに属し多くは親族関係で結ばれていた。また、グルト保有者はその地域における司法、行政の役割を担っていた。南部においては、グルト保有者の多くは征服者である北部出身者であり彼らは南部の人々をシャンキラ（Shankilla）やガッラ（Galla）などの蔑称で呼んでおり、差別的に支配した（Donham[1986:12-13]、宮脇・石原[2005:17]）。

南部では土地の測量が実施され、土地の私的保有権が拡大し土地の商品化が進んだことにより、次節で述べるハイレ・セラシエの治世において、次第に多

くの農民が土地を持たない小作（tenant）になっていった。北部地域においても人口圧力の高まりから土地への権利を保障されない小作は存在したが、その割合は南部地域と比較して小さいものであった（本章第3節第1項（6）に詳しく示す）。

第3節 エチオピア帝政期（1913年－1974年）

第1項 ハイレ・セラシエー世の近代化政策

（1）エチオピア最後の皇帝ハイレ・セラシエー世

ラス・タファリ（後のハイレ・セラシエー世。ラス・タファリの父ラス・マコネン）はメネリク二世の従兄弟であり、ハラール州知事を務めた。ラス・タファリも1910年から数年間ハラール州知事を務めた）は、1916年にメネリク二世の娘であった女帝ザウディトゥ（Zawditu）の摂政となり実権を握った。ラス・タファリはエチオピアの国際連盟への加入をめざし、奴隷交易および奴隷制撤廃の必要性を認識し、奴隷交易については1918年廃止令を出した⁴⁷。かくしてイタリア、イギリスの反対があったもののエチオピアの国際連盟加盟は1923年に実現した。これ以降ラス・タファリは社会経済開発－近代化に着手し首都アディス・アベバの近代的施設の建設や道路建設等を集中的に行っていた（宮脇・石原[2005:20-21]）。女帝ザウディトゥは1930年に死亡し、ラス・タファリは帝位につきエチオピア最後の皇帝ハイレ・セラシエー世が誕生した。

（2）イタリア占領期以前の近代化政策

ハイレ・セラシエー世は戴冠後直ちに憲法制定に着手し、1931年にはエチオピア帝国憲法が制定された。同年、国会の開設も行われた（宮脇・石原[2005:20-21]）。また、地方行政改革にも着手し、首都に西欧的教育施設を少数ながらも設置し、そこで近代教育を受けた者たちを地方行政官として配置した。これにはメネリク二世の治世における家臣らを代替する意図があったとされる。このようにハイレ・セラシエー世は近代化政策を進めたが、Donhamは彼の近代化政策はアムハラ文化を基本としており、学校教育にもアムハラ語を用い、非アムハラの人々もアムハラ文化に同化するといった「アムハラ化」がすすみ、アムハラ・ヘゲモニーとも呼べる体制が確立したと指摘している（Donham[1986:32-35]）。

（3）イタリアによる占領

ハイレ・セラシエー世の近代化政策はイタリアの侵攻により一時中断させられることとなる。前節で述べたとおり、エチオピアとイタリアは1928年に友好

条約を締結していたが、イタリアにはこの条約を利用してエチオピアへ経済進出し、植民地化するという目論見があった⁴⁸。条約締結からわずか6年後の1934年イタリアはエチオピアへ侵攻し、1936年には首都アディス・アベバが陥落、ハイレ・セラシエはイギリスへ逃れることとなった（宮脇・石原[2005:22-23]）。

占領期間中、イタリアは「「アムハラ」による圧政で苦しめられた人々（非アムハラ）の解放」としてエチオピアへの占領を正当化した。イタリアは、占領期間において南部ではグルト保有者（ネフテンニャ）を含めアムハラを排斥しモスリムやオロモ系住民を優遇する政策をとり、土地課税（Land Tax）を廃止しガバール制度⁴⁹は放棄された⁵⁰（宮脇・石原[2005:23-24]）。

他方でイタリアは占領期間（5年間）の間に首都と地方を結ぶ幹線道路の整備を行ったほか、地方に近代的な建築物を多く建設した。道路網の整備は首都と地方（周縁地域）を物理的に結び付けただけでなく、近代的文化を地方にもたらしたという点で非常に大きな影響を与えたという（宮脇・石原[2005:23-24]）

⁵¹。

(4) イタリア占領期以後の地方行政改革

イタリア植民地化が終わり、エチオピアに帰国したハイレ・セラシエ一世は官僚制に基づく中央集権的国家体制の確立を目指した。まず、1942年に制定された行政規則命令（Administrative Regulation Decree No.1 of 1942）により12の行政州を定め、地方行政官を配置した。地方行政官の任命についても集権化され、皇帝が任命を行った。12の行政州とは、北からティグレ、ベゲムデル、ゴジャム、ウォロ、ショア、ウォレガ、イルバボール、アルシ、カファ、ガム・ゴファ、シダモ、ハラルゲである。1960年にハラルゲはバレとハラルゲに分割され、1962年にエリトリアが新たに追加された。ティグレ、ベゲムデル、ゴジャム、ウォロとショアの一部は北部高原地帯に位置し、リスト制、グルト制が古くから存在した地域である。

行政州の設置、地方行政官の配置は、表向きは地方行政の近代化と標準化を目指す改革であったが、実態としては皇帝のエージェントとして機能する人材を配置し、中央集権的国家体制の確立を目指したとされる⁵²。これにより、法令上、地方における徴税は行政官が法と命令に従い実施することとなった（Teshale Tibebu [1995:115]、Zemelak Ayele [2011:138]）。これは少なくとも法令上はグルト保有者による徴税の廃止を意図すると解釈でき、Donhamは、グルト（権）の配賦はこれ以降実施されないこととなった（Donham[1986:27]）としている。しかし、MarkakisはHoben⁵³の文献を引き、ゴッジャムでは20世紀半ばまでグルトが存続していたと述べており（Markakis[1974:83]）、リスト・グルトや

シソ・グルトが相続可能な権利であったことも関係して、1966年にグルトの正式な廃止の法令が定められるまでは、グルト保有者による徴税は存続しており、グルトによる徴税と行政機関による徴税が併存していたと考えられる。また、リスト・グルトやシソ・グルト、サモン⁵⁴ (samon) といった土地保有形態は国家に対する徴税を例外的に免責されていた（本章第3節第2項に詳しく示す）。

(5) 帝政期における地方行政の在り方

帝政期におけるエチオピア国内の地方行政の在り方は一様では無く、地域間で大きな差異が生じていた。

北部のアムハラ、ティグレが中心に居住する州（ゴッジャム、ベゲムデル、ティグレ）では行政ポストは貴族らによって占有されていた。その中でティグレは例外的に従来の支配者の家系が首長（governor）として州の統治を行った。その背景には、ティグレにおけるショア・アムハラ中心の支配体制に対する抵抗がある。これは他の地域でも見られたものであったが、1943年に起こったティグレ南東部から生じた反乱は非常に大きなものであった。ハイレ・セラシエはティグレ地域の政治的安定のため、またイギリスからの要請もあり、従来のティグレ人支配者らによる統治体制を継続する政策をとり、ヨハネス四世の後継者の息子であるラス・セヨム・マンガッシャ（Ras Syeoum Mangesha）をティグレ州の首長としたのである（Young[1997:47-52]）。

上に示した3州（ゴッジャム、ベゲムデル、ティグレ）以外の州では、アムハラ人、特にメネリク・ハイレ・セラシエのルーツであるショア・アムハラによって多くの行政ポストが占有されていた。しかし、南部地域の一部（ジンマ）や北部地域に近い非アムハラ民族が居住する地域（ウォレガ、ウォロ）、また後からエチオピア帝国に組み込まれたエリトリアでは非アムハラ民族の行政官への配置（バラッバトの家系が多かったとされる）が見られた。これらの地域以外では、基本的にアムハラ人が行政官として配置され、その補佐として地元出身者が配置された。またショア地域出身のオロモ人や古くからアムハラ社会への統合が見られた地域の出身者らは、出身地以外の地域の行政官として配置されることがあったという（Markakis[1974:233]）。

行政官の配置状況には民族だけではなく宗教も関係していた。イスラム教徒は歴史的にエチオピアにおける行政ポストの雇用対象外とされており、Markakisは、エチオピアにおける「行政官（official）」と「キリスト教徒（Christian）」は同義なのだと指摘している（Markakis[1974:251]）。従ってイスラム教徒行政官の配置は、エリトリア、ウォロ、ジンマ、ハラルゲのいくつかのサブ・プロビンス（Sub-Province。州の下位にあたる行政組織）や郡の首長

としての定期的な任命に限られ、その場合にもアムハラ人が首長の副官として配置された（Markakis[1974:251,294]）。中でもジンマは、既述の通り、ジンマ国王であったアバ・ジファルの子孫が継続的に首長（governor）をつとめており、これは例外的な事例であったと言える。

また、隣国ソマリアに近いハラルゲ州、特にハラールから東の地域ではより厳しい中央政府による統制が敷かれ、他地域と比較して多くの兵士が配置されていたとDonhamは指摘している。これはハラルゲ州最大の都市であるハラールはエチオピアをアデン湾へつなぐ交易ルート上にあり、エチオピア帝国にとって戦略的に重要な地点であったこと⁵⁵が関係している。また、同地域に居住する人々の多くはイスラム教徒の牧畜民で、彼らの祖先は16世紀にエチオピア北部帝国の存続を脅かしたアフマド＝イブラヒム＝ガジに率いられたイスラム勢力と考えられており、このような歴史的背景もまた中央政府の同地域への統治体制に影響を与えたとされる（Donham[1986:46-47]）。

ここまで示した本項（5）の内容を簡単にまとめておく。

エチオピア帝政期において、原則としてショア・アムハラが中心となり地方行政組織が統制された。しかし、その在り方は一様では無く、ティグレでは従来の支配階級が引き続き首長となり、同じ民族によって行政が統括された。

他方、南部地域では、主としてアムハラ中心の行政が敷かれたが、ジンマ、ウォレガ、ウォロでは非アムハラ行政官の配置が見られ、特にジンマは従来の支配階級がSub-Provinceの首長となっていた。

行政官への登用は民族、宗教により恣意的に選択・決定される傾向にあり、非アムハラ、イスラム教徒の行政官への登用は相対的に少ないものであった。また、牧畜民が多く居住する隣国ソマリアに近い地域における統制は他地域と比較して厳しいものであった。

これらのことから、エチオピア帝政期において、少なくとも首長を含めた行政官の登用に関しては、民族的にはアムハラ、宗教的にはキリスト教（エチオピア正教）が優位に働く傾向にあった。また、そして牧畜民はその居住地域の地理的位置に関係し、帝国政府に対峙する可能性のある存在として捉えられていた。帝政期においてアムハラ人、キリスト教徒という2要素は支配者層を性格づけるものであるといえる。したがって、エチオピア国内では、これら2要素に加え、地理的位置も関係して、中央政府に対する「近さ」に関しては地域によって違いが生じていたと想定される。

（6）土地改革以前の土地保有状況

ハイレ・セラシエは本項（4）に示したように地方行政改革を行い中央集権

的な近代国家体制を構築する取組を行う一方で、引き続き前近代的な方法で自己や自身が所属する社会集団の権威を維持する方策を取っていた。すなわち、政府保有の土地の配分を、自身のルーツであるショア・アムハラの経済的・政治的優位性を維持するための道具として活用していたのである。

メネリク二世の治世においてもそうであったように、ハイレ・セラシエの治世においても、南部の多くの土地は変わらずショア・アムハラに対し分配されていた。Cohen & Weintraubによると、政府は国土の46.6%⁵⁶にも及ぶ土地を保有していたという (Cohen & Weintraub[1975:45])。既述の通りこれらの土地はショア・アムハラを中心に配賦され、その結果、80%以上の土地が耕作を行わない軍人や行政官に対し配賦されたと報告されている⁵⁷。

政府が保有する土地は主にエチオピア東南部の遊牧民が多く居住する地域 (ハラルゲ州、バレ州など) や隣国との国境に近い地域に集中していた⁵⁸ (Cohen & Weintraub[1975:43-47])。また、エチオピア東南部の遊牧民が多く居住する地域では、政府保有の土地以外にも皇帝やその親族、貴族らによって広大な土地が保有されていた⁵⁹。このような大地主の名前については公表されていたものの所有する面積については、公表はされていなかった。Dunningは大規模土地保有者の一例を挙げている。ハラルゲ州Chercher Sub-Province (現在のオロミア州ウエスト・ハラルゲ県の1地区) において、リスト・グルトの権利に基づき90万ヘクタールを保有する大地主が存在しており、90万ヘクタールのうち課税対象となっていた面積はわずか11%であったという (Dunning[1970:301-302])。既述の通り、ハラルゲ州は隣国ソマリアと国境を接しており、同地域はエチオピア帝国にとってはソマリ勢力との角逐の場であった。したがって、ソマリ勢力への対抗という意味においても、政府や王族・貴族が同地域に土地を保有する動機があったといえるだろう。その結果、広大な土地が王族・貴族によって私的に支配された。またこの地域の農民はソマリ勢力と同様ムスリムであり、王族・貴族と宗教を異にしており、そのことも支配者と農民の関係を緊張をはらんだものとしたと考えられる。そのため、同地域の農民の土地への権利の保障は他地域と比較して相対的に困難なものになったと考えられる。

このように政府所有の土地がショア・アムハラ of 経済的・政治的優位性維持の道具として活用される中、南部地域では土地の私的保有が拡大し、次第に土地の売買が非常に盛んになり、大地主が多く出現し、(Berhanu Zewde[1992:192])、土地への権利を保障されない小作となる農民が増えていった。

土地の商品化が進んだ背景には、売り手と買い手双方の動機が存在がある。都市部に居住するリスト保有者 (つまり不在地主) や、納税やその他の目的で

現金所得を必要としたリスト保有者は現金を得るために土地を売りたいという動機があり、他方で従来リストの権利から除外されてきたイスラム教徒や職工（craftsworker）達には、商業的農業へ参入するために土地を買いたいという動機があったのだという⁶⁰（Teshale Tibabu[1995:137-138]）。

また、「辺境（未開）の土地（unsettled land）」の多くは政府保有の土地であったので、政府により北部出身の移住者に販売され、彼らは広大な土地を保有する大地主となり、従来当該地域に居住していた人々は土地への権利を保障されない小作となった。このような小作らは、収穫物の半分を小作料として支払うこともあった（Donham[1986:41]）。

他方、グルト保有者に対する納税（貢納）ではなく、行政組織への直接的な納税が徐々に行われるようになる中で、地方エリートの土地の権利を保有する農民（ガバール）の中には、自身が耕作する面積以上の土地に対して納税を行うことで、納税に対する行政の公的領収書を得て、土地保有の根拠とし大地主となるものもいた。このような事例においては、小作と大地主は近親者か、少なくとも同じ民族に属しており、過度な小作料の取立てなどが行われることは無かったとされる（Donham[1986:41]）。

このように、土地の私的保有権が拡大した南部地域では、大地主の存在が顕著になり、小作となる農民が増加していったが、大地主には北部出身者や地方エリートなどが含まれ、小作の取り扱いはずしも一様では無かったと想定される。

（7）土地改革への対応

本項（7）では帝政期における土地改革への対応について述べる。前節で触れたように、メネリク二世以降、エチオピアでは北部地域と南部地域では土地保有の在り方が異なり、農民の置かれている立場も異なるものであった。北部地域の農民の多くはリスト保有者であり、土地の権利と結びついた形での納税（貢納）を行った。北部リスト保有者（納税者）はグルト保有者と同じ共通言語を話す民族集団に属していたので、過酷な納税（貢納）を課されることは少なく、また、仮にそのような事態になっても彼らはグルト保有者からの不当な要求に対し、同一言語での曖昧な表現を用いて抵抗する手段を持っていたとDonhamは述べている。そして、さらに「北部地域の農民は自分たちの生存がリストの権利を保守することによって維持されることを（経験的に）学んでいた」（Donham[1986:41]）とする。他方、南部地域の土地の権利を保有する農民（ガバール）はグルト保有者から過酷な納税（貢納）を課され農奴的な扱いを受け、土地への権利を保障されなかった農民は小作となった（Donham[1986:40-41]）。

南部地域を中心として農民が農奴的立場ないしそれ以下の地位にとどめ置かれている状況は1920年代ごろからエチオピア国内の社会問題として議論されるようになっていたという（松村[2002:12]）。

すでに示したように、免税対象となっている土地保有形態（リスト・グルト、シソ・グルト、サモン、マダリア）は引き続き存在し、エチオピア帝国政府にはこれらの土地からも直接徴税を行い、税収をあげるべく土地制度改革を行う動機があった（Berhanu Zewde[1992:193]）。しかし土地の権利に結びついた政治システムから得られる権益を享受するショア・アムハラや、南部の地方エリート、広大な土地を所有する教会は自らの既得権益を守るために土地改革に反対したとされる（Dunning[1970:290-293]）。

このような土地資源の配賦を通じて維持されてきたエチオピア帝国の封建的社会は新たな中間層—プチ・ブルジョワの出現によって変化することとなった。イタリアの占領期間後、ハイレ・セラシエがエチオピア帝国に復帰してから20年の間に、地方貴族の権力は行政機構の近代化に伴い徐々に衰退していた。その結果、中央の政治権力者と地方の政治権力者間の連帯も弱体化していった。また、社会経済の近代化に伴い都市部を中心に中間層的な集団（プチ・ブルジョワ）が生まれていた。プチ・ブルジョワは次第に影響力を増し、エチオピア帝国の封建的かつ中央集権的な権力構造を脅かすようになった（Young[1997:54-55]）。その背景として、ハイレ・セラシエはショア地域を中心として工業化を促進し⁶¹、多くの工場施設はショア地域、特に首都アディス・アベバに位置し、多くの富裕なエリート層は農村部では無くアディス・アベバに居住するようになっていたという点がある（Donham[1986:34]）。

土地改革実施の契機となったのは1960年のクーデター未遂事件であるが、このクーデター未遂は皇帝ハイレ・セラシエ一世と同じショア・アムハラの兄弟を中心として起こり、彼らはアメリカで教育を受けたプチ・ブルジョワ層であった⁶²（Young[1997:54-55]）。クーデター首謀者の中には土地改革に強い関心を示す者がおり、これが政府に対して土地改革の必要性に対しより深い問題意識を認識させる契機になったとされる（Dunning[1970:279]）。このクーデター未遂事件に衝撃を受けた政府は1961年に土地改革委員会（Land Reform Committee）を国家共同開発省（Ministry of National Community Development）内に立ち上げている。同年に、借地人の賃料を収穫物の25%から50%の範囲として上限を引き下げ⁶³、労役を禁止する民法改正案が策定されたが、国会においてこの改正案の採択はなされなかった。

このように土地改革への動きは遅いものであったが、1966年に漸く法令上での、グルト、リスト・グルト制度廃止⁶⁴が決定された。1965年ごろから学生ら

は「土地を耕作者へ (Meret le arrashu)」というスローガンを掲げて大規模なデモを実施しており、デモには民主化要求の意図も含まれていた。グルト廃止はこういった急進的な学生運動の影響も大きかったと推測される (Bahru Zewde[1991:195]、Pausewang[1990:44])。これにより基本的には全ての農民はグルト保有者に対する納税 (貢納) では無く、直接国家へ納税を行うこととなった (Dunning[1970:280-283]、Pausewang[1983:47])。

このグルト制の廃止の背景には、グルト制廃止を通じ、国家が直接農業課税を徴収することにより、農民からの納税を仲介していたグルト保有者の利鞘を排除する意図もあったと推察される。また、そもそも北部地域の kinship tenure は農民の土地への積極的な投資を阻害し、土地生産性が向上しないと指摘されていた点も関係すると考えられる。kinship tenure においては、土地の権利は常に他の権利請求者によって脅かされる恐れがあり、なおかつ遠隔地に土地を保有することも多かったため、農民らは土地を守るために常に移動を余儀なくされ、労働投入、資本投入共に阻害されると考えられたのである (Cohen and Weintraub[1975:48])。実際、ティグレ州はたびたび深刻な飢饉に見舞われており、特に1958-59年、1965-66年の飢饉は甚大な被害を与えた (Young[1997:49])。

(8) 土地改革と土地に関する社会関係の変化

既に述べたように、1966年にグルト制は一部の例外を除き⁶⁵法令上廃止され、全ての農民は直接政府に納税を行うこととなった (Pausewang[1983:47])。しかし、どの程度のグルトが法令に従い廃止されたかは議論の余地があると Cohen and Weintraub は述べている。既得権益者であるグルト保有者からの抵抗や、地方政府機能の非効率、汚職等に阻まれ、グルト廃止のスピードは非常に遅く、また変革は一様では無かったとされる (Cohen and Weintraub[1975:39])。

北部地域と南部地域では、その変革の在り様もその後の土地に関する社会関係の変化も異なるものであった。

北部地域ではコミュニティによって管理される土地の所有形態 (kinship tenure) が多かったので、ここで耕作を行っていたリスト保有者は土地の所有者=納税者 (ガバール) として登録された (Pausewang[1983:48])。ただし、既得権益集団であったグルト保有者らは地方政府の役職を得たり、グルトを保有していた地域の判事 (local judge) となりその役職手当を得たりすることで、失った既得権益に対する補償を得ていたことなどが報告されている⁶⁶。また他州のグルト保有者に対し南部のバレ州やシダモ州などの土地が代替地として供与されたという報告もある (Hoben [1973:207-209]、Cohen and Weintraub[1975:39])。

また、1966年のグルト制廃止に続き翌1967年にはtitheが農業所得税に変更されたのだが（本節第2項で詳しく述べる）、ゴッジャム州ではグルトの廃止とそれに伴う土地の測量、納税者登録に対し大きな抵抗が示され農民の反乱が生じた（Hoben[1973]、Pausewang[1983:48]）。これは土地がコミュニティによる所有から私的保有に代わることにより（事後的に）その権利を主張するものが現れ、土地が第三者に売られるなどして土地を失うことを恐れていたものであった。1960年代には土地の商品化が進み、売買が盛んになっていたこともゴッジャムの農民の不安に直結していた。ゴッジャムでの反乱は、ハイレ・セラシエ一世がコミュニティで管理される土地に関しては測量を中止し、コミュニティ・ベースでの納税を許可することで漸く収拾されたが（Hoben[1973]、Pausewang[1983:48]）、これはエチオピア帝政期において統一の土地制度を導入することの難しさを表していると言える。

また、北部地域においては人口圧力により土地不足が深刻な問題になりつつあり、北部地域から南部地域への集団移住が議論されるようになったが、実際には費用の問題で大規模な集団移住は実施されず、7000世帯ほどが北部から南部へ移住をしたとされている（Cohen and Weintraub[1975:81]、Pankhurst[1990:121]）。

帝政期においては、小規模農家の農業生産技術向上を目的とした積極的な政府の取組みは殆ど無く、人口圧力による耕作地の減少に加え自然災害も重なって、北部地域では頻繁に飢饉に見舞われた。1958年にはティグレで10万人が飢饉で死亡し、1966年にはウォロで深刻な飢饉が発生、そして1973年には北部地域を中心に大飢饉が起これ、多くの死者が出ることとなった（Bahru Zewde[1991:194-196]）。

一方、南部地域では、税金（貢納）の徴収を行っていたグルト保有者（ネフテンニャ）らの中に、自ら納税を行いその納税証明を根拠として、その土地の権利を確保し、その土地を私有化する者もいた⁶⁷。その対象となる土地へのアクセス権を持って耕作をしていた農民たち（ガバール）は結果として土地への権利を保障されない小作となり（Dessalegn Rahmato[1984:26-27]）、引き続き地主の下で重い負担を強いられたという（Pausewang[1983:47]、Teshale Tibebe[1995:151]）。

このように南部ではグルトの廃止、土地改革以前から進んでいた土地の商品化によって富裕層による土地の私有化が一層すすみ、農民の大半が大土地保有者のもとで小作となった。Bahru Zewdeによると、小作の割合は南部に位置するハラルゲで75%、ショアで67%、カファで62%であり、これに対して北部では相対的に低く、ベゲムデルで15%、ゴッジャムで20%、ティグレでは25%であ

った（Bahru Zewde[1991:192]）。

また、私有化された土地の多くの所有者は不在地主であり、不在地主が所有する土地面積の割合は、測量された土地（私的保有形態下の土地：ガバール）において、ハラルゲで48%、ショアで45%、カファで34%と非常に高いものであった（Cohen and Weintraub[1975:40]）。

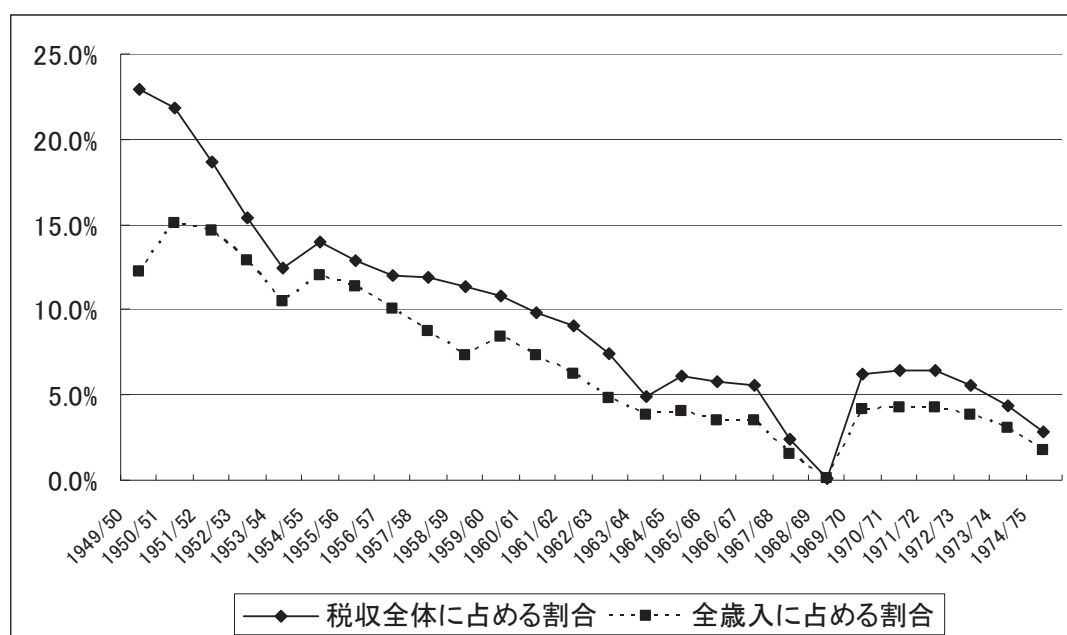
帝政期後期では、エチオピア北部と南部における土地の権利に関してそれぞれ異なる問題を抱えていた。

北部地域においては、土地不足がいよいよ顕著となり、土地区画が細分化され、一農家当たりの耕作可能地は極めて矮小なものであった（Cohen and Weintraub [1975:48-50]）⁶⁸。しかし、大半の農民は土地の権利を保有し、その土地で耕作を行っていた。土地を持たない小作の割合は南部地域と比較して小さいものであった。

南部地域においては、土地の商品化、私有化が更に進み、広大な土地が大土地保有者によって占有された。その結果、土地を持たない小作が増加し、その状況は深刻なものであった。

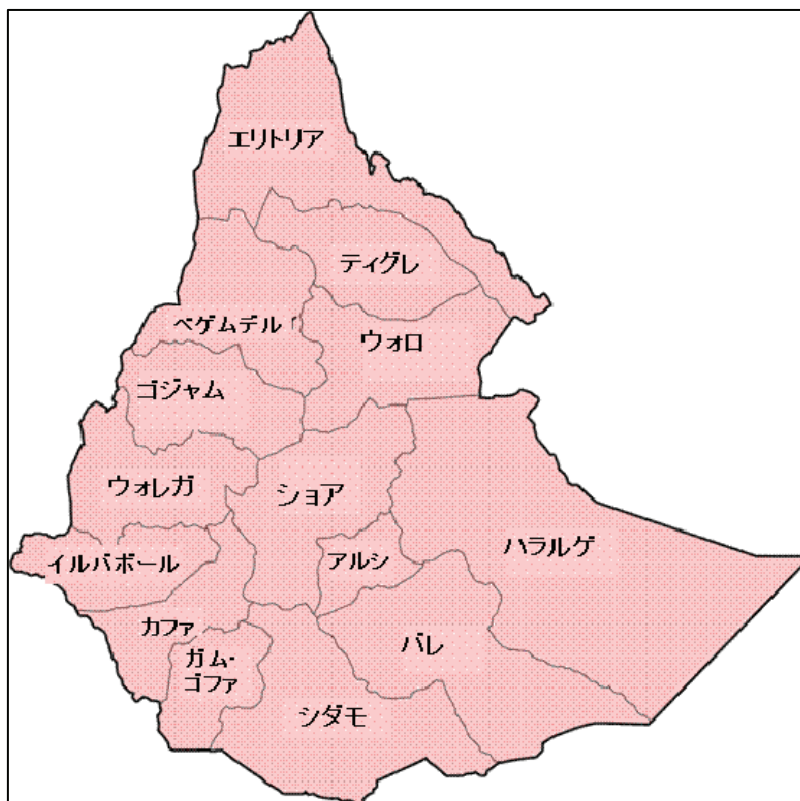
政府は土地の私有化の進行が土地税からの歳入増加に貢献すると考え、このような南部における変化を放置したが、歳入構造の変化もあり、国家歳入に占める農業課税の割合は帝政期においては減少傾向にあった。

図 2－3－1 帝政期における農業課税が歳入（税収）に占める割合



（MoFEDで入手した財政情報⁶⁹により筆者作成）

図 2 - 3 - 2 エチオピア帝政期の行政区分⁷⁰



(筆者作成)

(9) エチオピア帝政の終焉

エチオピアは1962年に半ば強引にエリトリアを併合したのだが、1970年にはエリトリアでは独立を目指すゲリラ活動が開始された。

ここでエリトリアの状況について少し説明を加えておく。1885年からイタリア植民地となっていたエリトリアは、1941年からはイギリスの軍政下におかれた。その後1951年に国連の決議によりエチオピアとエリトリアは連邦制を採択することとなり、連邦体制下でエリトリアは自治権を付与された。しかし実際には軍事・外交に関してはエリトリアに主権は無く、貿易・鉱業生産についてもエチオピアの管理下に置かれていた。1958年には国旗掲揚が禁じられ、教育でのアムハラ語使用が義務化されるなどエチオピアのエリトリアに対する圧力は強まり、エリトリアでは独立自治を要求する運動が活発化していくこととなった。これに対し、エチオピアはエリトリア政府の権限を縮小、エリトリア議会への圧力をより一層強化し、1962年にエリトリアを併合した。

エリトリアでは1958年にエリトリア解放戦線 (Eritrean Liberation Front : ELF) が形成され独立自治を求める運動を開始していた。1970年にはエリトリア人民解放戦線 (Eritrean People's Liberation Front : EPLF) が形成され、独立自治を求

めてゲリラ活動を実施した（岡倉[1993:323-325]、石原[2001:87]）。ゲリラ活動は1970年には武力衝突に発展し、同年12月にはエリトリア全土に戒厳令と非常事態を宣告する事態となった。

1973年には北部を中心とした大飢饉がエチオピアを襲った⁷¹。同年9月には、皇帝の孫の海軍副総監のイスカデル・デスタが皇帝に銃を向け退位させようとし捕えられるという事件が生じた。石油価格の高騰に伴うインフレも深刻であり、1973年末の物価上昇率は20%を超え、物価上昇、給料遅配、高い失業率様々な要因が市民生活を困窮させた。

1974年2月には市民・労働者のデモが発生し、警官隊との衝突がおきた。さらに軍部内でも反乱が生じ、革命はもはや避けられない大きな流れになっていた（吉田[2000:260]）。

1974年に3月にクーデターが発生した。クーデターを主導したのは陸軍士官学校出身の10数名の将校らにより立ち上げられた軍部・警察合同委員会（Derg⁷²以降デルグ）であった。南部農村で小作人たちが地主の家に放火するなどの事件も生じ、騒乱は全国的なものとなっていった（吉田[2000:260]）。

クーデターにより、ハイレ・セラシエ皇帝は幽閉され、1975年3月に皇帝位の廃止が正式に決定された（吉田[2000:262-263]）。これにより、ソロモン王朝復興以降7世紀にわたり続いたエチオピア帝国の歴史は終わりを告げることとなった。

第2項 帝政期における農業課税制度

(1) イタリア植民地化以前の農業課税制度

本項では、エチオピア帝政期における農業課税制度を概観する。帝政期における農業課税制度は複数回にわたり変更がなされている。それを簡単に取りまとめたものを表2-3-2-1に示す。

表2-3-2-1 帝政期における農業課税制度

年	制度の制定、変更	農業課税として課された税目	課税対象
1935年	貨幣による土地課税の徴税が開始される	土地課税（Land Tax） 10分の1税（tithe）	農地面積 収穫物
1936-1941年 （イタリア占領期）	土地課税が廃止され10分の1税のみ課税される	10分の1税（tithe）	収穫物
1942年	土地課税、10分の1税の税額を定める布告発令	土地課税（Land Tax） 10分の1税（tithe）	農地面積 収穫物
1944年	土地課税に関する布告発令	土地課税（Land Tax） 10分の1税（tithe）	農地面積 農地面積
1947年	教育税の導入(*)	教育税	農地面積

		(Education Tax)	
1954年	家畜税の導入(*)	家畜税 (Cattle Tax)	家畜頭数
1959年	保健税の導入(*)	保健税 (Health Tax)	農地面積
1967年	10分の1税の廃止、農業所得税の導入	土地課税 (Land Tax)	農地面積
		農業所得税 (Agricultural Income Tax)	農業所得

(筆者作成)

(*)は農業課税に関連する租税制度である。

1931年に制定されたエチオピア憲法⁷³の第55条において、「国の資金は全て各省庁の年間予算に準拠して支出され、年間予算は財務省 (Ministry of Finance) の提案に基づき上院と下院での審議の上、皇帝により決議承認がなされることとする」(Perham[1969:432])と定められた。これ以降、国家歳入、歳出は基本的には政府を通じてコントロールされることとなった。

農地を対象とした課税、つまり土地課税制度はすでに前節で触れたように、北部地域を中心として古くから存在し、19世紀後半には南部地域へも導入された。しかし、前項で確認したとおり、少なくとも帝政期初期においてはエチオピアには複数の土地保有制度が混在しており⁷⁴、税制もおおのずと複雑なものとなった (Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:284-287])。

イタリアによる占領期以前の帝政期における農業課税制度に関する情報は限られているが、1929年に土地の調査と測量に関わる法が制定され、貨幣によって土地課税 (Land Tax) を徴収することを定められ、1935年に1 ガシャ (gasha)⁷⁵に対し30ブル (birr)⁷⁶が課税されることが定められている (Teshome Mulat [1992:12]⁷⁷)。

しかし、この法律が定められた1935年にエチオピアはイタリアによって植民地化されてしまう。植民地化された期間、植民地政府は土地課税 (Land Tax) を廃し、農業所得税として捉えられるtithe⁷⁸と賦役のみを課した。titheとは「10分の1税」を意味し生産物の10分の1を皇帝に対し納めるものでメネリク二世以降1893年から導入されていたものである (Markakis[1974:114])⁷⁹。これに対し、エチオピアの人々のなかにはこの政策を土地の権利を奪う意図があると思われ、植民地政府への納税を希望し土地の権利を守ろうとした者もいたと Gebre-Wold-Ingida Worqは指摘している (Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:325])。

(2) イタリア植民地化以後の農業課税制度

イタリア占領期間が終わり、政府は1942年に「土地課税に関する布告 (The

Land Tax Proclamation No8/1942)」を発令する。これにより一定面積当たりの農地に対して課税がなされることとなった。1942年には貨幣で納税する場合の税額が定められた（定められた税額については、付属資料 1 の表 A-1 参照）⁸⁰（Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:327-328]）。

なお、その税額の適用には例外があり、土地の測量と分類が未完了の土地については 1935 年時点での税率の半分で支払われるとされている（Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:328]）。

これに加えて、農民にはtitheが課されている。titheの税額を定めた法令が存在したかどうかについてはGebre-Wold-Ingida Worq[1962]では示されていないが、1942年に帝国政府財務省よりtitheを定める命令（order）が出されたとされている（付属資料 1 の表 A-2 参照）。titheは、「10分の1税」と呼ばれながらも、表のように州と対象作物等の種類によって定額の税として定められていた。その根拠は明確には示されていないが、「特別委員会による検討」の結果このような税額が定められたと Gebre-Wold-Ingida Worq は述べている（Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:326]）。また、ショア、シダモ、ウォレガ州においては州内の地域によって税額を別途設定している。

ただし、農民は収穫物の市場価格によっては貨幣での納税が困難であることも多く、その場合は物納を許されていた（Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:326]）。

続く 1944 年には土地課税に関する布告（The Land Tax Proclamation No.70/1944）が発令されている。これにより各州の税率が定められ、土地課税（Land Tax）のみならずtitheの税額も農業所得ではなく土地面積に基づく税率となり、土地課税（Land Tax）とtithe間で課税のされ方に本質的な違いはなくなったといえる（詳細については付属資料 1 の表 A-3 参照）。

しかし、エチオピア全体で統一された課税制度が適用されてはおらず、南部に位置するアルシ州、ウォレガ州、シダモ州、イルバボール州、ガム・ゴファ州、カファ州、ハラール（ハラルゲ州の一部）、そして首都アディス・アベバに近いショア州とウォロ州には同じ税額が適用され、測量済みの土地と測量が未完了の土地で税率が分けられた。一方、北部に位置するゴッジャム州、ベゲムデル州、ティグレ州はそれ以前の税率の適用が定められている。また、ショア州の中でアムハラが多く居住する地域では耕作する作物に応じた税額が適用された。また、遊牧民が多く居住する地域であるハラルゲ州（ハラールを除く）については本布告において税率は定められていない。

この 1944 年の土地課税に関する布告では、例外的に納税を免除される土地があることも示されている。第 5 条第 2 項において、納税義務がある土地については、測量し分類することが命ぜられているが、同第 5 条第 5 項においては州

に関係なく、リスト・グルト (rist-gult)、シソ・グルト⁸¹ (siso-gult)、サモン⁸² (samon) によって所有される土地については、財務省 (Ministry of Finance) に対し必要な根拠 (3 制度による土地の保有であることを示すもの) を提示することで免税されるとされている (Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:331])。

このようなグルト制で土地を保有する者に対する特権の供与は1966年にグルト制が法令上廃止され、同年土地税に関する布告の改正 (Proclamation No.230/1966) がなされるまで続いた。1966年以降は基本的にこれらの土地も納税が義務付けられることとなったが、1966年時点において、数回の登録期間延長があったにもかかわらず⁸³、それら 3 制度の土地の測量・登録が完了したという報告は無いとされ、1966年時点においても 3 制度の土地面積の把握はされていなかったと考えられる (Teshome Murat[1992:15])。いずれにせよ、この布告改正により、上記 3 制度によって保有される土地も課税対象となったが、すでに述べたようにグルト制の廃止には時間を要し、廃止状況も地域によって違いがあった。なお、土地の測量と分類については1944年から1962年までの間に少なくとも 5 つの法が定められた⁸⁴。

帝国政府は1944年の土地課税の布告後に、新たな税目として、1947年に教育税 (Education Tax) を制定している。教育税は、教育に対する支出に紐づけられた税目であり、土地課税 (Land Tax) を 30% 増税する形で導入された⁸⁵。教育税と同様な形で保健税 (Health Tax) も教育税と同じ税率で1959年から導入されている (Gryziewicz [1965:294]、Teshome Mulat[1992:17])⁸⁶。

このように農地を対象とした租税制度が形成される中、1954年には家畜税 (Cattle tax) が導入されている (詳細な税額については付属資料 1 の表 A-4 参照)⁸⁷。家畜税は土地課税 (Land Tax) と tithe を納税している場合は、免税となることが定められており、Teshome Mulat は家畜税の導入の背景には農民の畜産への参画を奨励する意向があったと指摘している。

なぜならば、牧畜民は実際には行政管理が行き届かない土地で生活しており、家畜税法の適用は困難であったと考えられるためである。また、施行のためには人口調査が必要となり、個人レベルでの納税に関する調査の実施機関と手続きが必要であり、実際の徴税には困難が伴ったと考えられる (Teshome Mulat[1992:18])。

(3) 帝政期の租税構造と 1966 年以降の制度改革

ここで、1966年の土地法・税法の改正以前の租税構造について Gryziewicz [1965] を参考に全体として概観しておく。表 2-3-2-2 に示すように、直接税には所得税、土地課税、教育税、保健税、家畜税が含まれる。間接税には、

物品税、燃料税、たばこ税、輸送税、印紙税、関税が含まれる。表 2-3-2-3 には1957-58年度から1962-63年度までの税収構造を示しているが、農地を対象とした租税（土地課税、教育税、保健税）が直接税による税収のほぼ半分を占めており、この当時においては非常に重要な収入であったことが分かる。

表 2-3-2-2、表 2-3-2-3 に示している所得税について補足しておく、1961年までは農業活動からの所得については所得税の課税対象とはなっていなかったが、1961年以降は森林開拓、材木伐採からの所得については課税されることとなった⁸⁸。

これに続き、1966年の土地法の改正、それに続く税法の改正により、1967年にはtitheが廃止され、農業活動に関する所得も所得税の課税対象となった⁸⁹。ここでいう農業活動とは、土地を利用した耕作、開墾、収穫ならびに牧畜を含めた活動をいう。これらは、スケジュールDとして所得税を徴税されることとなった。その他、農業に関連する活動については異なるスケジュールで課税される⁹⁰。税基盤となるそれぞれの所得の算出に当たっては評価委員会（assessment committee）が行うことになっていたが、評価には疑問が残るとされている。また、本節第1項でも述べたように、kinship tenureが多くみられた北部地域では、南部地域と同様な土地の「測量（qalad⁹¹）」がなされ、土地のコミュニティによる所有から私的保有となることによりその権利を喪失することを恐れ、大きな抵抗が示された（Berhanu Zewde [1991:194]）。

表 2-3-2-2 帝政期エチオピアにおける租税構造

直接税	所得税	スケジュールA ⁹² ：雇用に関する所得 スケジュールB ⁹³ ：土地・建物の賃借によって得られる所得 スケジュールC ⁹⁴ ：商業、専門的職業、その他A、Bに該当しない職業に関する所得 スケジュールD ⁹⁵ ：農業に関する所得
	土地課税	
	教育税	
	保健税	
	家畜税	
間接税	物品税	建築資材、石油製品、石炭、宝石、砂糖、酒等に課税
	燃料税	
	たばこ税	
	輸送税	輸入・輸出に関する輸送に関する税金
	印紙税	
	関税	

（Gryziewicz [1965:293-324]より筆者作成）

表 2－3－2－3 帝政期エチオピアにおける歳入（税収）構造

	1957/58	1958/59	1959/60	1960/61	1961/62	1962/63
直接税	21.14	22.68	24.93	25.88	25.85	24.10
所得税		7.84	7.99	9.07	11.28	11.99
土地課税		11.08	10.32	9.51	8.48	7.17
間接税	78.66	77.32	75.07	74.12	74.15	75.90
教育税		3.57	3.33	3.04	2.64	2.32
保健税			3.13	3.04	2.80	1.43
家畜税		0.19	0.16	0.15	0.15	0.19

（各税目が全税収に占める割合（％）。Gryziewicz [1965:296]より筆者作成）

(4) まとめ

本項（１）～（２）で示したように、帝政期においては1966年に土地制度改革が行われるまで、土地課税制度は統一されたルール適用はなされていない状況であった。そこには例外があり、免税が認められる既得権益集団（世襲可能なグルト制により利益を受けている人々）がいた。

そして（３）で述べたように、1966年にグルト制が廃止され、法令上は農業課税制度の一本化がなされたものの、グルト廃止の実際のスピードが遅く、その進捗も地域によって違いがあったことを勘案すると、実際に農業課税制度に関する法令の遵守がなされていたかという点については留保を付ける必要があると考えられる。

また、ここで北部地域と南部地域におけるエチオピア帝政期における土地保有と納税の在り方の違いについて改めて整理しておく。

北部地域ではリスト（kinship tenure）による土地保有が主体であり、グルト保有者に対する納税（貢納）を行っていた。この納税（貢納）は土地の権利に結びつくものであり、農民は納税を行うことにより土地の権利の保障を得ていた。

他方、南部地域ではメネリク二世の南部侵攻以降、北部地域由来の土地保有制度が導入されたが、kinship tenureではなく私的土地保有（private tenure）が主体であった。南部における徴税人（グルト保有者ら）は主として北部出身者（主にアムハラ）か地方エリートであり、納税者（貢納者＝ガバール）は徴税人とは異なる民族であり、過酷な納税（貢納）を強いられることが多く、農奴的な立場にとどめ置かれた。また、土地の権利を保障されない小作も存在し、彼らは地主に対して小作料を支払い、地主が納税を行っていた。1960年代ごろになると、経済の近代化がすすみ、南部地域では土地売買が盛んになり、その結果小作の割合が増加していき、納税者（貢納者＝ガバール）の割合は相対的に低下した。この傾向は1966年のグルト廃止以降一層顕著となり、南部地域における納税者の割合は北部地域と比較して非常に小さいものであったといえ

る。

第4節 社会主義政権（デルグ）期（1974年－1991年）

第1項 社会主義政権期の国家開発政策と社会変動

(1) デルグ政権の改革

1974年8月にエチオピアではクーデターが起こり、軍総司令官アマン・アンドム将軍を議長とする「臨時軍事行政評議会（Provisional Military Administrative Council:PMAC）」が政権を樹立した⁹⁶。このクーデターは陸軍士官学校出身の将校らによって形成・設置された軍部・警察合同委員会（Derg。以降デルグと表記）によって主導されたものである。デルグ政権で後に首相となるメンギスツ・ハイレマリアム少佐はデルグの若手将校で構成される上級委員会のメンバーであった。彼を中心とする急進派は同年12月にエチオピアを社会主義に基づく統一国家とする宣言を発表した。（宮脇・石原[2005:27]、吉田[2000:261-262]）。

デルグ政権の社会主義化政策の具体的な措置は企業の国有化と土地の国有化であった。この土地改革はアフリカ大陸で最も急進的なものであると評された（Kidane Mengisteab [1990:89]）。

政権を奪取した翌1975年にデルグ政権は私企業の国有化⁹⁷を宣言した。「すべての経済は国民の手中にあり、エチオピアに存在する財産はエチオピア人民に所有権がある」とし、「余剰」家屋とみなされた家屋は国に接収された（宮脇・石原[2005:27]、吉田[2000:262]）。

同年、土地の国有化に関する布告（Public Ownership of Rural Lands Proclamation No.31/1975）を発令し、土地の国有化が宣言された。これにより、すべてのエチオピアの土地は国家に属するものとなり、小作制度が廃止され⁹⁸、耕作者に対し土地が再配分されることとなった⁹⁹。土地の売買、交換、相続、担保、貸借による土地の移譲は禁じられた（Kidane Mengisteab [1990:90]）。

松村によると、オロミア州ジンマ県ゴンマ郡においては、帝政期にはアムハラ人の大地主を頂点とした封建的な土地制度がつくられており、多くのオロモが小作として耕作を行っていたとされる。この大地主たちは、土地改革後に、「ザマチャ」と呼ばれる土地改革と農民の組織化を進めるために派遣された学生たちによって処刑された（松村[2002:6]）。このような事案は、ジンマだけではなく、南部地域のシダモ、ハラルグにおいても生じていた。その背景には、これら地域において、地主階級と地元警察との間に共益関係が形成されており、土地改革の公的な実施主体であった地元警察が土地改革を積極的にすすめなかったという点があるのだという（Cohen and Koehn[1977:22]）。

この事例からも示されるように、デルグ政権期における土地改革は非常に急

進的なものであったといえる。

さらに、土地の再配分を行う地方組織として農民組合が設立された。この農民組合は、ケベレ（Kebele:郡の下位にあり、末端の行政組織と考えることができる）において結成され、土地再分配は農民組合により実施されるとされた（Clapham[1988:132,201-204]、Zemelak Ayele[2011:7]）。農民組合の組織化は急速にすすめられ、その数は1978年時点で2万5千に及んだ（吉田[2000:263]）。農民組合には、行政の末端組織として地域開発に関する役割が公的に与えられ、発足当初は教育や保健などのサービスデリバリーの拡張に貢献した。しかし、それは短期間で終了し、やがてはその機能はデルグ政権の抑圧と恐怖の装置となったとZemelak Ayeleは指摘している（Zemelak Ayele[2011:139-140]）。

また、農村では集村化プログラムが実施された。この表向きの目的は、政府による社会サービスの提供をより効率的に行うためであるとされたが、実際には農民支配の効率化を図ったものであり、強制的に移住させられた農民も少なくなかったという（Zemelak Ayele[2011:141]）。

とりわけ大規模な集村化が実施されたのはハラルゲ州、バレ州であり（バレ：1978年、ハラルゲ：1984年）、この大規模な集村化の背景には、オロモ、ソマリの分離独立運動抑制というデルグ政権の意図があったとされる（Taddesse Berisso[2002:130]）。この集村化には"Catchment Rehabilitation Settlement（土壌集水機能回復のための再定住）"という名称が付けられていたが、実際には単なる集村化であり、農民らを効率的に管理する目的で実施された（FAO[1986:313]）。

北部における人口圧力を緩和し、南部地域の開発促進を目的として1966年以降進められてきた再定住プログラムをデルグ政権は本格的に実施した¹⁰⁰。特に1984年から1989年にかけてはその時期に旱魃があったことから大規模な再定住プログラムが実施され、2年間で150万人が北部高原のウォロ、ショア、ティグライ¹⁰¹から南西部に移住した（Pankhust[1990:122]、石原[2006:208-210]）。

農民に対し課される農業課税（後段で説明する土地使用料と農業所得課税）は帝政期より軽減されたものとなったが政府による農産物価格と流通の統制により新たな負担が強いられることとなった（デルグ政権期の農民に課された租税については次項にて詳しく述べる）。農民たちは収穫物の一部を農業流通公社（Agricultural Marketing Corporation : AMC）へ売却することが義務付けられた。AMCの買い取り価格は市場価格の半額以下と極めて低く設定されており、AMCは低価格で買い付けた農産物を販売し利益を得た。販売価格は購入価格の約1.5倍ほどであった。ここで生み出された収益の一部は国の税外収入（Capital Charge and Interestとして分類）となり、国家歳入において重要な収入源となっ

ていたとされる（Teshome Mulat[1994：155-156]、Eshetu Chole[1990:92-95]）。

（2）デルグ政権期における民族自治の捉え方

次章にて詳しく述べるが、現代エチオピアは民族に基づいた地方分権体制を取っている。これはデルグ政権でとられた民族自治権についての考え方と無関係では無い。

エチオピアにおいて民族自治をめぐる議論は帝政期の1960年代から活発化した学生運動において始まった。このころには、エリトリアの分離独立運動が活発になってきており、エチオピア国内でも「民族の自治権」の議論に「分離独立問題」が含まれ議論されるようになっていった。1970年代に入るとエチオピア国外に留学した学生（特に非アムハラ民族（オロモ、ティグレ）の学生）が中心となって留学先の国々で学生組合を結成、民族問題や自治権についての議論を行った。各国で形成された学生組合は共通して、共産主義革命を唱え社会主義国家形成を目指し、封建的土地制度の下で階級化したエチオピア社会の問題（特定の民族が他民族を支配するという社会構造）をエスニシティの概念と関連する問題と捉えており、革命により支配階級を転覆させることで被支配民族の問題は必然的に解決され得るものとの認識を示していたが、「民族自治権」に「分離独立の権利」までが含まれるかについては意見の相違が見られた（Clapham[1988:198]）。

デルグ政権はマルクス・レーニン主義を国家イデオロギーとして掲げており、政権発足当初は全エチオピア社会主義運動（All Ethiopian Socialist Movement :AESM）との連携をはかる方向で動いていた。AESMは上で述べた共産主義革命を唱える学生運動組織のひとつであり、分離独立を含めて民族自治権を認める立場を取っていた。他方デルグは「エチオピア第一主義¹⁰²」を掲げ（エリトリアやオガデンを含む）国家統一に重点を置いており、「分離独立の権利」を認めることは困難であった。この点においてデルグはEPLF（エリトリア解放戦線）やEPLFと近いティグライ人民解放戦線¹⁰³（Tigray People's Liberation Front: TPLF）と政策を異にする。よってデルグとAESMは1976年に国家民主革命プログラム「民族自治権の承認：各民族が該当地域内で政治・経済・社会問題に関する決定権を持ち、それぞれの民族の言語を用いて行政運営を行う」という方針で連携を固めた（Clapham[1988:199]）。しかし、1977年に隣国ソマリアがオガデン地方（現在のソマリ州）の「返還」を求めエチオピア南東部への侵攻を開始し、紛争が勃発、同時期にAESMとの連携も崩れ、地方自治の問題は放置された。そしてこの隣国ソマリアとの戦争（エチオピア・ソマリア戦争）においてエチオピアは大勝¹⁰⁴し、デルグ政権の独裁的な傾向は一層強化される

こととなった。エチオピア・ソマリア戦争以降、デルグ政権はソ連の支援を受けて軍備を拡張し、対抗勢力であったAESMを含む急進左翼組織¹⁰⁵を排除しアフリカ最大規模の軍隊を保有することとなる（石原[2001:88]）。

デルグ政権はその後民政移行をすすめ、1987年にはエチオピア人民民主主義共和国として新憲法を制定している。その新憲法では民族の平等、民族間の平等な地位の保障、地方自治の実現の保障、諸民族の言語の平等・発展・尊厳の保障を掲げたが、実際にデルグ政権下で行われた変革は、一部民族言語の限定的な見直しが行われたのみであり（Markakis[1990:245]）、EPLFやTPLFらの活動をより活発化させる結果となった（石原[2001:88]）。

(3) デルグ政権期の国家財政状況

このような大規模な改革を行う中でデルグ政権における公共部門は拡大していった。拡大の主な要因は、新設された政府機関や協同組合、省庁大臣ポスト、部局に関わる費用、再定住プログラムの実施費用、ソマリア戦争や内戦への対応などによる国防費の膨張¹⁰⁶などが挙げられる。1970年の国家歳出の対GDP比が14.3%であるのに対し、1985年には42.1%と国家歳出は急増している。これはアフリカ地域の平均を大きく上回るものである（Teshome Mulat[1994 : 143-144]）。財政赤字は深刻なものとなり、1980年代には反政府勢力への対応にデルグ政権はより一層苦慮することとなるが、武器援助や安価な石油供給などで援助してきたソ連が1989年には自国の崩壊の危機を迎え、同国からの援助が途絶えたことは、デルグ政権に大きな打撃を与えたとされる（宮脇・石原[2005:29-30]、吉田[2000:280]）。

(4) 分離独立運動と反政府勢力

前節でも簡単に触れたが、現在のエリトリアは、当時エチオピアの一州として位置づけられていた。デルグ政権は1962年のエリトリアをエチオピア帝国の一部とする前政権の政策を継承しており¹⁰⁷、エリトリアにおける分離独立運動に対する弾圧を強めた。そしてELF（エリトリア解放戦線）、やがてはELFから分離したEPLF（エリトリア人民解放戦線）指導下のゲリラと衝突を繰り返し（岡倉[1999:369]）、1977年以降はデルグ政権の劣勢が続いていた。

同時期にエチオピア国内でも反政府勢力が各地で活発に活動を開始していた。北部ではTPLF（ティグライ人民解放戦線）はEPLFと共同戦線を形成し、南部ではオロモ解放戦線（Oromo Liberation Front: OLF）が発足し、エチオピア国内は内戦状態に突入した。これらの反政府勢力は「それぞれ結成に関わる事情は異なるが、政治・経済的抑圧を受けてきた歴史的経験あるいは同一の民族

意識を共有する人々の権利擁護を掲げ、帝政ないし「デルグ」政権の崩壊を目指す点では一致していた」（石原[2001:89]）。1970年代末にはEPLFの規模は4万人に達していたという（吉田[2000:268]）。

（5）デルグ政権の崩壊

1980年代にはデルグ政権はEPLFに代表される解放勢力に対し軍事的優位を失い、1988年にはティグライ州全域が反政府勢力（解放勢力）に支配された（吉田[2000:268,279]）。1983年より4年間に渡る大旱魃がエチオピアを襲い、長期的内戦による混乱はよりいっそう食料生産と流通を悪化させ、数十万人の死者を出した。内戦のために救援活動が円滑に実施できない地域も少なからずあった。

デルグ政権は1970年代後半からは民政移行の準備を進められたが、それは依然としてメンギスツを政権の中核とするものであった。1987年にはメンギスツが初代大統領となり民政移管が完了したが、1989年には軍内部の動きに端を発するクーデター未遂事件が起こり、政権に対する不満の高さが示されている（吉田[2000:269]）。

デルグ政権は1990年3月に社会主義の放棄を宣言し農村部での農民組合や集村化・集団移住により形成された共同体は崩壊した。そして1991年5月にはTPLF、OLF、EPLFが首都アディス・アベバを陥落させ、これによりデルグ政権は終わりを告げることとなった（宮脇・石原[2005:29-30]、吉田[2000:280]）。

（6）土地改革による社会関係の変化

デルグ政権の行った土地改革に対する反応は地域により異なっていたという。南部においては帝政期に過酷な小作制度が存在していたため、この土地改革は総じて歓迎された。しかし、小農の土地保有が確立しており、小作制度がそれほど拡大していなかった北部においては政府による土地の管理に抵抗があったといわれる¹⁰⁸（Pausewang[1990:45]、宮脇・石原[2005:29]）。

また、土地再分配の在り方に問題があった事例も報告されている。ティグライ州における土地再分配では、鋤などの農機具を保有する比較的裕福な農民に対して優先的に土地が分配されるなどして、受益者が恣意的に選択されたのだという（Young[1997:100]）。

デルグ政権では、土地改革に加え、先に示した通り、農民組合の組織化がすすめられ、農民組合を通じて形成された協同農場や、共同耕作地（Hibret Irshasと呼ばれた）が形成されたほか、国営農場が形成され、農業の社会主義化がすすめられた（Dessalegn Rahmato[1984:71]）。これは「耕作者へ土地を」という

目的の下に実施された土地の再分配政策とは相反するものであった。松村はオロミア州ジンマ県ゴンマ郡の事例から土地の再分配が国営農場拡大と同じ時期に数多くなされており、土地再分配が小作農民に土地を与えて自作農化するためというよりも国営農場を拡大する時の、農民退去の手段として使われた点を指摘している。そればかりか、農民たちは国営、共同農場が拡大する過程で土地を失い、「労働者」となることさえあったという（松村[2002:14]）。

しかし、集村化や再定住プログラム、農産物価格と流通の統制による穀物の徴用といった農業の社会主義化を目指した政策は失敗に終わった¹⁰⁹。この失敗が80年代の食糧危機を招いたという指摘もある。

デルグ政権が行った「土地の国有化」「土地の再分配」という改革は、上に示したような施行の上で多くの問題を抱えていたものの、メネリクの治世から存続してきた皇帝・貴族による支配体制を解体した¹¹⁰。大土地保有者の土地は農民へ再分配されることとなり、グルト、リスト制に代表される封建的な土地制度は消え去り、土地の権利を保障されなかった農民、とりわけ南部の小作農民に対し土地の権利が賦与された。この点において、デルグ政権における土地改革は極めて画期的なものであったといえる。同時に、北部地域において古くから存続していたkinship tenureもデルグ政権によって途絶え、長い歴史の中で土地の権利を生存の糧としてきた北部地域農民は「国家」による土地の管理という大きな変化に直面したといえる。

しかしその一方でこの農地改革は、中央集権的国家形成の軌道を強化し、周辺社会の人々が不満を抱えながら、国家の枠組みの中へ統合されたとの指摘もある。より具体的には、末端の行政組織であるケベレと農民組合を通じ、農民はかつてないほど国家行政に組み込まれることとなったとClaphamは指摘している（Clapham[2002:14-15]）¹¹¹。農民組合の役員は選挙で選ばれるのではなく、上位行政組織からの任命により選出されており、デルグ政権は農民組合を支配の道具として利用しようとした（岡倉[2007:251]）。言いかえれば、国家はケベレと農民組合を通じて従来に比べればより組織的に農民を捕捉できるシステムの構築を試みたのである。

第2項 社会主義政権（デルグ）期における農業課税制度

1975年に制定された土地の国有化に関する布告に続き、デルグ政権は農業に関する課税を一本化し簡素化することを定めた「土地課税と農業活動の所得税に関する布告（Proclamation No. 77 of 1976: Rural Land Use Fee and Agricultural Activities Income Tax Proclamation）」を1976年に制定している。これにより、帝政期に定められた農業課税に関連する4つの布告の関連条項は廃止された¹¹²。

そして、農民が課される租税は、二つの税目として定められた。一つは土地使用料（rural land use fee）であり、もう一つは農業所得税（agricultural income tax）である。帝政期に導入されていた教育、保健に紐づけられた税目は廃止された。

土地使用料の税額は農地面積や所得に依らず一定額とされた（詳細を付属資料 1 の表 B-1 に示す）¹¹³。これらの税目における農民の負担は、（彼らの支払い能力を勘案すると）帝政期より相対的に軽減されており（Eshetu Chole[1990:92]）、他方で、逆進性を持つ租税制度となっている。また、農民組合に所属する農民の税額が軽減されていることから農民組合への参加を促す意図が見て取れる（Teshome Mulat[1992:20]）。

農業所得税については、年間所得額に従い分類され、課税額、税率が定められることとなった。具体的な税率は付属資料 1 の表 B-2 に示す。年間所得が 1200 ブル以上の場合には一定税額が課された。年間所得については、生産物の市場価格を参考に算出されることとなった。なお、政府系農場の場合の税率は一律で 50% とされた。

これらの税率は、1978 年に修正され（The Rural Land Use Fee and Agricultural Activities Income Tax Amendment Proclamation No. 152/1978 replaced Proclamation No. 70/1976）¹¹⁴、税額・税率は全体的に上昇し、年間所得が 600 ブル以下の農村家計の税額は 3 倍以上の 10 ブルとなった（詳細は付属資料 1 の表 B-3 参照）。ただし、政府系農場についての税率の変更は無かった。

また土地使用料も同様に税額が変更され、農民組合員一人当たり 5 ブル、非組合員が 10 ブルとなった（Teshome Mulat[1992:21-22]）。

この増税の背景には、新設された政府機関や協同組合、省庁大臣ポスト、部局に関する費用、再定住プログラムの実施費用、ソマリア戦争や内戦への対応による国防費の膨張などによる公共財政の拡大等が関係すると考えられる。

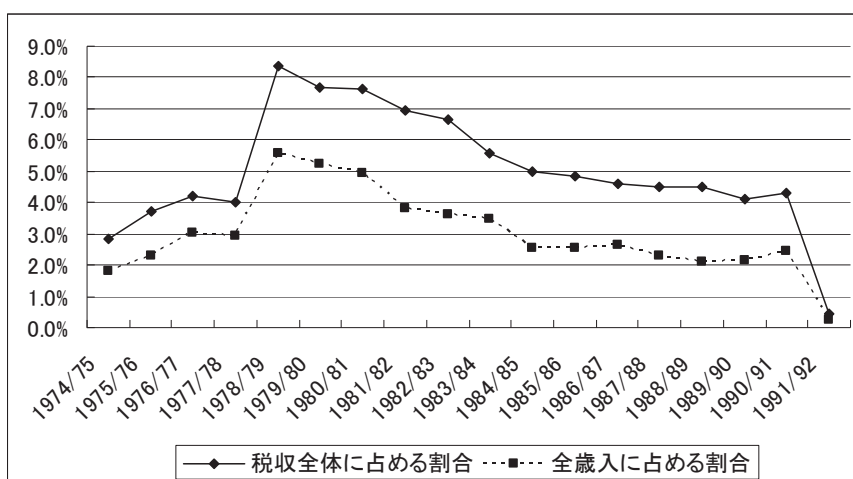
デルグ政権では、農地に関する租税制度は法令上統一され、簡素化されたものとなった。土地使用料に至っては土地面積さえ考慮されず、一定額とされた。このことについて Dessalegn Rahmato は、ほとんどの農民が土地使用料 10 ブル、農業所得税 10 ブル（年間所得 600 ブル以下の農家に対する課税額）を支払っており、より貧しい農民が不公平感を持っていると指摘している（Dessalegn Rahmato[1984:66-68]）。

実際に農業所得税については農業所得をベースに税額、税率が算出されるものであり、生産物の市場価格を参考にして所得を算出するという手法は地方においては複雑なシステムであることは否めず、ケベレや農業組合により恣意的に税額が算出されていた可能性も否定できない。そうだとすれば、農民にとっ

てはこの新しい農業課税制度は必ずしも公平なものとは言えなかったであろう。

デルグ政権期の農業課税の徴税状況を見ると、これら制度が導入された1975年から1977年までの土地使用料と農業所得税の合計が税収全体に占める割合は帝政期末期の割合よりも低い数値を示している。1978年の税率の修正後急激に改善するものの、以降1990年代にかけて徐々に低下し、帝政期末期とほぼ同水準であった。

図 2-4-2-1 社会主義政権期における農業課税が歳入（税収）に占める割合



(MoFEDで入手した財政情報により筆者作成¹¹⁵⁾)

第 5 節 小括

本章では、エチオピアの現政権成立前の歴史を概観し、また農地を対象とした課税（土地課税）の由来、その拡大過程について示した。

本節では、まず本章の論述を考察を交えて簡単に振り返り、次に土地保有制度、農民の土地への権利の保障状況についての地域間の違いの検討結果から、歴史的に形成された徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方が、地域間でどのように異なるのかについて考察する。そして、本章で論じたエチオピアの歴史での支配者の徴税へのインセンティブについての考察を簡単に論じ、最後に本研究ケーススタディで対象とする地域（州）の選択について述べる。

紀元前 1 世紀後半から 16 世紀にかけて、北部地域にイスラム教徒ならびにオロモが進出するまで、エチオピアでは北部地域を中心に王国が形成され、栄華を極めた。

北部地域にはリスト、グルトと呼ばれる土地の権利制度が存在し、その土地の保有形態はkinship tenureとも表されるものであった。kinship tenureは一つの土地区画に対して複数の潜在的権利請求者が存在し、コミュニティによりその権利は承認される、いわばコミュニティで管理される土地保有形態であった。北部地域では、土地の所有は非常に重要な意味を持ち、「土地無し」とはすなわち社会的には非人間であることを意味した。グルトは対象地で耕作する農民から貢納を受ける権利を意味し、これはヨーロッパ中世封建社会の封土と同質であり、その貢納における合理的基準は存在しなかった。ただし、グルト保有者と非グルト保有者間の関係は固定化されておらず、流動的なものであったとされる。

リスト制、グルト制が存在した北部地域においては、農民は古くから土地の権利保障を得る手段として納税（貢納）を行っており、またその社会においては民族・宗教的な同質性も関わり、土地保有の権利と課税とが密接に関係するという状況が、支配者と貢納者の双方を含む社会内部で共通して理解されるものとなったと想定される。

16世紀に入るとオロモが北部地域に侵攻し、北部の王国はその版図を縮小しエチオピアは戦国時代に突入した。19世紀後半に再び北部の王国の領土は拡大され、ソロモン王の血統を受け継ぐとされるメネリク二世が帝位に着いた。以降エチオピア帝国が崩壊する1974年まで、エチオピアの政権は北部文化、とりわけ皇帝の正当性をソロモン王に血統を求めるという観念によって支えられ、なおかつエチオピア正教と分かちがたく結びついていた。

メネリク二世は南部侵攻、及びその後の南部支配において北部地域で定着していた土地制度を利用した。その結果、南部地域では、kinship tenureとは異なる土地の私的保有（private tenure）が拡大し、特定の土地へのアクセス権を持つ農民は農奴的立場に置かれ、また土地の権利を保障されない多くの小作が存在する社会が形成され、彼らの立場は固定化された。南部で土地の所有者（グルト保有者）となった者の多数は皇帝から土地を賦与された北部出身者、そして南部地域の有力者たちであった。彼らの土地で耕作を行っていた農民は小作または農奴となり、農奴らはグルト保有者を通じて国家に対し納税（貢納）を行った。

メネリク二世の南部侵攻により、リスト制、グルト制は南部へ導入・拡大されようとしたが、南部地域においては、支配者と被支配者が他民族であることも関わり、農民が農奴的立場に置かれたという点において、北部地域とは違い、土地を保有する農民にとっての納税は、土地の権利保障と引き換えに行う行為とは認識されないものであったと考えられる。

ハイレ・セラシエー世は、中央集権的近代国家の確立をめざし、憲法制定、国会開設、地方行政改革などを実施した。途中イタリアの占領により中断されたものの、植民地化以後もその方向性は維持された。しかし、土地改革の実施には時間を要し、長らく前近代的な封建的土地保有制度が残っていた。1960年代に入りようやく土地改革の実施が具体的に検討されるようになった。1966年に法令上グルト制が廃止となり、耕作地は農民へ与えられることとなった。しかし、グルト制の実際の廃止のスピードは遅く、その変革の進み方も一様では無かった。そうではあっても、土地改革は北部、南部の土地に関する社会関係を変化させた。北部ではリスト保有者らが土地の権利を持つものとなったが、それらの土地区画は細分化し、農家当たりの耕作可能地は極めて矮小なものであった。他方、南部においては、土地の商品化、私有化がすすみ、土地の権利を保有するものは北部より広大な土地の権利を有した。その一方で土地の権利を保障されない農民の割合は北部と比較して大きく、その状況は深刻なものであった。

土地の私有化の拡大は、南部地域において上述の土地を保有しつつも土地の権利保障と結びつかない納税（貢納）を行う農民と、そもそも土地の権利を保障されない農民（小作）をより多く含む社会を形成したと言える。

また、帝政期の農業課税制度に関しては、土地改革が行われるまでは複数の土地制度が存在していた関係から租税制度も統一されたものでは無く、そこには既得権益を享受する集団が引き続き存在した。また帝国政府も政府所有地をショア出身者中心に配分するなど引き続き土地は前近代的な方法での政権維持に利用された。1966年の土地制度改革以降は、法令上は、農業課税制度は一本化されたが、グルトの実際の廃止が遅々としたものだったことを勘案すると実態として制度の統一がなされたとはいえない。

帝国政府が崩壊した後、社会主義政権（デルグ）が行った急進的な土地改革、土地再分配はそれまでの前近代的な土地制度を一掃することとなった。これによって北部文化中心の帝国主義体制と身分制が崩壊し、エチオピアは社会主義に強く影響を受けた中央集権的国家体制を構築していく。デルグ政権は、行政の末端組織となるケベレ、農民組合を急速に導入・普及させ、これを通じて農民を直接的に管理・捕捉することを目指した。

帝政期末、特に南部地域において進んだ土地の私有化を通じて、大土地保有者によって土地が占有される社会が形成されていたが、デルグ政権は土地の国有化によってその社会体制を打破し、集団化を通じて農民の土地へのアクセスの実現を目指したといえる。他方で、私的な土地保有権（kinship tenureも含め）については廃止されることとなった。これは、長い歴史過程において、「土地を

持たざる者は人間にあらず」という共通する価値観を持ち、納税と引き換えに土地の権利保障を得ていた北部地域の農民にとって（これは本章第3節第1項（8）に示したゴジヤムでの反乱に象徴されよう）土地の国有化、つまり土地の私的保有の廃止は大きな変化であり、受け入れがたい変革であっただろう。現政権を主導するティグライ州を政治基盤とするTPLFはその初期段階から、デルグ政権の画一的な集団化政策に反して農民への土地の権利保障に関わる活動を実施しており（後段第4章に示す）、これは北部地域において個々の農民の土地の権利保障の重要性が社会内部で共有されていたことを裏付けていると言えよう。

デルグ政権では、農業に関する租税制度は法令上統一され、簡素化された。この時期の土地使用料は農地面積に拘わらず定額であり、農業所得税は所得に応じて算出されるものであったが、ほとんどの農民は一定の最小額を支払っていたため、より貧しい農民らに不公平感を抱かせた。また、農民の所得算出方法はケベレや農村組合にとっては複雑かつ煩雑な作業を必要とするものであり、行政負担を増加させたと考えられる。加えて農民には農産物価格と流通の統制による間接的な税が課され、彼らに大きな負担が課された。

1980年代にはデルグ政権は反政府勢力に対し軍事的な優位を失い、特にティグライ州においては1980年代後半にはその全域を反政府勢力が支配することとなり、デルグ政権の統治が及ばない地域が少なからず存在するようになった。

このような歴史的経緯は、徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方の地域間の違いにどのような影響を与えたのだろうか。

エチオピアの近代化開始¹¹⁶（1889年）以前には北部地域を中心として農民の土地の権利と結びついた租税制度が存在した。リストと呼ばれる土地保有権を持つ農民らはグルトと呼ばれるいわば徴税権を持つ者に対し貢納を行うことにより、土地の保有権を担保した。古くからリスト制、グルト制が存在した北部地域においては、農民は納税行為を土地への権利保障と結びつけて捉えており、またその社会においては民族・宗教的な同質性も関わり、土地保有システムと課税とが密接に関係するという状況が社会内部で共有されていたと想定される。

近代化以降は北部地域の土地制度が南部地域に導入・拡大されようとし、南部地域にでは、多くの農民が土地を保有し貢納を行う者（ガバール）、又は小作となった。土地を保有し貢納を行う者（ガバール）はグルトに対し納税（貢納）を行うと言う意味では、北部地域のリスト保有者と同じであるが、南部におけるグルト保有者は北部から来た異なる民族である場合が多く、過酷で恣意的な貢納を課される傾向（換言すれば納税（貢納）における合理的基準が存在しな

い)があり、土地を保有し貢納を行う者(ガバール)の立場は農奴的なものであることが多かった。南部地域におけるガバールによる貢納は、北部のリスト保有者らが自身の土地の権利への保障として納税を行っていたという状況とは異なり、納める額が土地保有がもたらす農民側の利益に即したものではなかったという意味で性質的には人頭税に近いものであったと考えられる。また、土地の私有化の拡大により増加した小作は、土地の権利を保障されない農民であり、当然ながら小作料の支払いは、土地の権利とは結びつかないものであった。したがって、南部地域においては、上に述べた徴税側と納税側の土地への権利と課税の結びつきをめぐる地域社会内部の共通理解の在り方は、北部地域とは大きく異なるものであったといえる。

また、農業に関する租税制度の統一が行われたのは1966年以降であり、その後も政治経済的に不安定な情勢が続き、それら制度が公平に施行されていたかについては留保を付ける必要があるという状況があった点も付け加えておく。

また、上に示したような北部地域と南部地域での異なる徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方が指摘できる一方で、南部地域には多様性があった点が確認された。19世紀後半のメネリクの南部侵攻において南部地域の多くはエチオピア帝国に組み込まれることとなったが、南部地域内でも古くからアムハラ社会への接合が見られ北部地域との親和性が高い地域(ショア、ウォレガなど)が存在したし、非アムハラの王国があったジンマのように他地域と比較して遅く帝国へ組み込まれた地域も存在した。

帝政期における行政運営の在り方も南部地域では一様でなかったと言える。行政官への登用は民族・宗教によって恣意的に選択・決定される傾向があり、非アムハラ人、イスラム教徒の行政官への登用は限定されていた。他方で、既述の北部地域文化への親和性が高い地域出身者は他地域行政組織への配属が見られた。また、ジンマやウォレガは例外的にエチオピア帝国による土地の接收を免れ、特にジンマでは、ジンマ王国が20世紀前半まで存続しジンマ国王による統治がなされ、その後帝国に組み込まれてからもジンマ国王の子孫がジンマ地域(Sub-Province)の首長となっていた。したがって、少なくとも帝政期初期においては、ある程度緩やかな支配体制が敷かれたと想定されるが、主要輸出品であるコーヒーの生産に適した地域であることも関係し、帝政期、デルグ政権期を通じてジンマは行政の中心地であり、また主要な経済拠点でもあった。よって、イタリア占領期後のハイレ・セラシエ政権復帰以降は、行政組織におけるアムハラの積極的な登用があったであろうし、アムハラによる土地の私的保有が進んだと想定される。この状況は、ジンマにおける農民、特に小作への苛烈な扱いに繋がり、それは現地住民の強い反発を招いて土地改革時にお

けるジンマでの元地主階級の過激な排除に帰結したと推測される。他方で、牧畜民が多く居住する地域（ハラルゲ、バレなど）は、隣国ソマリアとの角逐の場であるという地理的位置も関係し、他地域と比較して一層苛烈な支配体制が敷かれていた。

次に、土地制度や租税制度の整備状況という点について限られた情報からの推測ではあるが述べておくと、北部地域への親和性が高いと考えられる地域（ショアなど）では、それら制度の整備時期は早いものであったと考えられる。他方で、農業活動の在り方、宗教、地理的位置からも帝国の統治体制のなかで周辺である地域（ハラルゲ）は、1944年に定められた農業課税制度では州都であるハラールを除き税率が定められておらず、北部地域を由来とする土地制度や租税制度の整備状況は他地域より遅かったと推測される。また、広大な土地が王族・貴族らによって私的に保有されるという状況は、同地域で耕作を行う周辺地域の異民族である農民たちの土地への権利が他地域と比較し保障されないことに帰結し、この状況からも土地制度や租税制度の定着は他地域と比較して遅れることになったであったと推測される。そして、上に述べたジンマは北部地域への親和性が高いと考えられる地域と「周辺」的な地域との中間であったと考えられる。

ここで述べた南部地域各地における土地制度や租税制度の整備、定着の状況は、それら制度が北部地域を起源としていることを考えると、北部地域への親和性の度合いとある程度相関するものであったといえるだろう。したがって、南部地域内では、徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方に違いが生じていたと想定される。

また、南部地域で形成された社会関係について付け加えておくと、デルグ政権で実施された急進的な土地改革において、ジンマ、ハラルゲ、シダモでは旧地主階級の過激な排除が見られた。この背景には、これら地域においては旧地主階級と警察を含む行政機関には支配民族であったアムハラが多く、また北部地域文化への親和性が比較的低い地域であり、非アムハラが大多数である一般市民（農民）と旧地主階級・行政間の懸隔が他地域と比較して大きいものであったと想定される。他方で、北部地域文化への親和性が高い地域（ショアなど）ではそのような事例は報告されていない。帝政期における南部地域の地主の中には、地方エリートが地主になった場合もあり、このような事例においては、過度な小作料の取立てなどが行われることは無かったとされ、小作への対応には地域によって差異が生じていた。こうした北部に親和的な地域では、地主が地方エリートであることも多く、上に示した土地改革時の旧地主階級への対応の違いに影響を与えたと想定される。以上のことから、南部地域内においても

国家－農民間の懸隔の状況は一樣では無かったと言えるだろう。

南部地域では、北部地域と比較して多様な農業生産の在り方、民族・宗教構成、地理的位置などの要因は、土地制度や租税制度の導入、定着の状況に多様性をもたらし、徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方に影響を与え、結果として南部地域内での同共通理解の状況は、一樣では無く、多様なものとなったといえるだろう。

他方でここで示したように地域間での歴史的に形成された租税に関わる文化は異なるものであったとはいえ、19世紀後半のメネリク二世の南部侵攻以降、エチオピア全体で、農民がほぼ悉皆的に支配者に対し納税を行ってきたという点は、他の多くのサブサハラ・アフリカ諸国とは大きく異なる点は強調しておくに値しよう。

第1章において、国家の徴税へのインセンティブについて論じたが、ここでメネリク二世の治世から帝政期までのエチオピアにおける支配者の徴税へのインセンティブについての考察を加えておく。

メネリク二世は、近代的な軍勢力に裏付けされた中央集権的国家体制の確立を目指し、南部地域を征服し、そこから多額の税を徴収することでそれを実現したと言える。メネリク二世の治世から帝政期まで、土地資源から得られる利益（税収）は、その多くは、行政官の配置等を含むショア・アムハラの政治的・経済的優位性の維持、そしてその優位性に基づくエチオピア帝国の維持のために活用されたと言える。また、帝政期においては土地資源そのものの配賦を通じショア・アムハラの政治的・経済的優位性の維持がなされた。

デルグ政権発足当初は、農業課税は低く抑えられていたが、国防費や行政改革コストの増大によって公共財政が拡大し、デルグ政権発足後3年で農業課税は増税されている。デルグ政権期においては、国内外の脅威とそれに関係して支配者の政権維持への要請が農業課税のみならず全体的な徴税へのインセンティブとなったと考えられる。

本章では、現政権発足以前のエチオピアの歴史を概観し、エチオピア国内において地域間で歴史的に形成された租税に関わる文化の歴史的背景、そして歴史的に形成された徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方に違いがあるかについての検討を行った。

その結果を受けて、本研究におけるケーススタディの対象地として現在のエチオピアから2州、ティグライ州とオロミア州を選択することとしたい。

これまで見てきたように、歴史過程を経て形成された土地制度、租税制度の定着状況、そしてそこで形成された徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方は北部地域と南部地域では異なるものであった。

したがって、土地課税に関わる歴史的経緯・社会的背景が異なる地域（北部地域、南部地域）から2州（ティグライ州とオロミア州）を選択することにより、多様性を持つエチオピアにおける土地課税の在り方をより良く把握できるであろう。また、第4章で詳しく示すようにティグライ州は現政権において土地登記制度を開始した場所である。他方でオロミア州は、面積、人口共にエチオピア最大の州であり、上述の通りその内部に土地制度をめぐる歴史的な多様性があるとともに、土地登記制度を含む土地制度が整備途上にあつて地域によってその進行状況が異なっている。以上の点から、これら2州を選択することは多様性を持つエチオピアにおける土地課税の在り方をより良く把握するという目的を果たすために適切と考えられよう。

¹ 土地課税だけでは無く、一部農業所得税を含むため、「農業課税」として示している。

² 14世紀初頭に国王の命により変遷されたもの（岡倉[1999:32]）。

³ シヴァはエルサレムに旅をして、ソロモン王から統治の技術を学んだとされている。そこでシヴァはソロモン王の子を身ごもり、エチオピアに帰り男の子を生んだ。この子はメネリクと名付けられ、後にソロモン王に面会し、エチオピア王の地位を命じられ、「契約の箱」を持ってエチオピアに戻った。この箱は今日でもユダヤ教、キリスト教、イスラムの最も聖なる遺物の一つとなっている（北川[2014:45]）。

⁴ この文化的同質性から二つの民族は「アムハラ・ティグレ」と一括されることが多い（石川[2009:12]）。本研究ではこれらの地域を「北部地域」として示す。なお、本研究では民族を示す場合はティグライではなくティグレと記す。

⁵ ゲエズ語は古典エチオピア語とも呼ばれ、アクスム王国の言語として現れた。その後アクスム王国の衰退とともに使われなくなったが、エチオピア正教の教典などにはゲエズ語が用いられた（石川[2009:12-13]）。

⁶ 紀元前1世紀ごろ、エチオピア高原にはユダヤ人が居住していたという。彼らの存在が後にキリスト教が広まる一要因になったという（北川[2014:43]）。

⁷ エチオピア・セム諸語はアフロ・アジア語族セム語派に属し、紀元前一千年紀に南アラビアからこの地域に移住した人々が話していたセム系言語がクシ語族の諸言語と接触しつつ形成されたものである。エチオピア・セム語派に属する言語は、アムハラ語、ティグリニア語、グラグ語、現在のエリトリアで話されるティグレ語である（石川[2009:11-13]）。（ティグリニア語とティグレ語は似ているが異なり、ティグリニア語はエチオピアのティグライ州で主として使用され、ティグレ語はエリトリアで主として使用されている）。

⁸ イクノ・アムラクは支配の正当性をメネリク1世と結び付け、復興ソロモン王朝とした。

⁹ ガラ（Galla）と称される場合もあるが、オロモの人々はこれを蔑称と捉えているとされ（石川[2006:54]）、本研究でも「ガラ」は使用しないこととし、「オロモ」で統一する。

¹⁰ ザマナ・マサフェンと呼ばれる。

¹¹ 北川は、ハイレ・セラシエが「国外退去」させられたと示しているが、岡倉は強制的に退位させられ、殺害されたと著書の中で示しており（岡倉[1999:334]）一般的に史実としては後者で語られることが多いため、岡倉に準じた。

¹² ベゲムデル、ゴッジャムともに現在のアムハラ州内に位置する。ベゲムデルはデルグ政権期にゴンダールと名を変え、現在はゴンダールという地名で認識される。

¹³ 以前「アムハラ」と称されていた地域で19世紀ごろにウォロと呼ばれるようになった（Berhanu Zewde[1991:12]）。

¹⁴ ウォロ(Wollo)、ヤジュ(Yejju)、ラヤ(Raya)を含む。

¹⁵ リム・エナリア、ジムマ、ゴムマ、グムマ、ゲラは現在のオロミア州ジンマ県がある地域に位置していた。ケーススタディの調査対象地であるO2はジムマに該当する地域に位置する。また、この地域には古来シダマ(Sidama)の王国が存在しており、これらのオロモ5王国はかつてのシダマ王国の政治・文化制度の影響を強く受けたのだという。

¹⁶ Crummeyによると、16世紀の文書にグルトの存在が記載されており、その存在を確認できるという（Crummey[2000:48-49]）。

- ¹⁷ 各地域の位置関係については図 2-3-2 を参照されたい。
- ¹⁸ アムハラ語ではrist、ティグラニヤ語（ティグレにより使用される言語）ではristiと称される（Cohen and Weinstraub[1975:31]）が本研究では統一してrist（リスト）として示す。Cohenらはティグレのristiの方がより世襲的であり不変のものであったとしている（ibid. [1975:33]）。
- ¹⁹ グルトの多くは個人に対し賦与されたが、教会へ賦与されたグルトもあった。
- ²⁰ 18世紀後半には北部ウォロ出身のアリ・グウァングラによりヤジュ王朝（非ソロモン王朝）がひらかれたが、19世紀に入ると衰退の一途をたどっていた。
- ²¹ negu（ネグ）とは王を意味する。諸侯はras（ラス）である。
- ²² テオドロス 1 世は15世紀初めにイスラム勢力を打ち破り、アクスム王国を守った伝説上の名君であり、カッサは彼を尊敬していたといわれる（岡倉[1999:82]）。
- ²³ 前述のカッサとは別の人物。
- ²⁴ 後のメネリク二世。
- ²⁵ 当時、エチオピアの西部国境ではマフディー国家（現在のスーダン）との衝突が生じており、これもヨハネス四世とメネリクとの協力関係が形成される一因となった（岡倉[1999:101]）。メネリクはイタリアやフランスより武器を購入し、1882年にはアルシ、ハラールへの征服に乗り出し、1892年にはヨハネス四世によりカファの王に任命されている。
- ²⁶ 帝位1872年－1889年。
- ²⁷ マフディー軍との戦闘で重傷を負い、死亡。
- ²⁸ イタリア語条文とアムハラ語条文間に相違があった。
- ²⁹ アクスムの東に位置し、エリトリアにも近い。
- ³⁰ 帝位1889年－1913年。
- ³¹ Lij Iyasu。帝位1913年－1916年。
- ³² 帝位1917年－1930年。
- ³³ メネリク二世の治世において、ハラールの知事をつとめた。
- ³⁴ 具体的には、近代兵器の購入と製造、銃・弾丸の製造技術の学校の設立などが含まれる（Bahru Zewde[1991:103]）。
- ³⁵ テオドロスはエチオピア正教会を国家の統一の原理として選択していた。
- ³⁶ 本条約は、イタリアとショアとの間で結ばれた。
- ³⁷ 1889年にアディス・アベバは首都となっている。
- ³⁸ メネリク二世の中央集権化政策により、北部のグルト保有者のその地域における司法・行政上の機能は弱められた。中央集権化以前は、グルト保有者はその地域において行政上、司法上で重要な役割を果たしており、貢納を行う農民らの耕作を豊かなものにし、彼らの生活が平穏なものとなるような施策を講じていた。しかし、メネリク二世の中央集権化政策により、行政官らが配置され租税制度が普及するにつれてグルト保有者の自由になる資金は減少し、当該地域に対し投資を行うことは難しくなっていった（Pausewang[1983:40-42]）。
- ³⁹ 宮脇・石原[2005:17]では、ネフテンニヤと呼ばれたとしているが、Markakis[1974]では、グルト保有者はメルケンニヤ（melkegna）と呼ばれたとしている。
- ⁴⁰ Markakisは南部における標準的な農民としてのガバールの負担は次のようなものであったと紹介している。農民は、土地から得られる生産物の4分の1から3分の1を土地保有者へ譲渡するほか、1893年からメネリクによって導入された10分の1税（tithe）として生産物の10分の1を納めなければならなかった。加えて、蜂蜜、肉、薪、枯草など様々な物品を提供することが求められた。さらに労役（土地保有者のための粉ひき、家屋の建設、囲いのメンテナンス、家畜の世話など）も必要に応じて課された。農民はそれらの要求に対し拒否権は無いばかりか、宗教的祭日などには領主に対し贈り物を贈呈しなければならなかった（Markakis[1974:114]）。
- ⁴¹ 農民としてのガバールに対して課されていた様々な労役、貢納は、法令上は1944年に廃止された。帝政期において、「ガバール」という語は、公的には、国家に対し直接的に納税を行う土地保有形態として認識されていた（Cohen and Weinstraub[1975:37,66]）。
- ⁴² Cohenらは、当時のエチオピア（エリトリア、ティグレ）北部の一部地域では自由土地保有権（freehold tenure）が存在したこともまた指摘している。
- ⁴³ 地方の伝統的首長らに対する土地の権利の賦与は侵攻者が彼らの支援を必要としたためであり、教会関係者らに対してはエチオピア正教の拡大、皇帝の側近の中央や地方エリートをもてなすことを目的として土地の権利が賦与された。

- ⁴⁴ アムハラ語でsisoは3を意味する。
- ⁴⁵ siso gult、rist gultは他者に売却することは禁じられ、皇帝により接収される可能性もあった。
- ⁴⁶ 行政官が給与の代わりとして在任期間中、又は一生保持することが出来る土地であり、納税義務は無かった（Cohen and Weintraub[1975:35-39]）。
- ⁴⁷ しかし奴隷制の廃止までにはもう少し時間を要すると主張した。
- ⁴⁸ エリトリアとソマリアはこの時点ですでにイタリアの占領下に置かれている。
- ⁴⁹ ここでの「ガバール制」とは農民-国家関係が固定化されたいわゆる農奴制を意味する。
- ⁵⁰ ハイレ・セラシエ体制を支持する地方行政官や貴族はイタリア軍に対するゲリラ活動を実施した。
- ⁵¹ Cohen and Weintraubは、イタリア占領期以前には、グルト保有者（バラッバトを含む）は行政や司法において大きな役割を果たしていたが、占領期以後には地方行政官らの進出によって彼らの地位は徐々に弱体化していったと述べている。また、1942年以前はバラッバトが農民に対し強硬な支配力を持ち、私的な労役を課していたと指摘している（Cohen and Weintraub[1975:33,38]）。
- ⁵² 地方では治安維持の観点から軍隊と警察が配置されたがその規模は皇帝によって決定され、そればかりか、地方行政官はその地域での開発に関与することも期待されていた。また、いくつかの都市では市議会が設置されたが、地方レベルでは代議制は存在しなかった。
- ⁵³ MarkakisはHoben, Allan 1963. *The Role of Ambilineal Descent Groups in Gojjam Amhara Social Organization*, unpublished Ph.D. dissertation, University of Californiaを参照している。本稿では原本を参照できなかったため、Markakisの再引用としている。
- ⁵⁴ samonとは教会が保有される土地を意味し、リスト制からは切り離されたものであった。教会はこの土地を貸出して賃料として収穫物を得たほか、独自に徴税を行う権利を保有しており、皇帝への10分の1税（tithe）納税義務もなかった（Pausewang[1983:25-26]）。
- ⁵⁵ エチオピア帝国はジブチ-ディレダワ（ハラール北部に位置する都市）間の鉄道を1902年に、ディレダワ-アディス・アベバ間の鉄道を1917年に敷設している（Doham[1986:30-31]）。
- ⁵⁶ 政府保有の土地面積は1972年にWetterhallによって5700万ヘクタールと推計されている（Cohen and Weintraub[1975:44]）。
- ⁵⁷ Ministry of Land Reform and Administrationから1969年に聴取された情報による（Dunning[1970:260]）。
- ⁵⁸ 政府はこれら地域の土地を、開発プロジェクトや再定住プログラムなどへ利用したり、個人への権利賦与を通じた政治権力維持に活用したりするために1955年の憲法改定において、遊牧民地域の土地の個人名義による所有を禁じ、古来、また法の上においても政府所有の土地として規定している（帝国憲法第130条(d)）。
- ⁵⁹ 皇帝ハイレ・セラシエも帝位に就く前のハラール州知事時代、保有していたグルトをリストに転換させる形で広大な土地を自身のものとしたとされる（Donham[1986:10,253-4]、Dunning[1970:302]）。
- ⁶⁰ アムハラ・ティグレを中心とした北部地域では従来、奴隷・イスラム教徒・商人たち、また民族的宗教的小規模集団は社会的地位が低く、生産的な土地へのアクセスは一般的に認められていなかった（Young[1997:40]）。
- ⁶¹ Donhamは1969年時点で約半数の工場施設がショアに位置していたと述べている（Donham[1986:33]）。
- ⁶² クーデターの中心人物は、皇帝に最も近く信頼も厚い近衛師団長メンギスツ・ネウエイとその弟でソマリアに近いハラール州ジジガ郡長官ギルマメ・ネウエイの兄弟であった（吉田[2000:255]）。
- ⁶³ 当時の民法では賃料の上限は収穫物の75%とされていた。
- ⁶⁴ シソ・グルトも同様に廃止され、リスト・グルト、シソ・グルトはすべてガバールに変わった（Cohen and Weintraub[1974:37]）。
- ⁶⁵ 教会が所有するグルトについては改革の対象から外された。
- ⁶⁶ ゴッジャム地域に関する研究でこのような報告が示されている（Hoben [1973:207-209]、Cohen and Weintraub[1975:39]）。
- ⁶⁷ グルト保有者が自身を納税者として登録し、土地を確保した（Cohen and Weintraub [1975:79-80]）。

⁶⁸ ティグレやゴッジャムの1農家当たりの耕作地はそれぞれ1.02ヘクタール、0.93ヘクタールであった。

⁶⁹ MoFED 附属の図書館において、筆者が2012年2月取得。

⁷⁰ https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Provinces_Ethiopie.pngを使用し筆者が加工した。なお、この図は<http://www.lib.utexas.edu/maps/africa/ethiopia.gif>に基づいて作成されている。

⁷¹ 「1973年～4年の飢饉は、北部のウォロとティグレ、南部のシダモで深刻であった。そして革命の動きは北部エチオピアとハラルゲ、バレ、シダモ、ガモ・ゴファの低地帯における生態的災害によって火が付けられた。1973年4月から8月にかけてウォロだけで5万から10万の餓死者が出ていたと報告されていた。さらに同年末には中部のショアや東南部のハラルゲなどにも拡大し、餓死者の総数はおよそ20万人に達した」(岡倉[1999:328])。また、政府当局は旱魃の危機的状況を見過ごし、問題を知った後もこれをひたかくしにした(吉田[2000:259])。

⁷² 英語のcommittee、councilに相当するアムハラ語である。

⁷³ The Constitution of 1931。この憲法が修正されたものが1955年に公布されている(Perham[1969:502])。

⁷⁴ 1940年時点では18余りの異なる土地保有制度が存在していた。

⁷⁵ 土地の面積の単位でおよそ40ヘクタール。

⁷⁶ thalerと記されているが、実質的にブルと考えてよいため、ブルとした。

⁷⁷ Teshome MulatはBalamberas Mahteme Selassie Wolde Meskel.1957. "The Land System of Ethiopia". *Ethiopia Observer* vol.1, No.9:238-301の288頁を参照している。本稿では原本を参照できなかったためTeshome Mulatから再引用している。

⁷⁸ Asrat (アムハラ語で10分の1を意味する)と記される場合もある。

⁷⁹ Teshale Tibebe[1995:85]では1901年に開始されたとされている。Gebre-Wold-Ingida Worq[1962:331]は、ショアでは1878年から開始されたとしている。

⁸⁰ 貨幣で納税する場合は10%減額となった。

⁸¹ siso-gultとは、バラッバト(balabat)の貢献に対し与えられたリストーギルトの権利をいう(Pausewang[1983:37,39])。

⁸² samonとは教会が保有される土地を意味し、リスト制からは切り離されたものであった。教会はこの土地を貸出して賃料として収穫物を得たほか、独自に徴税を行う権利を保有しており、皇帝への10分の1税(tithe)納税義務もなかった(Pausewang[1983:25-26])。

⁸³ 関連する布告等は以下の通り。Proclamation No.106/1949: The Land Tax Amendment Proclamation, 1949, Legal Notice no.143/1950: Rist-Gult, Siso-Gult and Samon land Registration Regulation, 1950, Legal Notice No.152/1951: Rist-Gult, Siso-Gult and Samon Land Registration Amendment Regulation, 1951, Legal Notice No.1951: Rist-Gult, Siso-Gult and Samon Land Registration Regal Notice, 1951

⁸⁴ 土地の分類に関する規定については1944年に初めて定められて以降(土地の分類に関する布告: Legal Notice No.64/1944 The Classification of lands rule)、1951年にリスト、土地の私的保有形態であるガバールによって保有される土地の分類の規定が定められ(土地評価に関する規定: Legal Notice No.164/1951 The Land Assessment Rules)、1962年にそれら規定が改定され、免税対象地の区分と申請手続きの決定が定められている(土地税に関する規定: Legal Notice No.257/1962 The Land Tax Regulations)。その他の関連する布告等は以下の通り。Legal Notice No.64/1944 The Classification of lands rule, 1944, Legal Notice No.32/1949 The Land Assessment Regulations, 1949, Legal Notice No. 184/1951 The Land Assessment Rules, 1951, Legal notice No.172/1952 The Land Assessment Amendment Rules, 1952, Legal Notice No.257/1962 The Land Tax Regulations, 1962。

⁸⁵ Proclamation No.94 of 1947: The Education Tax Proclamation。その後、1970年に修正が加えられ、都市住民の資産に対し資産価値の30%、また月ごとの給与が50ブル以上100ブル以下の市民に対し0.5ブル、100ブル以上の市民に対しては給与の2%の課税を行うこととした。

⁸⁶ Decree No.36 of 1959: The Health Tax Decree。

⁸⁷ Proclamation No. 142/1954: Cattle Tax Proclamation, 1954, Legal Notice No. 187/1954 Cattle Tax Assessment (Amendment)。

⁸⁸ Proclamation No. 173/1961: Income Tax Proclamation, 1961。

⁸⁹ (Proclamation No. 255/1967: Income Tax Amendment Proclamation, 1967 (Markakis[1974:127])。

- ① 森林開拓、材木伐採からの所得（スケジュールC）
 - ② 農業生産物の加工、輸送によって得られる所得（スケジュールC）
 - ③ 農業、森林、牧畜等に関連する活動で貿易業者、企業組織、商業的事業で得られる所得（スケジュールC）
 - ④ 土地・家屋の賃借による所得（小作制度による所得も含める）（スケジュールB）
- ⁹¹ 古くは北部で「測量」を意味する言葉であったが、メネリク二世の南部侵攻により国家による土地の収奪、再分配といった意味も包含されるようになった（Berhanu Zewde [1992:88-90]）。
- ⁹² 税率1.8－25%。所得に基づく階層（35分類）により税率が異なる。月間所得が25（または30）ブル以下の場合には免税。
- ⁹³ 税率2%～20%。年間総所得が360ブル以下であれば免税。
- ⁹⁴ 個人に対する税率2%～20%。年間所得が360ブル以下の場合には免税。所得（360ブル～27000ブル）に基づく階層（30分類）により税率が異なる。組織・企業に対する税率は15～20%。
- ⁹⁵ 税率2%～20%。所得（300ブル～27000ブル）に基づく階層（34分類）により税率が異なる。また、スケジュールB、C、Dについては限度額を超えると追徴課税が課される。
- ⁹⁶ 1974年1月、2月には軍部内でも待遇に対する不満から衝突が起きていた。3月にはエチオピア労働組合連合による大規模なゼネストが実施され、イスラム教徒を中心とする大規模なデモも行われた。この状況を受けて帝国政府は4月に立憲君主制への移行と憲法改正、土地改革、国民救済を柱にした改革案を示したが、立憲君主制は国民に歓迎されず、そのほかの改革を実現する能力を政府は持ち得なかった（宮脇・石原[2005:27]、吉田[2000:261-262]）。
- ⁹⁷ 外資系の銀行、保険会社、繊維企業、製糖企業、石油精製企業が対象となった（吉田[2000:262]）。
- ⁹⁸ 個人での農業活動における労働力雇用が禁じられた。
- ⁹⁹ 土地の保有権の分配となる。個人の土地の使用は最大で10ヘクタールまでとされた。
- ¹⁰⁰ 帝政期の再定住プログラムでは1974年革命までに800万ドルの予算で7000世帯が移住したとされる（Pankhust[1990:121]）。
- ¹⁰¹ 先行研究において、ティグレ、ティグライという地域名は混在するのだが、帝政期まではティグレとされていることが多いため、本研究においては、帝政期まではティグレ（州）、デルグ政権期以後はティグライ（州）として示すこととする。なお、民族についてはティグレと示す。
- ¹⁰² 「グレーター・エチオピア」を提唱し、国民の結束を図る方策として「エチオピア第一主義」が利用された。岡倉はソマリアのバーレ政権が用いた「大ソマリ」と同じように、民族主義のスローガンとして用いられたと指摘している（岡倉[2007:257]）
- ¹⁰³ TPLFはティグレ民族機構（Tigrayan National Organization: TNO）が改組されて1975年に発足しており、EPLFと協力して反政府活動を行った。
- ¹⁰⁴ エチオピアはソ連とキューバの軍事的支援を受けた。
- ¹⁰⁵ エチオピア人民革命党（EPRP: Ethiopian People's Revolutionary Party）と全エチオピア社会主義運動（AESM: All Ethiopian Socialist Movement。アムハラ語で Mela Ethiopia Sosialist Niqinaqē: Meison）。
- ¹⁰⁶ 1980年代半ばの国防費は政府予算の35%を占めていた（宮脇・石原[2005:29-30]、吉田[2000:280]）。
- ¹⁰⁷ エリトリアは1880年代からイタリアの支配下に置かれていたが、1952年にエチオピアの「連邦統治」の下に自治権を賦与された。しかし、1962年にはエチオピアに併合され自治権をはく奪された（石原[2001:87]）。
- ¹⁰⁸ また、この土地改革は政府による抜本的な改革というよりも、大地主の土地を再分配するのみで再分配された土地は多くは無かったという報告もある（Pausewang[1990:45]）。松村は、現在のオロミア州ジンマ県ゴンマ郡での調査から、地主と小作間の社会・経済的な格差は緩和されたものの、デルグ政権による土地改革以後も小作の置かれている状況は改革以前と変わらず地主に対して弱く、不安定であり、小作制度そのもののがこの土地改革によって排除されたわけではないと報告している（松村[2002:12-13]）。
- ¹⁰⁹ 1980年の調査では協同農場と国営農場は全耕地の5%、80年代末においても15%にとどまり、農場の土地生産性は決して高いものでは無かった（Dessalegn Rahmato[1984:71]、

[1992:48])。

¹¹⁰ ティグレではヨハネスの後継者の子孫とされるラス・セヨム・マンガッシャ (Mengesha Seyoum) が1974年にデルグ政権によって州知事の職を解かれている。

¹¹¹ ケベレは強制的な徴兵にも組織的に関与したとの報告もある (Zemelak Ayele[2011:14 1])。

¹¹² Land Tax Proclamation No.70/1944(as amended)、Legal Notice No. 257/1962(as amended)、Education Tax Proclamation No. 94/1947、Health Tax Decree No. 37/1959 Income Tax (Amendment) Proclamation No.255/1967。

¹¹³ ただし、政府機関農業組織や団体には面積単位の課税がなされている。

¹¹⁴ The Rural Land Use Fee and Agricultural Activities Income Tax Amendment Proclamation No. 152/1978 replaced Proclamation No.70/1976

¹¹⁵ MoFED 附属の図書館において、筆者が 2012 年 2 月取得。

¹¹⁶ 本研究ではエチオピアの近代化は、メネリク二世の治世から開始されたとし、1889年 からのとする。

第3章 ポスト社会主義政権期のエチオピア

本章では、前章で示した社会主義政権（デルグ）以降、つまりエチオピア現政権の下における、国家開発戦略、政治経済体制、行財政制度、そして社会経済発展状況を概観する。これらの事項は、ティグライ州、オロミア州を含むエチオピアの土地課税をめぐる状況、特に現在各州で整備が進められている土地課税制度及びそれに関連する土地登記制度と徴税体制の背景を理解するうえで重要なものと考えられる。

まず、第1節にて現政権における小規模農民（小農）の位置づけを開発戦略、政治体制から検討する。次に第2節にて地方分権化政策について示し、連邦政府と州政府の関係性について述べる。第3節では政治変動と現政権のイデオロギーとされる革命民主主義について概観する。最後に第4節で公共財政と社会経済発展状況について述べ、第5節で本章の内容を小括としてまとめ、本研究において取り上げる土地課税の納税者である農民が理念型の近代国家における市民像において想定されるような準自主的な納税を行う余地があるかを検討する。

第1節に進む前に、エチオピア現政権の発足、そして現行憲法で定められた民族に基づいた地方自治の在り方について簡単に触れる。

1991年、TPLFを中心に設立された連合組織である「エチオピア人民革命民主戦線（Ethiopia People's Revolutionary Democratic Front: EPRDF¹）」がTPLF出身のメレス・ゼナウイを暫定大統領とし新政権を樹立した。1994年には議会選挙が行われ、EPRDFが圧勝し同年12月に新憲法を發布、連邦共和制に移管し「エチオピア連邦民主共和国（Federal Democratic Republic of Ethiopia）」が誕生した。

この「エチオピア連邦民主共和国憲法（FDRE[1995]）」において、現政権は「民族」を政治の基本単位として認め、国内を主要民族の領域に基づいた9つの州と2つの特別行政都市に分けた。「民族」からの要求があれば分離独立²も認めるとして連邦制が採択された³。ここでいう「民族」とは、「広範にわたり共通の文化乃至同様の慣習、言語の相互理解可能性、共通のあるいは関連するアイデンティティ、心理的一体感を有し、大半が一つのながりの領域内に居住する」人間集団として定義付けられている（[連邦憲法 第39条第5項]）。

各州には、三権分立を確立すべく、州議会（立法権）、行政機関（行政権）、裁判所体系（司法権）がそれぞれ設けられている。各州では連邦憲法で定められる範囲において州憲法が定められ、その効力は州の域内で適用される。州憲法は1999年時点で、9州のすべてで公布済みであった（石原[2001:92]）。

第1節 現政権における小農の位置づけ

(1) 国家開発戦略から見た小農の位置づけ

現政権は1991年の暫定政権発足後、前デルグ政権が行っていた社会主義的計画経済から脱却し、市場志向型経済へと舵を切った。その重要な核となるのがエチオピアの長期経済開発戦略として掲げられる「農業発展主導型工業化（Agricultural Development Led Industrialization: ADLI）」である。

ADLI についてはいくつかの政策文書、開発戦略などで触れられているが、中でも、最初に ADLI の構想が体系的に示されたのは1994年にEPRDFの内部文書としてとりまとめられた「エチオピアの経済開発戦略（An Economic Development Strategy for Ethiopia）」においてである（大野[2009:1]）。ここで述べられている ADLI では、小農（特に穀物生産における）の生産性向上と国内の原料（農業の余剰生産物等）を用いた労働集約型技術をベースとした工業化を目指すとされている⁴。こういった小農支援を掲げる一方で、ADLI では資本集約的な商業的農業の重要性にも言及されており、小農型農業と商業的農業の両輪での生産性向上を目指すことが示された。この考え方の背景にはエチオピアの8割近くの人口が農業セクターに従事しており、生産、雇用、輸出の大部分を生み出してきたという点がある。それゆえエチオピアの経済発展は農業セクターを通じて行われるべきでその主役は小農であるとされるのである（大野[2009:10-11]）。

2002年に策定されたエチオピアでは最初の貧困削減戦略書（Poverty Reduction Strategy Paper: PRSP）である「持続可能な開発と貧困削減プログラム（Sustainable Development and Poverty Reduction Program 2002/03-2004/05: SDPRP（MoFED[2002]）」では、小農の農業生産、特に穀物生産の向上をめざし、これにより食料安全保障の確立と国際競争力の強化を目指すとした。より長期的には生産性向上により農村部の貧困が削減され、その余剰生産物を都市へ供給し、農工間の供給リンクを通じて工業部門を刺激し、工業部門が農業部門に対し肥料や農業機械などを供給するという農工間のリンクが想定され、上で示した初期の ADLI の枠組みを踏襲している。

小農の生産性向上の具体的方策としては、農業普及員（Development Agent :DA）制度の拡充、DA 並びに農民の訓練、簡易灌漑、市場アクセスの改善、農民組合の再編、マイクロファイナンスの拡充などが示されている。また、農民の土地登記をすすめる、土地登記書（Land Certificate）発行を促進するとも述べられている。

SDPRP において ADLI は4つの柱⁵の一つに位置づけられており、その中では、商業的農業の農業生産向上に果たす役割について言及しつつも、直接的な

支援施策については示されず、基本的には小農の生産能力向上支援にターゲットが絞られていたといえる。

第2次PRSPは2005年に策定された5か年計画「貧困撲滅のための加速的かつ維持可能な発展計画（Plan for Accelerated and Sustainable Development to End Poverty 2005/06-2009/10: PASDEP（MoFED[2006]）」である。

本計画においては政策対象が拡大され、SDPRPでは対象とされていなかった工業部門や都市部門もその対象範囲となった。農業セクターを起点として工業セクターの発展を促すという初期ADLIの構想は拡大され、直接的に農業とは関連しない工業化戦略もその範囲に含まれることとなった。

PASDEPにおいてもSDPRP同様小農を中心とした農業セクター支援は引き続き継承されているが、市場を基盤とした農業開発や民間セクター投資の増加、農村―都市間のリンケージの改善なども盛り込まれ⁶、SDPRPではその重要性が指摘されるにとどまっていた農業の商業化がPASDEPにおいては民間セクター開発とともにその政策の柱となっている。また、農業セクターの発展を下支える基盤として、農村インフラの改善、金融サービスアクセスの強化、灌漑開発の促進、土地の権利保障の確立、農業市場のパフォーマンスの改善等が農業開発政策の一部として挙げられている（MoARD[2010:4-6]）。

また2005年からはエチオピアにおいて生産的セーフティネット・プログラム（Productive Safety Net Program: PSNP）という現金／現物支給プログラムの実施が始まっている。これは主として干ばつ危険（Draught-prone）地域を対象にした長期的な食料安全保障の確立を目的としたプログラムである。過去、エチオピアでは食糧の緊急支援以外にも国際機関や二国間ドナーによって現金／現物支給プログラムが実施されてきたが、このプログラムは国家プログラムとして支援を一本化し州政府やその下位地方行政機関に業務実施を委託し実施するものでそれまでの支援とは趣を異にする。このプログラムの受益者は基本的には公共事業への参加に対する対価として現金または現物の支給を受ける。また公共事業への参加を通じて労働技術を獲得し、収入の向上を達成しプログラムから「卒業」することが期待された（児玉[2013:101-102]、MoARD[2010:4-5]）。

最も新しい5か年計画は「成長と構造改革計画（Growth and Transformation Plan 2010/11-2014/15（MoFED[2010]）」、通称 GTP である。

GTP では5か年計画の指針となるビジョンとして、「人民の参加と自由意志に基づく民主的統治、グッドガバナンス、社会的公正な統治がなされる国家」そして、「貧困からの脱却を実現し、中所得国経済水準への到達を2020年-2023年に成し遂げる国家」が示されている。

そして特に経済のビジョンとして「強化された技術を持つ近代的で生産性の

高い農業部門と経済の主導的な役割を果たす工業部門を持つ経済の構築、そして経済発展の維持、社会正義の保障、中所得国のレベルに到達する市民の一人当たりの収入の増加」が示されている。ここでも前5か年計画と同様に農業セクターは重要なセクターと位置づけられるが、GTP内では一度も"ADLI"というワードは示されていない。

農業セクターは「農業のベスト・プラクティスの拡大⁷」が工業セクターの拡大の基盤になるものとして最も大きな関心が払われている。しかし同時に、生産性向上は、完全な自給自足農業から半自給自足、半商業的農業への転換によって補完されるものとされる。この方針に従い、エチオピア政府は上記 PSNP プログラム受益者が 2010 年から 2015 年にかけて五分の一以下となることを予測している⁸（児玉[2013:101]）。

このように現政権における国家開発計画・政策は段階的にその対象範囲を拡大しながらも常に小農の生産性、収入向上を最優先課題としてきており、その基本的な方針は変わらない。そして脆弱な状況にある小農に対する支援（直接的な現金／現物支給プログラムも含め）を積極的に実施してきたと言えるだろう。特に初期の PRSP においては小農の土地の権利を保障し、他方でその反対に農民を捕捉することに力が注がれたと考えられる。

しかし 2010 年以降の国家開発計画においては、小農の「自立」を促しつつあるようにも見える。これは ADLI を中核とする国家開発政策の変化によるものと考えられる。初期の ADLI で想定されていたような農工間の直接的なリンケージを利用した工業化を図るといった方向性から徐々にその政策範囲は拡大され、様々な農工間リンケージが包含されるようになった。その中には農業部門の労働力、農産物輸出により獲得された外貨などが工業部門へのインプットとなることも含まれている。

この背景は本章第4節にて詳しく述べるが、農業セクターのエチオピア経済に占める割合が相対的に低下してきていること、また労働生産性が他部門と比較して非常に低いことなどが関係していると推測される。

(2) 政治体制から見る小農の位置づけ

次に現政権における政治体制から見る小農の位置づけについて簡単に述べる。現政権の経済政策体制を支える政治理念として構想されたモデルが「民主的開発主義（Democratic Developmentalism: DD）」である。DD は「複数政党を許す自由選挙の下で、開発主義的な政党が選挙に勝ち続けることにより長期政権を維持し、強い国家主導の下で民間のレント追求を罰し生産的投資を促進する政策体系を打ち出そうとする政治体制」である（大野[2009:2]）。

エチオピアは現政権発足以降複数政党制に移行しており、民主主義体制を選択していると言える。大野は開発の初期段階にある国が権威主義ではなく民主主義を選択すべき理由として、国内からの要請と国外からの要請がある点を指摘している。国内からの要請の背景には、民主主義の内在的価値そのものに加え、多民族国家の統一を維持し統治の正当性を確保するための民主的手続きの不可欠性、および開発主義と開発プロジェクトへの国民の支持を取り付ける手段としての民主主義の重要性があり、国外からの要請の背景には、国際社会の中では民主主義を選択せねば国際社会の正式な成員として認められず援助や協力が受けられないという現代の環境がある。ここで想定される民主主義は「複数政党制のもと、選挙を通じて国民が代表を選出する」という極めて基本的な（最低限の）要素が含まれるのみである（大野[2009:3-4]）。

この「民主主義」体制下において、強力な国家のリーダーシップの下に国家開発を行うことが DD では想定されている。そして国民に対し開発政策の重要性を説明し、その実施により成果をあげ国内に開発主義を支持する政治的連携を形成し、次の開発政策を策定するというサイクルによって選挙を勝ち抜くことが想定されている。政権の支持基盤は国民の 8 割を占める小農が想定され、さらにまだ数的には少ないものの、将来の支持基盤として都市の中小企業者が期待されている（大野[2009:4]）。

このように小農は政府にとって自己の権力を維持するうえで重要なパートナーであるが、DD で想定されている「民主主義」は国民の声をくみ上げるボトムアップの政策実施は想定しておらず、あくまでも政府主導によるトップダウン型の政策実施が想定されている。この意味で「政治的パートナーとしての小農の役割は受動的なものにとどまる」とされる（大野[2009:6]）。

大野は、DD における民主主義を「複数政党のもとでの自由選挙の実施および最低限の自由と人権の保障をコア要素とする、基本的な民主主義」とし、「これはまた、欧米や国際機関が途上国に要求する「民主主義」のコア要素とも重なっている」と述べ、DD の民主主義は限定的なものであるとする。しかしながら実際には、コア要素とされる「複数政党下での自由選挙の実施」さえも、形式的にはその体裁を保つものの、実際には達成されていないという状況がある。この点については、第 3 節で詳しく述べることにする。

第 2 節 地方分権－連邦政府と州政府

前節でも述べたとおり、1991 年に TPLF を中心に設立された政党連合である EPRDF が中心となり暫定政権（Transitional Government of Ethiopia : TGE）を発足させた。そして翌 1992 年の公布（Proclamation No.7/1992）により 分権化に

について言及し、暫定的に州国家が設立された。この公布により、各州の自治に関する基盤、地域化（regionalization）と連邦制、州への自治権付与、州間の公平性、民族言語的背景にもとづいた州国家の形成とその権利が宣言された。また、その後の布告（Proclamation No.33/1992）にて、連邦政府と州政府間の財政機能の分割と政府間の役割分担が暫定的に規定された。

既述のように、1995年にはエチオピア連邦民主共和国憲法（Constitution of the Federal Democratic Republic of Ethiopia）が制定され、改めて地方分権、地方自治を原則とする統治体制をとることが定められた。「民族」を政治の基本単位として認め、民族自治を掲げ、同国は「諸民族の合意による連邦国家」だと宣言した。すべての諸「民族」に対して政治的な自決権—分離独立の権利⁹も含め—及び持続的な開発を実現する権利を保障している。

（1）民族と地方行政

本章の始めに示した通り、現行憲法では「民族」を文化、慣習、言語、アイデンティティ、心理的一体感を共有する人々として定義している。

現政権において「民族」を表す語は nation、nationality、people の3語である。これらをアムハラ語で表記するとそれぞれ biher、biher-seb、hizb となる。これら「民族」を表す3つの語は人口規模の大きさや政治単位の強弱に基づく格付けの道具として使用されている（栗本[1998:48-49]）。例えば、nation はオロモとアムハラのみ（時としてティグレも nation と分類される）であり、次に人口規模の大きい23ほどの民族が nationality と分類され、残りは people と分類される。これら民族の言語は大きく4つに分類され、その言語とそれらを使用する民族は、①ナイル＝サハラ語族の言語（クナマ（Kunama）、アニュワ（Anuak）、ヌエル（Nuer））、②セム系の言語（ティグレ、アムハラ、グラゲ（Gurage））、③クシ系の諸言語（オロモ、ソマリ（Somali）、シダマ（Sidama）、アフアール（Afar）、アガウ（Agew）など）、④オモ系の諸言語（ワライタ（Welaita）、ハディヤ（Hadya）、カンバタ（Kembata）、ガモ（Gamo）、アリ（Ari）など西南部に居住する民族）である。②、③、④はアフロ＝アジア語族の下位区分とされる（栗本[1998:45-46]）。

現在のエチオピアにおける地方行政における行政区分は州（Region）、県（Zone）、郡（District、あるいはアムハラ語で Woreda）、そして末端の村落集合体であるケベレ（Kebele）という構成になっている。

現在エチオピアには9つの州（アフアール州、アムハラ州、ベニシャングル・グムズ州、ガンベラ州、ハラール州、オロミア州、ソマリ州、南部諸民族州¹⁰、ティグライ州）と2つの特別行政区（アディス・アベバ、ディレダワ）がある

(図 3 - 2 - 1 参照)。

表 3 - 2 - 1 に示しているのは、1991 年当時の州行政区分と現在の行政区分、そして 1991 年当時に新政権が暫定的に認定した民族である。

図 3 - 2 - 1 現在のエチオピア行政区分 (州、都市) ¹¹

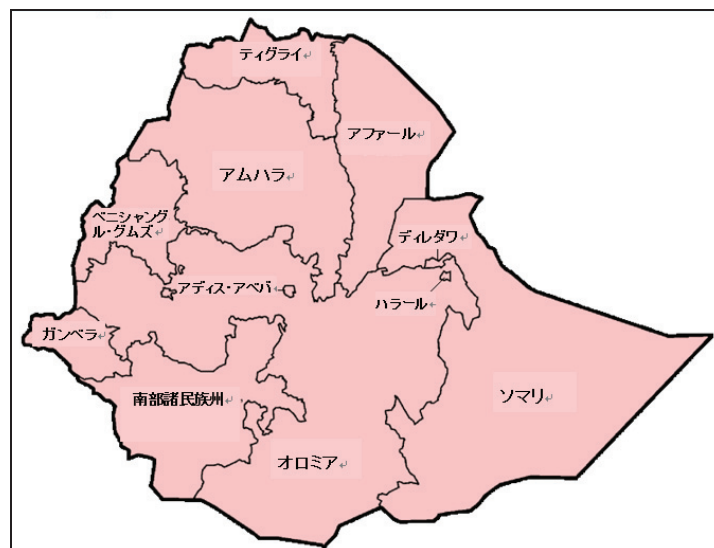


表 3 - 2 - 1 1991 年当時の州行政区分と現在の行政区分

現在の州区分	1991 年当 時の 州 区 分	民族名 (nation または nationality)
ティグライ	第 1 州 ¹²	ティグレ、サホ、クナマ
アファール	第 2 州	アファール
アムハラ	第 3 州	アムハラ、アガウ・カミル、アガウ・アウインギ、 オロモ・カム
オロミア	第 4 州	オロモ
ソマリア	第 5 州	ソマリ
ベニシャングル・グムズ	第 6 州	グムズ、コマ、ベルタ、セミエン・マオ、シナシャ
南部諸民族州	第 7 州	グラゲ、ハディヤ、ケンバタ、アラバ、テンバロ、 イエム
	第 8 州	シダマ、ゲデオ、ブルジ、アマロ/コレ/ギディチョ
	第 9 州	ワライタ、ダウロ、コンタ、アイディ、ゲワダ、メ ロン、ゴファ、ゼイシイ、ゴベゼ、ブサ、コンソ、 ギドレ、ガモ
	第 10 州	バスケット、ムルシ、アリ、ハマー、ニャンガトム、 ツェマリ、マレ、ディメ、ボディ
	第 11 州	カファ、ナオ ディズィ、スルマ、ゼルマン、シェ コ/モカ、メーン、カラ、ベンチ、シェコ
ガンベラ	第 12 州	アニューワ、ヌエル、マジヤンギール
アディス・アベバ	第 13 州	—
ハラール	第 14 州	—
ディレダワ	—	—

(Fukui and Markakis [1994:166]をもとに筆者作成)

(2) 地方行政組織（州、県、郡）

それぞれの「民族」は州¹³または県、また場合によっては郡¹⁴レベルのいずれかの行政区に割り当てられ、それら行政区が地方政治・行政の単位となっている。しかし、上に示した通り、州によっては民族構成が複雑であり、「州」を単一または人口規模の大きい「民族」の政治・行政単位とすることが難しい場合もある。例えば、南部諸民族州では基本的に県が「民族」に割り当てられた行政区となっている¹⁵。現在のそれぞれの州における下位行政機関の数を表3-2-2に示す。このように人口に比例して州以下の件、郡の行政機構の数は州によって大きく異なる。

表3-2-2 各州の県・郡の数と人口規模

現在の州区分	県	郡 ¹⁶			人口 (百万人)	都市人口 比率
		合計	農村	都市		
ティグライ ¹⁷	6	47	34	13	4.96	24%
アムハラ ¹⁸	10	138	127	11	20.01	16%
南部諸民族州 ¹⁹	15	140	130	10	17.83	15%
オロミア ²⁰	17	277	251	26	32.81	14%
ガンベラ	3	13	12	1	0.39	31%
ソマリア	5	53	53	-	5.30	14%
ベニシヤングル・グムズ	5	20	20		0.97	19%
アフアール	5	30	30	-	1.67	17%
ハラール	-	-	-	-	0.22	55%
9州合計 ²¹	66	718	657	61	84.21 ²²	16%

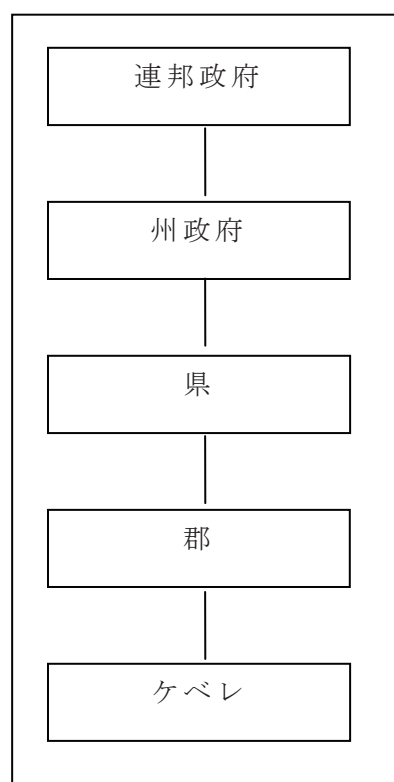
(CSA[2013] データを用いて筆者作成)

人口、都市人口比率については2014年の予想値を使用。県、郡の数については同文書内の各州の人口テーブルよりカウントした数値を用いている

先に述べたとおり、エチオピアにおける行政区分は図3-2-2に示されるように、連邦政府－州政府－県－郡となっている。エチオピア連邦民主共和国憲法において規定されているのは、連邦政府と州政府間の権限と役割であり、県以下の権限と役割についてはそれぞれの州で定められることとされているが、図3-2-2に示した行政の構造は基本的には共通である。県行政は郡と州政府を橋渡しする役割として設置されており、州行政の出先機関としての性格が強く独立した予算は持たず、州行政の予算の一部が配分されており²³、同レベルにおいて議会は存在しない。郡行政は独立した予算を持ち、その権限の範囲において計画策定から実施までを行う。郡レベルでは徴税が行われ、税収と州からの地方交付金が郡の歳入となる。ただし、郡の予算は州で決定される

ため、税収が当初計画額を超過する場合はその差額が地方交付金額から減額され予算調整がなされる。また、同レベルには議会が存在する。ケベレは郡の下位に形成される村落レベルの組織であり、独立した予算は無く正確には行政機構ではないが郡予算で雇用された行政官が配置されている。また、同レベルにおいても議会が存在する。

図 3－2－2 現在のエチオピアの行政組織



(筆者作成)

こういった地方行政組織整備に関わる各州での具体的方策の策定・実施スピードは一樣では無く、行財政の整備状況においては、ティグライ州が他州に先行していたことが指摘されている²⁴。与党 EPRDF を主導する TPLF は、このような地方行政組織を含めた新しい州国家の形成にあたり、自党の政権基盤であり 1989 年から支配・管理下に置くティグライ州をその原型としたという (Brietzke[1995:29])。次章で現政権における土地登記制度の整備状況においてもティグライ州が他州に先行している点について述べるが、これは上に示した TPLF が自身の政治基盤とするティグライ州をその原型としたという点と関係するところであろう。

ここで、1991 年以前のティグライ州の状況を少し説明しておく。ティグライ

州は現在の与党である EPRDF の主要構成組織である TPLF の支持基盤である。TPLF の前身は 1974 年結成されたティグレ民族機構²⁵ (TNO : Tigrayan National Organization) であり、1975 年に TNO は TPLF に改組され、以降国土の広い範囲で反政府活動を行った。TPLF は 1979 年²⁶に既に支配下に置いていた西ティグライ、中央ティグライに疑似独立国家を樹立しており、このころには農村部のほとんどを支配下に置いていた。ティグライの TPLF の支配下に置かれた地域では、デルグ政権が形成した行政組織ケベレでの選挙が実施され、議会が設置された。また段階的に郡²⁷、県の議会も設置され、行政組織として統合されていった。

そして TPLF は、1975 年ごろから農村に住む人々との関係に関心を払い、TPLF 兵士たちへの食料・水・交通の円滑な供給を行う為に村落に管理者や連絡将校を配置しており、農村地域統治の土壌が形成されていたと言える (Vaughan[2011:623-4])。

このようにティグライ州では前政権発足以前から地方行政組織の再編、整備を進めていたと言える。ケベレ議会は TPLF の活動への農民動員においても重要な役割を果たした。TPLF は農民らに土地へのアクセスを保障し、不在時の土地管理を代行することにより大規模な農民動員を達成したのである (Vaughan[2011:624])。

こういった農民や農地の安全保障に加え、TPLF が社会サービスの提供や食糧支援を行ったことも付け加えておく。1980 年代半ばの大規模な飢饉において、デルグ政権は、TPLF の解放区である地域に対しては飢饉の被災民への救援を実施しなかった。また、デルグ政権は同地域での農民の生活向上に必要な事業展開を控えたので、同地域は慢性的な食糧不足の問題を抱える地域であった (石原[2001:95])。TPLF はティグライ救援教会 (Relief Society of Tigray: REST²⁸) と協力し、解放区における飢饉の被災民への支援を行った。この支援は、後に当初の緊急支援から農業分野での復興、開発支援へと移行し、その活動範囲は TPLF 解放区のみならずティグライ州全域に及んだ。1991 年の前社会主義政権崩壊後、REST はローカル NGO として組織を再編し、農業、金融、教育、インフラ整備など幅広い分野における活動を行い (眞城[2011]、Vaughan[2011:625])、前政権が意識的に作り出した政策による欠如した空間を埋める役割を果たした。

(3) 連邦政府と州政府の権限と責任

連邦政府と州政府の政治・行政に関する権限と役割についてはエチオピア連邦民主共和国憲法の第 51 条と 52 条に定められている。また、連邦政府と州政

府の徴税に関する権限については第 96 条、97 条に定められている。これら詳細について表 3－2－3 に示す。

表 3－2－3 憲法に定められる連邦政府と州政府の権限と責任

	連邦政府	州政府
政治・行政の権限と役割	- 経済、社会、開発に関する全体的な国家政策、戦略、計画の形成と導入 - 国家標準や、教育・保健・科学・技術の基本的基準の制定と導入 - 国家の財政、金融、外資政策、戦略の策定、導入 - 国家防衛、安全、警察部隊の設立、管理 - 国立銀行、紙幣の発行、金融取引、外国為替の管理 - 対外政策の形成、実施、国際協定の交渉、認可 空、陸、海上の移送、複数の州にまたがる主要道路網、郵便、通信サービスの開発、管理 - 連邦税の徴収、連邦予算の立案、承認と管理 - 国家間、対外貿易に関する規制、取り締まり - 国籍、入国管理（移民）、難民、難民収容所に関連する規制、取り締まり - 裁判権に該当する規制に関わる法律の制定 - 国家の緊急事態に対する宣言、解除 - カレンダー、測量に関する統一した規準の設立	- 自己統治を実現するに最も適した（州）国家政権の設立 （州）国家憲法及びその他法令の立案と実施 - 経済、社会、開発政策・戦略・計画の形成、実施 - 徴税、（州）国家予算の立案と承認、管理 （州）国家市民サービス、労働条件に関わる法の立案と施行 （州）国家警察の形成と、法・指令の維持 - 連邦の法律に準拠した形での土地、その他資源の管理
徴税に関する権限	- 輸入・輸出に関連する関税、税、使用料 - 連邦政府、国際機関の雇用者に関わる所得税 - 連邦政府企業における所得税、収益税、消費税・物品税 - 国が実施する宝くじ（National Lotteries）、game of chance の当選者に関する所得税 空、陸、海上輸送サービスに関する所得税 - 連邦政府所有の家屋、資産に関する所得税 - 連邦政府によって発行されるライセンスや、供されるサービスの手数料 - 独占企業における税 - 連邦印紙税	州、民間企業の雇用者に関する所得税 - 土地使用権に関する手数料（土地使用料） - 民間農業従事者（private farmers）、協同組合内の法人組織の所得に関する税 - 州内の、個人貿易業者（individual traders）による売上税、収益税 - 州内の海上輸送サービスに関する所得税 - 個人所有の家屋、州所有の家屋からの所得（賃料等）に関する所得税 - 州所有の企業に関する収益税、売り上げ税、消費税、個人の所得税 - 鉱業操業所得に関する税、特許権使用料、借地などに関する使用料（連邦政府と合同で徴収する） - 州政府によって発行されるライセンスや、供されるサービスの手数料 - 森林資源使用に関する特権使用料

（FDRE[1995]：エチオピア連邦民主共和国憲法（Constitution of the Federal Democratic Republic of Ethiopia）第 51 条、52 条、96 条、97 条から筆者作成）

表 3－2－3 で、連邦政府の権限と役割として「全体的な国家政策、戦略、計画の形成と導入」が示されているように、一般に、国家レベルの開発政策は連邦レベルで策定され、州行政からその下位の行政機関ではその枠組みに従って政策実施をすることが求められる。農業農村開発セクターを例に述べると、ケベレ毎に農民訓練センター（farmers training center）を設置し、この施設を拠点に DA らが技術支援を実施することが国家政策として定められ、その実際的な体制作りは州行政から下位の行政組織によって進められた（Nigatu Alemayehu[2013:77]）。保健セクターでも同様に、1 ケベレに対しヘルス・ポストを 1 箇所設置し、そこへ保健相談員（health extension worker）を配置するという保健制度の確立が国家政策としてすすめられてきた（MoH[2004:4]）。これらの施設の建設や人材配置に関するコストは州財政から拠出され、政策実施は実質的に州以下の地方行政が担うが、政策立案は連邦政府と関連省庁によってなされている。

このように、現政権では民族自治を掲げ、民族に根ざした州政府が設立された。この基本方針に従い、高度に分権的な行政制度が形成されている。しかし、教育セクターや農業セクターの例で示したように、政策立案、実施という行政機能を見る場合、政策立案に関しては連邦政府がその権限と役割を担っている。制度上は非常に分権的ではあるが、政策立案に関してはその権限と責任は連邦政府に集中しており、その点では中央集権的な性格を持つ国家体制であるといえる。

(4) 地方交付金と州財政の独立性

州政府の歳入は州の自己歳入（税収、税外収入）と連邦政府からの地方交付金、援助機関からの援助資金²⁹、州政府セクター局の活動により得られる資金からなる³⁰（国際協力機構[2010:17]）。このうち、最も大きな割合を占めるのは連邦政府からの地方交付金（block grant）である。地方分権化がすすめられ、州以下の行政組織に行政官が配置、社会サービスが提供されるようになり、州政府歳出は自己歳入を大きく上回るようになった³¹。連邦政府はこの不足額を地方交付金として州政府に対し配賦することで垂直的財政調整を行っている（IMF[2005:24]）。

州へ配賦される地方交付金は特定のセクターやプログラムに紐づけされる性質のものではなく、用途は限定されない。地方交付金の財源は連邦政府予算と援助機関からの援助資金である。表 3－2－4 に示す通り、援助資金が地方交付金全体に占める割合は年度によって多少異なる（10%-40%）が（Khan et al. [2014:6]）、いずれにせよ地方交付金の大部分は連邦政府予算によって賄われて

いる。連邦政府は予算策定時に地方交付金予算上限を定め、各州への地方交付金額を、交付金算出公式を用いて決定する。この算出公式は年度毎に多少変動があるものの、基本的な3変数は人口、開発状況³²、自己歳入徴収実績³³である。しかし、人口が最も大きなウェイトを占め、自己歳入徴収実績が地方交付金額決定に及ぼす影響は限られており、当該制度が州における徴税努力を妨げる可能性があることが指摘されている（IMF[2005:28]）。

また、州政府に対する援助資金は連邦政府からの地方交付金額（次年度分）と相殺される（"offset"と呼ばれる）。よって、基本的には州政府は援助資金を連邦政府の干渉無しに予算に上乗せすることは出来ず、州の予算の少なからざる部分が連邦政府によってコントロールされていると言える。

現政権は、地方分権化の第2段階として州から郡への大幅な財政移管を2001/02 財政年度より開始している。郡への財政移管は当初はパイロット4州（ティグライ州、アムハラ州、オロミア州、南部諸民族州）から開始され、以後残り5州でも実施されている（IMF[2005:24]）。これを受けて、州では行政機構構造改革がはじまり、計画経済開発局と財政局を統合して、財務経済開発局が設立された。また、郡においても同様に財務経済開発局が新たに設立されている³⁴。

郡への大幅な財政移管がすすめられたことにより、現在では州から郡に対しても地方交付金が配分されている。州政府は地方交付金算出公式を定め、上に示した中央一州間の地方交付金と同様の変数により地方交付金の額を決定している。それぞれの行政主体の前年度の徴税能力は公式の変数に含まれるが、交付金額に作用する割合は極めて小さい³⁵。つまり、予算策定に関わる制度の中に徴税パフォーマンスを向上させる仕組みは明示的に組み込まれていない。州レベルにせよ、郡レベルにせよ、徴税を行う行政組織、行政官らは予算・租税に関わるシステムの中で自ら税の徴収実績を向上させるインセンティブを一義的には持ち得ないと考えられる。

このように、現政権では民族自治を掲げ、民族を基本とした分権的な行政制度が一定程度形成されたといえる。しかし州政府以下の下位行政組織は、連邦政府の定めた政策に従い政策実施を行っており、独立した行政組織として機能するのではなく、中央集権的な開発体制の一部として機能している。財政面を見ても、州財政は実質的に連邦政府によってコントロールされているといえる。

表 3－2－4 エチオピア政府予算にしめる地方交付金の割合

(2002/03-2009/10 年度)

	2002/ 03	2003/ 04	2004/ 05	2005/ 06	2006/ 07	2007/ 08	2008/ 09	2009/ 10
国家予算(*)に占める地方交付金の割合 (%)	27%	29%	25%	29%	30%	33%	33%	32%
州政府予算に占める地方交付金の割合 (%)	73%	66%	62%	67%	70%	68%	64%	69%

(*) 援助資金、外部貸付金は除く。

(連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/ 2011 年 10 月 2 日アクセス)

第 3 節 政治変動と開発主義体制

本節では現政権発足以降の政治変動についてエチオピア政治史に詳しい Vaughan の文献を手掛かりに概観する。

現政権における政治変動について Vaughan は 4 つのフェーズに分けて検討している。第 1 のフェーズは TPLF 発足から 1991 年の暫定政権発足まで、第 2 のフェーズは 1991 年から 2001 年、第 3 のフェーズは 2001 年から 2005 年まで、そして最後に 2005 年以降である (Vaughan [2011:620])。

(1) TPLF 主導の暫定政権発足

TPLF はその発足当初マルクス・レーニン主義に基づいた民族国家主義を掲げており、これは民主集中制と TPLF 支持者の政治的動員という毛沢東主義の概念を原則とするものであった。TPLF は公開討論、評価会合などを通じて農民の結集・動員に成功し、前政権の打倒に成功した (Vaughan [2011:620]、Vaughan and Tronvoll [2003:15])。TPLF は他の反政府勢力との共同戦線を発展させ、1989 年に政権奪取後の国家指導部となる EPRDF を形成している。EPRDF は民族国家戦線の統括組織であり、これにはエチオピア人民民主運動³⁶(Ethiopian People's Democratic Movement: EPDM)、オロモ人民民主機構(Oromo People's Democratic Organization: OPDO)、南部エチオピア人民民主戦線(Southern Ethiopia People's Democratic Front: SEPDF) が参加した。しかし発足当初から EPRDF 内の政治的権力は TPLF に掌握されていたとされる (International Crisis Group[2009:4])。

1991 年に EPRDF は暫定政権を発足させる。EPRDF は広範な政党に対し暫定政権への参加を促したが、都市エリート層に支持を受けていた政党³⁷については暫定政権から排除した (International Crisis Group[2009:4]、Young[1996:537])。

また暫定政権に参加していたオロモ解放戦線（Oromo Liberation Front: OLF）とTPLFは政治的に対立し、OLFは暫定政権から去ることとなる。1993年末には暫定政権はEPRDFとその他の政治的志向性を同じくする政党のみが参加する形となった（Keller[2005:104]）。暫定政権は多民族代表制（multi-ethnic representation）を主張し、これに対し異議を唱える政党については排除したのである。TPLFは「民族」を大衆動員のために必要な結束の最大単位と捉え、それぞれの「民族」言語で働きかければ大衆はより良く反応し、大衆動員が容易となると信じたのだとVaughanは述べている（Vaughan [2011:626]）。このTPLFの大衆動員の考え方にはエチオピアの多様性が反映されているといえよう。

このようにTPLF主導のもと暫定政権は形成され、「民族」の自由意思に基づく連邦国家が形成されることとなった。特定の民族によって支配されるような民族国家（nation state）としてのエチオピアからの脱構築をTPLFは主張したのである。AbbinkはTPLFがこのような政治体制を主張した部分的な背景として以下の2点を挙げている。第1にティグレは少数派民族であり、広大で多様な国家を統治するためには「民族連合（ethnic allies）」が必要であったこと、第2に民族の階層（ethnic hierarchies）を覆し、既存エリートを放逐し新たな政治体制を課すというTPLFの観念的な政党の方針である（Abbink[2011:597]）。

（2）「二重」国家体制

1994年には先に述べたように憲法を制定しエチオピア連邦民主共和国が誕生する。これにより9つの州国家が形成された。第2節（2）で示した通り新しい州国家の形成にあたり、TPLFは自党の政権基盤であり1989年から管理下に置くティグライ州をその原型とした。

この第2のフェーズにおいて、特に1994年以降現政権は新国家体制－民族に基づく分権的な国家－の確立を目指したわけであるが、実際には"dual system"であったとされる（Vaughan [2011:620]）。1995年に連邦政府が発足するまで連邦政府のセクター省庁は州の関係省庁に対し技術支援を行い、各州のEPRDF連絡事務所にはTPLF党員が配置され州政府の監視を行った。この監視はEPRDFが第一党でない州に対しても行われ、EPRDFへの参加、協力を促進した。TPLFの州政府に対する関与は本来政党の管轄外である分野にも及んだのだという。1995年以降は、この特殊な構造における政党の役割は軽減されたが、首相府の地方政務局（Regional Affairs Department）によって、より「周辺的」な州国家への「支援」は継続された。2001年まで地方政務局はTRLFの上級党員を「技術アドバイザー」として州都へ派遣し、彼らは州内の人事に強い影響を持っていたとされる³⁸（Aalen[2002:29-30]、Vaughan [2011:628]）。

このような"dual system"に変化を与えたのは1998年に起こった隣国エリトリアとの紛争とそれに関連するTPLF内部の分裂である。この紛争において、多くの民兵が動員され、EPRDF、とりわけTPLFは主導的役割を果たした。統帥権を持ち戦闘を指揮したのは3名のTPLF党員であったが、彼らは政府内での公的な地位を持たなかった。しかしこの紛争において兵站が首都から遠く離れたティグライに構えられていたことから、ティグライは第2の政策決定拠点となった。この変化はTPLF内部(TPLF中央委員会)に「反体制派」を生じさせた。「反体制派」は、メレスが「ティグライ民族主義」を弱体化させていると批判した(International Crisis Group[2009:6])。その結果、2001年3月に12名の党幹部が首相メレスに反旗を翻し、メレスによって粛清される事態となった。またVaughanはTPLF内部のみならず、EPRDFを構成する他政党OPDOやSEPDFの特定の指導者たちからの首相メレスと主要幹部たちに対する抵抗があり、オロミア州や南部諸民族州においても民族主義への高まりがあったことを指摘している(Vaughan [2011:629])。

この事案が契機となり、現政権発足以降"dual system"であった国家運営体制は廃され、集権的な党一国家体制構築が強化されることとなった。メレスはTPLFの反乱分子を政治の表舞台から排除し、側近については監視下に置いて、党内における自身の首相・党首としての立場を担保した。また、TPLF主導の「非公式」な国家運営システムの廃止には、他地域政党から発せられるTPLFへの不満をかわすメレスの意図があったと考えられる。

(3) 政党主導型開発主義国家体制への移行

2001年以降、現政権は"dual system"の一端であった党による政治・行政の体制を国家体制の中に組み込んでいった。それまで行ってきた州政府に対する非公式な「政党アドバイザー」型支援は新たに設立された省庁(地方開発連邦省: Ministry of Rural Development, Federal Affairs)にその機能が移され、政治的主導権はEPRDF党本部から、内閣府に移った(Vaughan [2011:629])。

またEPRDFが主張する「革命民主主義(revolutionary democracy)」の拡大が国家の能力開発プログラムを通じて行われた。この「革命民主主義」はプロレタリア民主主義の流れをくむものである(Vaughan [2011:622])。具体的には、能力開発省(Ministry of Capacity Building)と州政府の能力開発局が中心となりミーティングやトレーニングを実施し「革命民主的政策」の優越についての合意形成が試みられた(Vaughan [2011:630])。

農民に対しより直接的に働きかける仕組み作りも開始された。デルグ政権期に形成されたケベレの下位に50世帯単位と10-15世帯単位のグループが形成さ

れた。これらの組織形成はティグライ州、アムハラ州で先行し、オロミア州では緩慢な形成がみられたという（Vaughan [2011:631]）。

このように、2001年から2005年までは、TPLF/EPRDF主導で形成されていた「非公式」な国家運営システムを国家体制に組み込んでいく動きが見られたといえる。

(4) 「2010年体制」へ

上に述べた第3のフェーズと第4のフェーズの転換期となるのは2005年の総選挙である。この選挙時の騒擾において200名を超える一般市民が死亡し、3万人が逮捕されるという事態が生じた。

ここで2005年までに行われたエチオピアでの選挙を振り返っておく。現政権発足以降、エチオピアでは1995年以降5年毎に総選挙が実施されている。また、1992年には暫定政権期ではあるが地方選挙が行われている。

1992年に実施された地方選挙を野党はボイコットし、一番の対抗勢力と見られていた政党（OLF）は選挙戦からの撤退を余儀なくされた。その結果、EPRDFを構成する政党やそれに同調する政党が優勢な地方議会が形成された（Merera Gudina [2011:668]）。1995年に実施された第1回総選挙では、EPRDFは連邦議会の90%以上の議席を獲得したが、本選挙における野党の参加は殆ど無かった。しかしこの時期に実施されたアデリス・アベバ大学の調査によると首都アデリス・アベバやオロミア州、南部諸民族州において選挙の公平性に関する不満が生じていたことが確認されている（Merera Gudina [2011:669]）。続く2000年の総選挙において、野党が選挙に参加する中でEPRDFとその協力政党は90%以上の議席を確保している。野党³⁹は2%ほどの議席を獲得した⁴⁰。TPLF議員はEPRDF全体の議員数からみると少数であるが、政府内の重要な地位はTPLF議員によって占められていたという（Merera Gudina [2011:670]）。

このように2005年の総選挙以前のEPRDFは「民衆の支持」を受け選挙を勝ち抜き、「革命民主主義」国家を形成しようとし、それを実現させてきたと捉えても良いであろう。

しかし、2005年の第3回総選挙においては野党である統一民主連合（Coalition for Unity and Democracy: CUD）が大きく躍進し、連邦議会の30%以上の議席を獲得した（表3-3-1参照）。また同時に実施された地方選挙では、首都アデリス・アベバ市議会の138議席中137議席を野党CUDが獲得したほか、アムハラ州議会で294議席中106議席を獲得するなど地方議会選挙でも大きな躍進を見せた。一方で、この選挙では野党候補者の候補者登録や選挙人登録において著しい妨害があった。また開票数が半数に満たない中、与党が勝利宣言をす

るなど選挙の実施と選挙結果の公正さに多くの疑問がもたれた。この勝利宣言に対し野党は国家選挙委員会の改革を申し入れ、選挙後に学生を中心とした抗議活動が起こり、野党支持者がこれに加わるデモが発生し、政府による鎮圧が行われた (Merera Gudina [2011:671])。そして 200 名を越える一般市民が死亡し、3 万人が逮捕されるという事態が生じた (Human Rights Watch [2009:10])。

この 2005 年の野党の躍進を支えたのは、アムハラとグラゲの都市部中流階級層であった。教育を受けたアムハラの都市部エリート層は過去の既得権益を懐古し、また近代エチオピアにおいてアムハラの政治支配を経済面で支える商人集団を形成していたグラゲ (西[2009:84]) も商業的な既得権益を喪失したと感じていた。彼らは EPRDF のパトロネイジ・ネットワークに組み込まれておらず、選挙を通じて不満を表したのだという。CUD の支持者はキリスト教徒であり、イスラム教徒が多数を占めるソマリ州やアフール州では CUD の躍進は見られなかった (Arriola [2008:134])。

2005 年の選挙結果は与党 EPRDF にとって予想に反する事態であったため、自己の権力を維持する手段を積極的に 2005 年から 2010 年の間に講じている。いくつかの例を挙げると、国会における議題提出に関する規定の改正による野党による議題提出の阻止、ケベレ、ケベレの下位に新たに形成されたサブ・ケベレにおけるミーティングを通じての与党支持者の動員などである (Merera Gudina [2011:672-3])。

2005 年後半から 2006 年にかけてエチオピア全土のローカルレベルでミーティングが開かれ、EPRDF は民衆の信用を回復するため、過去の過ちに対する許しを請うたとされる。アムハラ州は新たにコミュニティ・オピニオン・リーダー (与党 EPRDF に取り込まれた長老らも含む) の役割と権限を強化することとし、土地登記プログラムの成功はこの方針に対する自信を強めたという (土地登記プログラムについては次章にて詳しく述べる)。南部地域においては政党の討論で連邦制の利点が繰り返し議論された (Vaughan [2011:633])。

こういった積極的な政治動員活動が行われた結果、EPRDF 党員は急増し、2005 年には 76 万人であったものが、2008 年には 4 百万人、2010 年には 5 百万人と大きく増加した。高等教育を受けた者も集中的に党員となるような活動がなされた (大学での集中討論ミーティングの実施など)。

上記のような与党活動が 2005 年から 2010 年まで行われた結果、2010 年の総選挙では再び与党とその協力政党によって連邦議会の 99.6% の議席が占められることとなった。また、地方選挙ではすべての州で与党又はその協力政党がほぼ全議席を獲得し、第 1 党となった (詳細については表 3-3-2、表 3-3-3 参照)。

Vaughan はエチオピアの政治文化は階梯的 (hierarchical) かつ階層的 (stratified) でありなおかつ競争的 (competitive) であり分極化 (polarized) していると述べている。そしてエチオピアには 1974 年以降、共和政治の文化は存在しないのだと断じている (Vaughan [2011:621])。しかし、現政権の独裁的な開発主義にむかう動きは現政権発足から徐々に強められたと言えるだろう。そして 2005 年選挙を機により一層強化された。西は 2005 年選挙をきっかけに政府がメディアや NGO の活動に規制を課している点を指摘し、この 2010 年以降の「EPRDF 政権によって確立された独裁的な開発体制」を「2010 年体制」と称し、「政党政治は事実上の一党制 (one-party system) となっており、野党や市民社会は法的な制約を含む様々な手段で、政治的な意思決定のアリーナから締め出されている」と述べる (西[2014:34])。

Vaughan はこのような権威主義体制を強化しつつ保持する現代エチオピアの政治文化の在り方について、先に示したようなレーニン主義の影響に加え、アムハラやティグレに代表される北部文化の影響を指摘する (Vaughan [2011:621])。これは国家 (政府) の権威に神の権威を投影させるものである。いくつかの具体的事例を挙げると、Teferi Abate は 1990 年代後半に実施したアムハラ州の農村での調査結果から、住民らは、国家を生来自己より高い存在であるとの認識を持ち続けており、また地方行政官を国家と自己の間の空間を橋渡しする存在として、その正当性を捉えていると指摘する。そして信じがたいことに、超越した支配層の役割は神との関係を調整するものだと捉えられている、と述べている (Teferi Abate [2004:626-627])。Lefort も同様に、アムハラ州ノース・ショア県での調査結果から多くの農民が「神」と政府は同様のものと捉えていることが確認されたと述べている (Lefort [2010:253-258])。

これはおそらく、エチオピア北部を起源とする帝国がエチオピア正教と深いつながりを保ち、その権威を教会によって承認されてきたこととは無関係では無いだろう。

こういった北部地域の権威主義的な政治文化は他の地域へ拡大していると Vaughan は指摘している。とはいえ、古くからエチオピアの帝国に組み込まれ、エチオピア正教徒が大半を占める北部地域では、19 世紀後半にエチオピア帝国に組み込まれ、エチオピア正教徒の割合が少ない南部地域⁴¹とでは、「国家」や「税」への意識が異なる可能性があるかと推察される。

(5) 現政権と開発主義体制

デルグ政権崩壊後、現政権は 1991 年に制定した暫定憲法において複数政党制民主主義をとることが決定された。そして 1995 年に制定した憲法において、改めて民族に基づいた連邦共和制を採ることを定めた。過去 4 回実施された総選挙の結果とその過程を振り返ると、現政権は、第 2 回（2000 年）総選挙以前は憲法に掲げられた理想を形式的にも実質的にも達成しようとしていたと見られる。しかし、その理想の実現は第 3 回（2005 年）総選挙の結果によって打ち砕かれた。現政権にとって最も優先すべきは実質的な複数政党制に基づく連邦共和制ではなく、“mass associations”を通じた集権的な国家権力の維持であった。つまり、自己の権力の維持を脅かさない範囲においては、民主的な制度を重んじ、その選択肢を国民に提示するが、その範囲を超えた場合には国家権力の維持が優先される。

現政権は「民族に根ざした」連邦共和制を採ることにより、自己の権力を維持するに足る“mass associations”への動員が（それぞれの民族を通じて）より円滑に実現されると政権発足当初は捉えていたと考えられる（Vaughan [2011:626]）。しかし、エチオピア・エリトリア紛争に端を発した TPLF の内部分裂、民族連邦制により既得権益から排除されたアムハラ・グラゲの不满、国家開発戦略から長らく退けられていた都市住民の不满⁴²は、第 3 回（2005 年）「野党参加」の複数政党制選挙結果に反映され、その結果、現政権はより独裁的な（事実上の一党制の）開発主義体制を確立するに至ったのである。この開発体制においては、連邦議会から州議会、末端のケベレに至るまで与党 EPRDF が支配し、行政機関の主要ポストも与党 EPRDF 党員で占められ、政治と行政は一体化している。このような開発主義体制のもと、政府つまり EPRDF の強力なリーダーシップによって国家開発が進められ、貧困削減、ナショナルミニマムの達成が目指されているといえる。

表 3 - 3 - 1 2005 年連邦議会選挙結果

政党名	属性	議席数	
Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front (EPRDF)	与党	327	59.9%
Coalition for Unity and Democracy (CUD)	野党	109	20.0%
United Ethiopian Democratic Forces (UEDF)	野党	52	9.5%
Oromo Federalist Democratic Movement (OFDM)	野党	11	2.0%
Benishangul-Gumuz People's Democratic Unity Front (BGPDUF)	与党協力政党 ⁴³	8	1.5%
Afar National Democratic Party (ANDP)	与党協力政党	8	1.5%
Gambela People's Democratic Movement (GPDM)	与党協力政党	3	0.5%
Sheko and Mezenger People's Democratic Unity Organization (SMPDUO)	野党	1	0.2%
Harari National League (HNL)	与党協力政党	1	0.2%
Somali People's Democratic Party (SPDP)	与党協力政党	23	4.2%
Argobba National Democratic Organization (ANDO)	与党協力政党	1	0.2%
無所属		1	0.2%
空席		1	0.2%
		546	100.0%

(Asnake Kefale[2011:700]Table2 より筆者作成)

表 3 - 3 - 2 2010 年連邦議会選挙結果

政党名	属性	議席数	
Ethiopian People's Revolutionary Democratic Front (EPRDF)	与党	499	91.2%
Somali People's Democratic Party (SPDP)	与党協力政党	24	4.4%
Benishangul Gumuz Peoples Democratic Party (BGPDP)	与党協力政党	9	1.6%
Afar National Democratic Party (ANDP)	与党協力政党	8	1.5%
Gambela People's Unity Democratic Movement (GPUDM)	与党協力政党	3	0.5%
Harari National League (HNL)	与党協力政党	1	0.2%
Argoba People Democratic Organization (APDO)	与党協力政党	1	0.2%
Ethiopian Federal Democratic Unity Forum (Medrek)	野党	1	0.2%
Independent	無所属	1	0.2%
		547	100.0%

(国家選挙委員会ウェブサイト情報より筆者作成 (2015 年 4 月 30 日アクセス)
<http://www.electionethiopia.org/en/announcement/249-a-summary-of-final-results-of-the-2010-general-election-.html>)

表 3 - 3 - 3 2010 年州議会選挙結果

州	総議席	政党名	属性	獲得議席数	
ティグライ	152	The Tigray People's Liberation Front (TPLF-EPRDF)	与党	152	100.0%
アフール	96	The Afar National Democratic Party (ANDP)	与党協力 政党	93	96.9%
		The Argoba People's Democratic Organization (APDO)	与党協力 政党	3	3.1%
アムハラ	294	The Amhara National Democratic Movement (ANDM-EPRDF)	与党	294	100.0%
オロミア	537	The Oromo People's Democratic Organization (OPDO/EPRDF)	与党	537	100.0%
ソマリ	186	The Somali People's Democratic Party (SPDP)	与党協力 政党	186	100.0%
ベニシャン グ・グムズ	99	The Benishangul Gumuz People's Democratic Party (BGPDP)	与党協力 政党	98	99.0%
		The All Ethiopian Unity Organization (AEUO)	-	1	1.0%
南部諸民族州	348	The Southern Ethiopian People's Democratic Movement (SEPDM-EPRDF)	与党	348	100.0%
ガンベラ	156	The Gambela People's Unity Democratic Movement (GPUDEM)	与党協力 政党	156	100.0%
ハラール	36	The Oromo People's Democratic Organization (OPDO/EPRDF)	与党協力 政党	18	50.0%
		The Harari National League (HNL)	与党協力 政党	18	50.0%

(国家選挙委員会ウェブサイト情報より筆者作成 (2015 年 4 月 30 日アクセス)
<http://www.electionethiopia.org/en/announcement/248-a-summary-of-final-results-of-the-2010-general-election.html>)

第 4 節 地方分権化－公共財政と社会経済発展状況

現政権は発足以降、地方分権、地方自治を制度上原則とする統治体制をとり、州政府には独立した予算制度を認め、行財政制度を整備し、国家開発をすすめてきた。

本節では、エチオピア現政権における公共財政の在り方と社会経済発展状況について概観する。まず、第 1 項では、現政権ですすめられる地方分権の在り方について公共財政を通じて検討し、州・郡といった下位行政組織がどのような資源配分状況で行政任務を実施しているかを確認する。続く第 2 項では、現政権の権威主義的な開発主義体制下で社会経済状況にどのような変化（発展）があったのか、特に全人口の約 8 割が経済活動を行う農業部門の発展状況を確認し、経済発展状況と農村の貧困状況についても検討を行うこととする。そしてこれらの点について考察する際には、州間の差異が生じているかどうかにつ

いても併せて考察することとする。

上記の検討を行った上で、続く第4章で本研究のケーススタディで取り上げる2州の徴税能力についての検討を進めていくこととする。

第1項 公共財政

本項では、現政権における公共財政の在り方について整理し、地方分権体制下においてそれぞれの行政主体間でどのような資源配分がなされているかを考察する。

州政府の財政の独立性は保たれておらず、州財政は連邦政府により多くの部分がコントロールされている点は第2節で既に指摘したとおりだが、本項ではより詳細に連邦－州間、また州－郡間の資源配分状況について考察し、州、郡といった地方行政組織の財政の独立性について確認する。その上で、州によって財政の独立性や予算配分の効率性に差異が生じていないかを考察する。

仮に州によって財政の独立性が異なるとすれば、経済構造や経済規模によって規定される税基盤や、行政の徴税意欲が州毎に異なる可能性が示されるであろう。また、州によって予算配分状況が異なるとすれば、行政の効率性が州間で異なる可能性を示唆しているといえる。

(1) 公共財政－連邦政府と州政府－

図3－4－1は1997/98財政年度から2009/10財政年度までの政府歳出を時系列で示したものである。連邦政府の歳出は1999/2000年をピークにその後は減少傾向にあり、2001/02年以降は予算全体の50%にとどまっている。特に連邦政府の経常支出は1999/2000年以降急速に減少し、1999/2000年には60%を超えていたものが、2009/10年には20%以下となっている。これは、2001年以降の郡への大幅な財政移管により、郡行政における行政官配置が求められるようになったこと、また、業務の効率化・最適化を目指した行政改革(Business Process Reengineering: BPR)⁴⁴による人員削減等が関係していると想定される。逆に州政府の経常支出は1999/2000年から増加していることが分かる。その一方で開発予算は殆ど増加せず、引き続き低いレベルに留まっている。2006/07年以降は僅かずつではあるが上昇傾向にはあるものの、その増加率は連邦政府開発支出の増加率よりは低い。地方分権化をうたいつつも、開発予算のほとんどは連邦政府が握り、大規模開発プロジェクトは連邦政府が実施するという体制は現政権発足以降変わらず、開発予算の側面では、依然として中央集権的な傾向が残存しているといえる。

人口一人当たりの政府支出を1998/1999年と2009/10年で比較すると、政府

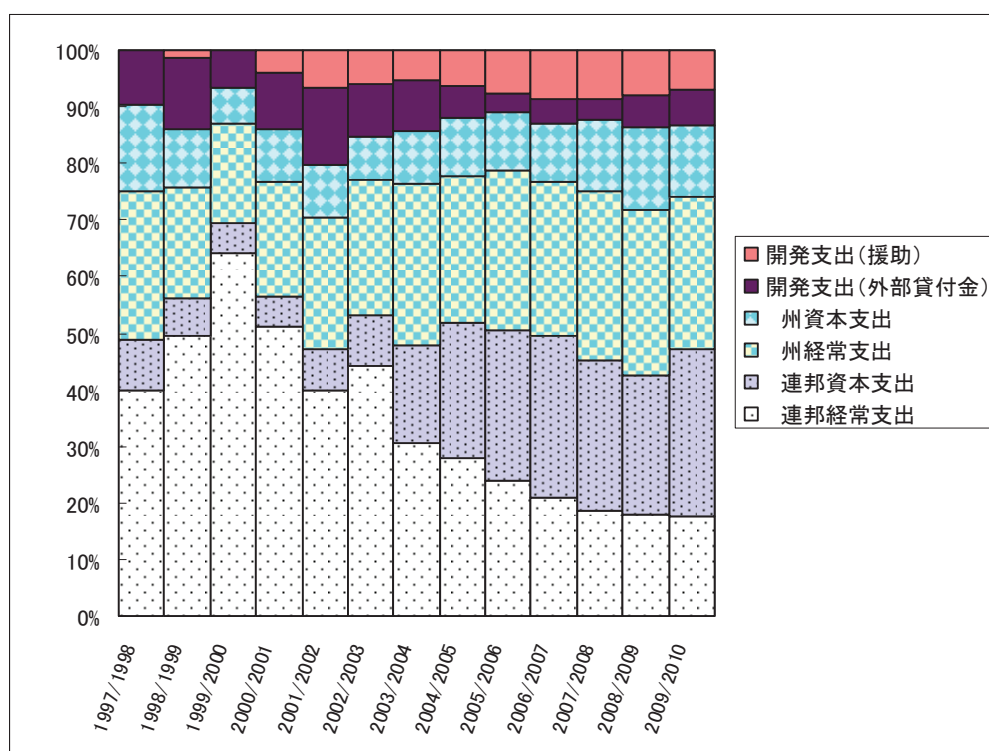
総歳出額（連邦政府、州政府合計）は 208%、州政府総歳出は 275%と大幅に増加した。しかし、州財政の連邦政府からの地方交付金への依存度はほとんど変わらず、1998/1999 年は 34%、2009/10 年では 35%である。

表 3－4－1 人口一人当たり政府支出（1998/99 年、2009/10 年度）

	1998/99 年	2009/10 年
1 人当たり政府総歳出額（USD）	34.14	71.21
1 人当たり連邦政府総歳出（USD）	19.12	33.54
1 人当たり州政府総歳出（USD）	10.26	28.29
州政府自己歳入比率（%）	34%	35%

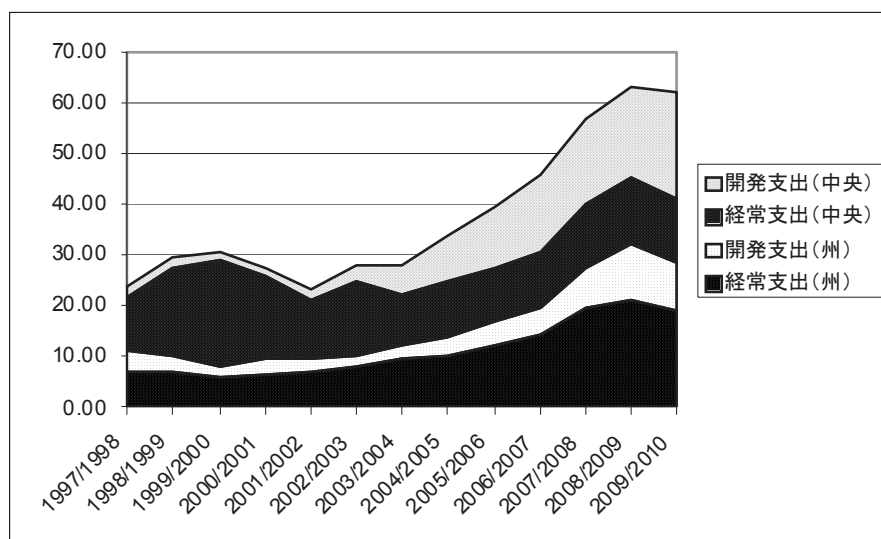
（連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/ 2011 年 10 月 2 日アクセス）

図 3－4－1 政府歳出の時系列変化①（1997/1998-2009/10 年度）



（連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/ 2011 年 10 月 2 日アクセス）

図 3 - 4 - 2 政府歳出の時系列変化②（1997/1998-2009/10 年度）



（連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/ 2011 年 10 月 2 日アクセス）

(2) 州政府の財政の独立性

このように、州財政の多くの部分は地方交付金に依存しており、財政の独立性は達成されていないが、その状況は州によって違いがある。表 3 - 4 - 2 に 2009/10 財政年度のエチオピアの州・都市の自主財源比率と人口一人当たりの自己歳入額を示した。首都であるアディス・アベバの自主財源比率は 100%、都市であるディレダワも同様に高く 40%を示す。州で最も高い自主財源比率を示すのはティグライ州で 38%、最も低い州はアフール州であり 10%と 30%近くの差がある。また、人口一人当たりの自己歳入額を見るとやはりティグライ州が最も高く 188.3 ブル、ソマリ州が最も低く 46.9 ブルとなり、この指標では、ソマリ州はティグライ州の 4 分の 1 程度しか自己歳入を上げられていないことになる。

このような違いは郡の自己歳入においても同様に存在する。ここで郡への財政移管が他州に先行して行われた 3 州⁴⁵（ティグライ州、アムハラ州、オロミア州）を選択して郡行政における自己財源比率を比較する。なお、これらの 3 州の人口はエチオピアの人口の約 66%を占める。表 3 - 4 - 3 は 2006/07 年から 2009/10 年までの 3 州の郡行政における自主財源比率を示している。ティグライ州の郡がいずれの財政年度においても最も高い自主財源比率を示し、特に 2008/09 年以降は他 2 州の倍近くの自主財源を獲得していることが分かる。

表 3－4－2 州・都市の自主財源比率（2009/10 年）

	ティ グ ラ イ	ア ム ハ ラ	オ ロ ミ ア	ア フ ア ー ル	ソ マ リ	グ ベ ル ニ ズ ・ シ グ ヤ ム ン	南 部 州 諸 民 族	ガ ン ベ ラ	ハ ラ ー ル	ア デ ベ イ バ ス ・	デ イ レ ダ ワ
自己歳入が 州歳出に占 める割合	38%	19%	22%	10%	11%	16%	19%	13%	20%	100%	41%
人口一人当 たりの州自 己歳入額 (ブル ⁴⁶)	188.3	59.7	65.4	52.8	46.9	107.9	62.8	148.9	237.9	1713.1	409.0

（連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/
2011 年 10 月 2 日アクセス）

表 3－4－3 郡行政における自主財源比率（2006/07、2008/09、2009/10 年度）

	2006/07	2008/09	2009/10
ティグライ	27.4%	44.4%	46.5%
アムハラ	18.8%	23.9%	20.5%
オロミア	20.5%	20.6%	25.2%

（連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/
2011 年 10 月 2 日アクセス）

(3) 州政府の予算配分状況

続いて、州においてどのように予算が配分されているかについて触れる。表 3－4－4 は 3 州（ティグライ州、アムハラ州、オロミア州）において、郡、州部局、州全体の経常予算が予算全体に占める割合を示したものである。すでに示したように、州行政ではその多くが経常予算に配分されており、開発予算への配分は極めて限られたものである。しかし郡レベルの経常予算が予算全体に占める割合を比較すると、オロミア州は継続してその割合が 3 州の中で最も高く、なおかつ経常予算の中で給与が占める割合も最も高い。経常予算のうち、給与を除く予算は行政上の業務活動費として配分されるものであるが、オロミア州の郡行政においては、運用コストは経常予算全体の 9%－17%程度しか配分されていない。運用コストには、郡における政策実施や下位行政組織（ケベレ）の管理において必要な交通費等の雑費が含まれるが 2006/07、2007/08 年のオロミア州の運用コストが経常予算に占める割合 9%という値は他州と比較して非常に低く効率的な予算配分であるかという点には疑問が残る。

表 3 - 4 - 4 州行政において経常予算が全体予算に占める割合
(2006/07-2009/10 年度)

	2006/07						2007/08						2008/09						2009/10					
	郡		州部局		州合計		郡		州部局		州合計		郡		州部局		州合計		郡		州部局		州合計	
	うち給与		うち給与				うち給与		うち給与				うち給与		うち給与				うち給与		うち給与			
ティグライ	89%	82%	80%	52%	86%	93%	85%	60%	50%	78%	88%	78%	64%	56%	80%	72%	79%	72%	50%	72%				
アムハラ	94%	80%	84%	50%	91%	83%	82%	68%	65%	79%	88%	75%	74%	53%	84%	73%	80%	73%	55%	73%				
オロミア	96%	91%	62%	71%	82%	95%	91%	64%	56%	81%	91%	83%	60%	42%	80%	76%	83%	76%	42%	76%				

(連邦財務経済開発省ウェブサイトの情報から筆者作成。www.mofed.gov.et/
2011 年 10 月 2 日アクセス)

ここまでみてきたように、現政権は地方分権化、地方自治をすすめ、州政府の独立した税源、予算は憲法で保障されている。しかし、州政府の財政需要は独自歳入を大きく超過しており、大きく連邦政府からの地方交付金に依存し、財政の独立性は保たれていない。また州予算の多くは経常予算、特に人件費に割かれおり、独自の開発プロジェクトを行う余地は殆ど無い。第2節では州政府以下の下位行政組織は連邦政府の定めた政策に従い政策実施を行い、独立した行政組織として機能するのではなく、中央集権的な開発体制の一部として機能していると指摘したが、公共財政の観点から州以下の開発政策を見てもその点が確認されたと言える。

また、州政府の自主財源比率は州間で大きく異なり、これは州政府の課税力が一様でないことを示す。また、州政府の予算配分状況にも州政府間での差異が生じており、効率的な予算配分の在り方にも違いが生じていると考えられる。

第2項 社会経済発展状況

本項では、社会経済発展状況についての考察を行う。

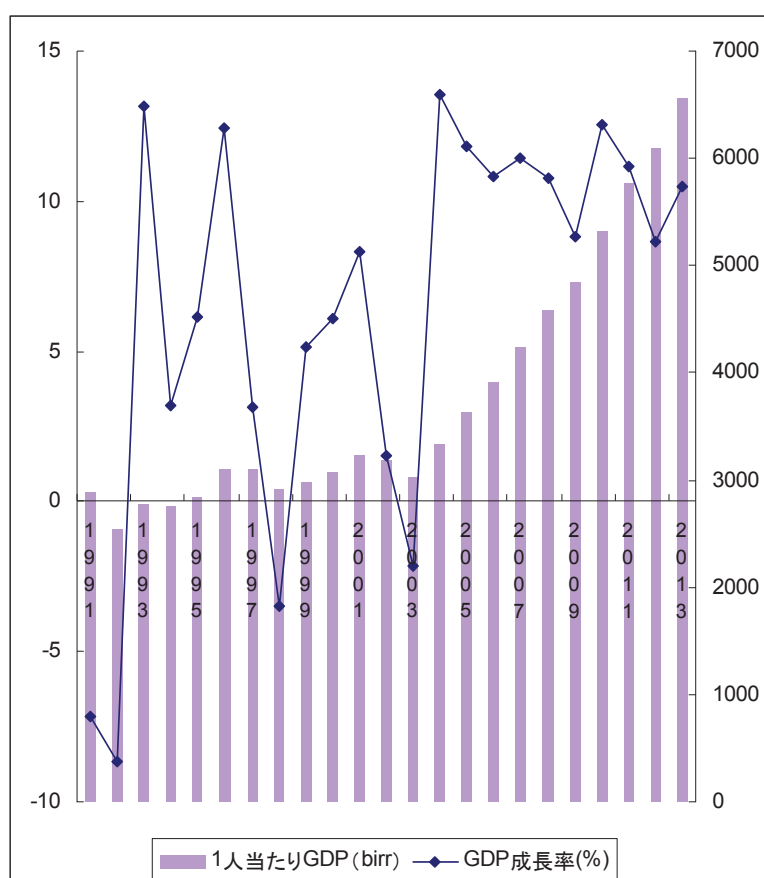
まず、現政権の開発主義体制下において、社会経済状況にどのような変化(発展)が見られたのかについて概観する。次に全人口の8割が経済活動を行い、本研究で取りあげる土地課税と深く関連する農業セクターを取り上げ、その発展状況について考察する。続いて州レベルの経済構造、農業セクターの労働生産性、そして農村の貧困状況について考察し、現代エチオピアにおける農民が置かれている状況について検討する。

(1) マクロ経済、社会開発指標

図3-4-3は1991年から2013年までの経済成長率と一人当たりの実質GDP(現地通貨ブル(birr))を示したものである。また、表3-4-5には1991

年からの5年毎の平均経済成長率を示した。これらの図表から示されるように、現政権発足後1991年から2000年までは、マイナス成長も見られ、経済成長率は低い水準で停滞し、一人当たりGDPは横ばい状態である。2000年以降は2003年の干ばつによる例外はあるけれども比較的順調な経済成長を記録している。特に2005年以降は平均成長率が10%を超え、これはアフリカのみならず、世界でもトップクラスの急速な成長であった。2007年以降エチオピアは、経済成長に伴う食糧需要増大による食料価格の上昇と世界的な物価高騰により高い物価上昇率に苦しんだ⁴⁷。このような負のショックがあったにもかかわらず、高い経済成長を記録し、国民の生活水準も大きく改善されている(IMF[2013:4]⁴⁸)。表3-4-6に示す通り、貧困率は1995年の61%から2012年には31%へと大幅に改善した。その他、教育、保健の指標においても大幅な改善がみられる。とはいえ、15歳以上成人の識字率は男性で41%、女性で29%と依然として非常に低いといえる。

図3-4-3 GDP成長率と一人当たり実質GDP（1991-2013年）⁴⁹



(World Development Indicators より筆者作成。<http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=world-development-indicators> 2015年7月1日アクセス)

表 3－4－5 5 年毎の平均経済成長率（1991-2010 年）

1991-1995	1996-2000	2001-2005	2006-2010
1.00%	4.54%	6.44%	10.88

（World Development Indicators より筆者作成。<http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=world-development-indicators> 2015 年 7 月 1 日アクセス）

表 3－4－6 生活水準の改善状況（1990－2012 年）

	1990	1995(*)	2000	2005	2012
貧困率（%）		61	56	39	31
識字率（女性、15-24 歳、%）		28		33	
識字率（男性、15-24 歳、%）		39		56	
識字率（女性、15 歳以上、%）		18		29	
識字率（男性、15 歳以上、%）		35		41	
初等教育修正済純就学率	29	22	40	61	
乳児死亡率（1000 人当り）	121	106	146	110	68
妊産婦死亡率（10 万人当り）	1,400	1,200	990	740	420

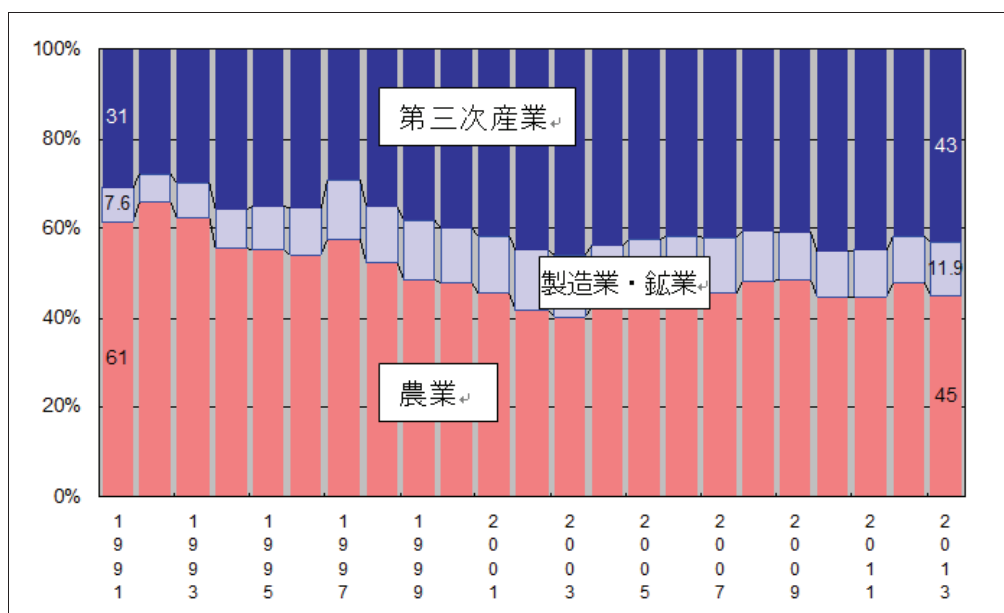
（World Development Indicators より筆者作成。<http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=world-development-indicators> 2015 年 7 月 1 日アクセス）。
 (*)15 歳以上成人の識字率については 1994 年のデータを用いている。

(2) 農業の発展状況

このように、マクロな経済指標、貧困・社会指標からは 2000 年以降の順調な経済成長、そして国民の生活水準の改善がみえるが、それでは、本研究で取り上げる現代エチオピアの農業課税（農地を対象とした土地課税）の納税者らが経済活動を行う農業セクターはどのような発展を遂げたのであろうか。エチオピアでは人口の約 8 割が農業に従事しているとされ（CSA[2012a:44]）、1170 万の小農が農業セクターにおける GDP の 95%を創出している。しかし、その 55%が 1 ヘクタール以下の耕作地で農業活動を行っており、厳しい環境に置かれているとされる⁵⁰（MoARD 2010:3）。

図 3－4－4 は 1991 年以降の各産業セクターが国家経済に占める割合を付加価値生産の対 GDP 比で示したものである。農業セクターはその割合を徐々に減少させ、1991 年には 61%であったものが、2013 年には 45%となっており、15%以上減少していることが分かる。代わりに第 3 次産業は 1991 年には 31%であったものが、2013 年には 43%とこちらは 12%増加している。このように、新政権発足後 20 年の間に農業セクターのエチオピアの国家経済における重要性は徐々に低下していったといえる。

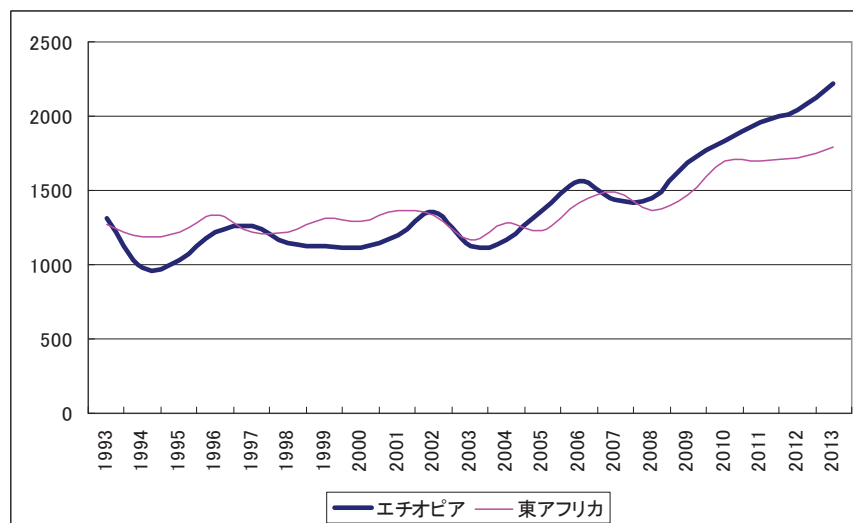
図 3 - 4 - 4 産業セクター毎の付加価値生産対 GDP 比（1991-2013 年）



（World Development Indicators より筆者作成。 <http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=world-development-indicators> 2015 年 7 月 1 日アクセス）

それでは、開発政策にも掲げられた農業、特に穀物の生産性の向上は見られたのかというと、図 3 - 4 - 5 に示す通り、2004 年ごろまでは天候不順の負のショックなどもあり、ほぼ横ばい状態であったが、2005 年以降は大幅に生産性を向上させ、東アフリカの平均値を上回る。穀物の生産量自体も増加している。表 3 - 4 - 7 は 1995 年から 2013 年までの穀物の生産量、土地生産性、耕地面積の平均増加率⁵¹を示したものであるが、2000 年代以降穀物生産は大幅に増加している。穀物生産量増加は土地生産性の向上により支えられており、穀物耕作地は 2001 年-2005 年を除き、顕著な増加は見られない。一人当たりの耕作面積は 2003 年ごろまで減少し続け⁵²、その後は僅かに増加しているが、2013 年時点での耕作面積は 1991 年時点の 80%になっている。図 3 - 4 - 7 に示す穀物の労働生産性の経年変化から分かるように、2000 年代半ばまで穀物の労働生産性は徐々に低下し続けた。農村人口の一人当たり耕作面積がわずかに上昇に転ずる 2005 年ごろからようやく労働生産性も増加し始めている。このように、農業セクターに従事する小農の置かれている状況は、2000 年代半ばまでその生活水準に殆ど変化が無かったといえる。

図 3 - 4 - 5 穀物の土地生産性 (Kg/ha) (1993-2013 年)



(FAOSTAT より筆者作成。http://faostat.fao.org/site/291/default.aspx 2015 年 7 月 3 日アクセス)

表 3 - 4 - 7 穀物の生産量、土地生産性、耕作面積の平均増加率
(1995-2013 年)

	1995-2000	2001-2005	2006-2010	2011-2013
穀物生産量	3.50%	9.72%	6.85%	8.53%
穀物の土地生産性	1.55%	4.05%	6.13%	6.54%
穀物耕作面積	1.92%	5.44%	0.69%	1.87%

(FAOSTAT より筆者作成。http://faostat.fao.org/site/291/default.aspx 2015 年 7 月 3 日アクセス)

図 3 - 4 - 6 1 人当たり耕作面積
(ha) (1991-2012 年)

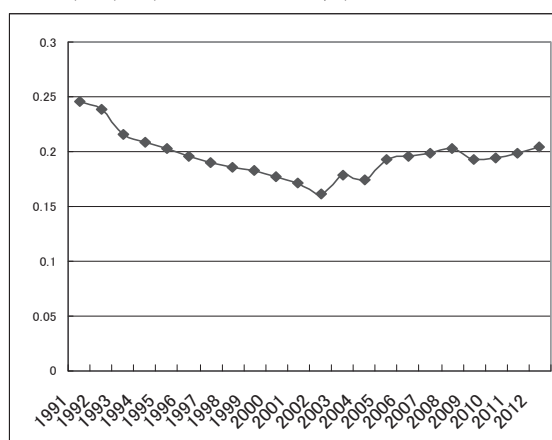
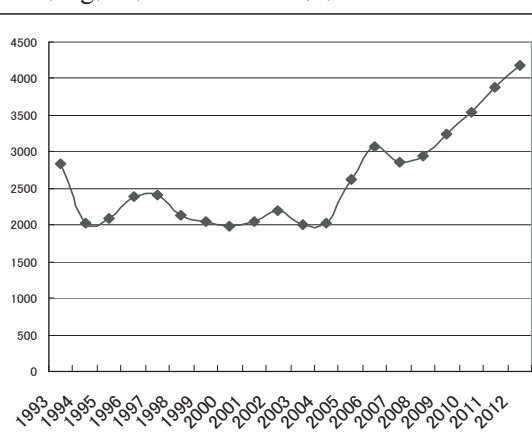


図 3 - 4 - 7 穀物の労働生産性
(Kg) (1993-2012 年)



(World Development Indicators, FAOSTAT より筆者作成。http://databank.worldbank.org/data/reports.aspx?source=world-development-indicators 2015 年 7 月 1 日アクセス。http://faostat.fao.org/site/291/default.aspx 2015 年 7 月 3 日アクセス)

(3) 州の経済構造と農業

以上を踏まえて、第 1 項と同様に 3 州（ティグライ州、アムハラ州、オロミア州）を選び、経済構造をみる。図 3-4-8 に示す通り、ティグライ州の農業セクターの付加価値生産が州経済に占める割合は最も低く、2005/06 年で 40.9%、2009/10 年で 38.7%である。その一方でオロミア州は最もその割合が高く、2005/06 年で 65%、2009/10 年で 66%でありわずかながら増加している。このようにオロミア州は GDP で見る限り、他 2 州と比較して農業セクターの重要性が高い。また、一人当たり州内 GDP を見ると、2009/10 年度では、ティグライ州、アムハラ州、オロミア州の順で高くなっている。ティグライ州は他 2 州と比較して製造業や第 3 次産業が発達しており、労働生産性の高いそれらセクターが州内 GDP を引き上げていると考えられる。

農業の労働生産性について確認するために、3 州における農業に従事する人々が全労働人口に占める割合について示す。2010/11 年のエチオピア中央統計局の調査（CSA[2012a:44]）によると、農業従事者が全労働人口に占める割合はティグライ州 77%、アムハラ州 85%、オロミア州 80%であり、住民の経済活動における農業の重要性は 3 州では大きくは変わらないといえる。よって、いずれの州においても農業セクターの付加価値生産が州経済に占める割合は農業従事者が全人口に占める割合より低く、農業セクターの労働生産性は他セクターと比較して著しく低いといえる。中でもティグライ州は他 2 州と比較してその格差が大きいといえる。

表 3-4-8

1 人当たり州内 GDP (birr)
(2005/06、2009/10 年)

	2005/06	2009/10
ティグライ	1,378	1,900
オロミア	1,089	1,408
アムハラ	1,038	1,435

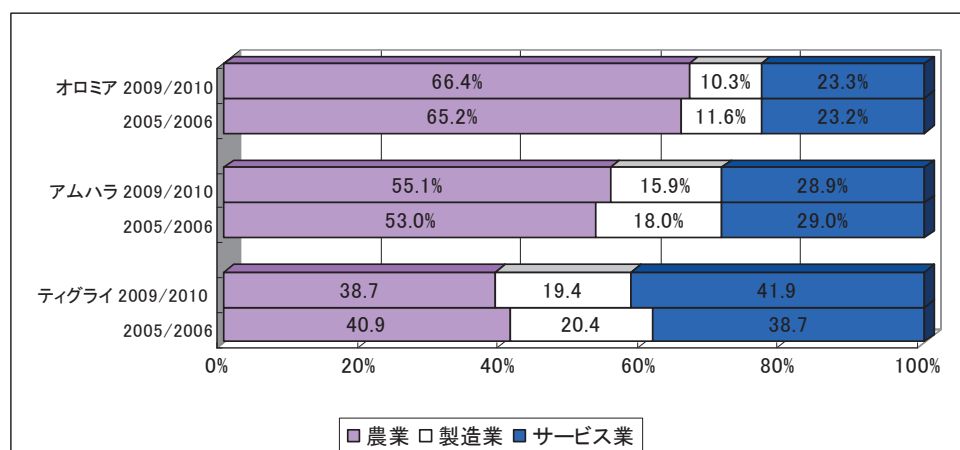
表 3-4-9

農業に従事する労働人口の割合 (%)
(2004/05、2010/11 年)

	2004/05	2010/11
ティグライ	78.6	77.0
オロミア	85.1	80.0
アムハラ	86.7	85.0

(CSA[2007a:40]、CSA[2012a:44]、ANRS[2013]、ANRS[n.d.]、ONRS[2011]、TNRs[2010]より筆者作成)

図 3－4－8 3 州の経済構造：産業セクター毎の付加価値生産
(対州内 GDP 比 (%）、2005/06、2009/10 年度)

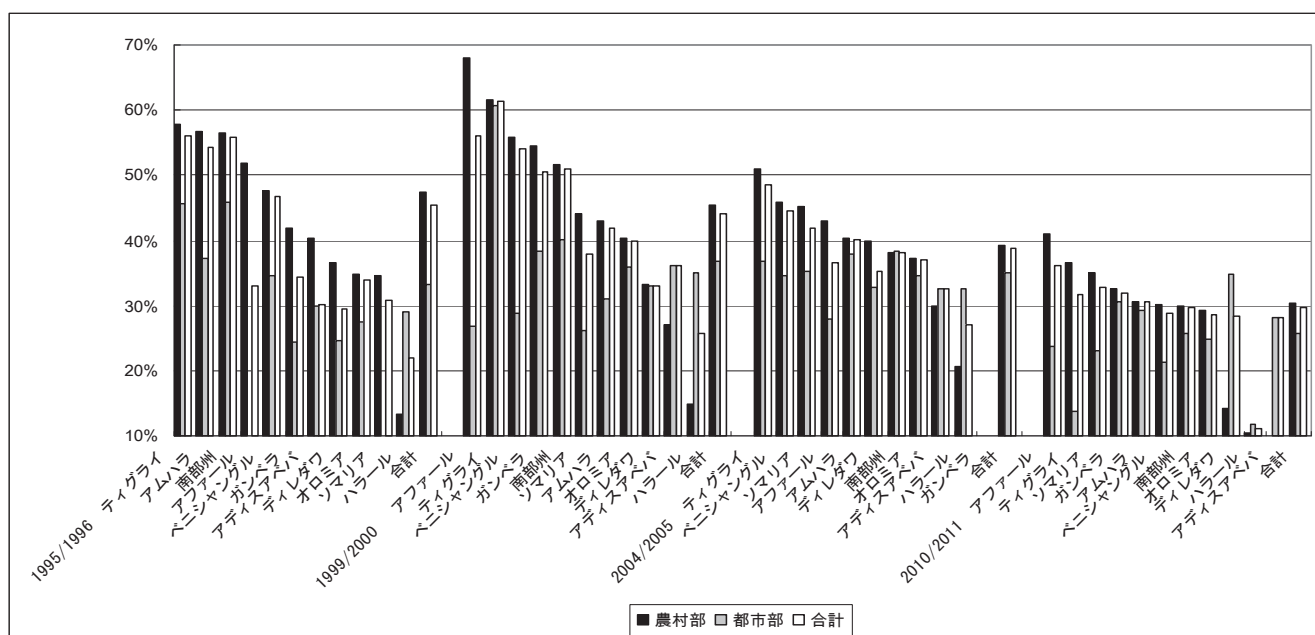


(ANRS[2013]、ANRS[n.d.]、ONRS[2011]、TNRs[2010]より筆者作成)

各州の貧困状況を 1995 年から 2010 年の期間で比較してみると、全体として貧困率は低下し続けており、これは既に示した通りである。図 3－4－9 は農村部の貧困率が高い州から低い州となるようにグラフが示されている。これを 3 州（ティグライ州、アムハラ州、オロミア州）で比較すると、どの時期においても、貧困率が最も高いのはティグライ州、次いでアムハラ州、最後にオロミア州となる。

上に示した経済指標で最も高い一人当たり州内 GDP を示しているのはティグライ州であるが、農村部の貧困率は図 3－4－9 が示すように 3 州の中で最も高い。また、ティグライ州の農業セクターの労働生産性が他 2 州と比較して相対的に低いことから推測されるようにティグライ州の貧困は主に農村部に見られるものであると言える。したがって、必ずしも州全体の経済状況と農村部での貧困状況とは直接の相関がみられないといえる。

図 3 - 4 - 9 州毎の貧困率 (%) (1995/96、1999/2000、2004/05、2010/11 年)



(MoFED[2012:11]⁵³より筆者作成)

既に述べたように、現政権発足後 10 年間経済は停滞したが、2000 年以降は順調に回復し 2005 年以降は高度経済成長を記録した。一人当たり所得、社会開発指標ともに大幅な改善が見られるようになった。その間、農業セクターが国家経済に占める割合は緩やかな低下を示している。現政権が開発政策の最優先課題として挙げた穀物の生産性向上については、2004 年ごろまで大きな改善が見られなかったが、2004 年以降は順調な上昇を示している。しかしその一方で耕作面積は減少傾向であり、穀物の労働生産性が向上したのは土地生産性が大きく改善した 2005 年以降からである。

このように、近年は比較的順調な経済状況がみられるが、州によってその状況（経済構造や一人当たり所得）には違いが生じている。しかし、いずれの州においても農業の労働生産性は他セクターと比較して著しく低く、小農は相対的により厳しい生活状況であるといえる。他方で、1 人当たり所得が 3 州で最も高いティグライ州では、農村部の貧困率が 3 州で最も高い。この逆説的な違いは、農業、農村の経済状況の比較は州経済全体の比較とは別に論じなければならないということを示しているといえる。

第 5 節 小括

本章では、EPRDF 政権下のエチオピアにおいて、土地課税をめぐる状況に大きく関係すると考えられる国家開発戦略、政治経済体制、行財政制度、社会経

済発展状況について概観した。

第1節では現政権発足以降の国家開発戦略、政治体制を概観した。現政権は「農業発展主導型工業化（ADLI）」という長期経済開発戦略を基本としてその戦略で包含する範囲を時間と共に変化させつつも、継続的に小農の生産性、収入向上は最優先課題として位置づけてきたこと、また小農は政府与党・EPRDF政権の支持基盤として想定されているが、彼らの役割はあくまでも受動的な政治的パートナーであることを示した。

次に第2節では、現政権が形成した分権的な行財政制度について概観した。ここで明らかにしたのは以下の点である。

現在のエチオピアの行財政制度は、法文上は高度に分権化されている。しかし、実際には州以下の下位行政組織は連邦政府の定めた政策に従い政策実施を担い、極めて中央集権的な国家システム（開発主義体制）の一部として機能している。加えて州財政は実質的に連邦政府によってコントロールされており、州政府の徴税能力が地方交付金額に与える影響は限られる。よって、現在の地方交付金制度を含む予算制度は州・郡行政における徴税へのインセンティブを一義的には高めないのである。第1章で戦争や脅威などに加え、海外援助や経済構造も徴税へのインセンティブに影響を与えるという点を指摘したが、現代エチオピアの地方財政においては、州財政が大きく連邦政府からの地方交付金に依存していること、そしてその依存が州以下の地方行政組織における徴税へのインセンティブに影響を与えていると考えられる。ただし、この状況については、州間で差異は無いと言える。

また上記の点に加えて、州以下の地方行財政制度の整備状況においてはティグライ州が他州に先行していたことを明らかにした。本章第2節（2）で示した通り TPLF は、地方行政組織を含めた新しい州国家形成においてティグライ州をその原型としたのだという。現政権における土地登記制度の整備状況においてもティグライ州は他州に先行しているのだが（次章にて詳述する）、これは上に示した TPLF が自身の政治基盤とするティグライ州で施行した政策をその原型としたことを裏付けるであろう。

続いて第3節では現政権発足以降の政治変動について概観した。ここでは、現政権が段階的に、政権与党主導型の開発主義体制を強化し続けてきたこと、そして 2005 年選挙を機に、その傾向はより強まり、2010 年選挙によって事実上の一党制による開発主義体制を確立したことを示した。つまり、現政権は国家の統一アジェンダを、形式的には分権化された地方行財政制度を通じて実現するという開発主義国家体制を敷いているといえる。また、現政権の権威主義体制が初期のアジェンダであったいわゆる革命民主主義だけではなく、アムハ

ラ・ティグレに代表されるエチオピア北部の政治文化から影響を受けている可能性についても言及した。そして、古くからエチオピアの帝国に組み込まれ、エチオピア正教徒が大半を占める北部地域と、19世紀後半にエチオピア帝国に組み込まれ、エチオピア正教徒の割合が少なくイスラム教徒が多く、帝国支配層にとっては異民族の住む南部地域とでは、「国家」や「税」への意識が異なる可能性があるという推論を示した。

最後に第4節では、公共財政、社会経済発展状況について概観した。政権発足後10年間の間、経済は停滞していたが、その後高度成長を遂げし、貧困削減や教育・保健分野に代表される社会開発指標の改善を実現した。また、国家開発の主軸に掲げてきた農業、とりわけ穀物の生産性も2005年以降大きく上昇している。事実上の一党制の開発主義体制のもと、分権化された行政制度を通じて、貧困削減、ナショナルミニマムの確立といった国家アジェンダは順調に達成されつつあるといえる。しかしながら、近年でも国民の大半が非識字者であるという現状があり、課題は多い。

他方で、州財政は連邦政府財政に依存しており、その依存度は州毎に違いが生じている。この州間の差異は経済構造、経済規模においても生じており、農業が州経済全体に占める割合は州によって違いが生じている。しかしながら、農業の労働生産性は他の産業に比べて相対的に低いという点は共通しているのである。

上で述べたように、現政権は地方分権化をうたいつつも実質的な一党制による中央集権的な開発主義国家体制をとり、国民の自由意思に基づく代表の選出は実現されているとは言えず、彼らは実際上は主権者たる地位を得られていない。その中で多くの農民は教育水準が低く、労働生産性に規定される所得も低い。したがって、農民は社会的・経済的に脆弱であり、また政治的にも従属的であり個々の農民の行政に対する発言権は弱く、その状況は理念型の近代社会において想定される市民像とは異なると想定される。

また、現政権における州以下の地方行政制度の整備においてはティグライ州が州国家形成において原型とされたことも関係し、他州に先んじていることが確認された。

これらの点を前提として、次章では、現代エチオピアの農業課税制度⁵⁴と関連する土地制度について地域間、特に本研究で取り上げる2州（ティグライ州とオロミア州）間で大きな違いがあるかどうかを確認する。また、2州の土地課税の法文上の内容、税の徴収実績と税務上の執行体制についても情報を整理し比較、考察する。

- ¹ 現在執行部は、ティグレ人民解放戦線（Tigrayan People's Liberation Front: TPLF）、オロモ人民民主機構（Oromia People's Democratic Organization: OPDO）、アムハラ民族民主運動（Amhara People's Democratic Movement: APDM）、南エチオピア人民民主運動（Southern Ethiopia People's Democratic Front: SEPDF）の4党により構成される。それぞれティグライ州、オロミア州、アムハラ州、南部諸民族州を政権基盤とする。
- ² 分離独立は、以下の手続きを経る必要がある。①「民族」の立法機関の3分の2の承認が得られていること、②連邦政府が組織するリファレンダムが①の立法機関からの要求を受理後3年以内に実施され、③②のリファレンダムで過半数の同意が得られ、④連邦政府が①の立法機関へ権力を譲渡し、⑤財産の分割が法律に基づいて実施される[連邦憲法第39条第4項]。
- ³ TPLFと共に前政権と戦った EPLF は1991年に暫定政権を樹立し、1993年住民投票を経てエリトリアは独立を果たした。
- ⁴ 逆に工業部門から農業部門へのインプットは農業機械、化学肥料、殺虫剤、建設資材、および食品・飲料・衣料品・日用品等の基礎消費財が想定される（大野[2009:11]）。
- ⁵ その他の3つの柱は、①司法制度と公務員改革、②地方分権化と権限移譲、③公共部門と民間部門のキャパシティビルディング。
- ⁶ その他には農業生態区域（agro-ecological zone）に適した支援の実施、遊牧民地域開発への支援などが挙げられている。
- ⁷ PASDEPによりモデルファーマー制度が導入された。モデルファーマーとは高い生産力と生産を達成した農民であり、彼らのベスト・プラクティスを他の農民の生産力、生産拡大を目指し拡大していくとGTPでは言及されている。
- ⁸ 2009/10年度の受益者は780万人であるが、2014/15年には130万人までに減少すると予測している（MoFED [2010:17]）。
- ⁹ 実際は、分離独立を果たすための手続きは煩雑であり、連邦政府の意思が反映される仕組みとなっていることから、その実現には困難が伴う。
- ¹⁰ 英語での正式名称は Southern Nations, Nationalities and Peoples。
- ¹¹ http://mapsof.net/uploads/static-maps/ethiopia_regions_english.png を使用。
- ¹² Region 1—Region 13 として区分されていた。
- ¹³ 州の領域の決定にあたっては、文化的な一体性や使用言語を基準に線引きがなされた（西[2009:66]）。
- ¹⁴ エチオピアの行政区分である州、県、郡はアムハラ語、または英語の呼称の訳語である。アムハラ語では順に、kilil、zon、woredaであり、英語では、state、zone、districtとなる。
- ¹⁵ 郡に「民族」が割り当てられる例外もいくつか存在する。それらは special woreda と称され、南部諸民族州には8つの special woreda があり、それらはいずれの県にも属さない。またアムハラ州にも1つの special woreda が存在する。special woreda はアムハラ語では liyu woreda である（Zemelak Ayitenew [2014:95-96]）。
- ¹⁶ 農村部の郡の人口は基本的に10万人以下が目安とされている。
- ¹⁷ House of People's Representatives ウェブサイト（<http://www.hopr.gov.et/>）によると情報は異なる。県数：7 郡数：46。
- ¹⁸ 上記と同様に、県数：10 郡数：167。
- ¹⁹ 上記と同様に、郡数：144（県数については記載無し）。
- ²⁰ 上記と同様に、県数：18 郡数：304（県については Fifinne 特別県を加算していると考えられる）。
- ²¹ 都市人口比率については9州の平均を示している。
- ²² アディス・アベバ、ディレダワは含んでいない。
- ²³ 南部諸民族州は例外である。
- ²⁴ 例えば、1999年時点で、ティグライ州が44の州法を公布・施行しているのに対し、アフール州は1998年時点において州法を全く公布していなかった（石原[2001:92]）。また、ティグライ州の州法は、Derg 政権期の TPLF 解放区内において施行されていた独自の法の影響を受けたものが多い。
- ²⁵ ティグレ出身の7名の学生により1974年に結成された。
- ²⁶ 同年、第一回目の TPLF の政党集会が開催され、後に首相となるメレス・ゼナウィが議長として選出されている。
- ²⁷ 郡議会は1985/86年に設立された。
- ²⁸ 1970年代前半の干ばつ被害により隣国スーダンへ逃れたティグライ難民の支援を行う

組織として 1978 年に設立された。

²⁹ ①開発予算への援助資金、②特定のプロジェクトへ紐づけられた援助資金、③州セクター局への援助資金のいずれか。

³⁰ 当該セクター以外の活動に流用されることは無いとされる。

³¹ 特に教育・保健セクターにおける国全体の経常支出の約 8 割は州政府での支出となっている。

³² 保健（クリニック数、医師・看護師の数、ベッド数、5 歳以下の乳幼児死亡率）、教育（生徒対教師比率）、安全な水へのアクセス割合、電気、水へのアクセス状況等が含まれる。

³³ 自己歳入徴収実績を前年度の実績と比較し、その増加率が指標となっている。

³⁴ 連邦政府、州政府、郡の行政機構の構成はいずれも良く似ている。

³⁵ ティグライ州、オロミア州の財務経済開発局からの聞き取りによる。予算シーリングならびに地方交付金算出の手法は細かな違いはあるものの、基本的には全ての州が同じ手法をとっている。また、2009 年時点において、オロミア州とガンベラ州では地方交付金算出公式の変数として人口と開発状況のみが使用されていたとの報告もある（World Bank[2009:33]）。2009 年には中央―州間の地方交付金算出公式はより水平的財政調整を行うように修正された。歳出ニーズを単価方式で算出し、歳出ニーズと歳入予測の差を財政ギャップとして算出する。各州の財政ギャップの全州の財政ギャップに占める割合で州への地方交付金額が決定されることとなった。しかし、水平的財政調整機能が強まったことにより、州の徴税努力へのインセンティブはより低くなったとも考えられる（連邦政府財務省、PBS (Protection of Basic Service. エチオピアにおける財政支援型援助の名称) ドナークループ会合の情報による)。

³⁶ 後のアムハラ民族民主運動（Amhara National Democratic Movement: ANDM）。

³⁷ エチオピア人民革命党（Ethiopian People's Revolutionary Party: EPRP）、エチオピア民主軍連合（Coalition of Ethiopian Democratic Forces: COEDF）など（Young[1996:537]）。

³⁸ 南部諸民族州とオロミア州への Bitew Belay と Solomon Tesfaye の派遣、ソマリ州へ Abay Tsehaye の派遣などが有名である。

³⁹ ここに含まれる野党は、明確に「反政府」の立場を明らかにしていた全アムハラ人民機構（All-Amhara People's Organization: AAPO）、エチオピア平和と民主主義のための代替軍評議会（Council of Alternative Forces for Peace and Democracy in Ethiopia: CAFPDE）、統一エチオピア民主党（Ethiopian Democratic Party: EDP）、オロモ民族会議（Oromo National Congress: ONC）、南エチオピア人民民主連合（Southern Ethiopia Peoples' Democratic Coalition: SPDUP）である。

⁴⁰ 残り 8 %については無所属、非 EPRDF 系政党（明確に「反政府」を表明していない政党）が議席を獲得した。

⁴¹ 2007 年の人口センサスでは南部に位置するオロミア州のエチオピア正教徒が人口に占める割合は 22%である。他方、北部地域のアムハラ州は 82%、ティグライ州は 95%である。

⁴² 地方分権化により公務員の雇用を首都から地方へ移動させることはアディス・アベバを中心とした都市部における教育を受けたエリート層からの反発を招いた。

⁴³ EPRDF ではないが、EPRDF と協力関係にある政党。

⁴⁴ 2007 年後半から各行政機関において実施された。

⁴⁵ 南部諸民族州も郡への財政移管が早期に行われた州であるが、南部諸民族州は 3 州（アムハラ、オロミア、ティグライ）と比較して州内に居住する民族が多様で、行政組織の構造がこれら 3 州とは異なるため、ここでは触れていない。

⁴⁶ エチオピア通貨 birr での歳入額を示している。

⁴⁷ 2005 年ごろまでは、エチオピアの物価上昇率は比較的安定しており、物価上昇は天候不順による農作物の不作と関係していたが、2005 年以降は農作物の不作以外の影響も大きいと考えられる。

⁴⁸ IMF[2013]内の Figure1. を参照。

⁴⁹ 図に示した 1992 年、1994 年、1998 年、2003 年の経済成長率下降は以下の理由による、1992 年：前政権の崩壊、1994 年：天候不順による降雨ショック、1998 年：天候不順による降雨ショック、2003 年：天候不順による深刻な降雨ショック（World Bank [2009: 49]）。

⁵⁰ 農業地方開発省（MoARD）によると、国内における耕作可能地は 5130 万ヘクタールであり、その観点からエチオピアには多大な農業のポテンシャルがあるといえる。しかし現在はその 20%ほどしか実際に活用されていない。そのため小規模農家の多くが 1 ヘクタ

ール以下の耕作地に甘んじている (MoARD [2010:3])

⁵¹ 1995 年から 2010 年までは 5 年平均、2011 年から 2013 年までは 3 年平均の値を示している。

⁵² 1995-2000 年のエチオピアの人口成長率は 3 %程であり、1990 年代は穀物耕作面積の増加率を人口成長率が上回っていた。

⁵³ 貧困率は、貧困者数が全人口に占める割合を示す。

⁵⁴ 農地を対象とした土地課税である。

第4章 現代エチオピアにおける土地制度と農業課税

本章では現代エチオピア、つまり現政権発足以降の土地登記制度を含む土地制度と農業課税制度について概観する。

第1節では現政権における土地制度について、第2節では現政権の土地行政の主要な取り組みである土地登記制度とその実施状況について述べる。続く第3節では本研究のケーススタディで取り上げるティグライ州とオロミア州の農業課税制度の概要について述べる。そして第4節では2州における全体的な税の徴収実績と徴税行政体制の整備状況、そして2州における現在の農業課税(土地使用料(rural land use fee)と農業所得税(agricultural income tax))の位置づけとその徴収実績について概観することとする。そして第5節では小括として本章のまとめを示す。

第1節 現代エチオピアにおける土地制度

(1) 現政権における土地政策：連邦憲法に定められる事項

デルグ政権下では、社会主義経済が導入され、全ての土地は国有化された。現政権では、エチオピア連邦民主共和国憲法(以降連邦憲法(FDRE[1995]))において、土地に関する資産の権利(連邦憲法第40条第3項)と、土地や天然資源の管理における政府の役割(第89条第5項)について以下のように定めている(FDRE[1995])。

「全ての天然資源と同様に農村部と都市部における土地の保有権は独占的にエチオピアの国家と国民に帰属する。土地はエチオピアの民族の共有財産であり、売却やその他の交換手段を用いてはならない(連邦憲法第40条第3項)」

「政府は人々を代表して、土地やその他の天然資源を保持するために、彼らの共通の利益と発展のためにそれらを配置する義務がある。(連邦憲法第89条第5項)」

このように、現政権では経済自由化をすすめても、土地に関してはデルグ政権と同様に引き続き国有としている。そして土地を含めた天然資源の管理については連邦政府にその権限と責任がある。

その建前下で、農民の土地に関する権利については連邦憲法第40条第4項、同条第7項に下記のとおり定められる。

「エチオピアの農民¹は無償で、かつ土地保有から追放されることなく土地を得る(*obtain*)権利を有する。詳細については別途法で定める。(連邦憲法第40条第4項)」

「すべてのエチオピア国民は自己が建設した不動産と自身の労働力又は

資本によって土地に対して行った永久的な改善に対する完全な権利を有する。またこの権利には、それら不動産についての譲渡、贈与、またそれら不動産の使用を終える場合にはそれら不動産の移動、その権利の移転、賠償請求の権利を含む。詳細については別途法で定めることとする。(連邦憲法第 40 条第 7 項)」

このように、形式的には土地を国有とし、政府がその資源を管理する体制を取る。ただし、その建前の下で国民に対しては、政府を除く他者から侵されない、土地を保有の対象とする権利（土地の保有権）が賦与され、不動産の権利も含め保障されている。

政府による土地資源管理の在り方については、公共の必要性により、国家が土地を収用する可能性が第 40 条第 8 項に規定されている。

「私有財産権を侵害することなく、政府が財産の価値に見合った支払いを事前に行い、公共の目的のために私有財産を収用することができる (連邦憲法第 40 条第 8 項)」

また、連邦政府と州政府の関係においては、連邦政府が土地やその他の天然資源保全のための法を制定し（連邦憲法第 51 条第 5 項）、州政府は土地とその他の天然資源を連邦政府の法に従い管理し（連邦憲法第 52 条第 2 項 d）、土地の用益権者に対する使用料（fee）を定め徴収することと定められており（連邦憲法第 97 条第 2 項）、州政府は基本的に連邦政府の策定する法令に準拠する形でそれぞれの州の法令を定めるという流れをとる。

既に述べたように、現政権では前政権と同様に土地を国有としつつも国民に対し土地の権利については自由化し規制を緩和している。しかし、実際の政府による土地の管理の在り方に目を転じると、大きな課題もある。上に示した公共の必要性による土地の収用は日本国憲法でも同様に規定されているものだが、エチオピアにおいては住民の意思に反した土地の収用が報告されている。エチオピアでは 2008 年より国家政策として国内外からの大規模農業投資の誘致がすすめられており、2011 年の統計によると 3,600 万ヘクタールにも及ぶ農地が投資家に貸し出されている。特にガンベラ州では州面積の 42%が投資家に貸し出されている。投資家に貸与する土地の確保のために、多くの住民の土地が強制的に収用され、住民には移転後の十分な補償が与えられず、より過酷な状況へ追いやられていることが報告されている（Human Rights Watch[2012:2-9]）。

(2) 現政権における土地政策：農地管理に関する布告

さて、連邦政府は上に示した連邦憲法の定めに従い、農地管理に関する法を

1997 年に制定している。これが農地管理に関する布告（Federal Rural Land Administration Proclamation : Proclamation 89/1997 (FDRE[1997])）である。この布告において、土地分配を含めた農地管理に関する権限は州政府に移譲されている（第 2 条 6 項）。また、土地の賃貸、家族への贈与（土地に附属する資産を含む）が認められている（第 2 条 3 項）。土地の賃貸や家族への贈与はデलग政権においては認められていなかったものであり、この点では土地の保有に関する規制は緩和されつつあると言えるだろう。各州政府は連邦政府の布告を受けて農地管理に関する法を定めている。

さらに 2005 年に新たに農地管理と土地保有に関する布告（Federal Rural Land Administration and Land Use Proclamation : Proclamation No.456/2005 (FDRE[2005])）が公布され、1997 年の布告は廃止された。この新しい布告において、土地区画の細分化を防ぐために、以後土地の譲渡においてあるべき最低面積が設定され²（第 11 条）、それを下回る面積での土地の譲渡が禁じられた（第 8 条）。また相続人がいない土地は行政によって土地無し農民などへ再分配されることが定められた（第 9 条）。また、貸借人（投資家）はその土地使用权を担保とすることが可能となっている（第 8 条）。この新しい交付を受けて各州は対応する州法をそれぞれ制定している³。また、州政府が土地の測量、登記を行い、土地保有者に対し土地登記書を発行することが規定された（第 6 条）。

表 4-1-1 「連邦・州の法律文書に定められている土地の譲渡に関わる権利」に示されるように、各州の土地の譲渡に関連する規定には若干の違いが生じている。特に土地保有の最低面積はエチオピア北部に位置し、土地が相対的に希少とされるティグライ州とアムハラ州では 0.25ha 又はそれ以下であり、比較的 land が豊富であるとされるオロミア州と南部諸民族州においては一部を除き 0.5ha とされ、先に示した 2 州の最低面積より大きい。これは各州の土地の賦存状況が反映されていると言えるだろう。また、土地管理と環境保全に関する特定の部局⁴がアムハラ州では 2000 年、ティグライ州は 2004 年⁵に他州に先行して設置されている（Berhanu Adenew and Fayera Abdi[2005:6]、Yohannes Gebremichael and Waters-Bayer [2007:7]）。さらに、南部諸民族州では 2007 年（Holden and Tewodros Tefera[2008:20]）、オロミア州では 2009 年と若干遅れて設置されている（ONRS[2009]）。また、土地登記についても各州ですすめられているが、これも州によって行政制度の整備のスピードに差異が生じている。この点について次節で述べることとする。

表 4－1－1 連邦・州の法律文書に定められている土地の譲渡に関わる権利

	連邦政府布告	オロミア州布告	ティグライ州布告	アムハラ州布告	南部諸民族州布告
土地保有の最低面積 ⁶	農家家計が食料安全保障を担保できる農地面積を最低面積とする。	[非灌漑農地] 穀物生産農地：0.5ha 多年生植物生産農地：0.25ha [灌漑農地]：0.5ha	0.25ha	非灌漑用地：0.25ha 灌漑用地：0.11ha	非灌漑農地：0.5ha 灌漑農地：0.5ha
相続	家族に対し認められる	家族に対し認められる	土地使用权を持たないものに対し認められる	家族と都市低所得層に認められる	認められる
遺産贈与	規定なし	家族に対し認められる	規定なし	アムハラ州に居住する家族に対し認められる	認められる
農民への賃貸	認められる	3年間の賃借を認める。ただし、保有する土地の半分まで。	3年間の賃借を認める。ただし、保有する土地の半分まで。	25年間の賃借を認める	5年間の賃借を認める。ただし、すべての土地の賃借は認めない。
投資家への賃貸	認められる	15年間の賃借を認める。ただし、保有する土地の半分まで。	10年間の賃借を認める。	25年間の賃借を認める	10年間または25年間（生産物による）の賃借を認める。
土地使用权の担保化（農民）	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
土地使用权の担保化（投資家）	認められる	規定なし	規定なし	認められる	認められる

（Holden and Tewodros Tefera[2008:23]、Zemen Haddis[2013:ii]、TNRs[1997]第16条第4項、ANRS[2007]第5条第1項より筆者作成）

このように、現政権では農民の土地の保有、特に譲渡に関しては規制を緩和しつつある。また、農地管理に関する権限と役割は州政府に移譲されており、各州は連邦政府の支持に準拠する形で法的枠組みを整備し、行政実施を行っているが、法的枠組みの一部は州における資源の賦存状況を反映させている。また、その土地管理に関連する行政制度の整備状況についても州間で差異が生じていると言える。

第2節 現代エチオピアにおける土地登記

(1) 現政権における土地登記とその実施状況

前節で示した通り、現政権下では農民が保有する土地を測量して登記し、土地登記書を発行することが規定されている。エチオピアの土地登記の主要な目的は土地保有権保障の強化であるとされ、土地保有権の保障を強化することにより、農民の土地への投資、土地の環境保全、多年生植物や樹木の栽植などを促進し、また土地賃貸市場への参加を増加させ、土地に関する訴訟・紛争を減少させることにあるとされる（Tigistu Gebremaske[2011:2]）。ここで述べる「土地保有」とは、形式上は国有であり、市場を通じた取引や、個人に対する長期的な賃貸は禁止されているという制約はあるが、個人による土地の占有が認められる状況を示している。

エチオピアにおける土地登記書の発行の起源は TPLF がデルグ政権期にティグライ州内で実施したものとされる。デルグ政権発足とほぼ同時期に結成された TPLF は、デルグ政権期にティグライ州域内において土地改革を実施した⁷。特に 1980 年代前半に同地域を掌握してからは TPLF 独自の土地分配政策を策定し、実施した（Bruce et al. [2006 : 75]）。続いて 1988 年には実施された土地再分配に基づき TPLF 独自の土地登記が開始され、土地登記書の原型ともいえるべき文書（土地使用権者名、家計の大きさ、土地の肥沃度、土地面積、土地区画境界の隣人名などを付したものの）の農民に対する供与を開始していたという⁸（Holden et al. [2011 : 10-11]、Yirgalem Nega and Solomon Atakilt [2006:248-249]）。

現政権発足後、農村部の土地登記は 1996 年⁹にティグライ州で開始され、2003 年にアムハラ州とオロミア州、2005 年から南部諸民族州で開始された（Mitiku Haile et al. [2005:14]）。Tigistu Gebremaske は 2010 年の土地登記状況について以下のように報告している（Tigistu Gebremaske [2011:8]）。

表 4－2－1 2010 年の土地登記状況

	土地登記を実施した世帯		土地登記書を受領した世帯	
	(百万)	%	(百万)	%
アムハラ州	3.41	87.40	3.20	82.10
オロミア州	3.10	85.07	2.11	61.10
南部諸民族州	2.01	83.80	1.71	72.70
ティグライ州	0.63	97.00	0.63	96.60
合計	9.45	86.30	8.02	73.20

（Tigistu Gebremaske[2011:8]より筆者作成）

なお、筆者が 2012 年 1 月に連邦農業地方開発省（MoARD）の関係部局¹⁰にて聴取した情報では土地登記書が発行された農家家計の割合はティグライ州 99%、アムハラ州で 95%、オロミア州 79%、南部諸民族州 76%であった。前述の 2010 年の土地登記状況と比較すると、2 年間の間に各州における土地登記には進捗が見られたと言えるが、2012 年の時点で特にオロミア州や南部諸民族州においては土地登記は引き続き進行途上であったといえる。

前節で、各州における土地管理を管轄する部局の設置がアムハラ州、ティグライ州がオロミア州、南部諸民族州に先行していたと触れたが、土地登記においても、より土地がより希少で、また歴史的経緯から農民への土地の権利が認められており、土地の個別的な権利保障の公認を求める社会的要請が強かったと想定される北部の 2 州が、比較的土地が豊富とされ、また北部地域とは異なる歴史的経緯がある南部 2 州に先行しており、北部の 2 州では土地管理行政実施に関して、他 2 州より高いインセンティブを持っていたと推察される。

(2) 現政権における土地登記の課題

Mitiku Haile らは一般的な土地登記の実施とそれに関連する機能を以下の様に整理している。第一に土地区画の特定である。簡易的な方法であれば保有者と隣接する土地の保有者の特定と地面へのマーキングで行われる。より高度な技術を用いる場合は GPS などを使用しマッピングを行う。第二に権利の設定（creation）である。土地の権利が文書化されることにより土地に関する権利が設定される。第三は土地の権利の移転である。売買や賃貸等による権利の移転、そして離婚、遺産相続、無資格化、離縁等による権利の移転を定期的又は都度登記情報を更新することにより権利の移転が公的になされることとなる。第四は土地の権利や移転に関する証拠（evidence）の保全である。これは複数の組織・関係者により情報（登記簿）が保管されることでより強化されと考えられる。第五は法的根拠としての土地の権利の登録である。この第五の機能が確立されることにより、土地の権利保有者は民間企業や国家に対し場合によってはその権利に関わる補填や代替の土地を求めてその権利を行使することが可能となる（Mitiku Haile et al. [2005:4-5]）。

上で、Mitiku Haile らが取りまとめた土地登記の 5 つの機能について示したが、土地課税との関係で述べると、土地登記制度の整備がなされることによって、行政による地籍情報の把握が実現されるという点は非常に重要である点を付け加えておく。第 1 章で確認したように、土地課税の徴税において、地籍情報はそれが課税根拠となるという点において重要である。

それでは、エチオピアで実施された土地登記は上に示した機能を実現しているであろうか。Yirgalem Nega and Solomon Atakilt、Mitiku Haile らの報告によると、エチオピアにおける土地登記では既にいくつかの問題点が指摘されている。問題点のうち大きなものとしては、第一に登記情報が定期的に更新されていないこと、第二に登記情報の質が低いことである（Yirgalem Nega and Solomon Atakilt [2006:255]、Mitiku Haile et al. [2005:40]）。

まず、第一の定期的な登記情報の更新について述べる。定期的な登記情報の更新は、土地に関する権利の移転の記録、そして土地の権利保有者の権利の行使においては不可欠なものであるが、エチオピアにおいてはこの土地登記は一度きりのものと捉えられていた傾向があり（Mitiku Haile et al. [2005:17]）、初回の登記完了後は登記情報の更新に問題を抱えているとされる。

また、土地の権利の移転のうち、土地の賃貸契約に関しては基本的にケベレ社会裁判所（Kebele Social Court）で立会人によって承認され、貸主・借主双方で契約書を保管する。近年ではケベレにおいても契約書のコピーが保管される傾向にあるが、賃貸権設定登記などは実施されていないという（Mitiku Haile et al. [2005:18]）。これらの状況は、上に示した第二、第三の機能を阻害する要因となると考えられる。

次に登記情報の質について述べる。現在エチオピアで土地登記書に記載される情報は主として土地使用权を持つ者の氏名・住所・同一生計人数、土地区画数、土地区画それぞれのサイト名、土地区画の肥沃度、土地区画の面積（ローカル単位とヘクタールが併記）、隣接する東西南北の土地使用权者名、相続に関する情報（相続人名、相続の理由等）が含まれる。

土地に関連する争いを避けるために最も重要と考えられるのは土地の特定であり、その際には隣接する土地の使用权を持つ者の立ち合いの下で承認されることが肝要である。しかしエチオピアの土地登記での土地区画の境界の確定では、行政手続き上は全利害関係者（すべての隣人、土地登記を行う者）の立ち合いの下に実施されるとされているものの、実際には行われていない事例も少なくない。また土地面積の測定の精度も重要な点である。しかしながらエチオピアの土地登記での土地区画を特定する手法は簡易的なものであり¹¹行政が把握可能な地理的情報は限られる。また区画と区画の境界を示す地面の物理的な印が無い場合も多い（Deininger et al.[2008:1798-1800]）。そればかりか現場での測量が行われていない事例もあるとされる（Yirgalem Nega and Solomon Atakilt [2006:255]、Deininger et al.[2008:1799-1800]）。

実際に土地を巡る紛争を土地登記書が解決すると農民が捉えているかという点、農民、特に男性の場合は¹²土地登記書のみでは土地区画が明確には特定で

きないため登記書の価値を認めつつも紛争解決の手段と捉えていないという報告もある¹³ (Mitiku Haile et al. [2005:17])。

このように、上に示した第一の機能、土地区画の特定においてエチオピアの土地登記は問題を抱えている。これはすなわち土地に関する訴訟・紛争を現行の土地登記制度が必ずしも解決しないということを示す。

最後に土地の権利に対する補償について触れておく。ティグライ州では企業投資により農民の土地が接収される事例があった。しかし農民に対する権利の補償の行政手続きは明確ではなく、この事例においては、企業はその補償金を郡の関係部局に対して支払い、結果として数名の農民しか補償金を得ることが出来なかったとされる (Mitiku Haile et al. [2005:30])。これは土地登記と直接的に関係するものではないが、現代エチオピアにおける土地の権利に対する補償の実施、つまり上に示した第五の機能の実現については留保を付ける必要があることを示唆している。

(3) 各州における土地登記

次に、各州で実施された土地登記においてどのような類似点と相違点があったのかについて確認しておく。ここでは、地方分権化が先進的にすすめられた4州（ティグライ州、オロミア州、アムハラ州、南部諸民族州）を取り上げて比較を行うこととし、4州の土地登記の特徴を表4-2-2に示す。

全体として4州の土地登記の実施形態は非常によく似ていると言って良いであろう。それは、低コスト、簡易な手法・技術による土地区画の特定、電子媒体を使用しない情報管理などで特徴づけられる。

しかし、いくつか指摘しておくべき相違点もある。既に述べたとおり、ティグライ州は他州に5-7年先んじて土地登記を行っている。また土地登記書の発行や土地登記簿への記入などはケベレ、つまり最も農民に近い行政組織によって実施されている。これはTPLFがデルグ政権時代からケベレの機能強化に努め、ティグライ州のケベレの行政能力が比較的高いものであったことも一因であると考えられる (Mitiku Haile et al. [2005:14])。エチオピアにおいて土地登記情報の更新が不完全であることは既に述べたが、例えば土地保有者の死亡などにより、登記上の土地保有者と実際の土地保有者が異なる事例において当該情報に関わる現実の状況へのアクセスが最も容易なのは末端行政組織のケベレである。よってケベレが相対的に高い行政能力を持ち、土地登記実務に関与していた場合、土地登記情報の不完全性をインフォーマルに補完する役割を果たすことが期待できる。

表 4-2-2 4 州における土地登記の特徴

	ティグライ	オロミア	アムハラ	南部諸民族州
登記開始（年） a ¹⁴	1996 ¹⁵	2003	2003	2005
登記書の形態 a	A4 サイズのカード	ブックレット	パスポートサイズのブックレット	ブックレット
導入時のトレーニング実施主体 a	ケベレ：郡の行政官	郡	郡行政官	ケベレ：トレーニングセンター
データ収集者 a	訓練を受けた学生	ケベレ、又はサブ・ケベレから選出された土地登記委員会 ¹⁶ のメンバー	ケベレ、又はサブ・ケベレから選出された土地登記委員会のメンバー	ケベレ、又はサブ・ケベレから選出された土地登記委員会のメンバー
データ収集時の監督者 a	訓練を受けた学生（技術者がサポート）	要求に応じ郡の専門家	郡サーベイチームと土地管理チーム	ケベレの DA
データ収集の手法 a	手書き	手書き	手書き	手書き
データ収集時のコミュニティとの協議 b	有り	有り	有り	有り
データ収集時の先進技術（GIS）の利用 b	無し	無し	無し（一部地域でのみ GIS を使用）	無し
土地登記簿への記入 b	ケベレ（DA、Kebele Administrator）	郡土地管理チーム専門家	郡土地管理チーム	郡土地管理チーム専門家
土地登記書の作成 a	ケベレ	ケベレで作成し郡議会議長がサインする	郡土地管理チーム	郡土地管理専門家
土地登記書発行料 b	3 birr	5 birr	無料	2 birr
土地登記簿の管理	ケベレ、郡	郡（ケベレにはデータ収集時の記入票のコピーが保存されている）	ケベレ、郡	郡、ケベレ
土地登記簿更新手続きの一般的な形態 a	ケベレ	郡の土地登記簿に記入する	ケベレと郡相互	郡の土地登記簿

（Deininger et al.[2008:1793-1794]、Solomon Abebe[2006:168]より筆者作成）

また、他州に先んじて土地登記を行ったということは、農民に対して他州より早く土地に関する権利が付与されたことを意味する。Deininger らの研究では、エチオピアにおいて、土地登記書の発行は農民の土地投資に正の効果をもたらすという分析結果が示されている (Deininger et al.[2008:1803])。これは一見、先に示した土地区画特定の不完全性と矛盾しているようにも見えるが、土地登記書は、たとえ不完全であるにせよ、少なくとも農民が保有する土地の権利を公的に認証する文書であり、土地の権利が保障されなかった帝政期や社会主義経済を強いたデルグ政権期よりは相対的に彼らの土地への投資意欲を高めたと考えることが出来るだろう。これらの点から他州に先行し土地登記書を発行したティグライ州では、他州と比較して農民の土地に関する権利の認識の度合いが強いと想定される。

また、既に指摘したとおり、土地登記制度の整備を通じて、一定程度標準化された手法で計測された土地面積に基づく地籍情報が、行政によって把握されるようになるという点も重要である。ティグライ州において土地登記制度の整備が他州に先行して行われたということは、上に述べた地籍情報の把握も早期に行われたことを意味し、これはティグライ州、そしてティグライ州と比較して遅れて土地登記を開始したオロミア州における土地課税の在り方に影響を与えたと推察される。

第3節 ティグライ州とオロミア州における農業課税制度

本節では本稿のケースステディで取り上げるティグライ州とオロミア州における農業課税制度について述べる。現代エチオピアにおいて小農に課される農業課税は2つの税目に分けられ、一つは土地使用料 (rural land use fee) であり、もう一つは農業所得税 (agricultural income tax) である。

(1) 現政権における農業課税制度

本章第1節でも示したようにこれら二つの税目に関する徴税権は州政府に与えられており、これは、連邦憲法第97条の第2項 (土地使用料) と第3項 (農業所得税) に示されている。これにより、各州はそれぞれの土地使用料と農業所得税に関する法令を連邦政府財務省の調査提言書に基づき、定めることとなった。各州の農業課税制度は当初は連邦政府財務省の提言に従いデルグ政権期の税法¹⁷を改定する形で策定され (Tadesse Lencho[2014:253])、農業所得税については農業所得、土地使用料については土地面積に基づいた課税がなされていたが、現在ではティグライ州、オロミア州ではともに農業所得税、土地使用料共に土地面積に基づいた土地課税制度がとられている¹⁸。

両州において農業課税制度の布告は 2005 年に制定され(表 4－3－1 参照)、農業所得税、土地使用料ともに農地面積に基づき税額が定められた。いずれの布告においても前文において、農地面積に基づく課税を行う背景として、課税額の算出をより簡略化された方法で行うためとしているが、前節でも示した通り、ティグライ州では 1998 年から、オロミア州とアムハラ州では 2003 年から土地登記が開始され、農地の測量も実施されていることから土地登記、農地管理に関する国家政策とも関係すると推察される。

(2) 現在のティグライ州・オロミア州の農業課税制度－両州における布告－

以下、ティグライ州とオロミア州の農業課税制度に関し、表 4－3－1 に示す両州の布告に基づいて概観する(布告は州議会(Regional State Council)での審議、可決を経て公布される)。なお、ティグライ州布告については、入手した文書に英語表記が無かったため、筆者が現地調査員に依頼して翻訳したものを用いている。また、ティグライ州布告に定められていない事項についてはティグライ州歳入局行政官から直接聴取した情報を用いて補足している¹⁹。

表 4－3－1 ティグライ州、オロミア州の土地使用料・農業所得税布告

Rural land use payment and agricultural income tax of National Regional State of Tigray, Proclamation : Proclamation No. 99/2005

(2005 年 9 月制定、Proclamation No.137/2007 によって改定。以降ティグライ州布告と記す)

Oromia National Regional Government Rural Land Use Payment and Agricultural Income Tax Proclamation : Proclamation No. 99/2005

(2005 年 10 月制定、Proclamation No.131/2007 によって改定。以降オロミア州布告と記す)

(TNRS[2005][2007]、ONRS[2005][2007]より筆者作成)

(3) 課税対象となる土地

土地使用料と農業所得税の課税対象となる土地についての規定は両州で若干の違いがある。土地使用料は、ティグライ州では「農民が保有する土地(ティグライ州布告第 4 条)」と規定され、納税者は納税時に土地登記書を提示し、行政側が登記上の面積と整合性をとるとされている。オロミア州では「農業活動に用いる土地(オロミア州布告第 6 条)」とされる。農業所得税については、両州とも「農業活動からの所得に対して課税される(ティグライ州布告第 2 条第 7 項、オロミア州布告第 2 条第 5、6 項)」とされているが、法令内で定められている農業所得税の税額は、税額算出の基準として土地面積が使われており、

土地使用料と同じく面積に応じた税額が課されている（ティグライ州布告第 5 条、オロミア州布告第 8 条）。

上に示した規定で明確でない点は、農民が使用する土地で農業活動に使われていない又は今後使う予定も無い土地（休耕地でもなく、住居などが建てられている土地）が課税対象となるか否かという点である。

ティグライ州においては土地登記においてはそれらの土地は登記対象から外されていた。これはそれらの土地面積は極小で 0.25 ヘクタール以下であることが多く登記対象とはならなかったためと推察される²⁰。よって、住居などが建てられている土地は土地登記されておらず、公式に農民保有の土地となっていないため課税対象から外れている。

オロミア州においては、土地登記において住居などが建てられている土地も制度上登記することは可能ではあるが、住居のみに使用されている土地区画は少なく、またそれらの土地面積は極小であるためティグライ州と同様に登記対象から多くの場合は外れることとなる。よって、実際の運用においては、ティグライ州と同様に登記された面積²¹が課税対象とされている²²。

(4) 税額とその特徴

既に述べたとおり、現在のティグライ州における税額は土地使用料、農業所得税共に農地面積のみを基準に定められており、詳細を表 4－3－2 に示す²³。オロミア州の税額も同様に土地面積を基準に定められる。ただし、オロミア州においては、2005 年の布告では、灌漑用地・非灌漑用地の区別なく単一の税額表が示されていたが、2007 年の改定によって、灌漑用地と非灌漑用地で税額が区別されることとなり、灌漑用地における税額表と非灌漑用地における税額表が新たに定められている²⁴。また、遊牧民に対する課税は家畜頭数に応じて行われることが 2007 年布告で新たに定められている²⁵（オロミア州布告第 27 条）。

また、両州ともに納税者である農民に対し土地使用料・農業所得税制度を周知する役割を郡行政府（Woreda Administration）が担うとされている（ティグライ州布告第 10 条、オロミア州布告第 12 条）。

表 4－3－2 ティグライ州における農業課税税額表

農地面積 (ha)	土地使用料 (birr)	農業所得税 (birr)	合計(birr)
≤ 0.5	10	10	20
0.501 - 1.0	15	20	35
1.001-2.0	25	35	60
2.001-3.0	40	55	95
3.001-4.0	60	80	140
4.001-5.0	85	110	195
5.001-7.0	115	150	265
7.001-10.0	150	200	350
10.001-	30/ha	30/ha	60/ha

(ティグライ州布告第 5 条に基づき筆者作成)

表 4－3－3 オロミア州における農業課税税額表

農地面積 (ha)	非灌漑用地			灌漑用地		
	土地使用料 (birr)	農業所得税 (birr)	合計 (birr)	土地使用料 (birr)	農業所得税 (birr)	合計 (birr)
≤ 0.5	15	免税	15	15	30	45
0.501 - 1.0	20	20	40	20	40	60
1.001-2.0	30	35	65	30	55	85
2.001-3.0	45	55	100	45	75	120
3.001-4.0	65	70	135	65	90	150
4.001-5.0	90	100	190	90	120	210
5.001-	120	140	260	120	160	280

(オロミア州布告第 8 条に基づき筆者作成)

(5) 納税期間とペナルティ、不可抗力時の対応

農業課税の納税期間はティグライ州においては12月1日から4月30日までで約5か月間とされている(ティグライ州布告第11条第1項)。一方オロミア州においては、財政年度開始日(7月8日)から翌年の1月8日までの約6か月間である(オロミア州布告第10条第2項)。ティグライ州の納税期間はオロミア州の納税期間と比較して短い、他方でエチオピアにおける主要穀物の収穫時期は10月から12月であり、オロミア州の1月8日という納税期限は農民が収穫後市場で穀物を現金化するために必要な期間を勘案すると農民の生産活動サイクルとの整合性においては若干齟齬があると言えるだろう。

上に示した納税期間に納税されなかった場合の罰則規定は両州でそれぞれ以下のように定められている。ティグライ州では、期日から数えて1か月ごとに

2%の罰金が課される（ティグライ州布告第11条第2項²⁶）。オロミア州では、期日から数えて1か月ごとに課税額の5%の罰金が課され、その上限は課税額の25%とされる（オロミア州布告第20条）。

干ばつなどにより著しく農作物が被害を受けた場合の特例措置についても両州ともに定められているが、その適用可否を決定する機関は異なる。ティグライ州では郡議会に決定権があるとされており（ティグライ州布告第14条）、オロミア州では特例措置の適用については州議会で決定されるとしている（オロミア州布告第25条）。両州ともに特例措置が適用される場合は免税となり罰金も免除される（ティグライ州布告第12条、第14条、オロミア州布告第21条、第25条）。

(6) 課税額に対する納税者からの不服申し立て

いずれの州においても農民が課された税について不服申し立てを行う仕組みが定められている。両州ともに税不服申立委員会（tax appeal committee）が郡レベルに設置されることが定められており、納税者である農民は課税額に不服がある場合は税不服申立委員会へ不服申し立てすることが出来る（ティグライ州では別途異なる布告で不服申立委員会の設置が定められている²⁷。オロミア州布告第12条）。なお、不服申し立てに対する対応を行う機関は、ティグライ州は郡歳入局、オロミア州では郡行政府（Woreda Administration）と規定されている。

(7) 徴税担当者とその報酬

ティグライ州においては、徴税の権限と責任は郡歳入局にあるが（ティグライ州布告第8条第1項）、徴税担当者とは郡歳入局職員または徴税を目的として郡歳入局が委託した人物を指し（ティグライ州布告第2条第6項）、郡歳入局は徴税の円滑化のためにその役割をケベレに委託することが出来るとされている（ティグライ州布告第8条）。よって、通常ティグライ州においてはケベレの長（Kebele Chairperson。以降ケベレ・チェアパーソンと記す）が徴税担当者として郡歳入局から委託されている。徴税担当者として委託を受けた者は徴税し、納金した額2%を超えない額を報酬として得るとされ（ティグライ州布告第13条）。納税者への領収書についてはティグライ州布告には規定が定められていないが、下に示すオロミア州と同様に公式の領収書が発行され、納税者に手交される。

オロミア州では、土地使用料・農業所得税は州・県・郡歳入局がその徴税の責を担うが（オロミア州布告第12条）、ケベレ・チェアパーソンにその業務を委

任することができる（オロミア州布告第5条第2項）。したがって、ティグライ州と同様に、ケベレ・チェアパーソンが徴税担当者としての役割を委任されている。徴税担当者は徴収した税金を郡歳入局に納金し、（オロミア州布告第10条第3項）、その報酬として徴税した金額の2%を得る（オロミア州布告第24条）。また徴税担当者は納税者に対し公式の領収書を渡すと定められている（第6条第1項）²⁸。

(8) 遊牧民に対する課税

遊牧民が居住する地域が存在するオロミア州では、農業課税制度の中で遊牧民への課税を、家畜頭数を基準に行っている。

(9) まとめ

本節ではティグライ州とオロミア州の農業課税制度について概観したが、2州の制度には多くの類似点が見受けられる。2州とも農地面積が基準となり課税額が算出され、延滞に対する罰則規定や、不可抗力時の免税、納税者からの不服申し立て制度などはいずれも良く似ている。

しかし、オロミア州の制度は灌漑用地と非灌漑用地で異なる税額を設定しており、その点で徴税においてより煩雑な手続きが必要となるという点は異なる。また、オロミア州では遊牧民が居住する地域を含むため、家畜頭数を基準にした課税についても規定しており、これは面積が大きいオロミア州内の農業生産の在り方の多様性を示していると言える。

第4節 ティグライ州とオロミア州における税の徴収実績と徴税行政体制

本章ではこれまで現代エチオピアにおける土地登記制度を含む土地制度と農業課税制度について概観した。本節では本研究ケーススタディで取り上げる2州の全体的な税の徴収実績とそれに関連する徴税行政体制の整備状況について論じる。その上でそれぞれの州における農業課税の位置づけと農業課税の徴収実績について述べる。これらの点について触れる背景を以下に示す。

本研究の主題はまずは2州における土地課税の在り方に差異があるかを明らかにすることである。前節で確認したとおり、2州における農業課税制度は相違点よりも類似点の方が多く、したがって制度の違いは土地課税の在り方を説明する要因とはならないといえる。次に検討する余地のある土地課税の在り方を説明する要因としては、税務上の執行体制の整備状況がある。ここで述べる税務上の執行体制とは、序章で述べたとおり、徴税機構が徴税に関わる行政任務において、法令の定めた通りに一人一人の納税者から税を徴収できる体制の

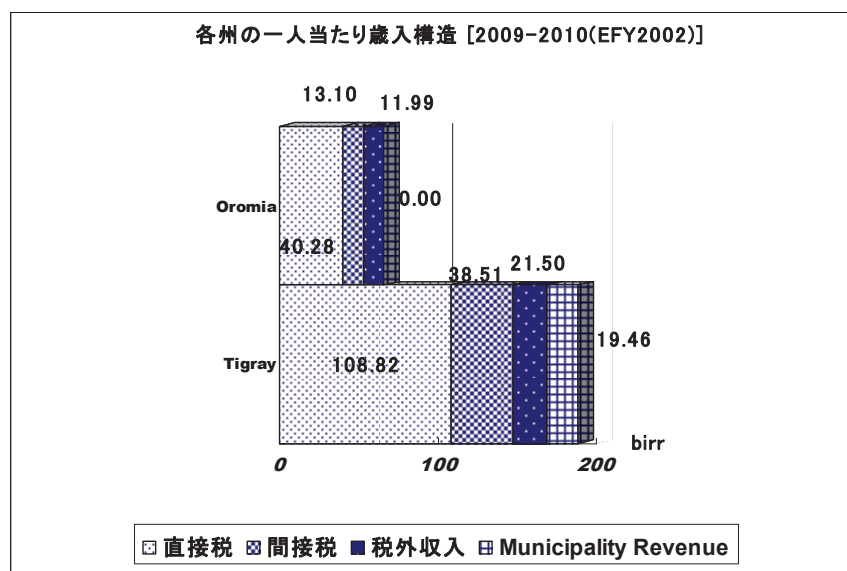
ことを指す。税務上の執行体制の整備状況については、次章ケーススタディで調査対象地毎の詳細な検討を行うが、本章ではこの税務上の執行体制の整備状況についての推察を可能とする情報、つまり 2 州における徴税行政体制の整備状況について整理し、その結果に基づき、2 州における税務上の執行体制の整備状況についての推察を示す。その推察から、次章にてケーススタディから得られる結果の予測を示すこととする。

(1) 2 州の全体的な税の徴収実績

まず、2 州の全体的な税の徴収実績について確認しておく。

図 4－4－1 に示すように一人当たりの税収はティグライ州が 147.33 ブル、オロミア州は 53.38 ブルであるので、2.8 倍程の違いがあることになる。税収の内訳を見ると、ティグライ州とオロミア州における一人当たり税収は、直接税（108.82 ブル、40.28 ブル）、間接税（38.51 ブル、13.10 ブル）であり、いずれの区分においてもティグライ州の税収はオロミア州を大きく超えている。（なお、税外収入も含めた全体的な州独自歳入について見ると、ティグライ州における一人当たりの州独自歳入額は 188.30 ブル、オロミア州は 65.36 ブルと 3 倍近く違いがある）。

図 4－4－1 2 州の 1 人当たり独自歳入額（birr）（2009/10 年度）



（MoFED[n.d.]、CSA[2010a]から筆者作成）

次に、税の徴収実績を経済規模との比較で行う。ティグライ州の一人当たり州内実質 GDP は 2009/10 財政年度において 1900 ブル、オロミア州は 1408 ブル

であり（第3章第4節第2項（3）参照）、所得に占める税収の割合はそれぞれ7.7%、3.8%となり、ティグライ州がより良い税の徴収実績を示しているといえる。この2州間の税の徴収実績の違いは部分的には所得水準の違いで説明され得るが、その他に経済構造、行政機構の効率性についても検討する必要がある。

2州の経済構造については、第3章第4節第2項（3）で既に確認したように、オロミア州における農業セクターの付加価値生産が州経済に占める割合はティグライ州と比較して高い。2009/10 財政年度においてティグライ州の農業セクターの付加価値生産が州経済に占める割合は38.7%、オロミア州は66%である。農業セクターは他セクターと比較して貨幣経済が浸透していないと考えられ、経済活動が捕捉されにくい。したがって、農業セクターが経済に占める割合が大きい場合、税の徴税実績（税収が所得に占める割合）に負の影響を与える傾向が見られる。この点は第1章第1節の先行研究レビューから示された通りである。以上のことから、2州間の全体的な徴税実績の違いは経済構造からも説明され得ると言える。

（2）2州の徴税行政体制の整備状況

次に2州の徴税行政体制の整備状況についての検討を行う。

まず、税務行政の実施機関の設置状況と人材の配置状況をティグライ州とオロミア州間で比較してみる（表4-4-1参照）。すると、オロミア州の人材（行政官数）の配置状況はティグライ州とほぼ同じであり、実施機関についてはティグライ州より（一定面積当たりでの比較において）多く設置されている。

次に、両州の徴税機構が税務行政官一人当たりでどれほどの税を徴収しているかを見ると、2009/10 財政年度実績の数値を用いて算出するとティグライ州920ブル、オロミア州361ブルと2.5倍近くの開きがある²⁹。よって2州の税収を対人的資源投入比での比較を行うとティグライ州の徴税機構がより効率的に税を徴収しているといえる。無論、オロミア州のように農業セクターが州経済に占める割合が大きく、貨幣流通量が少ない経済構造である場合、ティグライ州と同水準で人的資源を投入したとしても同様の税収をあげるのは難しいといえる。

このように、2州の全体的な税の徴収実績は、少なくとも部分的には2州の経済構造の違いによって説明され得るが、本研究でとりあげる両州の農業課税の徴収実績に関しては、経済構造の違いによって直接的には説明され得ないものであるといえる。

表 4－4－1 2 州における税務行政官、税務署数の配置状況

	ティグライ	オロミア
税務行政官数（主要スタッフのみ）	691	4,015 ³⁰
人口千人当たり行政官数	0.16	0.15
10km2 当たり行政官数	0.09	0.11
税務署 ³¹ 数	54	344
1 税務署当たり管轄面積（km2）	1,481	1,028

（筆者が 2011 年 8 月-9 月に実施した予備調査で 2 州の州歳入局から聴取した情報と連邦歳入庁による州歳入局に対する評価レポート（ERCA[2011]）から筆者作成）

次に 2 州における税務行政に関わる公共財政の配分状況について考察する。徴税機構が徴税を効率的に実施するには、有限な予算を人的資源配置、運用コスト、開発資金に適切に配分することが求められる。第 3 章第 4 節第 1 項（3）で示したオロミア州の予算に給与が占める割合はティグライ州と比較すると高い傾向があり、特に郡行政では運用コストが低く抑えられている³²。つまりティグライ州はオロミア州と比較して少ない予算で人的資源を確保して配置し、その分運用コストを確保しているということになる。エチオピアでは BPR（Business Process Reengineering）という行政改革が 2007 年後半より各行政機関において業務の効率化・最適化を目的として実施され、組織の再編成、行政官配置の見直しなどが行われた。2011 年に筆者が入手した連邦歳入庁による州歳入局に対する評価レポート（ERCA[2011]）によると、ティグライ州の主要スタッフ（税務行政に関する専門知識を持ち業務を行う行政官）の割合は他の 2 州（オロミア州、アムハラ州）と比較して極めて大きい。これは支援スタッフを他の行政機関と共有することにより効率的な人員配置を目指した結果だという³³。このようにティグライ州は他 2 州と比較して有限な資源を効率的に配置する取組を優先的に実施しているといえる。

表 4－4－2 税務行政官の配置状況

	ティグライ	オロミア
主要スタッフ（%）	82%	65%
支援スタッフ（%）	18%	35%

（連邦歳入庁による州歳入局に対する評価レポート（ERCA[2011]）より筆者作成）

次に 2 州における税務行政の効率化を図る取り組みや、税務行政官の職業倫

理についての検討を行う。

まず、税務行政の効率を上げるためにエチオピアで導入されている政策実施システムの2州における導入状況を検討する。これらの政策実施システムは人的資源の能力を補完するものとして位置づけられる。

エチオピアでは2005年から州行政において、標準統合税務行政システム（Standard Integrated Government Tax Administration System: SIGTAS）という業務効率化のコンピュータ・システムの導入が開始されている。SIGTASは納税者識別番号³⁴の発行や付加価値税納税者登録、その他税務行政情報を管理する目的で導入されたシステムで、連邦レベルでは2004年に導入が開始され、州レベルでは2005年から導入が開始された³⁵。このシステムは2011年の時点でティグライ州では全税務署の9.4%、オロミア州では5.5%での導入が完了していた。

次に、付加価値税納税者が設置を義務付けられているCash Register³⁶の導入状況を見てみると、2009/10年時点では、連邦州においてはティグライ州のみで導入が開始されており、他州での導入は開始されていなかった。2010/2011財政年度においては、ティグライ州に加えてアムハラ州においても導入が開始されたが、オロミア州においては、導入は開始されていなかった³⁷。

最後に2州における税務行政官の職業倫理への意識について触れる。地方分権化が進むエチオピアでは多くの行政官が郡に配属されている。彼らは州予算によって雇用される行政官ではあるが、彼らの活動拠点は郡であり、市民の生活に直接的に影響を及ぼすストリート・レベルの官僚（末端の役人）に近いといえる。上位組織からの緻密な指揮監督が十分なされない場合、彼らは恣意的に不公平な措置をとり、汚職等の行為に走る可能性がある。ここで示すことのできるデータは限られているが、先に示した連邦歳入庁による州歳入局に対する評価レポート（ERCA[2011]）によると2007/08年から2010/11年財政年度にかけてオロミア州では30名が職務倫理・規律上の問題で解職されている。他方、ティグライ州においてはこのような事例は報告されていないとされ、このデータを見る限りでは、ティグライ州の税務行政官らはオロミア州と比較してより職業倫理に照らし自らの業務を行っているようである。

上で示したBPRによる行政改革、SIGTASやCash Register等の政策実施システムの導入はいずれも連邦政府主導で実施されたものだが、こういった取り組みにおいてティグライ州はオロミア州よりも積極的かつ迅速に取り組み、業務効率化を進めてきたといえ、ティグライ州政府の連邦政府主導の行政改革に対するコミットメントはオロミア州と比較して強いと推察される。

ここまでの議論をまとめておくと、ティグライ州はオロミア州と比較し

て全体的に税の徴収実績は高いことがうかがえる。これはティグライ州の所得水準の高さ、そして経済構造の違いからも説明され得るものである。また行政官 1 人当たりの税の徴収実績を見てもティグライ州はオロミア州より高い徴収実績を示した。

また、実施機関の配置状況と人材の配置状況についてはオロミア州においてより多くの配置が見られる一方で、ティグライ州は専門性を持つ人員を有限な予算からより効率的に配置しており、税務行政の効率化を図る政策実施システムの導入においてもオロミア州に先行している。これらの要因は、「2 州の徴税機構における「法令の定めた通りに一人一人の納税者から税を徴収できる体制」を直接的により良く機能させるものではないが、その体制を維持し、支える要因ではあろう。

他方で、ティグライ州税務行政官の職業倫理への意識がオロミア州行政官と比較して高いと推察されること、さらにはティグライ州では、権威主義的国家体制下で連邦政府主導の政策へのコミットメントがオロミア州と比較して高いと想定されることから、現政権における土地課税制度も連邦政府主導の主要政策の一つであると想定すると、ティグライ州徴税機構における土地課税制度を法令通りに履行することへのコミットメントも高くなると想定される。以上のことから、ティグライ州徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州徴税機構の税務上の執行体制と比較してより良く整備されているとの推察が導かれる。

(3) 2 州における農業課税の位置づけ

次に 2 州における農業課税の徴収実績について検討を行うが、その前に土地を基盤とした農業課税が 2 州の独自歳入においてどれほどの割合を占めているのかを確認しておく。

両州において農業課税（土地使用料と農業所得税）が歳入全体（独自歳入のみ。連邦政府からの地方交付金は含まない）に占める割合は、2010/11 財政年度においてティグライ州で 5.4%、オロミア州では 11.0%であった。これには投資家等からの納税額も含まれるのでそれらを取り除き、小規模農家からの納税額でその割合を求めると、ティグライ州は 3.75%、オロミア州は 9.4%である³⁸。つまり両州において農業課税が歳入全体に占める割合は決して大きくは無く、ティグライ州は特に小さいといえる。したがって、両州にとって農業課税はそれほど重要な税源とは言えないのである。また、エチオピア全体で見ても、農業課税（土地使用料と農業所得税）の全歳入に占める割合は減少し続けており、1950 年代初頭には 20%であったものが、1990 年には 4 %程度、2007 年では 1 %

未満となっている。このように、製造業やサービス業の発展、付加価値税等の新しい税目の導入に伴い、農業セクター、とりわけ小農から得られる歳入の重要性は相対的に低下し続けていると言える。

ここで再び 2 州の経済構造について言及しておく、農業セクターの付加価値生産が州経済に占める割合は 2009/10 財政年度においてティグライ州 38.7%、オロミア州 66.0%であり、ティグライ州は農業以外のセクターからより多くの税を徴収したほうが、効率的であるような経済構造であると言える。したがって、ティグライ州では、農業セクター、特に小農からの徴税を行うインセンティブはオロミア州と比較して相対的に低いものとして捉えることが出来る。

(4) 2 州の農業課税徴収実績

それでは、2 州における農業課税の徴収実績はどうであろうか。2010/11 財政年度の一定面積、1 ヘクタール当りの徴税額での比較を行うと、ティグライ州では 30.1 ブル、オロミア州では 27.9 ブルであり、僅かながらもティグライ州の徴収実績の方が高い。

また、1 農家当たりの徴税額は、ティグライ州は 31.4 ブル、オロミア州は 34.1 ブルであり、オロミア州の徴税額はティグライ州の徴税額の約 1.07 倍である。しかし、オロミア州の穀類作物の土地生産性はティグライ州の約 1.26 倍であり³⁹、オロミア州の 1 農家当たりの耕作面積は、ティグライ州の 1.25 倍であるので、オロミア州での 1 農家当たりの農業所得はティグライ州の 1 農家当たりの農業所得の 1.57 倍程度と推計される。したがって推定される農業所得に対して徴税されている農業課税額が占める割合については、ティグライ州がオロミア州より高いと言え、政府による小農の農業活動の捕捉という観点においてもティグライ州はオロミア州より良い税の徴収実績を示していると言える。

つまり、ティグライ州は全体的な税の徴収実績のみならず農業課税という特定の税目においてもオロミア州より僅かではあるが高い徴収実績を示しており、小農の農業活動をより良く捕捉しているといえる。

ここで、農業課税の徴収実績を説明する要因として考えられる 2 州における小農の所得水準についての検討を多少加えておく。2 州の全体的な所得水準は既にみたとおりティグライ州がオロミア州より高い。既に第 3 章第 4 節第 2 項 (3) で示した通り、農業セクターの雇用人口が全雇用に占める割合は 2010/11 年度において、ティグライ州 77%、オロミア州 80%である (CSA[2012a])。その一方で農業セクターの付加価値生産が州経済に占める割合はティグライ州 38.7%、オロミア州 66%であるので、両州の農業セクターにおける労働生産性は他セクターと比較して低く、特にティグライ州においては比率の差が大きく、

労働生産性、そして農民の所得水準はオロミア州と比較してむしろ低いといえる。これは上に示した1農家当たりの農業所得についての推計からも同様の結果が示されている。したがって、農業課税の徴収実績においては所得水準の違いによって説明をすることは難しいと考えられるのである。

第5節 小括

本章では現政権における土地制度と農業課税について概観した。第1節では現政権の下における土地制度について概観した。そこから明らかになったのは以下の点である。

前政権の時代から引き続き土地は国有とされ、国が法的に土地資源をコントロールし得る体制は変わらないが、土地の譲渡に関する規制は徐々に緩和される傾向にある。また、地方分権化政策により、州が農地管理に関しその権限を持つこととなっている。各州は連邦政府の法令に沿った形で州の法令を整備しているが、それらには若干の相違点が見られる。特に土地保有の最低面積についてはティグライ州、アムハラ州はオロミア州、南部諸民族州と比較して小さく設定されており、これは土地の賦存状況が反映されているといえる。

第2節では現政権の土地行政の主要な取り組みである土地登記制度とその実施状況について触れた。ここでは、エチオピアで実施された土地登記は登記情報の質とその情報の更新に問題を抱えており、現行の制度が必ずしも農民の土地の権利を完全に保障し、土地の権利に関わる紛争を解決する手段となるものではないことが明らかになった。また土地登記の進行状況においては、州の間で違いが生じており、他州に先行して行財政制度を整備してきたティグライ州は土地登記においても他州に先行し、それにアムハラ州が続いており、土地がより希少であり、歴史的経緯から農民の土地への権利が認められており、土地の個別的な権利保障の公認を求める社会的要請が強かったと想定されるこれら2州においてその進行が早かった点が確認された。

また、Deiningerらの研究からは上に示したような課題はあるものの、土地登記書の発行が農民の土地投資を促進することが示された。これは土地登記書の発行が農民らの土地の権利に関する意識の醸成に繋がっていることを示唆するものである。

また、土地登記制度の整備を通じて、行政による一定程度標準化された手法で計測された土地面積に基づく地籍情報の把握が実現するという点を改めて示した。ティグライ州のより早い土地登記制度の整備は、同州の徴税機構での地籍情報のより早い把握を意味しており、これはティグライ州、そしてティグライ州より遅れて土地登記を開始したオロミア州における土地課税の在り方に影

響を与えるとの推察を示した。

第3節では本研究のケーススタディで取り上げるティグライ州とオロミア州の農業課税制度について概観した。2州の農業課税制度は共に土地面積を基準に課税額が算出される土地課税制度であり、相違点よりも類似点のほうが多いといえる。しかし、オロミア州では灌漑用地と非灌漑用地で異なる税額表を設定するなど、制度が若干複雑なものになっている。面積が大きいオロミア州ではその域内の農業生産の在り方も多様であり、農業課税制度はその生産体系の多様性が反映された形で形成されているといえる。

第4節では、2州における全体的な税の徴収実績とそれに関連する徴税行政体制の整備状況について示し、その上で2州における農業課税の位置づけとその徴収実績について概観した。

ティグライ州はオロミア州と比較して、第二次・第三次産業が発展しており、所得水準が高く、全体的に高い税の徴税実績を示している。行政官1人当たりの徴税額においてもティグライ州はオロミア州より高い徴収実績が確認された。

また、実施機関の配置状況と人材の配置状況についてはオロミア州においてより多くの配置が見られるが、他方でティグライ州は専門性を持つ人員を限られた予算からより効率的に配置しているだけでなく、税務行政の効率化を図る政策実施システムの導入においてもオロミア州に先行していた。これらの要因は、2州の徴税機構における「法令の定めた通りに一人一人の納税者から税を徴収できる体制」を直接的により良く機能させるものではないが、その体制を維持し、支える要因ではあると想定される。

ここで、2州における税務上の執行体制の整備状況についての推察を示しておく。ティグライ州税務行政官の職業倫理への意識がオロミア州行政官と比較して高いと推察されること、さらにはティグライ州では、権威主義的国家体制下で連邦政府主導の政策へのコミットメントがオロミア州と比較して高いと想定されることから、現政権における土地課税制度も連邦政府主導の主要政策の一つであると想定すると、ティグライ州の徴税機構における土地課税制度を法令通りに履行することへのコミットメントも同様に高くなると考えられる。

以上のことから、ティグライ州徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州徴税機構の税務上の執行体制と比較してより良く整備されているとの推察が導かれる。

最後に、農業課税の徴収実績については、ティグライ州歳入においては農業課税が占める割合は極めて小さく、他税目からの税収が期待できる状況にあり、農業課税を積極的に徴税するインセンティブはオロミア州と比較して低いと想

定されるが、ティグライ州がオロミア州より僅かながら高い徴収実績を示すことが確認された。

¹ 牧畜民についての土地保有に関する権利は第 40 条第 5 項にて定められている。また、個人投資家の土地の使用についても法に定められた支払協定に基づき認められるとされている。(第 40 条第 6 項)

² 最低面積については州により定められるとされている。ティグライ州では 1997 年、オロミア州では 2002 年、南部諸民族州では 2003 年に既に最低面積について布告で規定がなされている。

³ アムハラ州は 2006 年、ティグライ州、オロミア州、南部諸民族州では 2007 年に布告が出されている (Holden and Tewodros Tefera[2008:22]、TNRS[1997:第 16 条第 4 項])。

⁴ 英語では、Bureau of Land and Environmental Protection 又は Environmental Protection Land Use and Administration Authority と称される部局。

⁵ The Environmental Protection, Land Administration and Use Authority (EPLAUA) が 2004 年に農業農村開発局内に設置され、以降半独立組織として機能している。

⁶ ただし、この最低面積の規定は、土地の権利が委譲されたり、再配分されるケースに対し適用され、それ以前に保有している農地は対象とはならない (FDRE[2005]第 11 条第 1 項)。

⁷ この土地再分配は TPLF が農村からの支持を得ることに貢献した。

⁸ TPLF は土地管理以外の分野においても、現政権成立以前から現在のティグライ州全域を対象に、ティグライ救援教会 (Relief Society of Tigray、以降 REST) と協力し、解放区における飢饉の被災民への支援などを行った。この支援は、後に当初の緊急支援から農業分野での復興、開発支援へと拡大した。1991 年の前社会主義政権崩壊後、REST はローカル NGO として組織再編され、農業、金融、教育、インフラ整備など幅広い分野における活動を行い、前政権が意識的に作り出した政策により欠如した空間を埋める役割を果たした。

⁹ Solomon Abebe[2006:165]、Deininger et al.[2008:1793]では、ティグライ州の土地登記、登記書の発行は 1998 年から開始されたとされているが、第 5 章に示す事例研究の結果から 1997 年には土地登記書の発行が行われていたことが確認されたため、1996 年とした。また、現政権発足以降のティグライ州における土地登記は、デルグ政権期に実施された「初期」の土地登記で生じていた問題を是正するため、当該土地登記情報を再検討し、必要な修正を行ったうえで情報を統合し包括的な登記情報を形成することを目的とした

(Yirgalem Nega and Solomon Atakilt[2006:248])。

¹⁰ Watershed Management Team under the Natural Resources Conservation and Management Directorate of Ministry of Agriculture and Rural Development (MOARD)

¹¹ 土地区画面積の測量に当たってはロープによる簡易的な測量方法で実施されている

(Yirgalem Nega and Solomon Atakilt [2006:255]、Deininger et al.[2008:1799-1800])。

¹² Mitiku Haile らによると、ティグライ州の女性家長の世帯の多くは最貧層であり、男性家長の世帯と比較しより脆弱な立場にあるため、女性は土地の権利が脅かされることを恐れ、男性と比較して土地登記書の価値をより高く評価しているとされる (Mitiku Haile[2005:21,24])。

¹³ 一般的に土地使用权の権利者についての紛争は郡で裁かれるが、土地区画の特定に関してはケベレでの裁量となることが多く、その場合はその地域特有の情報をもつ関係者によって紛争が裁かれることとなる。

¹⁴ a : (Deininger et al.[2008:1793-1794])、b : (Solomon Abebe[2006:168])

¹⁵ 章末注 11 に示したように、Solomon Abebe[2006:165]、Deininger et al.[2008:1793]では、ティグライ州の土地登記、登記書の発行は 1998 年から開始されたとされているが、第 5 章に示す事例研究の結果から 1997 年にはすでに土地登記書の発行が行われていたことが確認されたため、本研究内ではティグライ州における土地登記の開始は 1996 年と統一した。

¹⁶ Land Administration Committee。

¹⁷ Rural land use fee per Proclamation No. 77/1976, 152/1978

¹⁸ その他にも、アムハラ州、ハラール州、ベニシャングル・グムズ州においても土地面積に基づいた課税がなされている (Abebe Alebachew and Getnet Alemu[2010:4]、Tadesse Lencho Gemechu[2014:253]、Chekol Kidane and Getnet Alemu[2010:7])。他方、ガンベラ州は収穫高

を基準として課税額が算出されている。

¹⁹ なお、農業課税制度導入に必要な行政規則 (regulation) の発令においては州議会が、税務行政実施において必要な行政命令 (directives) の発令は州歳入局がその役割を負うことが両州の布告で示されている (ティグライ州布告第 15 条、オロミア州布告第 26 条)。

²⁰ また、土地登記において使用されたフォーマットにおいても土地使用目的の選択肢は、farmland、glazing land、woodlots の 3 区分のみであり住居は含まれていない。

²¹ オロミア州内の土地登記が完了していない地域においては、土地環境保護局 (Bureau of Land and Environmental Protection) が管理する農地面積の情報 (農民から申告された土地面積に基づく) が課税額算出時に使用されていた。

²² この点については、ケーススタディの実地調査で確認された。

²³ アムハラ州で食料不足地域とそれ以外の地域との税額を分けている (2008 年に制定)。しかし、そのほかの州、たとえばベニシヤングル・グムズやガンベラは収穫高を基準として課税額が算出されている。また、南部諸民族州では生産物 (チャットと呼ばれる換金作物、またはコーヒー) によって税率を上げるなど州によって異なる制度が見られる (Tadesse Lencho[2014:253])。

²⁴ このように土地から得られる収穫高を勘案して税額を変える制度はアムハラ州でも見られる。アムハラ州においては、食料不足地域とそれ以外の地域とで異なる税額表を設定している (Abebe Alebachew and Getnet Alemu[2010:4])。

²⁵ 家畜頭数によって税額が定められる。10 頭までは免税となり、最も低い税額は 25 頭以下の場合の 15 ブル、最も高い税額は 300 頭以上の場合の 200 ブルである。

²⁶ 罰金の額についての規定は布告では定められていない。罰金の額についてはティグライ州歳入局行政官からの情報による。

²⁷ Income Tax Proclamation (Proclamation No.296/2002) 第 104 条に定められている。なお、ティグライ州における税不服申立委員会は 2001/02 年から郡に設置されている。

²⁸ また、農業課税の場合は基本的にケベレで徴税が行われるが、徴税担当者が徴収した税金を定められた期間内に納めなかった場合、徴収した税金の 5 % から 50 % の罰金が課される (オロミア州布告第 20 条)。

²⁹ アムハラ州では 591 ブルであった。

³⁰ この情報は連邦政府歳入庁評価レポート (ERCA[2011]) による。筆者がオロミア州歳入局から入手した情報では主要スタッフのみの数値が得られなかったため、連邦政府歳入庁評価レポートの数値を使用した。

³¹ 州、県、郡、市すべてのサービスステーションを含む。

³² ただし 2008/09、2009/10 財政年度については州部局での給与が予算に占める割合はティグライ州の方がオロミア州より大きい。

³³ 筆者がティグライ州歳入局から 2011 年 9 月に聴取した情報による。

³⁴ 基本的にすべての市民は納税者識別番号を登録することが求められている。

³⁵ 連邦政府歳入局からの情報による。

³⁶ VAT 納税者が導入すべきとされているレジスター (記録器)。

³⁷ 連邦歳入庁州支援部局のレポートによる。

³⁸ 連邦歳入庁会計データ (2009/10 財政年度) とティグライ州、オロミア州から聴取した情報により筆者が算出した。後段に示す一定面積当たりの徴税額、1 農家当たりの徴税額についても同様に筆者が算出した。

³⁹ 穀類作物の土地生産性については、CSA[2010b]より筆者が算出した。

第5章 事例研究（ケーススタディ）

第1節 予測されるケーススタディの結果の提示と研究の手法

(1) ケーススタディにおける研究の手法

本章では、ケーススタディを通じて、エチオピアの各地域における土地課税の在り方を捕捉し、その差異を説明する要因の考察を行う。具体的には、本節（2）に示す4つの予測される結果について調査結果を整理し、分析検証を行う。そして、ケーススタディの結果を説明する要因・背景について整理・考察を行う。

本研究における土地課税の在り方の捉え方については序章で詳細に示しているが、ここで改めて簡単に示しておく。第一に行政と納税者側双方からの調査・検討を行うこと、第二に納税・徴税の在り方の、法令順守の状況、換言すればあり得べき法令からの逸脱の状況を分類して検討すること、第三に納税者の行政の徴税の在り方の合法性に関わる知識と対応（異議申し立てを行うかどうか）についての検討を加えること、第四に、土地への課税をめぐる状況が、徴税側と納税側のどのような関係によって規定され、ひるがえって日々その関係を再生産しているのかを検討に含める点である。

次に、各調査対象地における土地課税の在り方とそれに関わる要因を明らかにするための実証的な調査の手法について改めて示しておく。

本研究ケーススタディの実証的な調査において焦点を当てて確認したのは以下の7点である。

- ① 行政が法令に定められたところに従い悉皆的に土地課税を徴税しているか（納税義務のある農民が全員納税を行っているか）。
- ② 土地課税が後述の法令通り従量的に（農地面積に基づいて）徴税されているか（法令からの逸脱が見られるか）。
- ③ 行政官や徴税担当者に不正行為（農民からの徴収額と公共財政への納付額の不整合）が見られるか。
- ④ 土地登記制度の整備を通じて地籍情報の確認・把握がなされているか。
- ⑤ 納税者の徴税担当者との私的交渉を通じた減免を求める行動がみられるかどうか。
- ⑥ 納税者が徴税を行う行政側に対し公けに法令通りの徴税を要求する行動（具体的には税不服申立委員会への異議申立て）が見られるかどうか。
- ⑦ 徴税側と納税側は、現在の土地課税の徴収と関連制度の整備をめぐってどのような相互関係にあるのか、具体的には、主に農民の徴税側（各行政機構のレベル）に対する信頼の度合いはどのようなものか。

上記について、調査の実施目的と照らして説明を加えておく。

まず、徴税状況そのものを確かめるために、行政側の観点から①、②について

確認する。①で行政による悉皆的な徴税が確認されており、②で法令に基づく従量的な徴税がなされていないければ、法令からの逸脱が生じていることになる。そして、次には法令からの逸脱があったケースについてその土地課税執行体制上の要因を明らかにするために、③、④について確認する。③で不正行為が確認されなければ行政官の徴税業務における杜撰さや怠慢によって法令からの逸脱が生じており、他方で③について不正行為が確認されれば徴税吏の意図的な不正行為により法令からの逸脱が起こっているといえる。また、②で法令からの逸脱が確認され、④において土地登記制度の整備が大幅に遅れていることが確認される場合は、(地籍情報の把握と土地登記制度の整備が一体で進められているため)土地課税の徴税において正確な従量的課税に不可欠な地籍情報が把握されていない、または大きく欠損していることを意味する。このことは、正確な課税対象捕捉と行政の主導による徴税という条件が備わっていないことを意味しており、そのために法令からの逸脱が生じていると考えられる。また、土地登記制度の未整備は、農民の土地への権利の制度的保障が現状では十分でないことを意味しており、納税への考え方に影響を与えている可能性があるといえる。

次に、納税者側の納税状況のうち悉皆的な納税については①の確認を行うことで把握が可能となるが、さらに⑤を通じて納税者側の要因によって法令からの逸脱が生じていないかを確認する。また、納税者と行政官の関係について明らかにするために⑥を、そして最後に、徴税側と納税側の社会的関係を確認するために⑦についての確認を行う。

(2) 予測されるケーススタディの結果の提示

本研究のケーススタディでは土地保有・納税の歴史が異なるティグライ州とオロミア州の2州を取り上げる。

第2章で既に示した点であるが、改めてこの2州をケーススタディで選択する背景を簡単に示す。

第2章を通じて明らかにしたように、エチオピアの近代化以降、つまりメネリク二世による南部侵攻以降、北部地域と南部地域では、土地制度、租税制度の定着状況が異なり、そしてそこで形成された土地への権利と課税をめぐる徴税側と納税側の共通理解の在り方(共通理解を共有しているかどうか)もまた異なるものであった。この状況の違いは、2つの地域における異なる歴史的経緯と社会的背景によって形成されたといえる。したがって、土地課税に関わる社会的背景が異なる地域(北部地域、南部地域)から本研究ケーススタディの対象州を選択することにより、多様性を持つエチオピアにおける土地課税の在り方をより良く把握できると考えられる。

また、ティグライ州は現政権与党 EPRDF を主導してきた TPLF の政治基盤であり、現政権発足以降の土地登記制度を含む土地保有制度の整備において他州に先んじてきた。他方でオロミア州はその内部に土地制度をめぐる歴史的な多様性があると同時に、土地登記制度を含む土地制度が執行途上にあって地域によってその進行状況が異なっている。オロミア州は人口、面積ともにエチオピア最大の州であり、宗教・民族、農業生産の在り方においてティグライ州と比較し多様性があるのだが、これらの要因は、各地域の土地課税と権利の結びつきについての共通理解と相互に深く関連すると考えられる。

したがって、現政権発足以降の土地登記制度を含む土地制度の整備状況が異なる州であるティグライ州とオロミア州をそれぞれ上に示した歴史的経緯・社会的背景の異なる地域（北部地域、南部地域）から選択することは、上記目的（多様性を持つエチオピアにおける土地課税の在り方をより良く説明する）を果たすために適切であると考えられる。

ケーススタディで対象とする 2 州の選択の背景を再度明らかにした上で、次に本ケーススタディにおいて予測される結果を 4 点提示する。

予測される結果の 2 点は行政側の土地課税の徴税の在り方に着目した予測、1 点は納税者側の納税の在り方、そして最後の 1 点は納税者と行政の関係性に着目するものである。

第 2 章で示したようにエチオピアの土地保有制度とそれに関わる土地課税制度は、古くから、現在のティグライ州を含む北部地域を中心に発達し定着したものであり、そこでは、土地保有と納税行為との結びつきは密接なものであった。土地は農民の生活を保障する最も重要な欠くべからざる資源であり、これは「土地を持たざる者は人にあらず」という言葉に象徴される。農民は納税（または貢納）を行うことによって土地保有の権利への保障を得ており、その点において支配者（国家やグルト（徴税）の権利を持つ皇族や貴族）は農民の生活の基盤を保障する存在でもあったと言える。

他方で、一般的に言って、南部地域への同制度の導入は 19 世紀後半と相対的に遅く、支配民族が北部から侵入した他民族であることが関わって、徴税側と納税側は支配従属的關係であり、納税と土地保有の権利への保障は明確には結び付かないものであった。ただ、南部地域では、第 2 章で示した通り、宗教や民族、農業生産の在り方などの文化的多様性、そして地理的位置（支配者からの物理的な距離）などが関係し、早くから北部との一定の同質化が進んだところ、農民の権利の保障を伴わない土地の私的支配と収奪が行われたところ、あるいはソマリ人勢力との対立を背景に異民族としての農民に対する支配が一層苛烈であったところなどの違いがあった。現在のオロミア州には、これらの異なる歴史的経緯をも

った少なくとも3つの種類の地域が含まれている。そうした徴税側（または支配者）と納税側（または被支配者）との関係の歴史的経緯の多様性は、現代エチオピアにおける各地域において、土地課税と権利の結びつきについての共通理解、および徴税側と納税側の課税をめぐる信頼関係に影響を及ぼしていると想定される。

そして、そのことは、土地課税に関わる登記制度と地籍情報の把握、税務上の執行体制、実際の土地課税の在り方にも影響を及ぼしていると想定される。第2章で述べたように徴税機構が古くから存在し、農民の土地保有権が保障されていた北部地域においては、農民の土地に対する権利の保障をめぐる行政側の意識は高く、行政機能の基盤となる情報や資金の管理能力や組織的連携を行う政治的意思と能力は南部地域より相対的に高いものとなり、現代における2州の行政執行体制、より具体的には税務上の執行体制の整備状況、ひいては土地課税の在り方に影響を与えたと考えられる。

第3章、第4章で示した通り、現政権発足以降の土地登記を含めた行財政制度の整備はティグライ州が、オロミア州を含む他州に先行している。行財政制度の整備においてティグライ州がオロミア州を含めた他州に先行した背景には、現政権が地方行政組織の行財政制度整備を行う上でティグライ州をその原型とした経緯があろう。さらに土地登記制度の整備に関しては、ティグライ州を含む北部では、相対的に土地が希少であることに加え、その歴史的経緯から農民の土地への権利が認められており、土地の個別的な権利保障の公認を求める社会的要請が強かったことがその背景にあると想定される。

また本章第4節（2）で後述するように、オロミア州内部でも、地域間で土地登記などの行財政制度の整備の進捗状況には違いが見られる。

他方で、第3章で示したように、ティグライ州の農民の農業から得られる所得はオロミア州の農民より少ないと想定され、農村における貧困率も相対的に高い。しかしながら、第4章で示した通り、現政権発足以降のティグライ州の全体的な徴税の効率性はオロミア州と比較してすぐれており（ティグライ州の1人当たり所得に占める税収の割合はオロミア州より高い）、行政の効率化に資する取組みにおいてもオロミア州に先行し、行政官の職業倫理への意識も高い。農民に対する税の徴収実績（土地課税の徴収実績）から見ると、ティグライ州の農民は、オロミア州の農民と比較して農業所得のより多くの相対的割合を納税している。したがって、ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構における税務上の執行体制と比較し、より良く整備され機能していると想定される。

このことは、現代エチオピアにおける土地課税の在り方を説明する要因は、農

業生産の水準ではなくむしろ、上述の歴史的経緯の帰結としての徴税側と納税側の土地課税と権利に関する共通理解や行財政制度の整備の状況がその要因となっていることを示唆していると考えられる。

このような歴史的経緯と社会的背景の考察から、ケーススタディにおいては、以下に示す4点をその結果として予測する。予測される結果の1と2は、行政側の徴税の在り方について、そして予測される結果3は納税者の納税の在り方について、そして予測される結果4は徴税を行う行政と納税を行う農民との間の関係性についての予測が示されている。

【予測される結果1】

上に述べた2州の現政権発足以降の状況から示されるように、ティグライ州においては土地課税を徴税する上で重要な地籍情報の把握を実現する土地登記制度はオロミア州より早期に一定程度の整備がなされていること、また相対的に税務上の執行体制も良く整備されていると考えられることから、ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構と比較してより法令にかなった土地課税の徴税（本節（1）の②、③、④に関わる従量的な法令通りの徴税）を達成するよう機能していると予測される¹。

【予測される結果2】

オロミア州においては、土地・租税制度に関わる歴史は一樣では無く、そのために北部地域で確認されるような農民への課税と土地の権利保障との結びつきに関する徴税側と納税側の共通理解を共有する地域とそうでない地域があった。これらの歴史的要因は間接的に現代におけるオロミア州内の各地域の税務上の執行体制と関連する土地登記制度の整備状況に影響を与え、各地域間に差異を生じさせていると想定される。結果として、オロミア州内では、土地課税に関わる法令の履行の在り方においても差異が生じていると予想される。より具体的に述べると、徴税の行政任務において、徴税行政の杜撰さや怠慢、または権限濫用ないし不正行為によって生じる法令からの逸脱の状況（本節（1）の②、③、④参照）が異なると考えられる。

【予測される結果3】

エチオピアは形式的には複数政党制民主主義を採用するが、その実態としては一党独裁であり、自由意思に基づく代表の選出は実現されているとは言えず、實際上主権者であるはずの国民は与党EPRDF（エチオピア人民革命民主戦線）の受動的なパートナーとして位置づけられている。その中で多くの農民は教育水準が低く、そして労働生産性に規定される所得も低い。したがって、農民は社会的・経済的に脆弱な状況にあり、また政治的にも従属的で個々の農民の行政に対する発言権は弱いと考えられる。換言すれば、過去（現政権以前）の君主制、帝政、

抑圧的な社会主義体制の下と大差のない状況に置かれていると考えられる。こうした状況下で、農民は自らの法令の理解に従い個々に自発的に正当な納税をする、あるいは、自己利益を最大化するために不正に低い徴税や見逃しを行政側に個別に求める余地は少ない（本節（１）の⑤で述べたような納税側からの私的な働きかけがない）、また、実質的な権威主義的国家体制の下で社会的・経済的に脆弱で教育水準が低く、政治的にも従属的である個々の農民（納税者）は、法令で定められた課税額の算出方法に関する詳しい知識や発言力が乏しく、したがって、徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動を個々にはとらないと予想される（本節（１）の⑥参照）。言い換えれば、行政側から求められるとおりの税額を納税していると予想される。そのことの背景には、共通の歴史的経緯、つまり 19 世紀後半から、農民がほぼ悉皆的に支配者に対して納税を行ってきた²ということがあると考えられる。この点は、過去の歴史において支配と収奪の及んだ範囲を考えると、州間・地域間で違いはなく、農民からはほぼ悉皆的な納税がなされている（本節（１）の①で述べた悉皆性がおおむね達成されている）とも予想される。

【予測される結果 4】

農民の行政に対する信頼度は、支配者との間の権利の保障をめぐる歴史的背景の違い、そして税務上の執行体制の整備状況の違いに応じて地域によって大きく異なると想定される。上記予測される結果 3 において示したように、実質的に権威主義的支配の下で個々の農民が支配者に対し従順ではあっても、それは集団としての農村住民から幅広い支持を得られていることと同義ではないと考えられる。現政権発足までの土地をめぐる支配者と納税側の関係の歴史的経緯（与党中核 TPLF は支持基盤であるティグライ州農民への土地の権利の保障を通じて農民の反政府活動への動員を行い前政権打倒に成功した）から、農民からの高い信頼を獲得することは現政権の支配維持にとって重要な要素となっていると考えられる。現政権は、与党中核 TPLF の結成地であり支持基盤である北部ティグライ州では信頼の獲得に成功しているものの、南部では、行財政制度の整備の遅れや権利保障をめぐる背景や土地への権利と課税に関する共通理解の違い、それと連動した土地及び税務上の執行体制の整備状況が異なり、地域によって十分な信頼が得られていないところがあると考えられる。以上の点から、農民の行政に対する信頼度は、土地課税と関係した農民の権利保障をめぐる歴史社会的背景、その政策的帰結としての税務上の執行体制の整備状況の地域社会間における違いと相関し、ティグライ州のように農民の行政への信頼度が高いところでは法令通りの履行がなされ、そうでないところ特にオロミア州の一部地域では法令からの逸脱が見られる可能性が高いと予測される（本節（１）の⑦参照）。

以下、上に示した予測される結果 4 点を簡略化しまとめて示しておく。

（予測される結果 1）ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構と比較してより良く機能している

（予測される結果 2）オロミア州では、州内で税務上の執行体制の整備状況が異なり、土地課税に関わる法令の履行の在り方においても差異が生じている。

（予測される結果 3）農民は自らの法令の理解に従って正当な納税を自発的に行い、あるいは、自己利益を最大化するために不正に低い徴税を行政側に個別に求める余地は少ない、つまり、行政側から求められる税額を納税している。また、農民は法で定められた課税額の算出方法に関する詳しい知識や発言力が乏しく、徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動をとらない。この点については州間で違いはなく、したがって、ほぼ悉皆的な納税をしている。

（予測される結果 4）農民の行政に対する信頼度は、土地課税と関係した農民の権利保障をめぐる歴史的背景、その政策的帰結としての税務上の執行体制の整備状況の地域社会間における違いと関連し、農民の行政への信頼度が高いところでは法令通りの履行がなされ、そうでないところでは法令からの逸脱が見られる可能性が高い。

第 2 節 調査対象地の選定

(1) 調査地選定の背景

より具体的な調査を行い、それぞれの州内における大衆課税の徴税の在り方の違いを見るために、ティグライ州からは 2 つ、オロミア州からは 3 つの調査対象地を選択した。

調査対象地の選定の手順は以下のとおりである。まず、それぞれの州の県又は郡レベルにおける土地課税³（農業所得税（agricultural income tax）と土地使用料（rural land use fee））の徴税状況を比較し、オロミア州より 3 県、ティグライ州より 2 県を選択した。

オロミア州からは、県レベルでの 2009/10 財政年度の徴税状況（農地 1 ヘクタール当たりの徴税額）、そして調査の実施可能性、歴史社会的背景の多様性を考慮した上で、徴税率が州平均より高い 2 県、低い 1 県、合計 3 県を選択し、それぞれの県内で平均的な徴税率を示す郡を選択した。ノース・ショア県、ジンマ県、イースト・ハラルゲ県の徴税率はそれぞれ州平均の 1.53 倍、1.53 倍、0.56 倍で、全 17 県中の徴税率の順位は 5 位、6 位、17 位である。対象とした郡からは平均的な徴税率をしめすケベレを抽出し⁴、対象郡中心部からアクセスのしやすさ等を検討して 1 ケベレを選択し、調査対象地（O1、O2、O3）とした。

ティグライ州においても、オロミア州と同様に地方行政組織の徴税状況を考慮

して対象郡を選択しているが、ティグライ州の郡数はオロミア州と比較して非常に少ないため、県レベルでの徴税状況の比較は行わず、郡レベルでの徴税状況を比較し調査対象郡の選定を行った。ティグライ州からは、郡レベルの 2009/10 財政年度の土地課税の徴税状況（農地 1 ヘクタール当たりの徴税額）と調査の実施可能性を考慮して徴税率が州平均より高い郡と低い郡を 1 郡ずつ選択した。選択したキタウラウオ郡（イースタン・ティグライ県）とエンデルタ郡（サウス・イースタン県）の徴税率はそれぞれ州平均の 1.44 倍、0.79 倍、土地課税の徴税が行われている全 35 郡中の徴税率の順位はそれぞれ 3 位、20 位である。オロミア州と同様に対象とした郡から平均的な徴税率をしめすケベレを抽出し、対象郡中心部からのアクセスのしやすさなどを検討して 1 ケベレを選択し調査対象地（T1、T2）とした（各調査対象地の位置関係については図 5－3－4、図 5－3－5 に示す）。

O1 の北側にはアムハラ州があり、O2 の南側には南部諸民族州が位置する。O3 はすぐ北側に都市であるディレダワ、そしてソマリ州がイースト・ハラルゲ県を取り囲む形となっている。T2 の東側にはアファール州が位置している。

表 5－2－1 調査対象地情報（州、県、郡、ケベレ）

調査対象地	州	県	郡	ケベレ
O1	オロミア	ノース・ショア	ヤヤグレレ	KX
O2	オロミア	ジンマ	ケルサ	KY
O3	オロミア	イースト・ハラルゲ	ケルサ ⁵	KZ
T1	ティグライ	イースタン・ティグライ	キタウラウオ	KA
T2	ティグライ	サウス・イースタン・ティグライ	エンデルタ	KB

(2) オロミア州調査対象地の歴史的経緯と社会的背景

第 1 節において、オロミア州の中には、歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況が異なる地域が存在するという考察を示した。本節（2）では、この点について第 2 章内で論じたケーススタディでオロミア州調査対象地とした地域に関する歴史的経緯と社会的背景について整理、提示した上で詳しく論ずる。

まず、O1 について述べる。O1 が位置するノース・ショア県は、古くからアムハラ社会への統合が見られ北部地域文化への親和性が高い地域であるといえる。メネリク二世による南部侵攻以降、行政官への登用は民族、宗教によって恣意的に選択・決定される傾向にあり、非アムハラ人、イスラム教徒の行政官への登用は極めて限定的であり、この傾向は帝政期においても続いた。その中で、現オロ

ミア州ノース・ショア県を含む「ショア」出身者については、他地域における行政官への登用が見られた。また、土地制度や租税制度の整備、定着状況という点に照らして述べると、北部地域への親和性が高い地域である「ショア」では、比較的早期に制度が整備され、ある程度の定着が見られたと想定される。

次に、O2 について述べる。O2 が位置するジンマ県は、帝政期のカファ州ジンマ（以降「ジンマ」）にあたる。「ジンマ」では、ジンマ王国国王の子孫がその地域の首長となっており、少なくとも帝政期初期においてはエチオピア帝国（アムハラ）による支配は比較的緩やかなものであったと想定される。しかし、「ジンマ」は行政的にも、経済的にも帝政期、デルグ政権期を通じて重要な拠点であったため、段階的に行政組織においても、土地の私的保有においてもアムハラの進出が積極的に行われ、農民に対しては苛烈な支配が行われたと想定される。同地域における土地制度や租税制度の整備、定着状況については、「ジンマ」が主要輸出品であるコーヒーの主要な産地であったことから、エチオピア帝国への統合後（1932 年）、特にイタリアによる占領期以後には、支配民族であるアムハラが積極的に進出、土地の私的保有が行われ、両制度の整備、定着がすすめられたと考えられるが、「ショア」と比較すると遅いものであったと推察される。

最後に O3 について述べる。O3 が位置するイースト・ハラルゲ県は、隣国ソマリア近くに位置し、帝政期においてはハラルゲ州（以降「ハラルゲ」）に含まれた。「ハラルゲ」はエチオピア帝国への対抗勢力と近しいとみられていた地域であり、メネリク二世の南部侵攻以降帝政期を通じて他地域より厳しい支配体制が敷かれた。「ハラルゲ」では、デルグ政権期においても、住民の意思を無視した大規模な集村化がオロモ人、ソマリ人の分離独立運動を抑制する目的で実施され、他の地域より厳しい統制が行われていたといえる。土地制度や租税制度の整備、定着状況について述べると、宗教的にも地理的位置からも国家の中心から見て「周辺」であった「ハラルゲ」では帝政期の 1944 年に定められた農業課税制度（表 A-3 参照）において、州都であるハラールを除き税率が定められていなかったことを考えると、両制度の整備の状況は他地域より遅いものであったと推測される。また、帝政期の「ハラルゲ」において広大な土地が政府や王族・貴族によって保有されていた状況は、耕作を行う農民たちの土地の権利を他地域と比較して不安定なものにし、両制度の定着という点においても遅れが見られたと考えられる。

ここで示した帝政期を通じて形成されたオロミア州内の地域によって異なる土地制度や租税制度の整備、定着状況はデルグ政権期において実施された土地改革時の旧地主階級への対応の違いにも表れているといえる。第 2 章第 4 節第 1 項でも示したが、「ジンマ」、「ハラルゲ」ではデルグ政権期の土地改革において旧地主階級に対する過激な排除が見られたが、「ショア」ではそのような過激な排除は報

告されていない。「ショア」は北部地域文化への親和性が高く、換言すれば歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障について社会内部での共通理解が他2地域と比較してより良くなされており、したがって、土地改革時への旧地主階級への過激な排除は行われなかったと考えられる。

以上の点から、限られた情報からの推察ではあるが、オロミア州では、第1節で示した通り、歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況に、地域間で違いがあると想定される。そして、このケーススタディで選んだ対象地は相互に異なり、オロミア州の中の多様性を考える上で適した対象地であると考えてよいであろう。

(3) 実地調査の方法

実地調査は2011年から2014年の間に2回実施した。第1回調査は2011年11月から2012年2月にかけて実施した。この調査ではそれぞれの調査対象地（ケベレ）から40の農家⁶を無作為抽出し、エチオピア人現地調査員に英語の調査票（付属資料1⁷参照）を用いて抽出された農家の家長を対象にそれぞれのローカル言語で半構造化インタビューを実施するよう指示した。なお、農家を対象とした半構造化インタビューの実施に当たっては、調査結果は本研究にのみに利用され、調査対象者の回答が政府関係機関を含む他者に公開されるものではないことを現地調査員から調査対象者に対しローカル言語で口頭にてインタビュー開始前に伝えている。農家への個票調査に加えて、県、郡の歳入局、土地管理環境保全局から必要な行政データを取得し、半構造化インタビューを実施し、情報を聴取した。またケベレからも必要な情報の聴取を行った。

第2回調査は2014年6月から12月にかけて実施した。これは第1回調査で明らかにならなかった事項について、それぞれの調査対象地において追加情報を取得することを目的に実施したものである。第1回調査の調査対象者の一部に再度半構造化インタビューを実施した。また、郡行政官、ケベレ行政官や首長らにも半構造化インタビューを実施し、必要に応じ行政データを取得し、情報を聴取した。

第3節 調査対象地の概要

(1) 主要な都市までのアクセス

県都または郡都からのアクセスが比較的良好な調査対象地はO2、O3、T1、T2であり、それぞれ幹線道路に沿いに調査対象地がある⁸。O1については、県都フィッチェからの公共交通機関が殆ど存在せず、非舗装道路で移動しなければならず、調査対象地へのアクセスは困難である。

オロミア州の州都は国全体の首都でもあるアディス・アベバである⁹ので、O2、O3 は特に州都までの物理的距離が遠いということになる。O1 についてもティグライ州の調査対象地と比較すると州都までの距離は遠いといえる。

表 5－3－1 調査対象地から主要都市への距離

	首都アディス・アベバまでの距離(km)	州都までの距離(km)	県都までの距離(km)	郡都までの距離(km)
O1	114	114	20	8-10
O2	332	332	20	5-7
O3	370	370	30	3-5
T1	809	61	15	15
T2	780	20	-	20

(2) 宗教、民族

次にそれぞれの調査対象地の郡における宗教の分布を見てみよう（表 5－3－2 参照）。下の表で示されるように、O1、T1、T2 はエチオピア正教徒がほぼ 100% を占め、宗教的な同質性が高いと言える。他方、O3 はイスラム教徒が殆どであるのに対し、O2 はイスラム教徒が約 90%と大半を占めるものの、エチオピア正教徒も 10%近くおり、やや宗教的な多様性が高い。

表 5－3－2 調査対象地の郡における宗教的分布

	エチオピア正教	プロテスタント	イスラム教
O1	99.6%	0.3%	0.0%
O2	9.9%	0.3%	89.5%
O3	2.0%	0.0%	97.9%
T1	98.3%	0.0%	1.6%
T2	99.5%	0.0%	0.3%

（2007 年人口センサス（CSA[2007a]）より筆者作成）

次に調査対象地の郡における民族の構成を見てみる。ティグライ州の調査対象地 T1、T2 はともにティグレが 100%近くを占めており、民族的な同質性がきわめて高いといえる。オロミア州の調査対象地をみると、O3 ではオロモが 100%近くを占めるが、O1、O2 においては大多数ではあるものの、90%には達していない。O1 ではアムハラが 10%以上を占める。よって、5つの調査対象地において T1、T2、O3 は民族的な同質性がきわめて高く、O1、O2 は、それらと比較すると若干多様であると言える。

O1 はオロミア州のノース・ショア県に位置するが、この県はアムハラ州との州

境に位置し、隣接するアムハラ州の県名はオロミア州側と同じノース・ショア県であり、オロミア州のイースト・ショア県とともに帝政期・デルグ政権期は「ショア」州として認識されてきた地域である。このような北部地域との地理的な近さにより、O1 ではアムハラがオロミア州の他 2 地区より多く居住していると考えられる。O2 ではイエメサと呼ばれる人々が多く居住するが、彼らは現在の南部諸民族州（O2 の位置するジンマ県と隣接する）に位置する王国を起源としており、地理的に近く言語的にも親和性が高い当該地域へ人口が流入したと考えられる。なおイエメサの多くはキリスト教徒であるとされている（表 5－3－3 参照）。

表 5－3－3 調査対象地の郡における民族の構成

	アムハラ Amhara	オロモ Oromo	ティグレ Tigraway	イエメサ Yemsa ¹⁰	アフアール Afar	その他
O1	12.6%	87.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
O2	1.3%	88.1%	0.4%	8.8%	0.0%	1.3%
O3	2.0%	98.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
T1	0.0%	0.0%	99.2%	0.0%	0.8%	0.0%
T2	0.1%	0.0%	99.8%	0.0%	0.1%	0.0%

（1994 年人口センサス（CSA[1994]）より筆者作成¹¹）

（3）農業生産の在り方

続いて調査対象地における農業生産の在り方について整理する。表 5－3－4 に各調査対象地の年間降水量、高度、主要作物と穀物の生産性を示した。O1、T1、T2 では小麦、大麦、テフといった穀物が多く栽培されている。他方で O2、O3 では他地域では生産されていないメイズが多く栽培されており、これら 2 つのグループで農業生産の在り方が異なるように見受けられる。

表 5－3－4 調査対象地の郡における主要作物と穀物の生産性

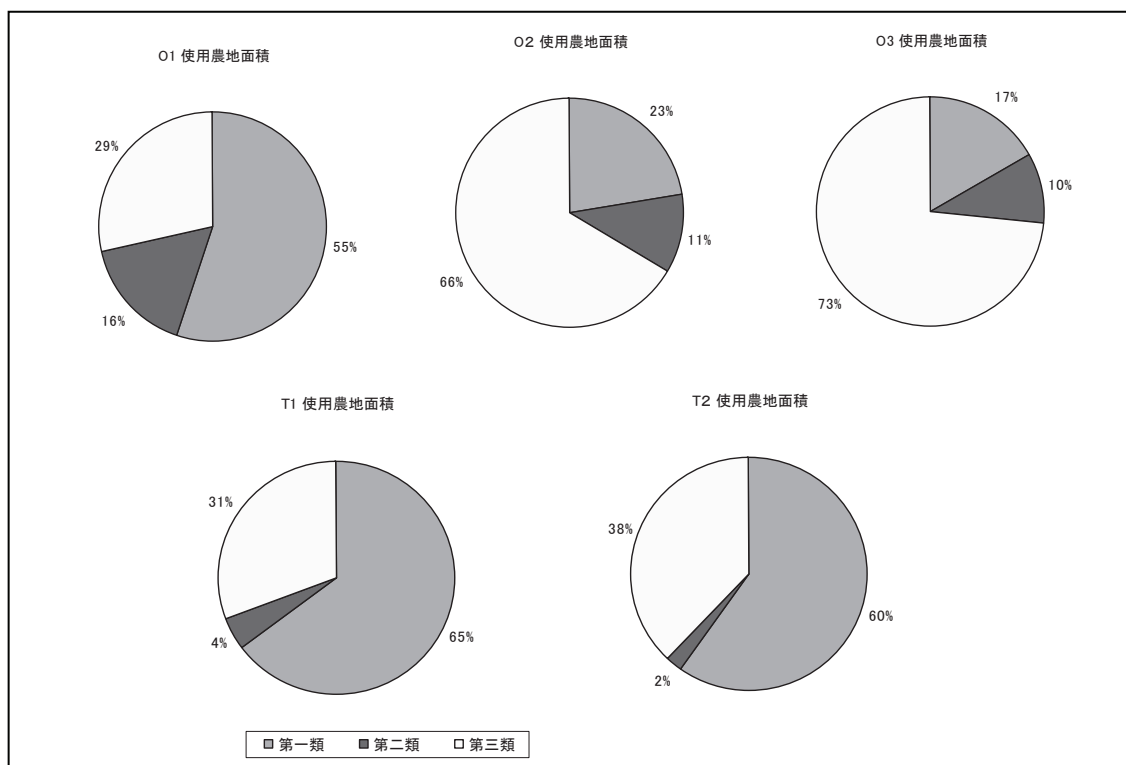
調査対象地 (データ基準 年 ¹²)	年平均降 ¹³ 雨量 (mm)	高度 ¹⁴ (m)	主要穀物 ¹⁵ (作物が全作付面積に占める割合、作物収量が全 収量に占める割合)
O1(2011)	1000	2700-2800	小麦(30%,27%)、テフ(25%,19%)、 ソルガム(22%,24%)、大麦(5%,7%)
O2(1995)	1300-1700	1750-1800	メイズ(47%,66%)、テフ(14%,8%)、 大麦(10%,9%)、ソルガム(9%,7%)、小麦 (8%,6%)
O3(2011)	1200-2000	2050-2150	ソルガム(38%,34%)、メイズ(32%,38%)、 小麦(17%,14%)、大麦(6%,5%)
T1(2010/11)	500-1200	2300-2350	小麦(40%, 52%)、テフ(12%,4%)、 大麦(10%,9%)、大麦と小麦の混作(14%,11%)
T2(2010/11)	500-1000	1900-1930	小麦(48%, 57%)、大麦(23%,18%)、 テフ(7%,3%)、ソルガム(8%,8%)

（第1回調査において郡農業地方開発局から入手した農業生産データを基に筆者作成）

そこで、帝政期において税区分を分ける際に用いられた農産物分類手法を用い、5調査対象地の主要作物を作付面積によって改めて分類しグラフ化したものを、図5-3-1に示した。用いた分類手法では、第一類がテフ、小麦、キビ・アワ、亜麻仁、ヒマワリの種、マスタードなど、第二類が豆類、第三類は大麦、オート麦、ソルガム、メイズとなっている（Gebre-Wold-Ingida [1962:324]）。第一類に分類されるテフは多くのエチオピア人の主食であるインジェラの必須の材料として用いられる穀物であり、これは古くから重要な作物として取り扱われた。小麦やオイルシード（亜麻仁、ヒマワリの種）も同様の扱いであったと推測される。また、豆類は重要なたんぱく源であり、第一類、第二類に分類される作物は、相対的に商品価値が高いと見なされていた作物であると想定される¹⁶。

図5-3-1に示されているようにT1、T2の作物構成は良く似ており、O1もそれに近い。他方、O2、O3では第三類の作物が非常に多く作付されており、T1、T2、O1とは異なる作物構成であることが分かる。

図5-3-1 調査対象地の郡における帝政期のリストに対する農地への税区分による主要作物作付面積割合



（郡農業地方開発局から入手した農業生産データを基に筆者作成）

エチオピアでは高度と降雨量とを用いた独自の伝統的な農業生態学的地域分類があり、この分類により各地域に適した農作物名を図5-3-2に示した。また、それぞれの調査対象地名を同図の該当する地域に示している。一般的にエチオピアでは標高2300m-3200mの温帯多雨気候地域:Dega、標高1500m-2300mの熱帯多雨気候:Weyna Dega が穀物生産に適していると言われている。これらの地域は降雨量によってさらに乾燥(Dry)、湿潤(Moist)、多湿(Wet)と分類されている(Chamberlin and Schmidt[2013:8])。

この分類法を用いると、5つの調査対象地が位置する郡の多くは、Dega または Weyna Dega に分類されるが、O3 が属する対象郡の一部には標高500-1500mの熱帯地域:(Kolla) が含まれる。ただしO3の調査対象ケベレの殆どはWeyna Dega であると推測される。O2、O3の降雨量は比較的多く、Moist Weyna Dega、またはWet Weyna Dega と呼ばれる地域に該当する。これら地域はメイズやソルガム生産に適しているとされているので、実際の農産物生産体系とも合致する。O1はO2、O3より高度が高く、Moist Dega ないし Moist Weyna Dega に該当すると考えられ、T1はMoist Dega、Dry Weyna Dega、Moist Weyna Dega、T2はDry Weyna Dega、Moist Weyna Dega のいずれかに該当すると考えられる。

図5-3-2 調査対象地の郡における農業生態学的地域

高度 (m)	3700 以上			High Wurch -
	3200-3700 Wurch		Moist Wurch 大麦	Wet Wurch 大麦
	2300-3200 Dega		Moist Dega 大麦、小麦、豆類 O1、O2、T1	Wet Dega 大麦、小麦、豆類、 オイルシード
	2300-1500 Weyna Dega	Dry Weyna Dega 小麦、テフ、(メイズ) T1、T2	Moist Weyna Dega メイズ、ソルガム、 テフ、小麦、オイル シード、大麦、(エン セーテ) O1、O2、O3、T1、 T2	Wet Weyna Dega テフ、メイズ、エン セーテ、オイルシー ド、大麦 O2、O3
	1500-500 Kolla	Dry Kolla (ソルガム、テフ)	Moist Kolla ソルガム、(テフ)、 豆類、オイルシード O3	
	500 以下 Bertha	Berha		
		900 以下	900-1400	1400 以上
降雨量(mm)				

(Chamberlin and Schmidt[2013:8]より筆者作成) ¹⁷

すべての調査対象地が含まれる各郡には Moist Weyna Dega が含まれ、この Moist Weyna Dega はメイズ生産にも適しているとされているのだが、T1、T2、O1 ではメイズはほとんど生産されていない。O2 や O3 のメイズの作付面積と収量が全作付面積、全穀物収量に占める割合から見ると、少なくとも穀物収量で見た場合のメイズの土地生産性はテフや小麦、大麦などと比較すると高く、穀物の増産のためには、メイズ生産がすすめられても良いはずである。T1、T2、O1 において降雨量が十分でなく、メイズ生産が出来ないとも考えられるが、これら地域ではメイズが文化的に嗜好されない傾向にあることも否定できない。つまり、少なくともこれら地域では歴史的にメイズの商品価値が相対的に高くはないと見なされていたとも想定される。また同様に、O3 では耕作可能であると考えられるテフは全く生産されておらず、嗜好により耕作する作物が選択されている可能性があると考えられる。

ここまで、各調査対象地の農業の在り方を、農耕を中心に述べたが、ここでエチオピアの一部で生業として重要である牧畜についても述べておく。オロミア州には、牧畜を主たる経済活動とする地域がある。同州には 33 の牧畜を主たる経済活動とする郡があり、それらの郡はオロミア州東部・南部のソマリ州¹⁸と隣接するイースト・ハラルゲ県を含む 5 つの県¹⁹に位置する。ただし、O3 が位置するケルサ郡、そして KZ ケベレは牧畜主体ではなく農耕が経済活動の主体であり、本研究のケーススタディにおいては、牧畜はあまり重要な意味を持たないといえる。

(4) 土地の希少性

次に調査対象地の土地の希少性について見てみよう。今回の事例研究の対象とした調査対象のケベレが属する県の 1 農家当たりの平均耕作面積は以下のとおりである²⁰

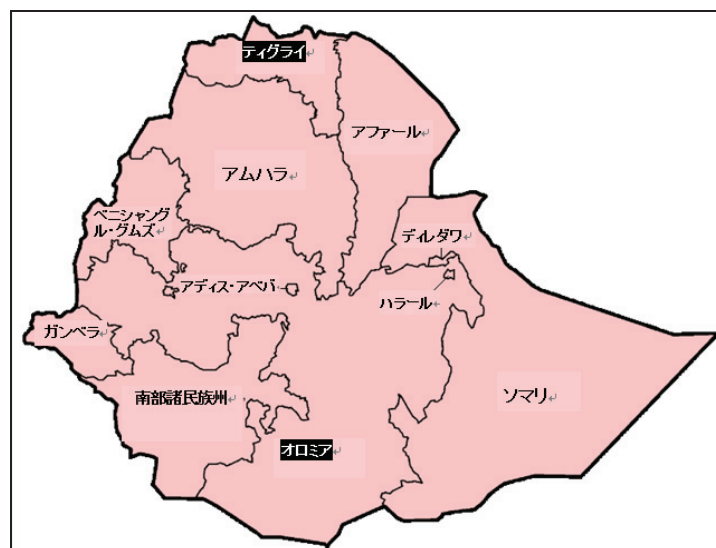
ここで示されるように、T1、O3 は極めて面積が小さい農地で耕作をしていると推測される。T2 の耕作面積も O1、O2 と比較すると小さいと考えられる。O1、O2 はそれぞれ州平均値よりも広い土地で耕作を行っており、相対的に土地に余裕があると推測してよいであろう。

表 5－3－5 調査対象地の県における 1 農家当たり平均耕作面積(ha)

エチオピア全体	0.96
オロミア州平均	1.15
ノース・ショア県(O1)	1.39
ジンマ県(O2)	1.34
イースト・ハラルゲ県(O3)	0.69
ティグライ州平均	0.92
イースタン・ティグライ県(T1)	0.62
サウザン・ティグライ県 (T2)	0.96

(CSA[2012b]より筆者作成)

図 5－3－3 調査対象州の位置²¹



(<http://mapsof.net/map/ethiopia-regions-english> に筆者が一部加工して作成。)

図 5 - 3 - 4 ティグライ州調査対象地

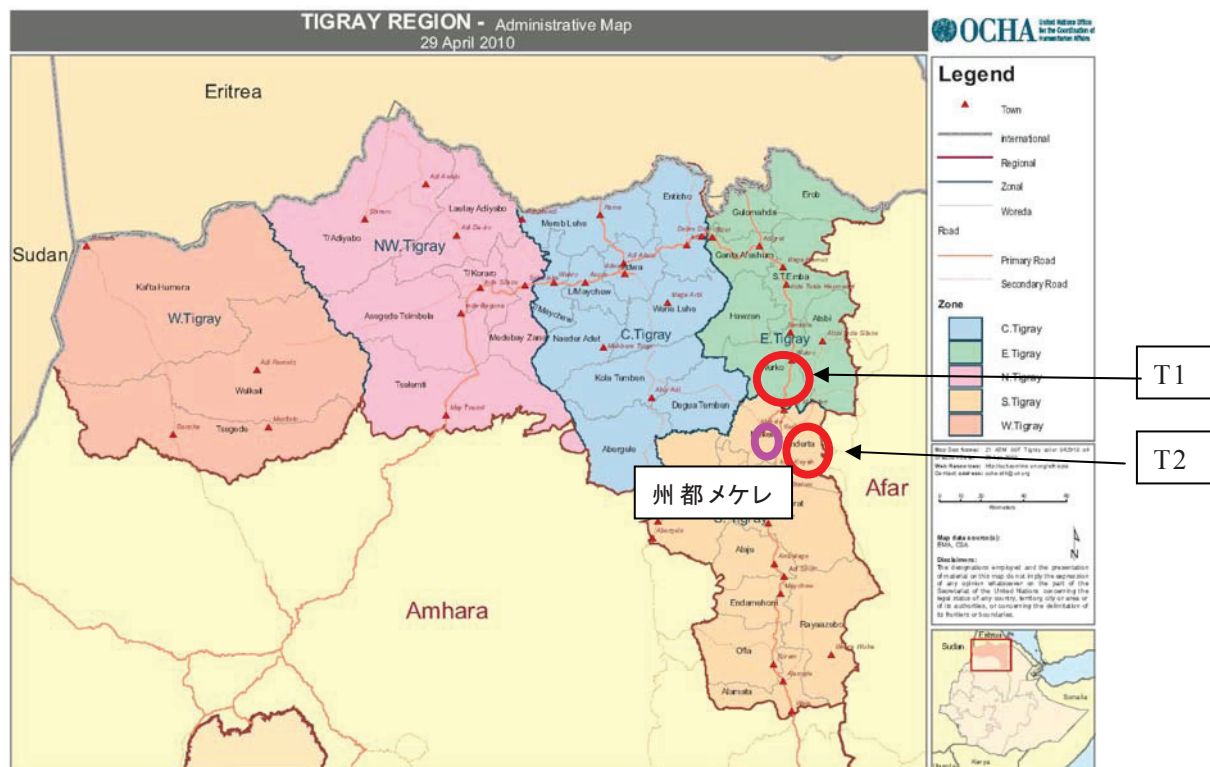
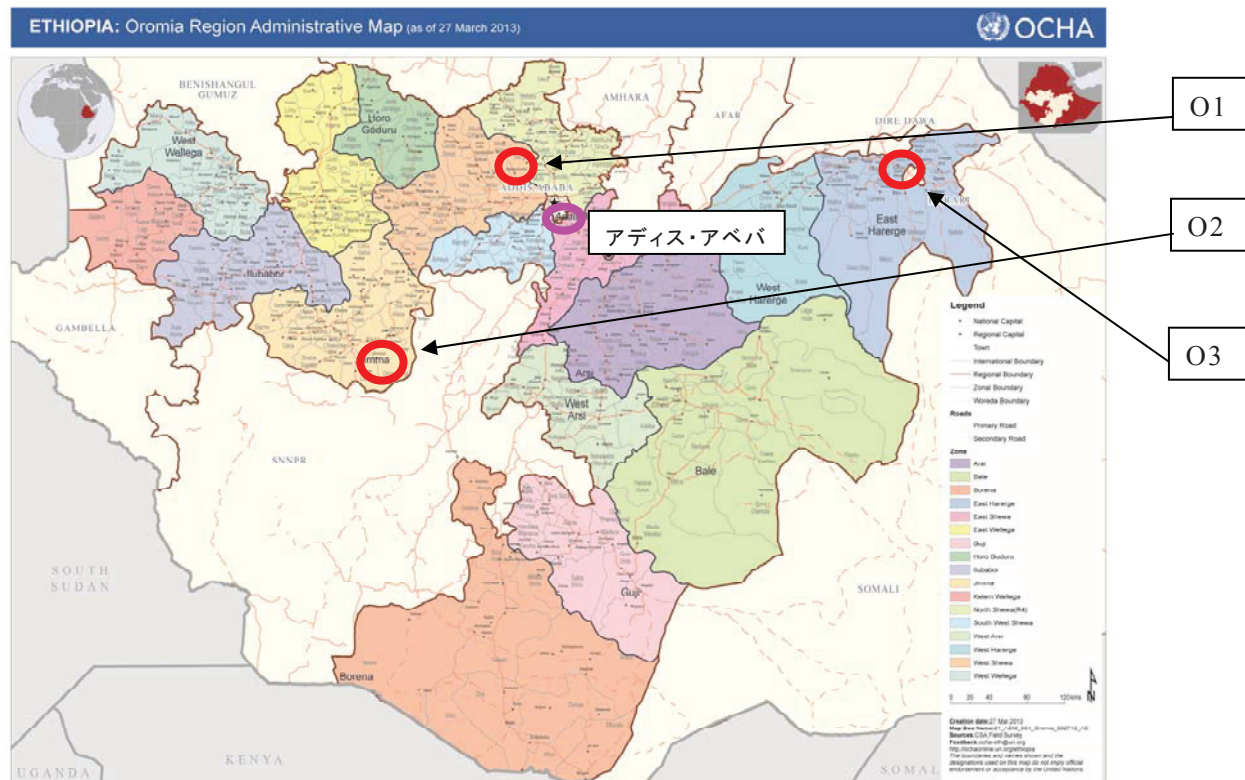


図 5 - 3 - 5 オロミア州調査対象地



(図 5-3-4、図 5-3-5 は共に筆者が UN-OCHA (<http://unocha.org/>) の地図を筆者が加工して作成)

第 4 節 調査対象地の税の徴収実績と関連する諸要因

(1) 調査対象地の納税状況、土地課税の徴収実績

まず、それぞれの調査対象地においてそもそも納税がなされているのか（脱税や延納が頻繁にみられるのか）を確認する。

個票調査から得られた情報では、5つの調査対象地で、ほぼ全ての標本世帯が納税を行っていた。納税をしていなかった標本世帯は、O1 で 6 世帯、O2 で 2 世帯、O3 で 1 世帯、T1 で 0 世帯、T2 で 1 世帯であった。O1 の 6 世帯を除く O2、O3、T2 の合わせて 4 世帯は、自らが土地所有権を持つ土地を耕作しておらず、借地で耕作を行っていたため納税の対象者では無かった。O1 の 6 世帯については土地所有権を持つ土地を保有しているが、保有面積はそれぞれ 0.5ha 以下であった（法令上、農業所得税は免税となるが土地使用料は 15 ブルと定められている）。これらのデータから、すべての調査対象地における納税率（納税者が納税を行っている割合）は非常に高いといえ、第 1 節（1）の①に照らして、ほぼ悉皆的な徴税がなされているといえる。なお、いずれの調査対象地においても農業所得税と土地使用料は同時に徴収され、農民も両税目についてまとめて納税を行っている。

次に調査対象地のケベレにおける土地課税の徴収実績を確認する。これは調査対象地の郡歳入局において入手した行政データを基に、各ケベレの徴収実績を示したものである。表 5-4-2 に示される通り、単位農地面積あたりの徴税額（2010-11、2011-12 年度の平均）は O1、T1、T2、O2、O3 の順で高く、O3 については他調査対象地と比較し極めて少ない徴税額となっている。これは、徴税額が第 4 章第 3 節で示したティグライ州、オロミア州それぞれの農業課税制度に従っているならば、それに応じた額のはずである。この点の検討は次節で行う。

このように、5つの調査対象地では、O3 を除き額の面では比較的良好な徴税の実績が示されているが、次に延納、または納税者側からの不服申し立て等の行為が多く見られるかという点について確認する。調査対象地の郡歳入局において調査対象ケベレでの延納に対するペナルティの適用の状況と、税不服申立委員会への上訴の状況についての確認を 2011/12 年度から 2013/14 年度までの 3 年間にわたる情報を確認した。その結果を表 5-4-3 に示す。

延納に対するペナルティについては O2 を除いて適用は無かった。O2 については 2012/13 年と 2013/14 年において調査対象ケベレにおいては合計 400 ブルの延滞金²²を徴収しており、納税者全体の約 2%が延滞している点を確認された。この

データを見る限り、多くの納税者は期限内に納税を行っていると考えられる。

次に税不服申立委員会への申し立てであるが、調査対象地のケベレにおいて、2011/12年度から2013/14年度までの3年間に納税者である農民が申し立てを行ったという事例は1件も無く、公的な手段を通じた納税者側からの不服申し立ては存在しなかった。よって、少なくとも公的な手段を通じての納税者側からの土地課税に対する不服の意思表示は無かったといえる。

表 5－4－1 調査対象地の納税状況

	標本世帯	納税をしていた	納税をしていなかった
O1	41	35	6
O2	40	38	2
O3	40	39	1
T1	40	40	0
T2	40	39	1

(個票調査結果を元に筆者作成)

表 5－4－2 調査対象ケベレの徴税の実績

	2010-11 納税者 数	2011-12 納税者 数	2010-11 納税者 一人当 たり納 税額	2011-12 納税者 一人当 たり納 税額	2010-12 納税者 1人当 たり納 税額 (ブル) ²³	2010-11 単位農 地面積 あたり 徴税額 (ブル /ha)	2011-12 単位農 地面積 あたり 徴税額 (ブル /ha)	2010-12 単位農 地面積 あたり 徴税額 (ブル /ha) ²⁴
O1	534	534	190.00	190.00	190.00	74.60	74.60	74.60
O2	985	985	69.04	69.04	69.04	39.60	39.60	39.60
O3	600	600	10.23	17.50	13.87	5.19	8.87	7.03
T1	2,036	2,047	24.72	26.58	25.65	46.85	50.67	48.76
T2	1,212	1,212	38.07	56.40	47.23	37.57	55.66	46.62

(調査対象地郡歳入局、ケベレから得られた行政データを基に筆者作成)

表 5－4－3 調査対象地の郡、ケベレにおける延滞金の適用状況と税不服申立委員会への訴えの状況

	調査対象地における納税遅延に対するペナルティ（延滞金）の適用 （2011/12 年-2013/14 年）	調査対象地における税不服申立委員会への訴えの状況 （2011/12 年-2013/14 年）
O1	郡内でペナルティを課した事例はない。	調査対象郡では、2012/13 年に 5 件、2013/14 年に 2 件の訴えがあった。2012/13 年の 5 件中 2 件は原告（農民）が勝訴 ²⁵ した。ただし、調査対象ケベレにおいては、過去 11 年間に於いてそのような事例は無い。
O2	調査対象ケベレでは 2012/13 財政年度に 300 ブル、2013/14 財政年度に 100 ブルの延滞金が徴収されていた（納税者の 2 %が延滞をしている ²⁶ ）。	調査対象郡では 2011/12 年から 2013/14 年までの間に不服申し立ての事例は無い。
O3	郡内でペナルティを課した事例はない。	調査対象郡では 2011/12 年から 2013/14 年までの間に訴えの事例は無い。
T1	郡内でペナルティを課した事例はない。	調査対象郡では 2011/12 年から 2013/14 年までの間に訴えの事例は無い。
T2	郡内でペナルティを課した事例はない。	調査対象郡では 2011/12 年から 2013/14 年までの間に訴えの事例は無い。

（調査対象地の郡歳入局から得られた情報をもとに筆者作成）

（2）調査対象地における土地登記と土地登記情報管理

土地課税の税務行政において重要な情報である土地登記の進展状況について、各調査対象地の情報を取りまとめておく（本章第 1 節（1）の④に該当）。この情報は調査対象地の郡の土地管理環境保全局²⁷とケベレ（ケベレ・チェアパーソン、ケベレ・マネージャー（Kebele Manager²⁸）ら）から聴取した情報に基づいている。

ここでまず明らかになるのは、第 4 章第 2 節（1）でも触れた点であるが、土地登記に関する行政機能がティグライ州の調査対象地 T1、T2 がオロミア州の調査対象地より早く整備されたという点である。またティグライ州の 2 調査対象地とも土地登記の開始・完了時期をデルグ政権期の 1989 年から 1990 年までとしており、第 4 章で確認したように現政権発足前にTPLF主導で土地登記が開始されていたことが確認された。ただし、T1 の土地の測量や、土地登記書の発行の開始は現政権発足後となっている。オロミア州の調査対象地が位置する県における、土地測量の進捗状況は 2012 年時点で、ノース・ショア県(O1)で 91%、ジンマ県(O2)で 81%、イースト・ハラルゲ県(O3)で 50%であり²⁹、イースト・ハラルゲ県での進捗が他 2 地域と比較して遅れていたことが確認されている³⁰。なお、オロミア州で牧畜を主体とする郡を含む 5 県（イースト・ハラルゲ県を含む）における土

地登記書の 2010-11 年度における発行完了率は 42-65%³¹であり、オロミア州内全体の完了率は 79%であるので、他県と比較し土地登記書の発行は大きく遅れているといえる。この背景について、オロミア州土地管理環境保全局の行政官からは、イースト・ハラルゲ県においては土地登記を実施する人的資源が他の環境保全プログラム活動に業務の大半を割き、土地登記の実施が遅れたという説明がなされた。

次に、土地登記情報の管理方法について述べる。これは調査対象郡の歳入局、ケベレから聴取した情報に基づいている。結果を表 5 - 4 - 5 に示す。

5 調査対象地のうち、土地登記情報（土地課税の課税根拠となる地籍情報が含まれる）が全て電子化されて管理されているのは O1、T1 である。O2 の土地登記情報は部分的に電子化されており、T2 についてはデータの破損事故があり、現在その復旧を行っており、調査対象ケベレについては約 60%のデータの復旧が完了している。O3 は第 1 回調査の段階で土地の測量、土地登記、土地登記書の発行はいずれも完了しておらず、土地登記情報の電子化は進められていなかった。したがって、本章第 1 節（1）の④で述べた土地登記制度の整備を通じた地籍情報の確認・把握が O3 では達成されていないことが明らかになったといえる。

土地登記情報の電子化自体は、直接的に悉皆的な、土地面積に基づいた従量的な徴税の実施に影響を与えるものではないが、電子化を行うことにより、土地登記情報の管理（情報の更新を含め）業務のみならず、土地面積に応じた課税額算出等の税務行政そのものにおいても効率化が図られ、正確性が向上するであろう。調査対象地ケベレの納税者数は 534 人から 2036 人と開きがあるが、納税者が保有する土地面積に対応した税額を算出する業務はある程度煩雑な作業であるといえ、土地登記情報が電子化されることにより、税額算出に関わる作業の大幅な効率化が図られるといえる。換言すれば、電子化を行うということは、正しく税額を算出する行政組織としての意思が相対的に高いといえるだろう。

表 5 - 4 - 4 調査対象地における土地登記の進展状況

	土地登記		土地測量		土地登記書発行	
	開始時期	完了時期	開始時期	完了時期	開始時期	完了時期
O1	2006 年	2010 年	2006 年	2010 年	2008 年	2012 年 ³²
O2	2003 年	2005 年	2003 年	2005 年	2003 年	2005 年
O3	-	未了	-	未了	-	未了 ³³
T1	1989 年	1990 年 ³⁴	1997 年	1998 年	1997 年	1998 年
T2	1989 年	1990 年	1989 年	1990 年	1997 年	1998 年

（郡土地管理環境保全局、ケベレから聴取した情報に基づき筆者作成）

表 5 - 4 - 5 調査対象地における土地登記情報管理状況

土地登記情報の電子化	
O1	郡歳入局においては、土地登記情報は電子化され管理されている。(第1回調査時に確認)
O2	郡歳入局においては、データの一部(6,000 ³⁵ 件：全体の23%程度)が電子化され管理されているが、残りのデータは紙ベースで管理されている(第2回調査時に確認)。
O3	土地登記が未了であり、2012年1月時点で情報の電子化はなされていない(第1回調査時に確認)。
T1	郡歳入局において、土地登記情報は電子化され管理されている。(2007年に完了 ³⁶ 。第1回、第2回調査時に確認)
T2	郡歳入局では2008/9年より土地登記情報の電子化をすすめていたが、2012/13年にデータが一部損傷し、現在データの復旧を行っている(第1回、第2回調査時に確認) ³⁷ 。

(郡歳入局から聴取した情報に基づき筆者作成)

(3) 調査対象地の社会経済発展状況

次にそれぞれの調査対象地における社会経済発展状況について確認をする。

まず、各調査対象地の調査対象である農民の経済状況(農業所得)を彼らの資産保有状況と農産物生産状況から述べる。これらの情報は第1回調査時の個票調査から得られたものである³⁸。平均資産額については、O2、O1、O3、T2、T1の順で高い。平均穀物生産量³⁹についてもO2が最も多い収量を得ており、O1、O3、T2、T1と続き、平均資産額と同様の順位を示す。O3、T1、T2の平均穀物生産量はO1、O2と比較すると極めて少ない。一般に人口1人当たり1年間に必要とされる標準穀物量は180kgとされているので(OECD[1999:114])、それぞれの調査対象地の平均世帯人数を用いて計算すると、O1、O2では自家生産穀物で世帯員の穀物需要を満たすことが出来るが、O3、T1、T2では穀物自家生産量は必要な穀物量を下回り、特にT1、T2は厳しい経済状況にあるといえる。

次に、換金作物の栽培状況を見ると、T1、T2を除く調査対象地では多くの農家が換金作物を栽培していることが分かる⁴⁰。特にO3ではチャット(覚醒作用のある常緑樹の葉)を標本世帯の95%(38戸)が栽培しており、栽培している標本世帯は平均で約2100ブル(150米ドル相当)⁴¹の現金収入を得ていると推計される。T1、T2においても換金作物栽培をしている標本世帯はあるが少数である(T1:9世帯、T2:2世帯)。よって、平均穀物生産量、換金作物の栽培状況から各調査対象地の経済状況を見ると、平均穀物生産量が多く、換金作物も多く生産しているO2、O1は相対的に豊かであり、平均穀物生産量は少ないが換金作物を多く栽培しているO3、平均穀物生産量が少なく、換金作物の生産も少ないT2、T1が続くと想定される。図5-3-1で示したようにT1、T2、O1では帝政期の税区分のうち、第一類に分類される穀物を多く生産している。他方でO2、O3では第三類

に分類される穀物を多く生産している。本章第3節（3）で述べたように第三類に分類されO2、O3で多く生産されているメイズは第一類に分類されるテフや小麦より少なくとも穀物収量で見た場合の土地生産性は高い。したがって、T1、T2では農地面積が相対的に小さいことも関係して平均穀物生産量が少ない状況があるといえる。

各調査対象地の平均穀物生産量の順位は各調査対象地の平均資産額の順位と矛盾しない。また、第3章でも触れた干ばつ危険地域を対象にした現金/現物支給プログラムであるPSNPの受益者の割合はT1で最も高く、続いてT2、O3であり、これも調査結果と矛盾しないものとなっている。

次に、各調査対象地の教育水準を年齢別の平均教育年数で確認する。調査対象地の教育水準は総じて低く、家長の平均教育年数は最長でO2の3.9年である。しかし比較的若い年齢層では調査対象地間での格差が拡大しており、O2、O1、T1の教育水準はT2、O3の教育水準を上回っている。

表5－4－6 調査対象地の経済状況（穀物・換金作物の生産状況から）

	1 農村家計 あたり平均 資産額（ブ ル ⁴² ）	平均穀物生 産量(kg)/年	耕作してい る穀物の種 類（数）	換金作物を 栽培してい る割合(%)	PSNP 受 益 者 の 割 合 ⁴³ (%)	平均世帯人 数（人）
O1	2,008	2,484	2.7	80.5%	0%	5.8
O2	2,420	2,560	2.4	82.5%	0%	6.7
O3	1,304	902	2.6	95.0%	5.3%	5.3
T1	406	296	1.9	22.5%	67.9%	4.6
T2	760	523	2.1	5.0%	59.1%	4.8

（個票調査に基づき筆者作成）

表5－4－7 調査対象標本世帯の教育水準（平均年数）

	51 歳以上成員 教育年数	36-50 歳成員 教育年数	16-35 歳成員 教育年数	家長教育年数	家長年齢
O1	0.4	2.0	5.6	2.1	43
O2	1.5	4.3	7.5	3.9	45
O3	0.5	1.0	2.0	1.9	38
T1	0.3	0.5	5.9	0.5	53
T2	0.4	0.1	3.5	1.5	42

（個票調査に基づき筆者作成）

(4) 調査対象地における行政側の徴税のしやすさ

次に、調査対象ケベレの人口、人口密度、面積、課税対象地の面積がケベレ全体の面積に占める割合について表 5－4－8 に示した。

調査対象地ケベレの面積は最も小さい O3 で 1,204ha、最も大きい T1 で 4,664ha と大きく開きがあり、ティグライ州のケベレの面積はオロミア州より大きい傾向にある。その一方でケベレ内での課税対象面積の割合はティグライ州調査対象地ではオロミア州調査対象地より低い。このことは、耕作地として使用されている土地面積の割合が少ないといえる。

上記の情報だけを基に、行政側の徴税のしやすさを推測すると、単純に州を超えて比較することは難しいが、ケベレ全体の面積が小さく、人口密度が高い O3 が最も物理的には効率の良い徴税の実施条件がそろっている。

オロミア州内の 3 調査対象地での比較を行うと、O3 は最も面積が小さく、かつ人口密度が高い。O1、O2 の面積はほぼ同じであるが、人口密度は O2 のほうが高い。よって、ケベレの面積・人口密度からは、O3、O2、O1 の順で徴税がしやすいといえる。他方、ティグライ州内の 2 調査対象地での比較では T1、T2 については、面積が小さく人口密度が高い T2 が物理的にはより徴税がしやすいと考えられる。

表 5－4－8 調査対象地の人口密度、課税対象地の割合

	人口 (ケベレ)	面積(ha) (ケベレ)	人口密度 (/ha) (ケベレ)	課税対象面 積 (ケベレ)	全面積に占 める課税対 象地
O1	2,748	1,730	1.6	1,360	79%
O2	5,498	1,861	3.0	1,717	92%
O3	4,701	1,204	3.9	1,184	98%
T1	8,348	4,664	1.8	1,074	23%
T2	7,321	3,181	2.3	1,228	39%

(ケベレ⁴⁴から聴取した情報に基づき筆者作成)

(5) 納税状況、土地課税の徴収実績に関する検討

本節（１）で示したように５調査対象地全てで高い納税率（調査対象者が納税を行っている割合）を示した。単位農地面積あたりの徴税額については、ばらつきがあり、O1 に続き、T1、T2、O2 が多く徴税しており、O3 の徴税額は非常に少ない。既に触れたように、この額は、具体的には、実際の徴税額が第４章第３節で示したティグライ州、オロミア州それぞれの農業課税制度に従っているならば、それに応じた分散となっており、その平均を示していなければならないはずである。この点、実際は対象地によっては、法令と実際の額との間に食い違いがある。これについては、個別の詳しい検討が必要であり、その点については、次節で詳しく検討することとする。

表 5－4－9 調査対象地における徴税状況

	納税率 ⁴⁵ (A)	単位農地面積あたり徴税額 ⁴⁶ (B)	土地登記の実施 ⁴⁷ (C)	土地登記情報電子化(D)	納税者の農業生産状況(E)		納税者の教育水準 ⁴⁸ (F)	人口密度(G)	ケベレの面積(H)
					(平均穀物生産量 ⁴⁹)	(換金作物生産者の割合 ⁵⁰)			
単位	%	ブル/ha	年	—	Kg	%	年数	人/ha	ha
O1	85.0(5)	74.60(1)	2012(4)	完了	2,484(2)	80.5(3)	2.1(2)	1.6(5)	1,730(4)
O2	95.0(4)	39.60(4)	2005(3)	未了	2,560(1)	82.5(2)	3.9(1)	3.0(2)	1,861(3)
O3	97.8(2)	7.03(5)	- (5)	—	902(3)	95.0(1)	1.9(3)	3.9(1)	1,204(5)
T1	100.0(1)	48.76(2)	1998(1)	完了	296(5)	22.5(4)	0.5(5)	1.8(4)	4,664(1)
T2	97.8(2)	46.62(3)	1998(1)	完了後一部損傷	523(4)	5.0(5)	1.5(4)	2.3(3)	3,181(2)

（調査結果に基づき筆者作成。括弧内の数値は各項目の順位。）

土地登記の実施についてはこれまで見てきたようにティグライ州はオロミア州に先行しており、オロミア州内ではその実施状況にばらつきがあった。農業生産状況については、T1、T2 では平均穀物生産量が少なく、換金作物を生産している農家の割合も低く、農業生産に規定される所得が低いと想定される。他方で O1、O2 は平均穀物生産量が多く、換金作物を生産している農家の割合も高いので、相対的に農業生産に規定される所得が高いと想定される。O3 の農業生産に規定される所得は、T1、T2 と O1、O2 の中間にあたると想定される。教育水準については O2 が最も高く、O1、O3 が続き、T1、T2 は低い。そして最後に人口密度とケベレの面積から推察される行政側の徴税のしやすさについては、人口密度が高くケベレの面積が小さい O3 は徴税の物理的条件が最もよいと考えられる。ただ、O1、

O2、T1、T2 ではケベレの面積と課税対象地がケベレ面積に占める割合が大きく異なるため州を超えた比較を行うことは難しいことは踏まえられなければならない。

ここで、納税率（A）について検討すると、全ての調査対象地で納税率は高い数値を示しており、納税率（A）は、土地登記の実施（C）、土地登記情報の電子化（D）や、納税者の農業生産の状況（E）や教育水準（F）、徴税の物理的な容易さ（G）、（H）から説明され得るものではないと言える。

つまり納税者側の要因である所得や教育水準、行政側の要因である土地登記の実施状況や、徴税のしやすさとは関係なく、納税者は納税を行っているということになる。タックス・コンプライアンスを上昇させる効果があると考えられる罰則の適用があまり見られないことや、納税者から行政に対する申し立て（税不服申立委員会への訴え）も全く見られないことから、これらのデータから考察すると、納税者らはともあれ、納税という法令上の最低限の義務は果たしており、そこに地域的な差異は無く、納税者個々の属性や土地登記制度の整備による違いもないといえる。

ただ、次の第5節で詳しく見るように、同様に高い納税率（A）を達成していると言っても、そこでの徴税のあり方、法令への従い方は対象地の間でお互いに大きく異なっている。

既に述べたように、対象地によっては実際の徴税額が法令に従っているかどうか、また実際にどのように徴税されているかについて違いがあるが、次節でその検討に入る前に、単位農地面積あたりの納税額（B）が納税者の属性と関係があるか、簡単に見ておこう。しかし、納税率（A）と同様、単位農地面積あたりの徴税額（B）も、納税者の農業生産状況（E）から類推される農業生産に規定される経済力や教育水準（F）によって説明を行うのは難しいといえる。既に第4章で確認したように、ティグライ州の一人当たり州内 GDP はオロミア州より高いのだが、農業の労働生産性は低く、調査結果に示されるように T1、T2 の納税者の農業生産に規定される所得は O1、O2、O3 よりも低く、経済的に厳しい状況にあると想定される。また教育水準についても T1 の 16-35 歳成員教育年数を除き低い。しかし、T1、T2 の単位農地面積あたりの徴税額は O2、O3 より大きく、O1 と肩を並べている。また O1、O2、O3 の比較で言えば、最も農業生産により規定される所得が高いと想定される O2 よりも O1 の単位農地面積あたりの徴税額が高く、これは教育水準でも同様のことがいえる。

次に単位農地面積あたりの徴税額（B）の説明を徴税のしやすさ（G）、（H）から試みる場合、州を超えた比較をすることは難しいが、O1、O2、O3 で比較すると、O3、O2、O1 の順に徴税がしやすいはずであると考えられるが、（B）とは逆

であり、これは説明変数として適切でないことが分かる。

最後に、土地課税の徴税における課税根拠である、地籍情報の把握に直接関係する（C）（D）について検討すると、これらの説明変数はある程度相関関係を示すと言える。高い単位面積あたりの納税額を示す T1、T2 の土地登記実施状況は O1、O2、O3 より早く、土地登記情報の電子化についても整備が進んでいる。最も低い税の徴収実績（単位農地面積あたりの徴税額）を示す O3 は第 1 回調査実施時に土地登記は完了しておらず、土地登記の整備は最も遅れていた。

このように、土地課税の徴税における課税根拠となる、地籍情報の把握に直接関係する土地登記制度の整備状況が税の徴収実績を一定程度説明すると考えられ、調査対象地間で行政側の徴税の在り方に違いが生じている可能性を示しているといえる。このことは、これ以降の本論の考察においても念頭に置くべきことであろう。

調査対象地において、納税率はいずれの地域でも高い一方で、後段で見るように、対象地によっては、法令と実際の徴税額に食い違いが生まれているということは、徴税機構が徴税に関わる行政任務において、法令の定めた通りに一人一人の納税者から徴税を行っていないか、もしくは、納税者側が自らの法令の理解に従って自己利益を最大化するために不正に低い納税を行政側に求めていることによるのかも知れない。序章、そして本章第 1 節にて述べたように、法令と実際の徴税額に食い違いが生まれているのは、行政側の要因によるものか、納税者側の要因によるものか、または両方であるのかを明らかにしなければならない。

以上のことを踏まえて、続く第 5 節では、まず行政側の要因について検討し、次に納税者側の要因について検討する。そして最後に、行政と納税者間の関係性についての調査結果を提示する。

第 5 節 調査対象地における納税・徴税の在り方と行政と納税者間の関係性

(1) 調査対象地における徴税の執行の在り方

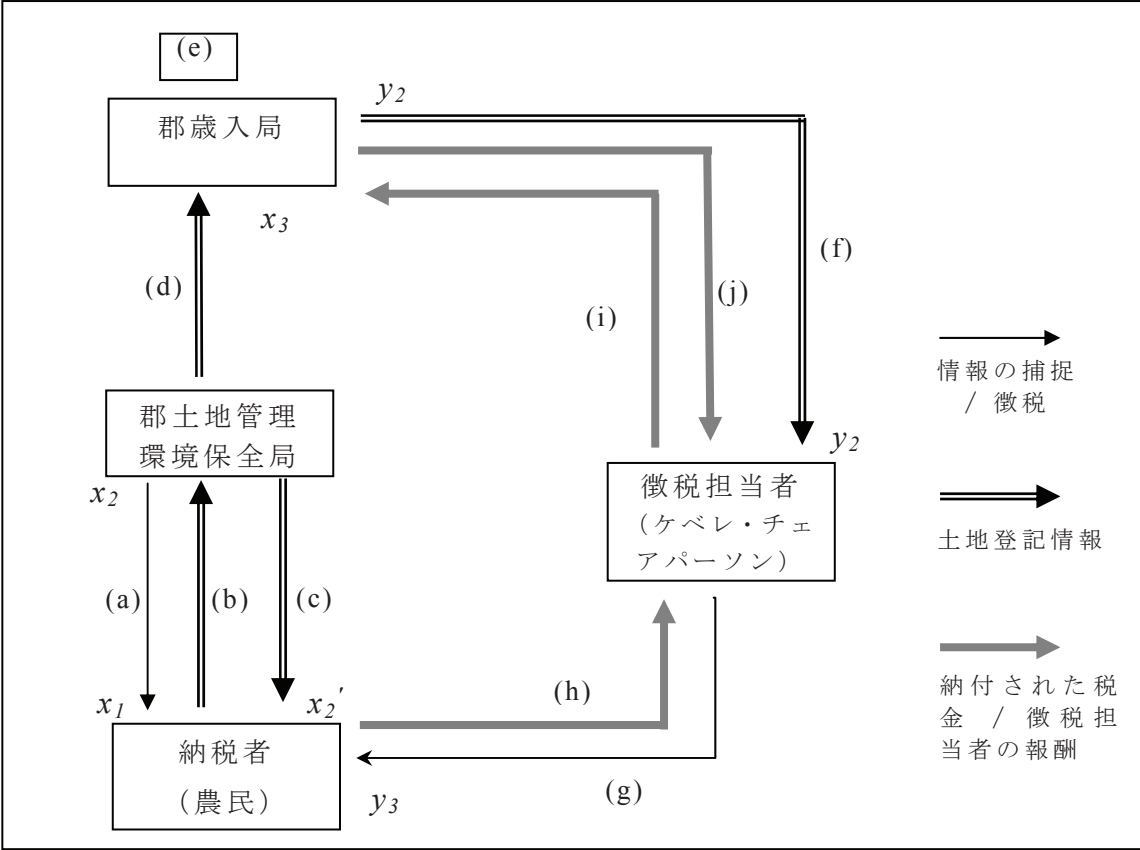
それぞれの調査対象地における行政側の徴税の執行の在り方について検討を行う前に、徴税とそれに関連する土地登記の行政任務とプロセスについて整理をしておく。

これらの行政のプロセスに関係する行政組織は基本的に郡歳入局と郡土地管理環境保全局である。それに加えて徴税を郡歳入局から委託されるケベレ・チェアパーソンが郡歳入局のエージェントとして実際に徴税を行う。現在土地登記とその情報管理についての権限と責任は郡土地管理環境保全局にあり、税務行政執行の権限と責任は郡歳入局にある。

徴税のプロセスと土地登記に関する、制度的に定められた行政のプロセスを図

5-5-1に示した。なお、ここに示した行政のプロセスは、ティグライ州、オロミア州の農業課税布告（TNRS[2005][2007]、ONRS[2005][2007]）、ティグライ、オロミア両州の州歳入局、調査対象地の郡歳入局、ケベレから聴取した情報に基づき作成されている⁵¹。

図 5-5-1 土地登記・土地課税徴税に関する行政プロセス



x_1	農民が実際に保有する土地面積
x_2	測量後郡土地管理環境保全局で登記される土地面積
x_2'	農民が保有する土地登記書に記載される土地面積
x_3	郡歳入局が保有する土地登記情報が示す土地面積
y_1	x_3 をもとに法令に照らして算出されるべき税額
y_2	実際に各調査対象地の郡歳入局が算出している税額
y_3	実際に農民が支払った税額

（ティグライ、オロミア両州の農業課税布告（TNRS[2005][2007]、ONRS[2005][2007]）、ティグライ、オロミア両州の州歳入局、調査対象地の郡歳入局、ケベレから聴取した情報に基づき筆者作成）

図 5-5-1 に示されるプロセスを順に追って説明をしていくと、郡土地管理環境保全局は農地の測量を行い（a）、土地登記情報を記録し（b）、土地保有者に

対し土地登記書を発行する (c)。また土地登記情報の更新を行い、その情報を郡歳入局へ回付する (d)。郡歳入局は受け取った土地登記情報に基づき、法令に従い土地課税額を算出する (e)。そしてケベレ毎の納税者リストを作成し徴税担当者に徴税を委託する。またその際には公的な領収書が徴税担当者に配布される (f)。徴税担当者は納税者から徴税を行い、領収書⁵²を納税者に手交する (g)。納税者は徴税担当者に対し税金を支払う (h)。徴税担当者は徴収した税金を郡歳入局へ納金し (i)、法令に定められた額の報酬を得る (j)。(a) から (d) までは土地登記に関する行政任務に関わる過程であり、(e) から (j) までは徴税に関する行政任務に関わる過程にあたる。

これが土地課税に関連する行政任務の一連のプロセスである。この流れで、〔1〕納税者の土地登記の実施、土地登記情報の受け渡し・管理が関係行政組織でなされ、〔2〕登記上の農地面積、つまり地籍情報に基づき税額が従量的に算出され、〔3〕徴税担当者によって納税者から税金が徴収され、〔4〕徴税担当者から行政組織へ納金される。これらがすべて法令に基づき正しく行われることによって、徴税機構が悉皆的に、農地面積に基づき従量的に農民から徴税を行うこと、換言すれば土地課税制度の合法性と公平性が保たれることが期待されている。

次に、本研究で検証する範囲を示す。まず、「納税者の土地登記の実施と土地登記情報の受け渡し・管理土地」に関しては、上に示したように、土地の測量 (a)、土地登記情報の記録 (b)、土地登記書の発行 (c)、郡歳入局への土地登記情報の受け渡し (d) という 4 つのプロセスが存在する。これらのプロセスを通じて全ての業務が正しく行われれば、農民が実際に保有する土地面積 x_1 と、測量・登記される土地面積 x_2 、そして農民が受領する土地登記書に記載される土地面積 x_2' 、郡歳入局が保有する土地登記情報が示す土地面積 x_3 は一致するはずである。

しかし実際には、既に第 4 章で見たとおり、2 州の土地の測量手法は共通して簡易的な手法・技術によるものであり、 x_1 と x_2 は多くの場合、ある程度の誤差が生じており完全には一致しないと想定されるが、これは徴税の執行の在り方の問題ではなく、土地登記の行政任務の問題である。また、調査対象者の土地面積の測定を本研究のスコープ内で実施して x_1 、 x_2 間の違いを検証することは極めて困難であるため、本研究では x_1 と x_2 の差異についてはその可能性について指摘するにとどめ、検証については別の機会に譲ることとする。そして郡土地管理環境保全局が管理する x_2 と農民に発行する土地登記書の x_2' は基本的に同じであるはずなので、郡歳入局が保有する情報 x_3 と x_2' 間の差異が存在するかどうかについての検証を行うこととした。この間に差異が生じているということは行政組織間で土地登記情報に齟齬があるということを示す。これを検証課題 1 とする。

次に、「土地登記情報からの税額の算出」、そして「徴税担当者による税金の徴

収」についての検証について触れる。まず、郡歳入局で行われる土地登記情報からの税額の算出であるが、 x_3 をもとに法令に照らして算出される税額を y_1 とする。そして実際に各調査対象地の郡歳入局で算出されている税額を y_2 とする。歳入局行政官らが税法に関する正しい知識があり、法に準拠して業務を行うならばこの二つの数値 (y_1 と y_2) は一致する。そして実際に農民が支払った税額を y_3 とすると、徴税担当者が郡歳入局から与えられた納税者情報に基づき正しく税金を徴収すれば y_2 と y_3 も一致することになるはずである。本研究では y_1 と y_2 、 y_2 と y_3 の一致・不一致の検証を行うこととし、それぞれを検証課題 2、検証課題 3 とする。検証課題 1、2、3 を実施することで、本章第 1 節 (1) の②に示した土地課税の法令に沿った従量的な徴税がなされているかの確認が行われる。

検証課題 3 については、実際には納税者が徴税担当者との個別的交渉によって税額を減額させる行動の有無を検証することにもなるが、ここでは郡行政のエージェントである徴税担当者が算出された税額 y_2 のとおりに正しく y_3 を徴収しているかという行政側の視点から確認を行うこととする。

最後に、「徴税担当者から行政組織への納付金」についての検証についてであるが、これは全体の徴税額と納付金の差が分からない限りは検証することは難しい。よって、この点については検証課題 2、3 を検証していく上でその可能性があるかどうかを考察していくこととする (本章第 1 節 (1) の③の確認作業に該当)。

公的な領収書の写しは郡歳入局へ税金と同様に納付されるものであり、歳入局は徴税担当者に渡した納税者リストの徴税額と実際の納付金額に差異があるかについては、基本的にはそれらの証票を基に確認を行うことが出来る。

検証課題 1

[郡歳入局が保有する土地面積 (x_3) と農民が保有する土地登記書に示される土地面積 (x_2') の間に差異が存在するか]

検証課題 1 については、第 2 回調査において、第 1 回調査の標本世帯から O1 : 21 世帯、O2 : 12 世帯、T1 : 10 世帯、T2 : 10 世帯について世帯ごとに検証を行った。第 1 回調査の標本世帯全てを第 2 回調査で再度調査対象とすることは難しかったため、ステータスの違う標本世帯⁵³を選択して情報を聴取することにより、標本世帯抽出の恣意性を排除するようつとめた。O1 については第 1 回調査の標本世帯の半数を対象とした)。O3 については、個別の検証が実施できなかったため、第 1 回調査時のデータをもとに検証を行った。以下、表 5-5-1 に検証課題 1 についての結果を示す。

表 5 - 5 - 1 検証課題 1 についての調査結果

O1	第 1 回調査の調査対象者の半数（21 世帯分）について、郡歳入局で把握している土地登記面積 x_3 と調査対象者が保有している土地登記書に記載されている面積 x_2' 間に相違が無いか確認を行ったところ、 x_3 と x_2' 間には相違が無いことが確認された。
O2	第 2 回調査において、調査対象者の郡歳入局にて把握している土地登記面積 x_3 を入手した。その後、調査対象者が保有する土地登記書に記載されている面積 x_2' 間に相違があるかどうかの確認を調査対象者全体の 30%になる 12 世帯について確認を行った。すると、12 世帯中 5 世帯について x_3 と x_2' 間に相違が存在した。
O3	O3 については、他の調査対象地のように、郡歳入局からの情報x_3 を入手出来なかったため、直接x_3 とx_2'の比較を行うことが出来ない。しかし、O3 では標本世帯で土地の私的保有権を持つ 39 世帯のうち 14 世帯のみが土地登記書を保有している状況であった⁵⁴。土地登記書を保有しない 25 世帯については、農民らが自己申告した土地面積でx_2 やx_2'を代替させている。 よってO3 の多くの世帯では、郡・ケベレで把握している土地登記面積x_3 と土地登記書に記載されている面積x_2'を比較することは不可能であり、土地情報の管理がオロミア州の他の地域と比較して極めて遅れているといえる。 また、郡歳入局から入手した郡全体の課税対象地面積が 9,412ha であるのに対し、同郡の Socio Economic Profile (ONRS[n.d.]) での郡全体の耕作面積（基本的に耕作面積は課税対象となる）は 37,928ha と示されており、大きく相違がある。よって、O3 においては、課税対象地の多くの割合が行政側（郡歳入局）によって把握されていない可能性が非常に高いと言える。
T1	第 1 回調査の調査対象者の 25%（10 世帯）について、郡歳入局で把握している土地登記面積 x_3 と調査対象者が保有している土地登記書に記載されている面積 x_2' の確認を行った ⁵⁵ 。その結果、 x_3 と x_2' の間には、10 世帯中 1 世帯において相違が存在した。
T2	第 1 回調査の調査対象者の 25%（10 世帯）について、郡歳入局で把握している土地登記面積 x_3 と調査対象者が保有している土地登記書に記載されている面積 x_2' の確認を行った ⁵⁶ 。その結果、 x_3 と x_2' の間には 10 世帯中 1 世帯において相違が存在することが確認された ⁵⁷ 。

（調査結果に基づき筆者作成）

検証課題 2

〔郡歳入局土地登記情報が示す土地面積（ x_3 ）に基づき、法令に照らして算出される税額（ y_1 ）と実際に各調査対象地の郡歳入局で算出されている税額（ y_2 ）間に相違があるか〕

検証課題 2 については、検証課題 1 と同様に、第 2 回調査において、第 1 回調査の標本世帯から O1：21 世帯、O2：12 世帯、T1：10 世帯、T2：10 世帯について世帯ごとに検証を行った。また、納税者リスト（付属資料 3 参照）を用いて、ケベレ全体の納税者についても検証を行った⁵⁸。

O3 については、個別の検証が実施できなかったため、第 1 回調査時のデータをもとに検証を行った。

以下、表 5－5－2 に検証課題 2 についての結果を示す。

表 5－5－2 検証課題 2 についての調査結果

O1	ケベレを通じて郡歳入局により算出される y_2 のデータを入手して確認をしたところ、21 の標本世帯のうち、4 世帯を除き、190 ブルの税額が示されていた。免税となっていた標本世帯（4 世帯）の保有する土地面積は 0.5ha 以下であり、それ以外の標本世帯の保有面積は最小で 0.51ha、最大で 4.26ha であった。190 ブルの税額は、法令上は、4.0ha より大きく 5.0ha 以下の保有面積に対して課される税額であり、17 世帯中 16 世帯が法令上の税額 y_2 を超過した税額を課されていた。他方で免税となっていた 4 世帯は本来であれば 15 ブルの税額が課されるべきであり、法令上では免税とはならない世帯である。よって、y_1 と y_2 間に差異が生じていた世帯は 21 世帯中 20 世帯（95%）ということが明らかになった。 上記の標本世帯の個別の検証に加えて、調査対象ケベレ全体の税額の算出方法についての検証を郡歳入局より入手した全納税者リストによって行った。納税者リストには、納税者名と農業所得税及び土地使用料のそれぞれの額が記載されており、土地面積は含まれない。納税者リストには 534 名の納税者が記載されていたが、それら 534 名の納税者に課されていた税額（農業所得税と土地使用料の合計）は全て 190 ブルであった。よって、標本世帯のみが一律 190 ブルを課されているのではなく、調査対象ケベレ全体で多くの世帯で y_1 と y_2 間に差異が生じていると考えられる。 世帯別調査実施後に、筆者が雇用した調査員 I は、納税者リストを提供した郡歳入局行政官に対し、なぜ課税額が土地面積に応じて算出されていないのかを改めて質問した
----	--

	ところ、行政官は質問への回答を拒否し、それ以上の情報を聴取することはできなかった。(この行政官は第2回調査の開始時には「課税額は土地面積に応じて算出している」と述べていた)。
O2	O2において、検証課題1と同じ標本世帯から個別に確認を行ったところ、12世帯中5世帯⁵⁹(40%)についてy_1とy_2間の差異が確認された。そのうちの1世帯については、税法上に存在しない税額が課されていた。この標本世帯個別の検証に加え、第2回調査時に郡歳入局から納税者リストを入手し、ケベレ納税者全体について、納税者リストに記載されている土地面積x_3に基づき法令に沿って税額が算出されているかについて確認を行おうと試み、100名分の納税者リストの複写を入手したところ、納税者リストには納税者名と課税額のみが記載されていた。 筆者が雇用した現地調査員Lは納税者リストを郡歳入局行政官Aより入手した。郡歳入局事務所では納税者リストの複写機による複写が出来なかったため、現地調査員Lは納税者リストを手書きで複写(全体で900件以上あった納税者データから100件分)し、うち15世帯分については納税者名についても複写した。なお、この納税者リストの原本には納税者名、「土地使用料」「農業所得税」の課税額がそれぞれ記載されていた。 納税者リスト(複写)に示された100世帯分の課税額を確認したところ、税額が税法上存在しない税額で計算されているデータ(100件中87件)が存在した。より正確には、農業所得税については法令に存在する税額が使用されているが、土地使用料については法令上に存在しない税額で課税されるデータが87件存在した。また、法令上に存在する税額が適用されているが、土地使用料と農業所得税の税額の税区分(面積に応じた税区分)が一致していないデータが7件存在したので、合計94世帯で法令に合致しない形で課税がなされていた。これは、y_1とy_2間に差異が生じていることを示している。 この件について郡歳入局への問い合わせを行ったところ、結果として郡歳入局は行政官Aとケベレ・マネージャーによる違法な課税、横領を認め、関与した2名が逮捕される事態が生じた。逮捕された2名は公式の領収書ではなく、自分たちで用意した領収書を用いており、それら領収書を納税者に対し配布していた⁶⁰。加えて、行政官Aは歳入局長Bに対し、調

	査員Lが複写した納税者リストにあった情報とは別の虚偽の報告書を作成し提出していたことが確認された⁶¹。 事後、納税者リスト上にあった2名⁶²の納税者を訪問し、土地登記書上の土地面積と納税額の確認を行ったところ、法令上の課税額の倍近くの金額が課税され、実際に納税者はその税額を支払っていたことが確認された。 よって、標本世帯個別の検証、納税者リストを用いた検証からO2においてはy_1とy_2間の差異が確認された。
O3	O3については、他の調査対象地のように、標本世帯個別の情報の突合や、納税者リストを用いての検証を行うことが出来なかったため、検証課題1と同様に第1回調査の結果のみを用いて考察する。実地調査1において調査対象者が回答した納税額のうち、全体の56%は法令上に存在しない税額であった。この割合は既に税法上にない税額を課税していることが確認されたO2に次いで高く⁶³、他調査対象地域（O1、T1、T2）における、調査対象者が法令上に無い税額を回答した割合とは大きく異なる。 したがって、O3においては法令に従って課税額が算出されているとは言えない状況にあると推察される。
T1	T1においては、検証課題1と同じ標本世帯から個別に確認を行ったところ、全ての標本世帯においてy_1とy_2間の差異は確認されなかった⁶⁴。 また、標本世帯個別の検証に加えて、第1回調査で取得した納税者リストを用いケベレ納税者全体について、納税者リストに記載されている土地面積x_3に基づき法令に沿って税額が算出されているかについて確認を行った。結果として税額は正しく算出されており、y_1とy_2間の差異は確認されなかった。 よって、T1においては、法令に準拠した税額の算出がなされているといえる。
T2	検証課題1と同じ標本世帯（10世帯）から個別に確認を行ったところ、全ての標本世帯においてy_1とy_2間の差異は確認されなかった。 また、標本世帯個別の検証に加えて、第2回調査で取得した再入力中の納税者リストを用いケベレ納税者全体について⁶⁵、納税者リストに記載されている土地面積（x_3）に基づき法令に沿って税額が算出されているかについて確認を行った。結果として税額は正しく算出されており、y_1とy_2間の差異は確認されなかった。 よって、T2においては、法令に準拠した税額の算出がなされているとい

	える。
--	-----

(調査結果に基づき筆者作成)

検証課題 3

[実際に各調査対象地の郡歳入局で算出されている税額 (y_2) と実際に農民が支払った税額 (y_3) の間に相違があるか]

本課題については、検証課題 1、2 と同様に、第 2 回調査において、第 1 回調査の標本世帯から O1 : 21 世帯、O2 : 12 世帯、T1 : 10 世帯、T2 : 10 世帯について世帯ごとに検証を行った。その結果を表 5 - 5 - 3 に示す。O3 については個別の検証が実施できなかったため、本節 (2) 表 5 - 5 - 4 に示す第 2 回調査結果からの推察を示す。

表 5 - 5 - 3 検証課題 3 についての調査結果

O1	個別に検証を行った 21 世帯中 17 世帯が 190 ブル課税され、残り 4 世帯は免税となっていた。これらの調査対象者を個別に訪問し、領収書に記載された税額 y_2 と農民が実際に支払った税額 y_3 についての確認を行ったところ、全ての世帯において、 y_2 と y_3 は一致していた。なお、免税とされていた 4 世帯は納税をしていなかったことが明らかになった。
O2	個別に検証を行った 12 世帯と検証課題 2 において追加で調査を行った 2 世帯、合計 14 世帯について、調査対象者を個別に訪問し、領収書に記載された税額 y_2 と農民が実際に支払った税額 y_3 についての確認を行ったところ、全ての世帯において、 y_2 と y_3 は一致していた (しかし先に示した通り、 y_1 と y_2 間には相違があるため、 y_1 と y_3 は一致しない)。
O3	本節 (2) 表 5 - 5 - 4 に示す調査対象者の回答から、ケベレで算出された課税額が徴収されていると推察される。
T1	個別に検証を行った 10 世帯について、調査対象者を個別に訪問し、領収書に記載された税額 y_2 と農民が実際に支払った税額 y_3 についての確認を行ったところ、全ての世帯において、 y_2 と y_3 は一致していた。
T2	個別に検証を行った 10 世帯について、調査対象者を個別に訪問し、領収書に記載された税額 y_2 と農民が実際に支払った税額 y_3 についての確認を行ったところ、全ての世帯において、 y_2 と y_3 は一致していた。

(調査結果に基づき筆者作成)

ここで一度、検証課題 1、2、3 についての調査結果を取りまとめておく。

検証課題 1 については、O2 で世帯個別の調査で郡歳入局が保有する土地面積 x_3

と農民が保有する土地登記書に示される土地面積 x_2' 間の相違が確認され、O3 については第 1 回調査の結果から x_3 と x_2' 間の相違の高い可能性を確認した。また、T1、T2 についてはそれぞれ調査世帯 10 世帯中 1 世帯と少数ながらも相違がある事例が確認された。

O3 については、土地の測量、土地登記が完了しておらず、そもそも客観的な農地面積のデータが存在しないという状況にあり、郡歳入局で把握する土地面積のデータ x_3 の信頼性は非常に低いものであると言える。

検証課題 2 については、O1 と O2 の世帯個別の調査並びにケベレ全体の納税者リストから y_1 と y_2 間の相違が確認された。また O3 についても第 1 回調査の結果から y_1 と y_2 間で相違が生じている可能性が高いと推測されるが、明確にその事象の確認は出来なかった。T1、T2 については y_1 と y_2 間の相違は確認されなかった。

しかし、O1、O2、O3 の y_1 と y_2 間の相違の在り方には違いがある点是指摘していく必要がある。まず、法令上に存在しない税額の課税については、O1 では見られなかったが O2 では見られ、また O3 でもその可能性が高い点である。次に、O1 では一定面積（0.5ha）以上の農民に対し一律 190 ブルの課税を行っており、法令から逸脱した独自の課税基準が適用されているが、O2 においてはそのような独自の基準は存在せず、行政側（郡歳入局行政官とケベレ・マネージャー）が恣意的に課税額を決定し、そして過大に徴収した税を私的利益拡大目的で流用していた。

検証課題 3 については、いずれの調査対象地においても y_2 と y_3 間に相違は確認されなかった。よって、ここで示した調査結果からは、納税者が徴税担当者間との個別的交渉によって不正に税額を減額させようとするような行動は確認されなかったということになる。この点は、納税者側の状況についての調査結果を示す後段で振り返ることとする。

(2) 調査対象地における納税の在り方

本節（2）では、納税者である農民の納税の在り方に関する調査結果を整理して示す。まず、納税者が自己利益を最大化するために不正に低い徴税や見逃しを行政側に個別に求める行動をとっているか（本章第 1 節（1）の⑤に該当）、そして納税者が行政の不正な徴税要求に対する異議申立てを行っているか（本章第 1 節（1）の⑥に該当）について、関連する調査結果について整理し、提示する。次に、納税者の土地課税の法令に関する知識、より具体的には税額の算出方式についての知識の状況について調査結果を整理し、提示する。

納税者が自己利益を最大化するために不正に低い徴税や見逃しを行政側に個別

に求める行動をとっているか、そして納税者が行政の不正な徴税要求に対する異議申立てをおこなっているかについて、関連する情報は、第2回調査で標本世帯を個別に訪問し再インタビューを行うことで取得した。各調査対象地で再度調査を行った標本世帯はO1：7世帯、O2：12世帯、O3：8世帯、T1：10世帯、T2：10世帯である⁶⁶。

調査対象地のケベレにおいて、調査を実施した期間の前後において税不服申立委員会への訴えは無かったことは、第4節の表5－4－3で既に示しているが、納税者側へのインタビュー結果からもこの点についての情報を補足する。

その結果を表5－5－4に示す。少なくとも、この調査結果から分かる範囲では、O1、T1、T2で納税額について徴税担当者または郡歳入局行政官に対し問い合わせをしている事例はあったものの、その結果として個別にあるいは恣意的に、減免や見逃しを求めた事例、つまり納税における不正行為は確認されなかった。また、行政の徴税要求に対する納税者側からの異議申し立ての事例も確認されなかった。

したがって、本章第1節（1）の⑤、⑥で示した納税者の徴税担当者との私的交渉を通じた減免を求める行動や、行政側に対する公けに法令通りの徴税を要求する行動はいずれの調査対象地においても確認されなかったといえる。

表5－5－4 調査対象地における納税者の納税における不正行為、行政への異議申立てについて

O1	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者（7名）は過去数回に渡り納税額に対する疑問を徴税担当者に対して投げかけたことがあるものの、「政府の方針」という回答により、徴税担当者によって示される納税額を支払ってきたと回答した。過去に納税額について徴税担当者や郡行政官と個別に交渉をしたことがある調査対象者はいなかった。また、税不服申立委員会への訴えを行ったという調査対象者は存在しなかった。
O2	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者12名全員が過去に納税額について徴税担当者や郡行政官と個別に交渉をしたことも無く、納税額について問い合わせをしたことも無いと回答した。また、税不服申立委員会への訴えを行ったという調査対象者は存在しなかった。
O3	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者8名全員が、徴税担当者との個別な減免や納税の見逃しに関するやりとりは存在しないと答えた。理由としては、徴税担当者は税額の増減に関し何の権限も持たないからであると述べている。

	保有する土地面積（調査対象者の回答による）から算出した課税額より多く徴税していると述べた調査対象者のうち、4名中2名の農民は行政が記録している情報と実際の土地面積には相違があると述べた。しかし、この2名の農民は、この問題はケベレ・チェアパーソンの責では無く、郡歳入局又は、郡土地管理局の責だと主張した。同時に彼らは過度に徴税していることについて、ケベレや郡に対し異議を申し立てる意思は無いと回答した。異議を申し立てることにより、自己の利益が期待できないばかりか、コミュニティーメンバー（ケベレの構成員）とローカルリーダー（ケベレ・チェアパーソン等）との間に憎悪の連鎖を生むと考えているためである。また、残り2名の調査対象者は、前述の2名と同様に行政データと実際の土地面積に相違があるのではと考えており、それは自身の土地面積だけでは無く他の農民も同様であると述べ、多くの農民は土地面積を実際の保有面積よりより少なく報告し登録しており、これは税額を減らすためであると述べている。 また、税不服申立委員会への訴えを行ったという調査対象者は存在しなかった。
T1	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者10名のうち、1名を除き過去に納税額について徴税担当者や郡行政官と個別に交渉をしたことも無く、納税額について問い合わせをしたことも無いと回答した。残り1名⁶⁷は、過去数回に渡り納税額について郡歳入局へ問い合わせをしたことがあるが、自身の主張は受け入れられなかったと述べている。また、税不服申立委員会への訴えを行ったという調査対象者は存在しなかった。
T2	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者10名のうち、1名を除き過去に納税額について徴税担当者や郡行政官と交渉をしたことも無く、納税額について問い合わせをしたことも無いと回答した。残り1名⁶⁸については、納税額について郡歳入局へ問い合わせをしたことがあるが、納税額は変わらなかったと述べている。また、税不服申立委員会への訴えを行ったという調査対象者は存在しなかった。

（調査結果に基づき筆者作成）

次に、納税者の土地課税の法令の内容に関する知識、より具体的には税額の算出方式についての知識の状況について確認する。

この点についても、上段と同様に第2回調査で標本世帯を個別に訪問し再インタビューを行うことで確認を行った。ただし、O3についてはこの点について第2

回調査で対象とした8世帯すべてからはこの情報を取得することが出来なかったため（第2回現地調査実施上の時間的・資金的な制約による）、限られた世帯からの情報を用いての検証を行った。

その調査結果を表5-5-5に示す。結果として、全ての調査対象地において、再調査を行った標本世帯は税額の算出方法について知らないか、曖昧な知識しか持たないことが分かった。ただし、税額が土地の面積に応じて計算されるべきものであることについては、漠然とではあるが、認識している者がいる。また、行政側も納税者に対して法令の内容（特に課税額の算出方法）を周知するような活動は積極的に行っておらず、納税の義務一般についての啓蒙の実施に留まっていることが分かった。

表5-5-5 調査対象地における納税者の税額算出に関する知識

O1	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者（7名）のうち、3名は納税額算出方法を知らないと回答した。残りの調査対象者も納税額が土地面積に基づいて計算されるという話を聞いたことはあるが、実際には異なる土地面積を保有する農民が同額の税金を支払っている事実を知っているので信じていない。税金とは、定額の使用料（quota）のようなものだと回答した。 郡歳入局行政官は、納税者義務の重要性について啓発活動を行っているとは主張しているが、一方で以下のような発言をしている。 この地域の農民の多くは非識字者であり、彼らはどのように税金が算出されているかなど全く知らない。 また、ケベレの最長老である農民は以下のように現地調査員に対し述べている。 ケベレ・チェアパーソンは郡行政官から言われたとおりのことを言っているだけである。自分は帝政期から納税をしており、その資金で政府は公務員の給与を支払ったり、保健などのサービスの提供をしたりしているので納税義務があると知っている。これらの点がケベレ・チェアパーソン、郡歳入局員から我々納税者に伝えられる全てである。 農家Aも同様の認識をしており、以下の様に述べている。 ケベレ・チェアパーソン（徴税担当者）からは、納税は「ハイレセラシエ皇帝の時代からの義務」とであるという説明がなされる。
O2	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者12名のうち10名は課税額算出方法について知らないと回答した。残り2名は、課税額は土地面

	積に対応しているのではないかと思うが詳しいことは分からないという回答であった。 また、上記調査対象者からは、徴税担当者（ケベレ・チェアパーソン）はケベレの会合において期限内納税について言及はするが、納税者義務に関する啓発活動や課税額算出方法についての説明を行うことは無いとの回答が得られた。
O3	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者全員から課税額算出方法に関する認識についての情報を聴取することは出来なかったが、調査対象者8名のうち2名⁶⁹は、同じケベレ内の多くの農民が税額を減らす目的で意図的に土地面積を過小に申告していると述べており、徴税額が土地面積に基づくべきものであると推測している。
T1	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者10名全員が課税額算出方法について知らないと回答した。 また、上記調査対象者からは、徴税担当者（ケベレ・チェアパーソン）や郡行政官は納税の重要性については農民に伝えるが、その他の情報については、何も伝えないとの回答を得た。 農家Bは以下のように述べている。 納税が重要かどうかについては何もわからないが、納税をすることによって、（自分の）土地の権利は保障されると感じている。納税時に受け取る領収書は土地の私的使用権の証拠となる。 また、調査対象者のうち6名は、非識字者であり、土地登記書に書かれている土地面積を読むことが出来ず、自身が保有する土地面積を知らなかったことが判明した。
T2	第2回調査において、再度インタビューした調査対象者10名全員が課税額算出方法について知らないと回答した。ただし、その中の1名は土地面積によって課税額が算出されているのではないかと推測をし、もう1名は家計構成員数によって課税額が算出されているのではないかと推測をしていた。 調査対象者からは、徴税担当者（ケベレ・チェアパーソン）や、郡歳入局員は納税者意識を醸成するような取り組みは行っておらず、納税の義務、期限内の納税、延納への罰則の適用についてのみ伝えられるとの回答が得られた。 また、調査対象者のうち5名は、非識字者であり、土地登記書に書かれている土地面積を読むことが出来ず、自身が保有する土地面積を知らなかったことが判明した。

（調査結果に基づき筆者作成）

(3) 調査対象地における納税者の行政に対する信頼

本節（３）では、調査対象地における納税者の行政に対する信頼の度合いに関する調査結果（本章第１節（１）の⑦に該当）と、税に対する認識についての調査結果を提示する。これらはいずれも第１回調査結果から示されるものである。

表５－５－６に、第１回調査で確認したケベレ・チェアパーソンを含めた行政に対する信頼の度合いの調査結果を示す。この結果から示されていることは、T1、T2、そして O1 の行政に対する信頼の度合いが総じて高いこと（ただし、O1 の「連邦政府に対する信頼」は T1、T2 と比較し低い）、他方で O2、O3 の行政に対する信頼の度合いが相じて低いことである。特に、O2 においては、「連邦政府への信頼」を除き、５調査対象地の中で最も低い信頼の度合いが示された。O3 では、特に「連邦政府への信頼」において低い信頼の度合いが示された。

表５－５－６ 調査対象地における行政に対する信頼⁷⁰の度合い

	ケベレ・チェ アパーソンへ の信頼	ケベレ 行政への 信頼	郡行政への 信頼	州政府への 信頼	連邦政府への 信頼
O1	97.6%	95.1%	97.6%	92.7%	73.2%
O2	67.5%	60.0%	70.0%	70.0%	72.5%
O3	90.0%	92.5%	82.5%	72.5%	42.5%
T1	100.0%	100.0%	95.0%	92.5%	92.5%
T2	95.0%	95.0%	97.5%	97.5%	95.5%

（第１回調査（個票調査）結果より筆者作成）

続いて、表５－５－７に、第１回調査時において調べた「税金は自分たちのよりよい生活のために使われている」と認識している各調査対象地の納税者の割合を示す。調査対象者の割合は、T2、T1、O1、O2、O3 の順に高い数値を示した（表５－６－３参照）。この結果は、ある程度上に示した各調査対象地における行政に対する信頼の度合いと相関を示しているものである。この結果の分析に当たっては、調査対象地における公共財の提供の状況についての情報が必要となろう。しかし、本研究内では、調査対象地における公共財提供の状況に関する情報収集は調査の範囲外としていたため、この点に関する調査、分析は別の機会に譲りたい。

表 5－5－7 調査対象地における税に対する認識⁷¹

税金は自分たちのより良い生活のために使われている

O1	73.2%
O2	34.1%
O3	14.6%
T1	87.8%
T2	92.7%

(調査結果より筆者作成)

第 6 節 ケーススタディの結果と考察

(1) ケーススタディの結果

本章第 1 節にてケーススタディの結果について以下の 4 点を予測される結果として提示した。以下、この 4 点について調査結果を整理し、調査結果から予測された結果が示されたかどうかを示す。

(予測される結果 1) ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構と比較してより良く法令通りに機能している

(予測される結果 2) オロミア州では、州内で税務上の執行体制の整備状況が異なり、土地課税に関わる法令の履行の在り方においても差異が生じている。

(予測される結果 3) 農民は自らの法令の理解に従って正当な納税を自発的に、あるいは、自己利益を最大化するために不正に低い徴税を行政側に個別に求める余地は少ない、つまり、行政側から求められる税額を納税している。また、農民は法で定められた課税額の算出方法に関する詳しい知識や発言力が乏しく、徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動をとらない。この点については州間で違いはなく、したがって、ほぼ悉皆的な納税をしている。

(予測される結果 4) 農民の行政に対する信頼度は、土地の権利保障をめぐる歴史的背景、税務上の執行体制の整備状況、公共財の提供に関する認識の地域社会間における違いと相関している。

まず、予測される結果 1 と予測される結果 2 に関わる調査結果について整理して提示する。これら 2 つの予測は共通して行政側の土地課税の徴税の在り方に着目した予測であり、予測される結果 1 はティグライ州とオロミア州間、予測される結果 2 はオロミア州内の違いについて予測を示すものである。

本研究における、「税務上の執行体制」の捉え方を改めて示しておく、「徴税機構が徴税に関わる行政任務において、法令の定めた通りに一人一人の納税者から税を徴収できる体制」である。それぞれの調査対象地において、この体制が整備されており、正しく作動していれば、土地課税は、一人一人の農民から悉皆的

に、そして、農民が保有する農地面積に応じて、法令に従い従量的に課税され、徴収されるはずである。

まず、農民からの悉皆的な土地課税の徴収について述べる。本章第4節（1）で示した通り、5調査対象地ではいずれも高い納税率が確認された。ただし、O1では41世帯中6世帯が納税を行っておらず、他調査対象地と比較して非納税者が多いことが明らかになった。すでに示したように、O1では独自に零細農家に対し免税措置を与えており、それがこの結果に反映されている。したがって、本章第1節（1）の①で示した悉皆性はいずれの調査対象地においてもおおむね達成されているといえる。

次に、農民が保有する農地面積に応じて、法令に従い従量的に徴税がなされているかについて示す（本章第1節の②に該当）。

本章第5節（1）で示した通り、農民が保有する農地面積に応じて、法令に従い従量的に徴税がなされているかを明らかにするために、本研究では、土地課税に関連する行政任務の過程を4つのプロセスに分けて整理した。すなわち、〔1〕納税者の土地登記の実施、関係行政組織による土地登記情報の受け渡し・管理、〔2〕登記上の農地面積に基づく法令に従った税額の算出、〔3〕徴税担当者による納税者からの税の徴収、〔4〕徴税担当者から行政組織への納金、である。これらがすべて法令に基づき正しく行われることによって、徴税機構が悉皆的に、農地面積に基づき従量的に農民から徴税を行うこと、換言すれば土地課税制度の合法性と公平性が保たれることが期待されている。各調査対象地における土地課税徴税に関わる行政任務の上記4つのプロセスにおいて明らかとなった問題点を次頁の表5－6－1にまとめて示す。

〔1〕では（第5節（1）における検証課題1として設定）、土地面積についての検証（郡歳入局が把握する農民が保有する土地面積と土地登記書に示される土地面積に相違があるかどうか）を行った。その結果、O2では約半数において相違が生じていることが明らかになり、またO3についても相違が生じている可能性が高い点を示した（T1、T2でも相違する事例はあったが僅かである）。

〔2〕では（第5節（1）における検証課題2として設定）、課税額の算出が法令に合致した形で実施されているかどうかについての検証を行った。その結果、O1、O2において法令とは乖離が生じている点が明らかになり、O3についても、法令から逸脱した課税がなされている可能性が高いことを示した。

〔3〕では（第5節（1）における検証課題3として設定）、郡歳入局が決定した税額を納税者が支払っているかどうかについての検証を行った。その結果、全ての調査対象地において納税者は徴税担当者により提示された税額を支払っていたことが明らかになった。

最後に〔４〕の、徴税担当者が徴収した税を全て徴税機構に対し納付しているかどうかについての検証であるが、これは上記〔２〕、〔３〕を検証していく中で、O2において、徴税担当者が実際に徴収した額と納付金に食い違いがあったことが明らかになった（郡歳入局長が実質的にそれを追認した）。

このように上に示した４つのプロセスにおいて、ティグライ州の調査対象地 T1、T2 では〔１〕において若干の問題を抱えていたが、それ以外の〔２〕から〔４〕では本研究で検証した限りでは問題は確認されなかった。他方、オロミア州調査対象地では、〔１〕について O2 と O3⁷²、〔２〕については O1、O2、O3 については、行政データと第１回調査結果からの推論による、そして〔４〕について O2 での問題が確認された。特に〔２〕のプロセスについては、O1 と O2 では納税者から法令上の税額より過大に徴税している事例が多く生じていることが明らかになった。

表５－６－１ 調査対象地における土地課税徴税に関わる行政任務の執行において明らかとなった問題点

	プロセス〔１〕	プロセス〔２〕	プロセス〔３〕	プロセス〔４〕
検証方法	郡歳入局土地情報と土地登記書の面積の突合	郡歳入局で算出される税額と法令に定められる税額との突合と、調査対象ケベレにおける納税者リストによる課税額の確認。	郡歳入局で算出された税額と納税者が支払った税額との突合	プロセス〔２〕、〔３〕の検証時の郡歳入局から聴取した情報により確認
O1	－	個別の検証では、21 世帯中 20 世帯で相違が確認された。ケベレ全体の納税者リストからは、全ての納税者に対し一律の課税がなされていたことが確認された。	－	－
O2	12 世帯中 5 世帯において相違が確認された	個別の検証では 12 世帯中 5 世帯で相違が確認された。ケベレ全体の納税者リストの一部からは、法令に存在しない税額が算出・課税されていることが確認された。	－	調査の結果として、実際に徴収した額と納付金の額との食い違いが明らかになった（郡歳入局長が実質的にそれを追認した）。
O3	課税対象地の多くの部分が郡歳入局により捕捉されていない可能性が示された	第１回調査結果から、法令に存在しない税額が課税されている可能性が示された。	－	－
T1	10 世帯中 1 世帯において相違が確認された	－	－	－
T2	10 世帯中 1 世帯において相違が確認された	－	－	－

（調査結果に基づき筆者作成）

上に示した調査結果から、全ての調査対象地において、土地課税は、ほぼ悉皆的に徴税されているが、法令に基づく土地面積に応じた従量的な徴税については、ティグライ州調査対象地である T1、T2 では実施されているといえる、オロミア州の調査対象地では O1、O2、O3 では実施されているとはいえないことが示された。したがって、本章第 1 節の②で述べた法令通りの土地面積に基づいた従量的な徴税については、T1、T2 ではなされているが、O1、O2、O3 ではなされていないことが確認されたといえる。O1、O2 については、調査実施時期には土地登記制度の整備は完了しており、したがって、土地課税の徴税に重要な情報である、地籍情報の把握はなされていた（ただし、O2 においてはその情報管理において問題が見られた）が、実際に徴税の行政任務を行う末端の行政官、徴税担当者への監視が行き届いておらず、法令から逸脱した徴税がなされていたと言える。また、O3 は地籍情報の把握が十分なされておらず、したがって徴税の行政任務はきわめて杜撰に行われ、法令から逸脱した徴税がなされていたといえる（表 5－6－2 参照）。

これらの結果から本研究で行った調査の範囲において、ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構と比較してより良く法令通りに機能していると考えられる（予測される結果 1 についての検証結果）。

表 5－6－2 調査対象地における徴税の在り方と税務上の執行体制の整備状況

	悉皆的な徴税 (*1)	従量的な徴税 (*2)	土地登記制度 の整備(*3)	税務上の執行体制の整備 状況
O1	○	×	○	整備途上にあり、より良く機能していない
O2	○	×	○	整備途上にあり、より良く機能していない
O3	○	×	×	整備途上にあり、より良く機能していない
T1	○	○	○	相対的により良く整備され、機能している
T2	○	○	○	相対的により良く整備され、機能している

(*1)○：悉皆的な徴税がなされている、×：悉皆的な徴税がなされていない

(*2)○：土地面積に応じた法令に基づく重量的な徴税がなされている、×：従量的な徴税がなされていない

(*3)○：土地登記制度が整備されている、×：土地登記制度が整備されていない

次に、オロミア州の調査対象地間で確認された表 5－6－1 に示した土地課税徴税に関わる行政任務の執行において明らかとなった問題点について整理する。

まず、上記〔1〕のプロセスに関する検証から明らか点について述べる。O3 では、〔1〕のプロセスに含まれる土地の測量・登記が他 2 地域と比較して大幅に

遅れており、郡歳入局が農民の保有する土地面積（標準化された手法での測量結果に基づく土地面積）の多くを把握していない、つまり土地課税の徴税に当たり重要かつ不可欠な客観的な農地面積を含む地籍情報が把握されていないことが明らかになった。O3では、客観的な農地面積の情報が、広い範囲で捕捉されておらず、それらの客観的情報が無い農地については、納税者の自己申告による土地面積を用いた課税がなされていた。したがって、O3においては、本章第1節（1）の④で示した土地登記制度の整備を通じた地籍情報の確認・把握がなされておらず、既述の「税務上の執行体制」を作動させるため前提となる地籍情報の把握がなされていない状況があるといえる。

他方で、O1、O2では（O2では郡歳入局が把握する土地面積と、農民が保有する土地登記書に示される土地面積の間に齟齬が見られた調査対象世帯はあるものの）少なくとも、一定程度、地籍情報の把握は行われていたといえる。

次に、〔2〕のプロセスに関する検証から明らかになった点について述べる。O1、O2ではいずれも、郡歳入局が保有する土地面積に基づき、法令に照らして算出される税額と、実際に調査対象地の郡歳入局で算出されている税額との間には齟齬があることが確認された。また、O3についても、第1回調査結果から両者に齟齬があるであろうとの推論を示した。しかし、O1とO2ではその状況に違いがあった。その点について少し詳しく示しておく。

O1では、法令に示される税額を適用しているが、全ての納税者に対し一律の税額⁷³を課しており、また、本来納税義務がある農家（0.5ha以下の土地を保有する農民）に対し土地課税（土地使用料、農業所得税ともに）の免税措置を与えていた。つまり、O1では法令から逸脱したルールを独自に設定し、法令上に示される税額を適用しつつも、法令上の土地面積による税区分と適合しない税額を一律で課税し、徴収していた。

O2では、O1と同様に法令に示される税額ではあるが、法令上の土地面積による税区分と合致しない税額の課税が確認されただけでなく、法令に示されない税額を課税し、徴収していたことが明らかになった。

〔2〕のプロセスの検証結果から、O1、O2では法令から逸脱した形で徴税が行われていたことが確認されたが、次に、ここで確認された法令と食い違った徴収が、各行政官の業務の杜撰さや怠慢によって生じているのか、行政官や徴税担当者の自己の利益を追求する不正行為（横領など）によって生じているのかを明らかにするために、〔4〕のプロセスの検証結果について触れる。

〔4〕のプロセスの検証結果からは、O2において、徴税担当者と郡歳入局行政官が結託し、過大に徴収した税金を横領していた点が確認された。つまり、O2においては、本章第1節（1）の③で示した行政官や徴税担当者における不正行

為が確認されたといえる。したがって、本研究で行った調査の範囲では、上に示した O1、O2 で生じている法令と食い違った徴収が生じている原因は、O1 については行政官の業務の杜撰さであり、O2 においては、行政官や徴税担当者の自己の利益を追求する不正行為⁷⁴であると想定される。

表 5－6－3 オロミア州調査対象地における徴税の法令からの逸脱状況

	徴税の法令からの逸脱(*1)	法令からの逸脱の原因	土地登記制度の整備 ⁷⁵
O1	○	税務行政官の杜撰な業務	2012 年完了
O2	○	税務行政官・徴税担当者の不正行為	2005 年完了
O3	○	地籍情報の確認・把握が実施途上	調査実施時未了

(*1)○：徴税の法令からの逸脱あり、×：法令からの逸脱なし

したがって、表 5－6－3 に示すように、オロミア州の調査対象地 O1、O2、O3 ではいずれも土地課税の徴税において法令からの逸脱が、本研究で実施した調査結果の範囲からは確認されたが、逸脱の原因はそれぞれの地域で異なっていた。逸脱の原因が異なるということは、それぞれの調査対象地における税務上の執行体制の整備状況も異なることを示しているといえる。

このことから、オロミア州の各地域の徴税機構においては、税務上の執行体制の整備状況が異なり、土地課税の法令の履行の在り方において差異が生じていることが示され、予測される結果 2 は本研究のケーススタディにおける調査結果からは、正しいと検証されたといえる（予測される結果 2 についての検証結果）。

次に、納税者側の土地課税の納税の状況に着目した予測である、予測される結果 3 に関する調査結果を整理して提示する。

まず、納税者が不正に低い徴税を行政に個別に求めているかについてであるが、そのような行動は、本研究で実施した調査の範囲内では、いずれの調査対象地においても確認されず、基本的にすべての納税者は行政側から提示される税額を支払っていた（表 5－5－4 参照）。したがって、本章第 1 節（1）の⑤で示した納税者の徴税担当者との私的交渉を通じた減免を求める行動は確認されなかったといえる。

次に、納税者の課税額算方法に関する知識の状況について述べる。全ての調査対象地において、納税者は漠然とした理解を持つ者はいるが、税額の具体的な算出方法についての知識は持たない点が明らかになった。表 5－4－7 に示した通り、調査対象地における納税者である農民の教育レベルは多少の差はあるものの全ての調査対象地で低い水準であり、納税者には非識字者も少なくなく、O1、T1、T2 の事例からは、土地登記書を保有していても登記書に示される土地面積さえ知

らない農民の存在が確認された。また、行政側は納税者に対し納税の義務についての啓発活動を実施してはいるものの、納税者にとって最も重要な情報である具体的な税額算出方法については伝えられていない点が明らかになった。したがって、行政と納税者間には土地課税の法令に関し情報の非対称性が生じているといえる。

続いて、本章第1節（1）の⑥で示した、納税者が徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動をとっているかどうかについて述べる。いずれの調査対象地においても税不服申立委員会への申し立ては確認されなかった（表5－4－3参照）。また、納税者側からの公的な手段を通じての行政の公正を求める行動は確認されなかった（表5－5－4参照）。納税者が税額に関し異議を申し立てるには、行政の行為が法令に違反をしているという証拠を提示する必要がある。しかし、納税者側は異議申し立ての内容を裏付ける根拠（法令の内容、土地登記書に示される土地面積の認識）を持たず、納税者の権利に関する知識・認識も乏しいと考えられ、行政側と対等に対峙することは出来ないであろう。

最後に、納税者が悉皆的な納税を行っているかについて述べる。本章第4節で示した通り、全ての調査対象地では高い徴税率が示され、ほぼ100%の農民が納税をしていることが明らかになった（表5－6－4参照）。

表5－6－4 調査対象地における納税者の納税に関わる行動と認識

	悉皆的な納税(*1)	徴税担当者との私的な交渉を通じた減免を求める行動(*2)	徴税を行う行政に対し公けに法令通りの徴税を要求する行動(*3)	税額算出方法に関する知識・認識(*4)
O1	○	×	×	×
O2	○	×	×	×
O3	○	×	×	×
T1	○	×	×	×
T2	○	×	×	×

(*1)○：ほぼ悉皆的な納税を行っている、×：行っていない

(*2)○：私的な交渉を通じた減免を求める行動を行っている、×：行っていない

(*3)○：行政に対し公に法令通りの徴税を要求する行為をおこなっている、×：行っていない

(*4)○：税額算出方式に関する知識、認識がある、×：知識、認識がないか曖昧である

以上のことから、本研究ケーススタディにおける調査結果からは予測される結果3に示す結果が得られたと言える（予測される結果3についての検証結果）。

最後に、予測される結果4に対応する調査結果について示す。

農民の徴税側に対する信頼の度合いに関する調査結果（本章第1節（1）の⑦に該当）からは、農民の行政への信頼度は総じてT1、T2、そしてO1で高いことが示された（ただし、O1では連邦政府への信頼の度合いがT1、T2と比較して20%

程度低い)。他方、O2、O3の行政に対する信頼の度合いが相じて低いことが示された。既に「予想される結果1、2」の検証において確認したとおり、ティグライ州調査対象地であるT1、T2はオロミア州調査対象地O1、O2、O3と比較して税務上の執行体制がより良く整備され、機能していた。

他方、行政に対する信頼の度合いが総じて低かったO2、O3について述べると、O2においては、税務上の行政任務において法令からの逸脱が見られ、その逸脱は税務行政官の不正行為によるものであった。O3では、土地課税の徴税において重要な地籍情報の把握が十分なされておらず、法令に従い土地面積に応じて従量的に徴税を行う体制が整っていない、つまり法令通りの履行が出来ない状況であった。

農民の行政の信頼の度合いが高かったO1においても、税務上の行政任務において法令からの逸脱は見られたが、その逸脱は税務行政官の課税基準の杜撰な適用によるものであり、納税者に対し一律で定額（190ブル）を課税しており、また、零細農家への特別な配慮が見られた。したがって、税務上の行政任務における法令からの逸脱が税務行政官や徴税担当者の不正行為によって生じており、行政側が決定する徴税額に何ら規則性は見られず、機会主義的な徴税が行われていたO2とは、法令からの逸脱の原因だけでなく、その深刻度が異なるといえる。

また、歴史社会的背景について述べておくと、O1はその歴史的経緯と社会的背景から北部地域文化への親和性が高く、O2やO3と比較して、徴税側と納税側で土地への権利と課税をめぐる共通理解が相対的に良く共有されていると想定される。したがって、この共通理解の在り方は、予測される結果2の検証時に確認した、O1、O2、O3における税務上の執行体制の整備状況の違いに影響を及ぼし、その整備状況が農民の行政に対する信頼度に影響を与えていると考えられる。

以上の点から、農民への行政への信頼の高いところ（つまりT1、T2）では、法令通りの履行がなされ、そうでないところ（つまりO2、O3）では法令からの逸脱が見られる可能性が高い、という予測は一定程度、調査結果から確認されたい言える。O1については、行政への信頼性は高いが、法令からの逸脱は確認されている。しかし、その逸脱の原因とその問題の深刻度は、O2やO3とは異なり、また徴税側と納税側で土地への権利と課税をめぐる共通理解が相対的に良く共有されていることが、間接的に農民の行政に対する信頼の度合いの高さに影響を与えたと考えられる。

以上のことから、本研究ケーススタディにおける調査結果からは予測される結果4に示す結果が得られたといえる（予測される結果4についての検証結果）。

(2) 考察

本研究のケーススタディの調査結果から明らかになったのは、調査対象地間で、実際の土地課税の在り方に違いが生じていること、そしてその違いは徴税を行う行政側の徴税の在り方の差異によって生じており、納税を行う納税者の意識や態度では違いは無いこと、そして徴税側と納税側の社会的関係を見た場合、納税者の行政（徴税側）に対する信頼の程度には地域間で違いがあり、それは行政側における土地課税の在り方、つまり法令からの逸脱の有無と関連するという点である。

本節（２）の考察では、行政側の徴税の在り方の地域間の違いについて、続いて地域間で共通する納税者側の納税の在り方と行政との関係（異議申立ての有無について）について、最後に納税者の行政に対する信頼の程度 of 地域間の差異について考察する。

まず、行政側の徴税の在り方においては地域間で違いが生じていた点についての考察を行う。

調査結果から、ティグライ州の徴税機構は、オロミア州の徴税機構と比較して相対的により良く法令通りに機能していることが確認された。つまりティグライ州の徴税機構はオロミア州と比較して、悉皆的に、土地面積に基づいて法令に従い従量的に税を徴収していた。また、オロミア州内の調査対象地間では、法令からの逸脱の状況、そして逸脱の原因が異なり、税務上の執行体制の整備状況に違いが生じていた。その要因と背景は何であろうか。

第一に指摘できるのは、税務行政の体制の違い、具体的には土地登記制度の整備状況と税務上の執行体制の整備状況である。

既述の通り、今日のエチオピアでは、土地登記制度は、それが整備されることにより、正確な従量的課税に不可欠な地籍情報を行政が把握することが可能となる。本章第４節（２）の表５－４－４に示したように、ティグライ州における土地登記制度はTPLF主導で1980年代末から整備が開始され、現政権以降後の土地登記書の発行についても1990年代に完了している。他方でオロミア州における土地登記制度の整備が開始されたのは2000年代に入ってからであり、特にO3においては本研究調査実施時においても執行途上であった。

したがって、土地登記制度の整備状況の違いは、行政側の徴税の在り方に直接的に影響を与えた、つまり土地課税の在り方の直接的な説明要因となっていると考えられる。

次に、税務上の執行体制（徴税機構が徴税に関わる行政任務において、法令の定めた通りに一人一人の納税者から税を徴収できる体制）について述べる。本節（１）で示したように、ティグライ州調査対象地における徴税機構が土地課税徴

税の行政任務を行う上での税務上の執行体制は、オロミア州調査対象地における徴税機構の税務上の執行体制と比較してより整備されており機能していると想定される。これは、ティグライ州調査対象地における土地課税が、オロミア州の調査対象地と比較して相対的に農民から悉皆的に、そして農地面積に応じて法令に従い従量的に課税、徴収されていたことから確認される点である。また、オロミア州の調査対象地である O1、O2、O3 ではそれぞれ法令から逸脱した徴税となっていた税務執行上の原因は異なるが、これは税務上の執行体制の整備状況が各調査対象地間で異なることを示しているといえる。

以上の点から、土地登記制度の整備状況と税務上の執行体制の整備状況の違いは、行政側の徴税の在り方に直接的に影響を与えた、つまり土地課税の在り方の直接的な説明要因となっていると考えられる。

ここまで、土地課税の在り方を直接的に説明する 2 つの要因、土地登記制度の整備状況と税務上の執行体制について述べた。次に、歴史的経緯と社会的背景からの考察を加える。

現代エチオピアにおける土地課税制度とそれに関連する土地登記を含む土地制度の整備、拡大は、実質的な中央集権統治の下でティグライ州を発祥の地とする現政権の主導で行われている。政権中核政党 TPLF の支持基盤であるティグライ州では、現政権発足以前からいち早く農地の地籍情報の確認と土地登記が進められており、この経緯は現代エチオピア全体における土地課税制度の整備、拡大に影響を与えているものと想定される。このことから、現政権における土地課税制度とそれに関連する土地登記制度の整備、拡大には、ティグライ州を含む北部地域において歴史的に形成された、農民への課税と土地の権利保障についての社会内部（徴税側と納税側を含む）の共通理解の在り方が間接的に影響を与えていると考えられる。以下、この点について論じる。

第 2 章でみたように北部地域では、古くから *kinship tenure* という土地保有形態での土地の権利（リスト）とそれに関わる租税制度（グルト）が存在し、同地域のリストを保有する農民たちには土地の権利意識が芽生え、納税（貢納）はその権利を保障する手段として捉えられていた。土地の希少性も関わって、農民の土地の権利保障に対する要請は強いものであった。これは 1960 年代のグルト制廃止を契機に、農民が土地の権利の喪失を恐れて起こしたゴッジャム州での大規模な反乱や、「土地を持たざる者は人間にあらず」という言葉からも説明され得るであろう。

こうした歴史社会的背景から、北部地域では農民は納税（貢納）と引き換えに土地の権利保障を得る、という土地への権利と課税をめぐる共通理解が徴税側と納税側で共有されるようになっていたといえる⁷⁶。この共通理解に基づき、現政

権では土地課税制度と関連する土地登記制度の整備、拡大がすすめられていると言える。この政策実施における徴税側（支配側、現政権）の動機には、土地の権利保障を通じた農民からの支持の獲得と税の徴収、そして納税側（農民）の動機には土地の権利の保障があろう。上で示した共通理解に基づき、政策が実施されれば、その政策は徴税側、納税側を含む社会でより良く受け入れられ、本来意図したとおりに施行される（この場合は、土地登記制度が整備され、捕捉された地籍情報に基づき、土地面積に応じた従量的課税が法令に基づき行われる）であろう。

したがって、ティグライ州には、その歴史的経緯から徴税側と納税側で土地への権利と課税をめぐる共通理解が共有される状況があり、その共通理解に基づき整備、実施が進められている土地制度と土地課税制度の政策は、徴税側と納税側を含む社会で受け入れられており、実際の同制度の整備が迅速かつ円滑にすすみ、その実施が政策で意図されたとおり（法令通り）に実施されている状況があると考えられる⁷⁷。

それでは、オロミア州における歴史的に形成された徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方、そしてそこから推察される政策の受容度はどのようなものであったかについて考察を加える。

オロミア州を含む南部地域に、土地制度とそれに関連する租税制度が導入されたのは総じて19世紀後半からであり、また、同地域は北部の他民族からの侵略・支配を受けた地域である。南部地域においては、一般的に支配者と被支配者が異なる民族であることも関わり、農民がより隷属的な状態に置かれたという点において、北部地域とは異なり、土地を保有する農民にとっての納税は、土地の権利保障と引き換えに行う行為とは認識されないものであったと考えられる。また、帝政期において土地の私有化の拡大により増加した小作は、土地の権利を全く保障されない農民であり、当然ながら小作料の支払いもまた、土地の権利とは結びつかないものであった。したがって、オロミア州においては、北部地域とは異なり、農民への課税と土地の権利保障について社会内部（徴税側と納税側を含む）での共通理解は無い、または希薄であったと想定される。

ただ、オロミア州内においても、上記共通理解の状況は一様では無く、地域間で違いがあったと考えられる。南部地域各地における土地制度や租税制度の整備、定着の状況には違いがあり、したがって、南部地域内では、地域によって、土地への権利と課税をめぐる共通理解の在り方には違いが生じていたと想定される。本研究の調査対象地について述べれば、本章第2節（2）で示した通り、O1はもっとも北部地域への親和性が高く（親和性が高いことは、ここでの文脈では上の共通理解が相対的に良く共有されていることを示す）、続いて親和性が高いのは

O2、O3となると考えられる。

このようにオロミア州は、ティグライ州と比べて政策（土地制度と土地課税制度）を実施する側（現政権与党）が政策を策定する上で想定した、土地の権利保障と納税とが結びつくという社会内部での共通理解がより希薄、あるいは形成されておらず、その共通理解の状況に基づき、政策の整備、実施が行われつつあるため、その徴税側と納税側を含む社会における同政策の受容はティグライ州と比較して相対的に遅いものとなり、また政策の意図から乖離し、法令から逸脱した形での実施が生じると考えられる。また、オロミア州では上記共通理解の在り方は一様ではないため、それが政策実施、土地に関わる制度の整備の進捗度に影響し、その実施の在り方（法令の遵守）にも違いが生じているといえる。

次に、納税者側の納税の在り方と行政との関係（異議申立ての有無について）について考察を行う。

本節（１）で示した通り、いずれの調査対象地においても、不正に低い徴税を行政に個別に求める納税者の行動は確認されず、基本的に納税者は行政が要求する税額を支払っていた。また、納税者は漠然とした理解を持つ者はいるけれども、税額の具体的な算出方法についての知識は総じて乏しいことが明らかになった（行政と納税者間には土地課税の法令に関し情報の非対称性が生じていた）。そして、いずれの調査対象地においても、納税者が徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動は確認されなかった。ここで確認された納税者側の状況は、州や地域の違いにかかわらず全調査対象地において共通していた。したがって、農村部における実際の土地課税の在り方において、法令からの逸脱があるとすれば、その逸脱は直接的には行政側の徴税の在り方によって生じていることが示されたといえる。

そして、農民は社会的・経済的に脆弱な状況にあり、また政治的にも従属的で個々の農民の行政に対する発言権は弱いため、農民は自らの法令の理解に従って正当な納税を個々に自発的に行う、あるいは、自己利益を最大化するために不正に低い徴税や見逃しを行政側に求める余地は少ない、そして徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動を個々にはとらない、という状況にあることがケーススタディの調査結果から確認されたといえる。

上で述べた納税者である農民の状況は、現代エチオピアにおいてそれぞれの地域の農民が置かれている社会経済的状況には左右されない。これは、本章第４節で確認したとおりである。ティグライ州の調査対象地 T1、T2 はオロミア州の調査対象地と比較して、農業生産から得られる所得は非常に少ないと想定されるが、上に述べた納税者の状況に違いは生じていなかった。

コミュニティ内で配分される財・サービスの大きさは地域間で異なり、この差

異は、農民の自己利益拡大のための目的で不正に低い徴税を行政に個別に求める行動や、行政に対し公正を求める権利を行使する動機の強弱に影響を与える可能性があるといえるが、本研究で実施した調査結果からはそのような違いは確認されなかった。

ケベレで実際に徴税を行う徴税担当者は、行政側のエージェントであると同時に、ケベレというローカルコミュニティの長（また与党の政治システムに組み込まれた政治家でもある）であり、異なる２つの公的領域の組織に属す存在であるという点がある。したがって、徴税担当者はケベレ内での社会経済活動の財・サービスの配分⁷⁸に関し大きな影響力を持っている。

コミュニティ内で配分される財・サービスが大きければ大きいほど、納税者らは、自己利益拡大のための目的で不正に低い徴税を行政に個別に求める行動をとったり、徴税担当者を通じて行政に対して異議申し立て等の働きかけを行うことによって、コミュニティ内での自身の相対的地位が低下し、将来的に得られるはずの（コミュニティ内で配分される）財・サービスが減少することを恐れ、そのような行動を控えるのかもしれない⁷⁹。

例えば、本章第４節（３）で示したように、食料支援の公共サービス（PSNP）の受益者の割合は T1、続いて T2、O3 の順に高く、O1、O2 では皆無である。これは同時に農民の社会経済的脆弱性を間接的に示したものでもある⁸⁰。しかし、本研究のケーススタディの調査結果の範囲では、上に示したコミュニティ内で配分される財・サービスの大小にかかわらず、つまり、納税者の不正行為や行政に対する異議申し立てを行うかに関わるだろう要因の強弱にかかわらず、全ての調査対象地においていずれの行動も確認されなかった。

ここで示した、地域間で共通する納税者の状況は、農民が州間、地域間の違いなくほぼ悉皆的に納税を行っているという状況と併せて、19 世紀後半から支配者に対する納税を、北部と南部の違いにもかかわらず、農民がほぼ悉皆的に行ってきたという歴史的経緯から説明され得るであろう。

最後に、納税者の行政に対する信頼の度合いの地域間の差異について考察する。

ケーススタディにおける調査結果からは、農民の行政への信頼の度合いが高いところでは法令通りの履行がなされており、そうでないところは法令からの逸脱が見られる可能性が高いことが示された。

これまで、調査対象地における実際の土地課税の在り方について、行政側と納税者側双方からの考察を行ってきた。そこで明らかになったのは、土地課税の在り方において法令からの逸脱が生じているのは、直接的にはもっぱら行政側の要因によるものであり、納税者側の個別的な行動は要因として作用していない、という点である。そして、納税者である農民の納税に関わる行動の在り方には地域

間での違いは無いことが示された。

納税側の状況には地域間で違いが無いにもかかわらず、徴税側と納税側の社会的関係性（ここでは納税者の行政（徴税側）に対する信頼の程度）に違いがあるということは、徴税側の徴税の在り方、つまり実際の徴税・納税のやり取りを通じて、納税者の行政に対する信頼が再生産されていることを意味しよう。

行政に対し相対的に高い信頼の度合いが示されたティグライ州調査対象地T1、T2では、本研究で実施した調査結果の範囲からは、法令から逸脱した徴税は確認されず、税務上の執行体制がより良く法令通りに機能していた。この税務上の執行体制は、歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部（徴税側、納税側を含む）の共通理解とそれに基づく同地域社会での政策の受容によって、より早く、より良く整備されているといえる。T1とT2では、徴税側と納税側は、実際の徴税・納税行為を通じた徴税担当者とのやり取りを通じて法令通りに土地の規模に応じた課税がなされ、それが農民の税と土地への理解の在り方にも適うため、お互いの信頼関係が強化されていると考えられる。

オロミア州調査対象地であるO1では、ティグライ州調査対象地T1、T2と同様に相対的に高い行政への信頼が示された。O1は、北部地域への親和性が相対的に高く、したがって農民への課税と土地の権利保障についての共通理解が徴税側と納税側で、他の調査対象地と比較して相対的に良く共有されていると考えられる。また、O1においては、法令から逸脱した徴税が確認されたが、零細農家への配慮がみられたこと、一律税額の課税など独自ルールによる一種の公平性が保たれていたことから、O1での法令からの逸脱の状況は、納税者の行政に対する信頼を著しく低めるほど深刻なものでは無く、また歴史的経緯から、徴税側と納税側の土地への権利と課税をめぐる共通理解にも支えられ、同地域では、農民の行政に対する高い信頼が確認されたと考えられる⁸¹。

オロミア州調査対象地であるO2、O3では、相対的に低い行政への信頼が示された。O2、O3では共に徴税において法令からの逸脱が確認されている。

O3はオロミア州の他調査対象地と比較しても、国家の中心から見て「周辺⁸²」であり、北部地域への親和性が低い。したがって、社会内部での土地への権利と課税をめぐる共通理解は無い、非常に希薄であると想定される。この共通理解の在り方とそれに基づく同地域社会での土地登記制度、土地課税制度の政策の受容は不完全なものとなり、土地登記制度、そして税務上の執行体制の整備が十分なされず、したがって、徴税が法令から逸脱する、という帰結が生じているといえる⁸³。O3における農民の行政に対する信頼の度合いの低さは上に示した帰結を反映したものといえる。

O2においては、連邦政府への信頼の度合いを除く行政機構のレベルに対する信

頼の度合いが5調査対象地の中で最も低かった。O1、O2、O3において税務上の行政任務において法令からの逸脱が確認されたのだが、O2における法令からの逸脱は郡税務行政官とケベレ・マネージャーによる不正行為によって生じていた。徴税において法令の逸脱が生じていたのはO1、O3でも同様であるが、O2における行政に対する信頼の度合いの低さは、その逸脱の状況と原因の違いが反映されているといえる。

O2での徴税における法令からの逸脱の状況とその原因についての考察を加えておく。本章第3節(2)で示した通り、O2は他地域と比較して、民族、宗教ともに多様であると言える。O2の調査対象郡並びにケベレ人口の約9割がイスラム教徒であるが、郡行政官はエチオピア正教徒の割合が高い⁸⁴。宗教的な対立が存在し、そして周辺地域では2011年にはイスラム教徒がキリスト教教会と信者の住宅を焼き払うという事案⁸⁵が生じている。宗教、民族的に多様な社会は、同質性の高い社会と比較して、社会内部で共通の理解を得ることはより困難となろう。このような社会内部での共通の理解を形成しにくい社会においては、税務行政官や徴税担当者らの「規範」(私的な利益拡大のために納税者から過大に税を徴収してはならないとする)が形成されにくく、したがって、調査結果から確認されたような法令からの逸脱が生じ、行政への信頼度も低いものとなったと考えられる。

さらに、O2の各行政機構のレベルに対する信頼の度合いを見ると、農民にとって最も近い存在であるはずのケベレ・チェアパーソン、ケベレ行政に対する信頼の度合いがO2は最も低かった。つまり、O2ではコミュニティ(ケベレ)内においても、コミュニティの外に存在する行政(郡、州、連邦)との関係においても、共に他地域と比較して相対的に弱い信頼関係しか持たず、とりわけコミュニティ(ケベレ)内における信頼の度合いの低さが際立っていると言える。このケベレでは、徴税担当者と郡担当官の結託により納税額の横領が行われており、信頼度の低さは、納税者が、日々の村落レベルで行われる徴税・納税行為を通じてそれぞれの行政主体との関係を再生産していることの一つの表れだといえよう。

¹ なお、本研究ケーススタディにおいて、行政側の徴税に関わる行政任務の法の履行の在り方については、複数のプロセスに分け、プロセス毎に検証を行っている(本章第5節参照)。

² 土地保有権を持つ農民は納税を行い、土地保有権を持たない小作は地主に対し小作料を支払っていた。

³ 第2章から第4章を通じて、エチオピアの農民への課税については「農業課税」として示してきた(帝政期、デルグ政権期においては農業所得に対する課税も含まれており、また、一般にエチオピアにおける農地に対する課税は「農業課税(Agricultural Tax)」と示されることが先行研究では多いため)。本章では、第4章で示した「農業課税制度」の法令とその内容を直接的に指す場合を除き、現代エチオピアにおいて農民から徴収されている「農業所得税」、「土地使用料」について、本稿全体の議論との整合性を考慮し「土地課税」として示す。

⁴ 郡歳入局で得られたケベレの徴税率が不完全な場合は、郡歳入局行政官から「平均的な徴税率」のケベレを複数挙げてもらい、それらケベレの中から郡中心部へのアクセスの良いケベレを選択した。したがってケベレ選択にはバイアスが生じている可能性はあるが、郡の選

択においても徴税率を考慮しているため、深刻なバイアスは生じていないと想定する。

⁵ O2 の郡名と同名であるが、異なる県の郡である。

⁶ O1 については、41 の農家を調査対象とした。

⁷ 調査票は、EDRI（エチオピア開発研究所）、オックスフォード大学、DFID（イギリス国際開発省）の共同プロジェクトである Young Lives の第 3 次家計調査の調査票 (<http://www.younglives.org.uk/what-we-do/household-and-child-survey/questionnaires/round-3-questionnaires-1>) を参考に、同プロジェクトの EDRI 側のデータ収集・管理担当者であった Asmelash Haile 氏から助言を受けて作成した。本研究では調査票から得られた結果の一部を用いて分析を行っている。

⁸ ただし、T2 近くの幹線道路は状態の良い非舗装道路である。

⁹ 州都の名は Finfine とされている。

¹⁰ エチオピア南西部に多く居住する人々（Yem 又は Janjero と称される）で、Yemsa はオモ系の言語である。南部諸民族州には Yem 特別郡（Special Woreda）が存在する。キリスト教徒が多い。

¹¹ 2007 年人口センサスでは民族に関する統計情報が無いため 1994 年センサスのデータを使用した。

¹² 主要穀物の生産状況についてのデータ基準年を示す。

¹³ 調査対象郡の高度を示している。O1-O3 については、各郡の Socio Economic Profile からデータを引用した（ONRS[n.d.]）。T1、T2 については、以下のデータを参照した。（T1: Rabia et al.[2013:76]、T2: IAO[2007:4]）。

¹⁴ 調査対象ケベレの高度を Google Earth を用いて推計した。

¹⁵ 調査対象郡における主要作物を示している。穀物の生産性についても調査対象郡のデータを示している。

¹⁶ 帝政期初期において、ショアの 1 地域であるショア州アマラ郡では他地域と異なる税区分が用いられていたが、第一類、第二類、第三類の順に課税額が高く設定されていた（第 2 章第 3 節第 2 項(3)）。

¹⁷ 括弧内にしめした作物は、耕作は可能であるが、収量がその他耕作に適した地域より減少するとされる作物である。

¹⁸ ソマリ州では人口の約 50% が遊牧民とされる。

¹⁹ バレ県、グジ県、ボラナ県、イースト・ハラルゲ県、ウェスト・ハラルゲ県。

²⁰ 前節で述べたとおり T2 はサウス・イースタン県に行政区分上分類されるが、連邦政府レベルのデータではサウザン・ティグライ県として分類されているケースもあり、本データではサウザン・ティグライ県のデータを使用している。

²¹ なお、オロミア州内に位置するアディス・アベバ、ディレダワは都市、ハラールは州であり、オロミア州には含まれない。

²² 第 4 章で示した通り、オロミア州では、期日から数えて 1 か月ごとに課税額の 5% の罰金が課され、その上限は課税額の 25% と定められている。

²³ 米ドルで示すと O1 から順に、13.2 ドル、4.8 ドル、1.0 ドル、1.8 ドル、3.3 ドルである。（2010 年の公定レートを使用。1 米ドル = 14.40 ブル。データ出所: World Development Indicator）。

²⁴ 米ドルで示すと O1 から順に、5.2 ドル、2.8 ドル、0.5 ドル、3.4 ドル、3.2 ドルである。（2010 年の公定レートを使用。1 米ドル = 14.40 ブル。データ出所: World Development Indicator）。

²⁵ これらの事例は、土地面積と納税額が合致していないことを問題とし、農民が提訴した事例である。提訴した農民は中間所得層であるが、教育水準が高く年齢が若い。彼らは自分たちが置かれている状況と制度をよく理解しており、正しいプロセスを踏んで委員会へ訴えることができたとのことである。ケベレ・チェアパーソンによると、納税者も同税不服申立委員会の存在を知っており、もし委員会へ訴えるようなケースがあれば対応するであろうが、現在までそのようなケースはない、なぜならば公平に徴税が行われているからであるとのことであった。

²⁶ ケベレ・マネージャーから聴取した情報による。

²⁷ 正確な名称は、ティグライ州では Environmental Protection and Land Administration Office、オロミア州では Rural Land and Environmental Protection Office であるが、ここでは統一して土地管理環境保全局とした。

²⁸ 郡予算により雇用されるケベレに配置される行政官でケベレでの公共サービス提供のフォーカル・ポイントとして業務を行う。

²⁹ 2012 年 1 月に筆者がオロミア州土地管理環境保全局で入手した情報による。

³⁰ 2005/06 年度において、イースト・ハラルゲ県とウェスト・ハラルゲ県では 3 郡（イースト・ハラルゲ県：Deder 郡、ウェスト・ハラルゲ県：Chiro 郡、Tullo 郡）でのみ土地登記が開始されていた（Negussie Semie et. al [2009:117-118]）。

³¹ オロミア州土地管理環境保全局から入手した情報による。

³² 土地登記書本体の在庫が無く、土地登記書の発行が遅延したとのことであった。

³³ 第 1 回調査で郡土地管理局から得られた情報では郡全体の 16% の農民に対し土地登記書を発行したということであった。また、筆者が実施した個票調査から得られた農民が保有する土地区画情報では全体の 22% の土地に対し、土地登記書が発行されていた。

³⁴ 第 4 章で示したように、ティグライ州では 1980 年代後半から土地登記が開始されていた。現政権発足以降に開始された土地登記では（デルグ政権期に実施された）「初期」土地登記情報を再検討した上で必要な修正を行い、登記情報が統合・管理され新たな土地登記書が配布されている。T1、T2 では「初期」土地登記において土地登記、土地の測量（T2 のみ）が実施されたと考えられる。

³⁵ 郡全体では 25,183 名の納税者がいる。

³⁶ 他方、郡土地管理局ではデータは電子化されていない。

³⁷ 郡土地管理局では、電子化は行われておらず、紙ベースでの管理がなされている。

³⁸ 平均資産額については、調査対象者が回答した資産情報（資産名とその現在価格（調査対象者による推計値））、農産物収量については調査対象者が回答した農産物名と収量にもとづいている。

³⁹ 第 1 回調査から示される各調査対象地で生産される主要な穀物は以下の通り。O1 の主要穀物：小麦、テフ、大麦、O2：メイズ、ソルガム、テフ、O3：ソルガム、メイズ、イモ類、T1：小麦、大麦、ソルガム、テフ、T2：小麦、大麦、テフ

⁴⁰ 第 1 回調査から示される各調査対象地で生産される主要な換金作物は以下の通り。O1：玉ねぎ、キャベツ、Gesho（地酒を作るときに使用される香りがする木の葉）、O2：コーヒー、チャット（Chat）、アボカド、O3：チャット、T1：Gesho、T2：玉ねぎ。

⁴¹ 調査対象者が回答した換金作物名称とその収量をもとに筆者が計算した。

⁴² 2010 年の公定レートでは 1 米ドル = 14.40 ブル（1 ブル = 0.069 米ドル。データ出所: World Development Indicator）。

⁴³ 郡関係機関、ケベレから聴取した情報による。

⁴⁴ ケベレ・チェアパーソン、ケベレ・マネージャー、農業開発普及員らからの情報による。

⁴⁵ 調査対象者が納税を行っている割合。

⁴⁶ 2010-11 年度と 2011-12 年度の 2 か年平均の一定農地面積あたり徴税額を示している。

⁴⁷ ここでは表 5-4-4 に示した 3 項目のうち、最も完了が遅かった土地登記書の発行完了年を示している。

⁴⁸ ここでは標本世帯の家長の教育水準を示している。

⁴⁹ 1 農家当たり平均穀物生産量。

⁵⁰ 換金作物を生産している調査対象者の割合。

⁵¹ 農業課税布告を除く、土地課税の行政プロセスに関する公的な文書（行政命令（directives）など）の多くはローカル言語で記述されており、行政組織外の者にはアクセスが困難であり、筆者は入手することが出来なかった。その不足を補うために、それぞれの州、郡の歳入局、ケベレから情報を聴取している。

⁵² 領収書には納税額と納税者名、納税者が所属する県、郡、ケベレ名が記されている。公的な領収書の写しは郡歳入局へ税金と同様に徴税担当者によって納付されるものであり、歳入局は徴税担当者に渡した納税者リスト上の徴税額と実際の納付金の額に差異があるかについては、基本的にはそれらの証票を基に確認を行うことが出来る。

⁵³ 第 1 回調査時に調査対象者が回答した農地面積から算出した課税額と調査対象者が回答した納税額とを比較し、調査対象者の納税額が算出した課税額より①大きい標本世帯、②小さい標本世帯、③等しい標本世帯、の 3 グループに分け、それぞれのグループに属する調査対象者を含めるようにした。

⁵⁴ 他の調査対象地では、O1：41 世帯中 39 世帯、O2：38 世帯中 34 世帯、T1：40 世帯中 40 世帯、T2：39 世帯中 38 世帯が土地登記書を保有している。

⁵⁵ 第 1 回調査時に取得した納税者リスト上の標本世帯の土地面積と調査対象者が保有する土地登記書上の土地面積の突合を行い、確認を行った。

⁵⁶ T2 では、第 1 回調査時に土地面積を含む納税者リストが入手できなかったため、標本世帯分の郡が管理する土地面積の情報を、ケベレを通じて入手し、土地登記書上の土地面積との

突合を行い、確認を行った。

⁵⁷ ただし、該当する 1 件については、 x_3 が x_2' より大きく、 x_3 と調査対象者が主張する面積は一致していた（調査対象者の主張によると土地登記書上に記載されるべき土地区画の一つが記載されていないとのことであった）。郡歳入局・ケベレは土地登記書上に欠損している土地区画情報を補完し、修正していた（ただし、土地登記書上での修正は行われていない）。

⁵⁸ なお、個別の検証においては、 y_2 には、納税者が保有する領収書に示される納税額を用いた（O1、T1、T2 においては郡歳入局から入手した調査対象者の税額を併せて確認している）。公的な領収書の写しは郡歳入局へ税金と同様に徴税担当者によって納付されるもので、郡歳入局は徴税担当者へ渡す納税者リスト上の税額と領収書の写しに示される税額とを事後的に照合することができる。よって、基本的には領収書に示される税額と、納税者リスト上の税額は一致することになる。

⁵⁹ 5 件中検証課題 1 でも相違が生じていた世帯が 4 件であった。検証課題 1 で相違が生じていた残り 1 世帯については土地登記書に示されている土地面積に対して正しい税額が課されていた。

⁶⁰ 第 1 回調査においても、O2 は法令に含まれない税額を回答した調査対象者の割合が最も高く 85%であったことから、筆者は調査後にケベレ、郡歳入局から意見を聴取した。その結果、ケベレ、郡歳入局双方から、実際に徴税を行う者（ケベレ・チェアパーソンでは無く、サブ・ケベレリーダーら）が偽の領収書を発行し、過度に徴収した税金を横領している可能性があることと伝えられた。郡歳入局行政官は調査対象郡においてそのような行為を確認しており、徴税を行う者が刑罰を受けている点についても言及した（ただし、O2 においてそのような徴税が行われている点については否定している）。

後日、筆者が雇用した調査員 L は O2 で農家を訪問し、土地課税の領収書を確認したところ、その中のいくつかは偽の領収書であった。

⁶¹ 納税者リスト（複写）に示された多くの税額が税法上存在しない税額で計算されていたことについて、確認をするために筆者が雇用した現地調査員 L が行政官 A に情報を求めたところ、行政官 A は現地調査員にこれ以上その点について言及しないようにと脅しをかけてきた。そこで現地調査員 L は郡歳入局長 B への面会を求めた。郡歳入局長 B は現地調査員と面談し、現地調査員は複写した納税者リストを郡歳入局長に見せ、課税額算出方法についての問い合わせをしたところ、郡歳入局長 B は納税者リストに記載されている課税額が法令と合致しない方法で算出されていることに気づき、行政官 A を呼び緊急会議を開始した。（会議の間、現地調査員 L は外で待っていた。）会議が終わり、郡歳入局長は警察を呼び、行政官 A とケベレ・マネージャーが逮捕された。ケベレの行政事務所からはすべての文書が警察により運び出され、事務所は閉鎖された。

郡歳入局長 B が現地調査員 L に伝えた内容によると、郡歳入局行政官 A とケベレ・マネージャーは結託し、農民から過度に徴税を行い、横領をしていたという（現地調査員 L はこの事案の参考人となるためこの内容が伝えられた）。

⁶² 第 1 回調査対象者ではない 2 世帯。

⁶³ O2 では、85%であった。

⁶⁴ 検証課題 1 にて相違が見られた世帯は x_3 の値（郡歳入局が管理する土地面積データ）に基づき、税額が計算されていた。

⁶⁵ 納税者リスト上で、土地面積と税額が入力されている納税者を検証対象とした。

⁶⁶ O2、T1、T2 については本節（1）の検証課題 1、2、3 で再調査対象とした世帯と同じ世帯である。

⁶⁷ ただし、この標本世帯の課税額は正しく算出され、その額が徴収されている。

⁶⁸ ただし、この標本世帯の課税額は正しく算出され、その額が徴収されている。

⁶⁹ 第 1 回調査で調査対象者が回答した土地面積に対して、過度に徴税されていると回答したグループ 4 名の中の 2 名。

⁷⁰ 調査票を用いて実施した半構造化インタビューにおいて、それぞれの政府・行政組織に対し、「大きく信頼する」または「ある程度信頼する」と回答した調査対象者の割合を示している。その他の回答の選択肢としては「殆ど信頼しない」「分からない」である。

⁷¹ 調査票を用いて実施した半構造化インタビューにおいて、「税金は自分たちのより良い生活のために使われている」という質問に対し、「完全に同意する」「大部分において同意する」と回答した調査対象者の割合を示している。それ以外の回答の選択肢としては、「殆ど同意しない」「同意しない」「分からない」である。

⁷² O3については、行政データと第1回調査結果からの推論による。〔2〕についても同じ。

⁷³ 190ブル。これは、法令上は保有する農地面積が4.0haより大きく5.0ha以下の農家に対して課税される税額である。

⁷⁴ O2においては、地籍情報の管理の杜撰さ（表5-6-1のプロセス〔1〕に該当）も問題として指摘できるが、ここでは法令から逸脱した徴税を最も良く説明する要因として不正行為を示した。

⁷⁵ 土地登記書発行の完了年を示している。

⁷⁶ ティグライ州はオロミア州と比較して民族、宗教、文化的な同質性が高い。この同質性は制度を作り施行する立法と徴税行政を行う行政、そして納税を行う農民間の心理的距離を近いものとし、したがって、農民への課税と権利保障に関する共通理解もおおのずと生まれやすくなったであろう。また、ここで述べた行政と農民（納税者）間の心理的距離を近いものとした歴史的背景の一つとして、帝政期における行政運営がティグレ人によってなされていたことがあるだろう。第2章第3節第1項で示したが、帝政期のティグレ州では、メネリク二世の先代の皇帝であるヨハネス四世の流れをくむ者がティグレ州の首長となり、行政官はティグレ出身の貴族で占められた。言語、文化を同じくする者たちによって行われる行政運営の質は、他民族の首長、行政官らによってなされるものより相対的に高いものとなり、これは行政-農民間の心理的距離を近しくする要因の一つとなったと想定される。また、第2章第3節第1項で指摘したように、同地域の徴税は、同じ言語を話す同一民族によって行われることが多く、グルト保有者は農民（リスト保有者）に対し過酷な納税（貢納）を強いることは少なく、仮にそのような事態になったとしても農民は（恐らく長年の間に形成された様々な手段によって）抵抗する術を持っていたとされる。したがって、農民は単に支配者に対し従順に従うだけでは無く、自身の生存に不可欠な土地の権利の保障が脅かされる場合にはその権力に対し抵抗する存在であったといえる。

⁷⁷ ティグライ州において政策がより良く受容されており、税務行政官らの法令履行へのコミットメントの相対的な高さを象徴することとして、ティグライ州とオロミア州の各調査対象地で取得した納税者リストに含まれる情報の違いがある。本研究調査内で取得したT1、T2の納税者リストには納税者である農家の家長名、保有土地面積（課税根拠）、課税額が示されているのに対し、O1、O2の納税者リストには納税者名と課税額が示されているのみであった（付属資料3参照。O3については納税者リストを取得出来なかったため確認できていない）。

また、土地保有面積に規定される所得水準の違いによって、T1、T2においては、行政側が納税者を捕捉するにあたり、過大な課税を行ってはいらないという意識（価値観）がO1やO2より強いと考えられる。T1、T2の土地はO1と比較して相対的に希少であり、農家が保有する土地面積は小さく、農家は極めて限定的な収入から納税義務を果たしているという状況にある。T1、T2では多くの住民が国家からの直接的な支援（現金・または食料）を受けており、経済的には非常に脆弱である。彼らに対し過大な税額を課すということは死を意味することにもなりかねない。徴税側（行政）はこのような農民の状況を理解し、法令の履行を行っている想定される。

⁷⁸ 例えば、PSNPにおける受益者の決定や、土地の再配分、NGOによる支援プログラムの対象者の選定などが考えられる。

⁷⁹ 実際にそのような調査結果がO3では示された。

⁸⁰ 支援プログラムの受益者の選択はケベレレベルで形成される食料の安全保障タスクフォース（Kebele Food Security Task Force : KFSTF）で行われるが、KFSTFには多くの場合、ケベレ・チェアパーソンやケベレ議会メンバーが含まれており（EDRI/IFPRI[2013:80]、The World Bank[2013:11]）、受益者選択が恣意的に実施されないという保証は無い。

⁸¹ O1の穀物の収量から推計される所得は、T1の8.3倍、T2の4.7倍であり、農業生産に規定される所得は相対的に高い。したがって、O1の納税者は、税額が過大に請求されたとしても支払うだけの経済力が備わっていたと想定されることも指摘しておく。

⁸² O3の「辺境」性は、アムハラ、キリスト教文化に代表されてきた「政府（支配者）」に対する心理的距離の遠さへも影響を与えている。O3のアムハラ、キリスト教に対する心理的な距離を示す事例を第1回調査の結果から一つ挙げておく。O3の調査対象者であったキリスト教徒である農家Cは、2010年に収穫物を盗まれたうえに家屋を燃やされ、O3の土地を放棄せざるを得なくなった。農家Cは民族的にはオロモでありアムハラでは無いのだが、O3の他住民からキリスト教徒であるがゆえに「アムハラ」と呼ばれ差別的な扱いを受けたと述べた。

また、生産する農作物の関係からは、O3では北部地域を中心としたエチオピア社会におい

て古くから重要な作物として取り扱われたテフの栽培は見られない一方、チャットの生産が盛んである。チャットは主としてイスラム教徒が嗜好し、エチオピア正教では昔は禁制とされていたものであり、耕作する作物からも北部地域の文化からの遠さがうかがえる。

⁸³ 農民への課税と土地の権利保障についての社会内部での共通理解の欠如（または不足した状況）は、同地域住民の行政組織に対する協力的姿勢を軽減させ、行政組織の税務上の行政任務実施コストを引き上げるであろうし、上位組織から指示される行政任務に対する当該地域出身の末端の行政官らのコミットメントは相対的に弱いものになると想定される。換言すれば、「土地登記制度の整備」という政策が受容される状況が同地域社会でなかった、または不足していたといえよう。

⁸⁴ 第1回調査時に、郡歳入局、ケベレから聴取した情報による。

⁸⁵ 2011年にイスラム教徒がエチオピア正教の教会やエチオピア正教徒の住宅を焼き、イスラム教徒が130名逮捕されるというという事案が、O2が位置する郡で発生している。（データ出所：2011年3月10日付Sudan Tribune <http://www.sudantribune.com/spip.php?article38234>、2011年3月7日付Voice of America <http://www.voanews.com/content/police-make-arrests-in-et-hiopia-church-burnings-117589944/136192.html>）。

第6章 結論

本稿の序章において、本研究の課題（リサーチクエスチョン）を提示したが、ここで改めて示しておく。

- 現代エチオピアの実質的に中央集権的な統治の下における土地課税の実際の在り方が地域（州又は郡）によって違いがあるかどうか、また、違いがあるとするれば、それはどのような要因によって規定されているのか。より具体的には、土地制度をめぐる歴史的な経緯・社会的背景の地域間における相違、及び現在の土地課税の執行体制整備の地域間におけるどのような相違によって土地課税の実際の在り方が規定されているのか。

本章では、第1章から第5章までで論じた点を整理し、研究課題（リサーチクエスチョン）への回答を整理し、明らかにした上で、本研究のまとめを述べる。そして最後に本研究の学術的意義と今後の課題を示し、本研究の結びとする。

第1節 第1章から第5章までのまとめ

第1章では、本研究に関係があると想定される先行研究を概観した。すなわち、租税根拠論、租税と国家に関する先行研究、サブサハラ・アフリカにおける農民への課税及び土地課税そのものに関する先行研究、エチオピアの農業課税に関する先行研究である。

租税根拠論に関するレビューからは、現代エチオピアはこれら制度が提唱された近代イギリス、ドイツとはそれぞれに共通する状況があり、租税を納税者の「利益」又は「義務」のどちらかにより一元的に捉えるのではなく、租税は納税者にとっての義務であると同時に、権利・利益と結びついたものとしてとらえるという二元的なアプローチをとることが適切であるとの含意を得た。

次に経済構造や政治構造と租税との関係、支配者の徴税へのインセンティブに関する先行研究からは、農業セクターの経済活動は捕捉困難のため徴税コストが高くなり、徴税が非効率となり得るという点が確認された。また、Steinmoを含む研究者たちが政治制度の形成について歴史的な要因の重要性を指摘しており、これはエチオピア内の地域毎に異なる徴税側の能力や租税制度の形成についても当てはまると考えられ、それらを重視するべきと指摘したことは重要との見解を示した。また徴税側のインセンティブを、歴史的形成過程の概観を通じ、また現代エチオピアについては、本論の土地課税の徴税主体である州行政の徴税へのインセンティブも検討することとした。

また、タックス・コンプライアンス、財政契約論についての先行研究の多くは納税者の自主性の存在を前提としているが、途上国の租税に詳しい Bird によ

って指摘された、土地課税の一般的性質（土地課税の徴税の多くの在り方は地籍情報が行政によって把握されていれば、行政官の能力によって規定され、農民の自主性の働く余地が小さくなり得るということ）を踏まえると、現代エチオピアの土地課税における農民の納税を検討する場合には、徴税側の執行体制はどのようなものか、そしてそこに納税者の自主性は存在するのかという点をよく検討する必要があるという見解を示した。

また、先に指摘した租税制度の歴史的形成過程を整理する重要性に関連して、財政契約論の潮流のひとつが、広範な社会・経済的な要素を考慮し、歴史的に形成される租税に関わる文化を歳入を規定し得る一つの要因として捉えていることを指摘しており、一部の研究が文化は税務上の執行体制や納税者の税認識に影響するとしていることにならない、本研究の地域間の比較において、これらの点を考慮するべきであるとした。

また、アフリカにおける農民への課税及び土地課税そのものに関する先行研究のレビューから、エチオピアでは、少なくともその一部地域において古くから土地の権利の保障と引き換えに農地に対する課税を行ってきたという点で、植民地支配下でそれとは異なる租税の歴史をたどったアフリカ諸国の中では例外的な存在であることを確認した。

以上の点から、エチオピアの土地課税の歴史的な形成・拡大過程の概観を通じて、そこで形成された租税に関わる文化、より具体的には農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況に地域間で違いがあるかどうかを検討し、その結果を承けてケーススタディの結果を検討、考察することとした。

最後に、エチオピアの農業課税の先行研究から、エチオピアの地域間で徴税の在り方に違いが生じている可能性、そして地域によっては法令から乖離した形で徴税がなされている可能性が指摘されていることを示した。これらの研究の結果から、本研究においては、ケーススタディで取り上げる調査対象地間で、土地課税の在り方に違いがある可能性があるという立場に立ち、実際に土地課税の在り方に差異が生じているのかを確認し、その背景と要因について検討することを示した。

第2章ではエチオピアの歴史を概観し、それぞれの時代において農業課税制度の在り方がどのようなものであったか、またそれに関連して、土地保有制度、農民の土地へのアクセス状況に関する地域間の違いについて検討し、農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況の地域間の違いについて考察した。

19世紀後半に開始された近代化以前のエチオピアは、現在の領域における北

部高地を中心に成立したアムハラやティグレの王国が繁栄し、エチオピア正教と密接に結びついた社会が形成された。そして、少なくとも 16 世紀ごろにはリストと呼ばれる土地保有権（kinship tenure として位置づけられる）、そしてグルトと呼ばれる徴税権が存在し、これらの権利は 20 世紀後半まで継続した。

19 世紀後半から北部勢力が現在のエチオピアの南部へ侵攻し帝国の版図を拡大する過程で、帝国政府は北部地域の土地制度と租税制度（リスト制、グルト制）を侵略した南部地域へ導入しようとし、土地資源に対し課税し帝国の維持拡大の資金源とした。20 世紀に入り、近代化政策と中央集権的国家体制の確立がすすめられる一方で、土地改革の実施はすすまず、長らく前近代的な封建的土地保有制度が残っていた。農業に対する課税制度は既得権益集団への免除などがあり、統一されていなかった。グルト制は 1966 年になり廃止され、農業に対する統一的な課税制度が導入された。他方で南部地域では土地の商品化が一層進み、支配側の民族の支配層による大規模土地保有者（大地主）が多く出現し、土地の保有権を保障されない小作となる農民が増加した。他方、北部地域では人口圧力による土地の希少化や土壌の劣化などにより農民の置かれる社会経済的状况はより脆弱なものになっていた。

エチオピア帝国は、土地・農業問題への対処の失敗が遠因となって、1974 年の軍部クーデターにより崩壊し、社会主義政権（デルグ政権）が成立した。デルグ政権は、土地の国有化、再分配という極めて急進的な改革を実施し、長年存続してきた皇帝・貴族による封建的な支配体制を解体し、農民、特に南部地域の小作に対し、土地にアクセスする権利を保障しようとした。ただし、社会主義的な集団化を優先したため、個人の土地の権利を保障するための土地登記制度やそれに基づき課税を行う制度を構築することはしなかった。同時にデルグ政権は、現在まで村落レベルの末端の行政組織として機能しているケベレを設置し、中央集権的国家形成を推進した。デルグ政権期の農業課税制度は法令上統一、簡素化されたが、農民には農産物価格と流通の統制により間接的な税が課され農民は引き続き経済的に脆弱な状況にあったといえる。

第 2 章では、上に示したような北部地域と南部地域において歴史的に異なる土地をめぐる社会関係があったことが明らかになった。リスト制、グルト制が存在した北部地域においては、農民は古くから土地への権利保障を得る手段として納税（貢納）を行っており、またその社会においては民族・宗教的な同質性も関わり、土地保有の権利と課税とが密接に関係するという状況が社会内部（徴税側（行政）と納税側（納税者：農民）を含む）で共通して理解されるものとなったと想定される。他方で、南部地域では、総じて北部地域と比較して封建制が及んだ歴史が浅く、支配者と被支配者が他民族であることも関わり、

農民が隷属的立場あるいは土地への権利を保障されない立場に置かれたために、北部地域にみられるものとは異なり、納税は土地の権利保障と引き換えに行う行為とは認識されなかったと考えられる。

一方、南部地域には多様性がある点が確認された。南部地域は、北部地域と比較して農業生産の在り方、民族・宗教構成、地理的位置などの状況が多様であり、また帝国への統合の歴史的経緯の違いから、北部地域への親和性が異なる地域が存在した。これらの地域では、支配者によって導入された土地制度やそれに関わる租税制度の整備、定着状況は一様では無く多様であったと推察される。北部地域と親和性が高い地域（ショア）では他地域より早く土地制度や租税制度の整備、定着が進み、文化的背景、地理的位置からも最も「周辺」と捉えられる地域（ハラルゲ）では相対的に同制度の整備は遅く、エチオピア帝国に組み込まれた時期が遅く、その後支配民族の進出が進んだ地域（ジンマ）はその中間であるとする推測を示した。以上の点から、南部地域における北部地域への親和性の度合いと同地域での土地制度や租税制度の整備、定着の状況の度合いはある程度相関するものであるといえ、したがって南部地域内では、納税と土地の権利保障についての徴税側と納税側を含む社会内部での共通理解の在り方は一様では無く多様性があると想定されたとした。

第3章では、デルグ政権以降、つまりエチオピア現政権の下における、国家開発戦略、政治経済体制、行財政制度、そして社会経済発展状況を概観した。

現代エチオピアは形式的には民主主義体制をとるが、実際は極めて中央集権的で権威主義的な統治を行っている。現政権は段階的に政権与党の主導による開発主義体制を強化し続けており、現在は事実上の一党制の開発主義体制を確立しているといえる。このような現政権がとる権威主義的国家体制は、アムハラ、ティグレに代表されるエチオピア北部の政治文化からの影響を受けている可能性がある点が先行研究から確認された。したがって、政治文化に関わる歴史社会的背景が異なる北部地域と南部地域では、「国家」や「税」への意識が異なる可能性が現政権の下においてもあり得ると推察されることを示した。

また、現政権下では、「民族」を政治の基本単位として民族自治を掲げ、行財政制度は法文上、高度に分権化されている。しかし、実際には州政府以下の行政組織は連邦政府の主導の下政策の策定と実施を行っており、独立した行政組織というよりも中央集権の開発体制の一部として機能している。財政面においても州財政は連邦政府財政に大きく依存し、連邦政府によってコントロールされているといえる。また、連邦政府から州政府への地方交付金制度を含む予算制度は州・郡行政における徴税へのインセンティブを高めるような仕組みにはなっていないことを明らかにした。

現政権の国家開発戦略では、政権発足から継続して小農の生産性、収入向上が最優先課題として位置づけられ、農民は全体として政権与党の支持基盤と見なされているが、中央集権的な実質的権威主義体制の下その多くが非識字者である農民は、総じて受動的な政権のパートナーであり、個々の農民は主権者としての立場を得られていないと想定されることを示した。

現政権下ですすめられている地方行財政制度の整備においては、ティグライ州は他州に先行している。その背景には、現政権が地方行政組織を含めた新しい州国家形成においてティグライ州をその原型としたことにあると推察される。

現政権発足以降総じて経済指標、社会開発指標の大幅な改善が見られ、農業分野では穀物の生産性が大きく改善していることが確認された。しかし、州間では、連邦政府への財政の依存度や、経済構造、経済規模において差異が生じている。ティグライ州は他州と比較し、財政の中央依存度は低く、製造業や第三次産業がより発達している。その一方で、ティグライ州の農業の労働生産性から規定される農民の所得は他州より低いと想定され、また農村部の貧困率も他州より高い。したがって、ティグライ州の農民の置かれている経済的状況はより脆弱であると想定される。以上の点から、農業、農村の状況の比較は経済全体の比較とは別に論じる必要がある点が確認された。

これらの検討を踏まえ、第1章で検討の必要性を指摘した納税者像については、現代エチオピアにおける農民（土地課税の納税者）の状況は、理念型の近代社会において想定される市民像とは異なり、社会的・経済的に脆弱で、また政治的にも従属的であり個々の農民の行政に対する発言権は弱いものとして想定すべきこととした。

第4章では、現政権における土地制度とそれに関連する土地登記制度、そして農業課税制度について概観した。また、本研究のケーススタディの対象とする2州（ティグライ州とオロミア州）における全体的な税の徴収実績とそれに関連する徴税執行体制の整備状況、そして2州における農業課税の位置づけとその徴収実績について概観した。その結果、以下の点が明らかになった。

本研究で研究対象とする2州間で土地制度、農業課税制度はともに法令に規定された制度上は若干の相違点はあるものの、本質的な違いは無く、それが徴税状況の差異に影響を及ぼすものではないことが確認された。

また、現政権の土地行政の主要な取り組みである土地登記制度では、登記情報の質と更新に問題があり、土地の権利を完全に保障するものではないが、他方で Deininger らの研究からは、土地登記書の発行が農民の土地投資を促進することが示され、これは土地登記制度の整備によって農民の土地の権利保障に関する意識の向上を示唆している点を示した。

また、現代エチオピアにおいては土地登記制度の整備に伴って、行政による一定程度標準化された手法で計測された土地面積に基づく地籍情報の把握が実現されつつあることを示した。ティグライ州では現政権発足以前から TPLF による土地登記が開始されており、現政権発足以降は同州に続きアムハラ州、オロミア州、南部諸民族州で開始された。そして、現在の各州における土地登記制度の整備状況には州間で違いが生じており、この背景には土地の希少性、そして農民からの土地の権利保障の要請の強さの違いがあると想定されるとした。

ティグライ州における他の行財政制度と同じく、他州に先んじた土地登記制度整備は、同州の徴税機構による土地課税の正確な従量的課税において重要な地籍情報の早期把握を意味しており、その点において、土地登記制度の整備状況は本研究で対象とする 2 州における土地課税の在り方に影響を与えるとの推察を示した。

次に、本研究で対象とする 2 州の全体的な税の徴収実績とそれに関連する徴税執行体制の整備状況についての情報を整理し、その上で 2 州における農業課税の位置づけを確認した。その結果、ティグライ州では全体的な徴税の効率性はオロミア州と比較してすぐれていることが明らかになった。ティグライ州の全体的な税の徴収実績の高さは、部分的には経済構造、所得水準の高さで説明され得る。しかし同時に、ティグライ州は徴税執行体制の整備においてもオロミア州に先行しており、職業倫理の意識もまた高いことが確認された。そして、農業課税の徴収実績については、ティグライ州は全税収に占める農業課税の割合はオロミア州より小さく、したがって農業課税徴税へのインセンティブは相対的に低いと想定されるにもかかわらず、ティグライ州の徴収実績は僅かながらオロミア州より高いことが示された。また、1 農家当たりの所得水準はティグライ州の方が低いと想定されるにもかかわらず、1 農家当たりの徴税額においてもティグライ州はオロミア州より高い。

以上の点から、ティグライ州の税務上の執行体制の整備状況は相対的にオロミア州より高いとの推察を示した。

第 5 章では、第 1 章から第 4 章までに行った、先行研究の検討、土地課税の現行制度の形成までの歴史的経緯の詳細な検討から得られた知見（より具体的には、第 1 章で確認された土地課税の一般的性質、第 2 章で検討された北部地域と南部地域間の歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の在り方の違い、第 1 章で問題提起され、主に第 3 章を通じて検討された現代エチオピアの土地課税の納税者像、そして第 4 章で確認された現政権発足以降の土地登記制度の整備状況の違い、そして第 4 章で推察された 2 州間の税務上の執行体制の整備状況の違い）を踏まえて、ケーススタ

ディで予測される結果を4点示した。

ケーススタディでは、北部地域、南部地域からそれぞれティグライ州とオロミア州を選択し、両州における郡の行政と、実際に徴税が行われている特定のケベレを対象に行った調査結果を4点の予測される結果に沿って整理し、分析・考察を行った。

以下、予測される結果4点を改めて示す。

（予測される結果1）ティグライ州の徴税機構における税務上の執行体制はオロミア州の徴税機構と比較してより良く法令通りに機能している。

（予測される結果2）オロミア州では、州内で税務上の執行体制の整備状況が異なり、土地課税に関わる法令の履行の在り方においても差異が生じている。

（予測される結果3）農民は自らの法令の理解に従って正当な納税を自発的に行い、あるいは、自己利益を最大化するために不正に低い徴税を行政側に個別に求める余地は少ない、つまり、行政側から求められる税額を納税している。また、農民は法で定められた課税額の算出方法に関する詳しい知識や発言力が乏しく、徴税を行う行政機構の合法性について公的に異議を申し立てる行動を個々にはとらない。この点については州間で違いはなく、したがって、ほぼ悉皆的な納税をしている。

（予測される結果4）農民の行政に対する信頼度は、土地課税と関係した農民の権利保障をめぐる歴史社会的背景、その政策的帰結としての税務上の執行体制の整備状況の地域社会間における違いと相関し、農民の行政への信頼度が高いところでは法令通りの履行がなされ、そうでないところでは法令からの逸脱が見られる可能性が高い。

上記4点の予測される結果は、本研究で行った調査結果からいずれも正しいことが確認された。

第2節 リサーチクエスションへの回答

本節では、研究課題（リサーチクエスション）への回答を示す。

まず、リサーチクエスションの前半部分である「土地課税の実際の在り方が地域（州又は郡）によって違いがあるかどうか」についての回答を検討するために、本研究ケーススタディを通じて明らかになった点を整理して以下に示す。

まず、ケーススタディで対象とした各地域における行政の徴税の在り方について簡単に整理して示す。

いずれの調査対象地においても、調査対象地では悉皆的に納税者から徴税は行われていた。次に、土地課税の農地面積に基づいた法令通りの従量的な徴税は、ティグライ州調査対象地である T1、T2 でのみ実施が確認された。オロミ

ア州の調査対象地 O1、O2、O3 では農地面積に基づいた従量的な徴税が少なくともその一部においてなされておらず、法令からの逸脱が見られた。次に、O1、O2、O3 の法令からの逸脱が生じている要因について述べると、O1 では税務行政官の行政任務実施における法令の杜撰な適用、O2 では税務行政官と村落レベルの徴税担当者による意図的な不正行為、そして O3 では土地登記制度の整備が実施途上にあり、標準化された手法で測量された土地面積を含む地籍情報が行政で捕捉されていないことによって、それぞれ、法令からの逸脱が生じていたといえる。

以上をまとめると、本研究のケーススタディを通じて検討した、現代エチオピアにおける「土地課税の在り方」において、地域（州、郡）によって行政側では違いがあり、土地課税徴税に関わる行政任務において法令からの逸脱が確認されたところとそうでないところがあり、また法令からの逸脱の原因も杜撰な税務執行、不正行為、そして土地登記制度の整備の遅れによるものとその多様性が確認された。地域間の比較で述べると、ティグライ州では法令からの逸脱は確認されず、オロミア州では確認された。そしてオロミア州で確認された法令からの逸脱の原因は地域（郡）によって違いが生じていた。

次に、ケーススタディで対象とした各地域における納税者の納税の在り方について述べると、いずれの調査対象地においても、個々の納税者が悉皆的に納税を行っていた。そして、納税者が徴税担当者と私的交渉を通じて減免を求める行為は確認されなかった。

続いて、ケーススタディで対象とした各地域における納税者と徴税を行う行政側との関係の在り方について示すと、いずれの調査対象地においても、納税者が徴税を行う行政に対し公けに法令通りの徴税を要求する行動（具体的には税不服申立委員会への異議申立て）は確認されなかった。

最後に、徴税側と納税側の社会的関係から「土地課税の在り方」を検討した結果を示す。

法令からの逸脱が見られなかったティグライ州調査地 T1、T2、そして法令からの逸脱は見られたが、逸脱の要因が意図的な不正行為ではなく、零細農家への適用除外を行い、一律同額を納税者に課税していたオロミア州調査対象地の O1 においては、各行政機構のレベルに対し総じて高い信頼の度合いを示した（ただし、O1 の連邦政府に対する信頼の度合いは他 2 調査対象地と比較して低い）。他方で法令からの逸脱が確認され、その原因が税務行政官と徴税担当者の不正行為であった O2、そして土地登記制度の整備の遅れにより行政による地籍情報の把握が未整備であるため法令からの逸脱が生じていたと考えられる O3 では、総じて各行政機構のレベルに対し低い信頼の度合いを示した。したがっ

て、農民の行政への信頼度が高いところでは法令通りの履行がなされ、そうでないところでは法令からの逸脱が見られるという相関性は一定程度確認されたとと言える。

上に示した、「土地課税の在り方」の納税者側からの検討、そして徴税側と納税側の社会関係からの検討結果として、明らかになったことは、現代エチオピアにおける農民は、経済的、社会的環境に拘らずほぼ悉皆的に納税をしており、行政の要求する税額を支払っている。そして、その状況は、地域（州、郡）間で違いは無いということである。そして、農民の行政に対する信頼の度合いが高い地域では土地課税徴収において法令通りの履行が一定程度なされていたといえる。地域（州）間の比較で述べると、全体としてティグライ州における農民の行政に対する信頼の度合いは高く、オロミア州における農民の行政に対する信頼の度合いは低い。

したがって、これまで述べたケーススタディで検討した各調査対象地の「土地課税の在り方」から、以下の結論が導かれる。

現代エチオピアにおける土地課税の在り方は、地域（州、郡）間で行政側の徴税の在り方において差異が生じており、法令からの逸脱が生じている地域とそうで無い地域がある。他方で、納税者（農民）側の納税は徴税担当者の求めるままに納税しているという点で地域間に差異がない。したがって、法令からの逸脱が生じている原因は直接的には行政側の徴税の在り方にあるといえる。また、納税者の行政に対する信頼の度合いも地域（州、郡）間で違いがあり、その信頼の度合いは、土地課税における法令からの逸脱の有無と一定程度関連している。

法令からの逸脱は、州間の比較で述べると、ティグライ州では生じておらず、オロミア州で生じている。そしてオロミア州内の地域（郡）における、法令からの逸脱の原因は、地域（郡）によって違いがある。納税者の行政に対する信頼の度合いは総じてティグライ州では高く、オロミア州では低い。

次に、リサーチクエスションの後半部分、「土地課税の在り方の違いについて、どのような土地制度をめぐる歴史的な経緯・社会的背景の地域間の相違、及び現在の土地課税の執行体制の整備状況における地域間の相違とによって規定されているのか」についての検討を示す。

ケーススタディから確認された現代エチオピアにおける土地課税の在り方の地域間の違いを説明する直接的な要因は、土地登記制度の整備状況と税務上の執行体制の整備状況であると考えられる。

ティグライ州の土地登記制度の整備は早期に開始され、早期に一定程度終了している。そしてその状況に州内の地域間の相違はあまり無い。他方で、オロ

ミア州の同制度の整備は、ティグライ州と比較して遅く開始され、施行途上の地域（本研究では O3）も存在する。土地登記制度で確認、捕捉される地籍情報は土地課税の正確な従量的課税において不可欠なもので、これは土地課税の在り方に直接的に影響を与えた一要因であると考えられる（図 6－2－1 の a に該当）。この要因は、土地課税の在り方を直接的に説明する要因であると同時に、その制度の整備完了時期の違いが次に述べる税務上の執行体制の整備状況に影響を与え、土地課税の在り方を間接的に説明する要因ともなっていると考えられる。

次に、挙げられる直接的要因は、税務上の執行体制の整備状況である。オロミア州調査対象地 O1、O2 では土地登記制度が本研究の現地調査実施時には整備されており、行政による地籍情報の確認、把握がなされていたにもかかわらず、法令からの逸脱が確認された。これは、これら地域の徴税機構において、地籍情報の確認、捕捉はなされているが、末端の徴税吏（ここでは郡の税務行政官、村落（ケベレ）レベルの徴税担当者）への上位組織からの監視が行き届かず、行政官の業務の杜撰さによる法令と食い違った徴収（O1 の事例）、そして行政官の自己利益を追求する行為による法令から逸脱した徴税（O2 の事例）を排除する仕組みが整備されていない、換言すれば同地域における徴税機構では税務上の執行体制を作動し機能させるための整備が十分なされていないといえる。この点においてオロミア州調査対象地 O1 と O2、そしてティグライ州調査対象地 T1 と T2 間には違いがあり、したがって、税務上の執行体制の整備状況の違いは土地課税の在り方の違いを直接的に説明する要因であるといえる（図 6－2－1 の b に該当）。上に述べた土地登記制度の整備状況との関係で述べると、T1、T2 における同制度の整備完了時期と、O1、O2 における整備完了時期は大きく異なる。税務上の執行体制は日々の土地課税に関わる行政任務の実施、そしてそれに対する上位組織からの監視を通じて蓄積される知見・経験から整備される側面を持つと考えられる。したがって、土地登記制度整備の完了時期の違いは、土地課税に関わる行政任務の実施とその監視・監督を経験する期間に影響を与え、ひいては税務上の執行体制の整備状況に影響を与えたと考えられる（図 6－2－1 の c に該当）。

次に、上に示した 2 つの直接的要因に関わって、土地課税の在り方を間接的に説明する要因として考えられるのは歴史的に形成された土地と農民への課税をめぐる、徴税側と納税側を含む地域社会内部の共通理解の状況（及びそれと密接にかかわる徴税側と納税側の信頼関係）、そしてその共通理解に基づいて土地登記制度と土地課税制度が政策の実施において各地域で受け入れられているかの二つである。

まず、第一の点、歴史的に形成された土地と農民への課税をめぐる地域社会内部の共通理解の状況について述べる。

エチオピアの土地保有制度とそれに関わる土地課税制度は、古くから北部地域を中心に発達し定着したものであり、土地保有と納税行為との結びつきは密接なものであった。農民は納税を行うことによって土地保有の権利の保障を得ており、その点において収奪＝徴税を行う支配者は農民の生活の基盤を保障する存在でもあったと言える。他方で、一般的に言って、南部地域への同制度の導入は相対的に遅く、支配民族が他民族であることが関わって、徴税側と納税側はより支配従属的關係にあり、納税と土地保有の権利への保障は明確には結び付かないものであった。ただ、南部地域では、早くから北部との同質化が進んだところ、そうでないところ、あるいは東方のソマリ人勢力との角逐の場となってきたところなど、多様性がある。これら多様性は徴税側と納税側との關係の歴史的経緯として土地課税について理解のあり方の差異に影響を与えると考えられる。また、南部地域では農業生産の在り方、そして民族・宗教構成においても北部地域と比較して多様性があり、これらの要因は歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況と深く相互に関わっていると考えられる。

次に、第二の点、政策受容の在り方について述べる。

現政権与党を主導する TPLF の政治基盤であるティグライ州で始まった土地登記制度を含む土地制度と同制度に深く関係する土地課税制度は、実質的な中央集権制度の下でオロミア州などの他地域でも同様に整備、拡大されているが、すでに確認したように、これら制度の整備状況には地域間で差異が生じている。

上で示した歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の在り方の各地域における差異は、現政権における上記制度の導入、整備をすすめるという政策の社会内部での受け入れられ方（政策受容の在り方）に影響を与えたと考えられる。

ティグライ州を政治基盤とする TPLF は、農民からの土地の権利の保障に対する強い要請に応答し、上記制度の整備、拡大をすすめたといえるが、その背景には、歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部での共通理解があるといえる。社会内部で共通理解が共有されていることにより、政策もまたより良く理解された、言い換えれば末端の各ケベレの徴税担当者に至るまで法令をほぼ忠実に遵守して、徴税をすることを促し、政策として受け入れられていると考えられる（図 6－2－1 の d に該当）。

他方で、オロミア州では、ティグライ州と比べて、この点に関する共通理解は徴税側と納税側を含む社会内部で共有されていない。すなわち、農民への課

税と土地の権利保障の結びつきについての社会内部での共通理解が無い（または希薄な）状況で、政策の導入、実施がすすめられており、その結果、政策の受け入れられ方がティグライ州とは異なるものとなり、ひいては、土地登記制度及び末端の徴税担当者を含む税務上の執行体制の整備状況にも影響を与えたと考えられる。社会内部で政策が受容されていれば、土地登記を含む土地制度とそれに関連する土地課税制度の整備、拡大を行う行政機構の同政策実施へのコミットメントは高くなるであろうし、実際に納税を行う納税者からの協力も得られやすくなるであろう。換言すれば、土地登記制度、そして税務上の執行体制がより良く整備されるといえよう（図6-2-1のe、fに該当）。

また、既述の通り、オロミア州内の地域間での同共通理解の状況には多様性があり、したがって、各地域における土地登記を含む土地制度とそれに関連する土地課税制度政策の受容の在り方、ひいては税務上の執行体制の整備状況において地域間での差異が生じていると考えられる。

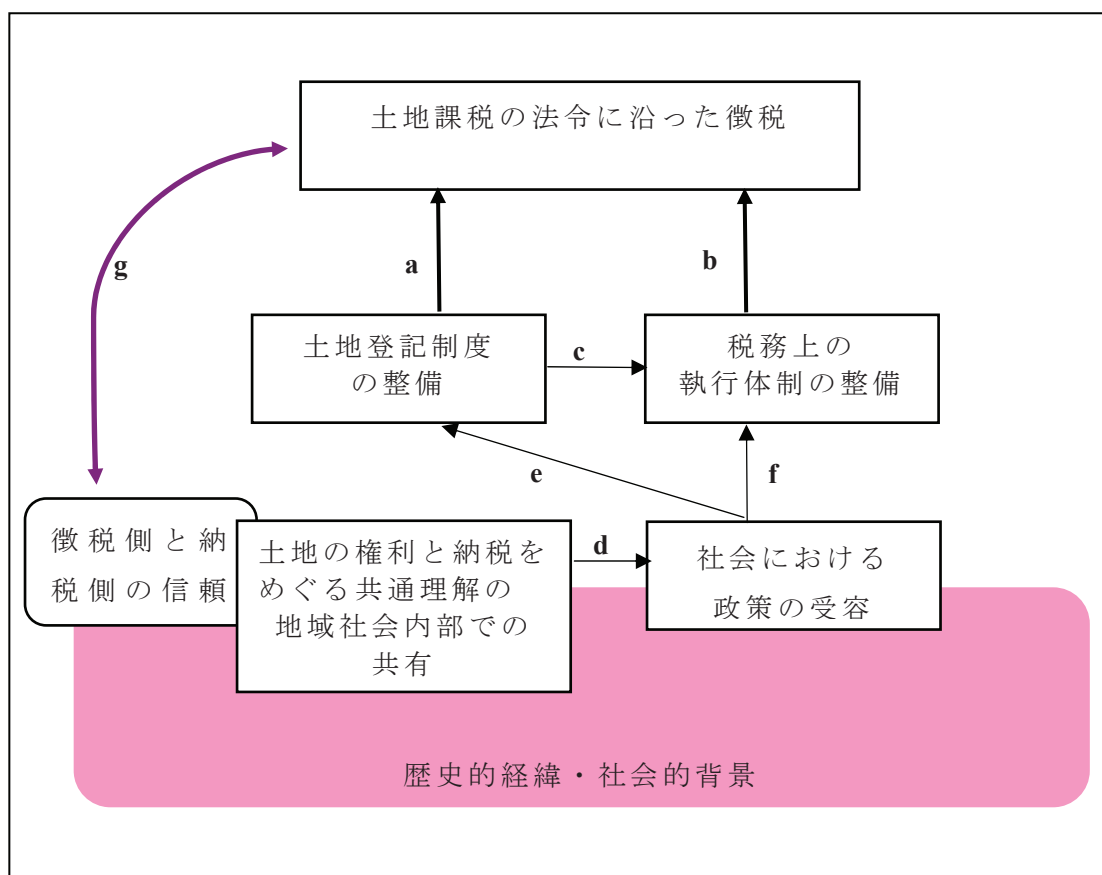
ケーススタディを通じて確認したように、土地課税徴収において法令通りの履行が一定程度なされていた地域では農民の行政に対する信頼の度合いが高いことが示された。これは、それらの地域において、歴史的に形成された農民への課税と土地の権利保障についての社会内部の共通理解の状況があり（つまり徴税側と納税側に相対的に強い信頼関係があり）、そしてそれに基づき、社会内部で政策が受容されることにより、土地登記制度、そして税務上の執行体制の整備がなされ、土地課税が法令から逸脱することなく徴税されることを示しているといえよう。そして土地課税が法令から逸脱することなく徴税されることにより、納税者（納税側）の行政（徴税側）間の信頼関係が強化されていると考えられる（図6-2-1のgに該当）。

ここまでの論述をまとめ、リサーチクエスションに対する回答を以下に示す。

現代エチオピアにおける土地課税の在り方は、地域（州、郡）間で行政側の徴税の在り方において差異が生じており、法令からの逸脱が生じている地域とそうで無い地域がある。他方で、納税者（農民）側の徴税への応じ方においては差異がない。したがって、法令からの逸脱が生じている直接的な原因は行政側の徴税の在り方にあるといえる。

そして、現代エチオピアにおける土地課税の在り方の地域間の差異を直接的に説明する要因は、徴税の在り方を規定する土地登記制度の整備状況、そして税務上の執行体制の整備状況の違いである。その違いは、歴史的に形成された徴税側と納税側を含む社会内部の土地への権利と課税をめぐる共通理解、そしてその共通理解に基づく政策の受容度によって規定されている。

図 6 - 2 - 1 現代エチオピアにおける土地課税の在り方の概念



(筆者作成)

第 3 節 本研究のまとめ

本研究では、先行研究の検討に加え、エチオピアの歴史、特に農民への支配と、土地課税（貢納）、そして農民の権利の在り方、そしてそれをめぐる支配者（徴税側）と農民（納税者側）の関係を、現代の制度の形成過程まで概観し、その歴史的考察から得られた知見を基に、現代のエチオピアの異なる地域（州、郡）の農村において、土地課税の在り方、そしてその在り方の地域間の違いを明らかにし、その背景と要因は何かについて検討を行ったものである。

ケーススタディを通じて明らかになったのは以下の点である。

現代エチオピアにおける土地課税の在り方は、地域（州、郡）間で行政側の徴税の在り方において差異が生じており、法令からの逸脱が生じている地域とそうで無い地域がある。他方で、納税者（農民）側の納税の在り方においては差異がない。したがって、法令からの逸脱が生じている原因は行政側の徴税の在り方にあるといえる。また、納税者の行政に対する信頼の度合いも地域（州、郡）間で違いがあり、その信頼の度合いは、土地課税における法令からの逸脱

の有無と一定程度相関している。

そして、上に示した土地課税の在り方の地域間の違いを直接的に説明する要因としては、土地登記制度の整備状況、そして土地課税を法令に従って徴税することを可能にする税務上の執行体制が挙げられるが、それらの直接的要因に影響を与える要因として歴史的に形成された土地課税と農民の土地への権利を密接不可分なものとして捉える地域社会内の共通理解とそれに基づく土地登記制度、土地課税制度を含むそれら地域社会での政策の受容度があり、それら2要因が土地課税の在り方の地域間の違いを説明する間接的な要因であることを示した。

エチオピアは、少なくともその一部、北部地域を中心とした地域において、アフリカ諸国の中でも古くから土地保有システムが存在し、土地の権利の保障と引き換えに農地に対する課税を行ってきた歴史的背景を持つ、多民族から構成される連邦国家である。エチオピアの北部民族(ティグレ)主導の現政権は、その多様性を克服するために、地方分権、地方自治を原則とする統治体制を導入した。同時に現政権は、法制上は高度に分権化された国家体制をとりながら、実際には極めて中央集権的な支配体制をとっている。したがって、現代エチオピアにおける、北部地域の土地の権利保障と農地に対する課税が密接に結びつく歴史的背景を色濃く反映した土地保有制度と土地課税制度の整備と施行は、実質的な中央集権制度の下で、オロミア州などの他州の各地域でも同様のかたちで進められつつある状況だといえる。

しかし、本研究で明らかにしたように、その上記制度の整備と施行にかかる政策の実施状況は、各地域(州、郡)それぞれの歴史社会的背景、さらには、その歴史社会的背景と相互に関係する民族、宗教、農業生産の在り方や地理的位置などの違いによって差異が生じているといえる。

現代エチオピアには、多様な民族が存在し、地域によって異なる歴史的経緯と社会的背景があり、そこで形成された土地課税に関わる権利と義務の意識がある。現政権は自身の政治基盤である北部地域における特殊な歴史的経験(土地の権利保障に対する農民からの強い要請と、その要請に対する応答が支配側(徴税側)に求められる)によって規定される土地制度・土地課税政策と同様の政策を、多様性を持つそれぞれの地域においても導入、整備をすすめているが、異なる歴史社会的背景を持つ南部地域においては必ずしもその政策は受容されておらず、そして南部地域内においてもその政策の受容の在り方には違いがあるといえる。

納税を行う農民は、自身が社会的、経済的に脆弱である状況にあり、そして政治的にも従属的な立場であることから、行政から求められるままに納税を行

うけれども、それは農民が支配者（または徴税側）を信頼し支持することを意味しない。これは本研究で明らかにした農民の行政に対する信頼の度合いの違いから裏付けられる。

現政権与党を主導する TPLF は、前政権に対する抵抗運動を行う中で農民の土地の権利保障に対する要請に応答することで農民の動員に成功し、それは前政権（デルグ政権）からの政権の奪取に大きく貢献した。このような現政権発足に至る経緯から、農民からの高い信頼を獲得することは政権の支配維持にとって重要な要素となっているといえる。

現政権は政治基盤である北部ティグライ州では農民からの信頼の獲得に成功しているといえる。しかし、南部オロミア州では、国家（政治権力）が背景とする社会集団（ティグレ・アムハラに代表される北部地域社会）とは土地課税に関わる権利と義務の意識が異なり、したがってその権利と義務の意識に基づく政策の受容度もまた国家が背景とする社会とは異なったものとなり、結果として制度の整備と施行の在り方に、ひいては実際の行政執行の在り方（ここでは徴税の在り方）に影響を及ぼし、最終的に農民の行政に対する信頼の度合い、換言すれば、国家（政治権力）と農民間の関係をその公益性において北部ティグライ州とは異なるものとしていると考えられる。

上で示した現代エチオピアにおける状況は、エチオピアのように地域的な多様性がある国家において、統一した制度を導入し拡大していく上での困難を示していると言える。

エチオピアは、アフリカ諸国の中で植民地化を免れた特異な存在であると言えるが、多様な歴史社会的背景に基づく地域社会を包含する国家として、他の植民地化された経緯を持ち多様性を孕む他アフリカ諸国と同様に、国内での統一された制度の導入、拡大、そして実際にその制度を機能させることの難しさを抱えていることが本研究の結果から改めて示されたと言える。

第 4 節 本研究の学術的意義と今後の課題

本研究の学術的意義は以下の 4 点である。

エチオピアの農村部における徴税の在り方（現状）を、納税者である農民へインタビュー、州や郡、ケベレからの行政データの収集を含めた複合的な現地調査を複数回実施し、その結果から、詳細かつ具体的に解き明かしたことにあ
る。第 1 章で行った先行研究レビューで示した通り、エチオピアの農村部における農民への直接課税において、徴税の在り方に地域的に違いが生じていることについて言及した先行研究は少数ながらも存在する。しかし、現代エチオピアの土地課税に関連する行政執行のどのプロセスにおいて違いが生じているか

を詳細に明らかにし、また同国の異なる地域間でのその状況の違いを実証的に比較した先行研究は存在しない。また、第1章で指摘したように、Birdは土地課税の在り方が地籍情報の把握と徴税機構の能力に依存すると指摘しているが、この2つの要素に関してアフリカの徴税の現状に即し、徴税側と納税側、そしてその相互関係については、実証的な分析を行ってはいない。本研究は、この点の実証的研究の欠落を補ったという意味で土地課税の研究上において意義があるといえる。

次に、本研究では現代エチオピアにおける国家体制が形成されるまでの道程を整理し、その結果を援用しつつ、現代エチオピアにおける農民への直接課税の在り方の説明をすることを試みた。エチオピアの歴史において、特に北部地域と南部地域において土地保有制度や土地をめぐる社会関係が異なるものであった点を示す先行研究は数多く存在するが、現代エチオピアにおける土地制度の整備・定着とそれに関連する土地課税の徴税の在り方について、歴史的経緯の違いを参照しながら、地域間の違いを比較し考察を行った研究はこれまで存在しないと言え、この点においても、本研究の新しい意義があると言える。

また、ここに示した上記2点については、他のアフリカ諸国の農業課税研究史を見渡してみても、類例は限られており、本研究の意義だと言えるだろう。

次に、本研究が示した現代エチオピアでの土地課税の在り方は、アフリカでの課税、税収基盤の拡大に対するインプリケーションを持つものであり、この点において本研究の学術的意義があると言えるだろう。

近年、アフリカにおいても人口増加や外資による土地の大規模な収奪（Land Grab）等により土地の希少性が高まりつつある。したがって、土地財産権の個別化への制度的対応の必要性は高まっているものの、未だ未整備であることが多い。

エチオピアの土地課税には、他のアフリカ諸国とは異なる特殊な歴史があり、これは一般化することは困難である。しかしながら、土地制度、特に土地登記制度を整備・定着させ、個別の土地の権利が国家によって保障されると認識させることが、土地制度、租税制度の法令と合致した形での普及、執行には重要であり、有効であることを、本研究のエチオピアにおける事例は示していると言える。このことは、農村における税収基盤が狭く、土地の権利保障制度が未整備なため、同様の政策課題を抱えている他のアフリカ諸国にとって参考になることであろう。

最後に、本研究の開発途上国やアフリカにおける租税研究についてのインプリケーションとして以下の点が言えよう。

本研究で明らかになった農民（納税者）の状況は、理念型の自由民主的な国

家で、自己の合理性に基づいて自由な意思決定ができ、また主権者として法令に基づく正当な納税義務の範囲・額を主張できるような個人像とは異なるものであった。このような農民の状況は他のアフリカ諸国においても存在し得るであろう。本研究においては、納税者のそのような個人像（非市民的立場）を想定し、地域間の徴税の在り方の差異について歴史的考察を援用して分析を行い、その要因分析を行ったものである。自由な選択に基づき行動する人物像を想定した説を機械的に適用した分析にとどまるのではなく、それぞれの国・地域の実際の人々の在り方や政府・行政との関係、それに関わる歴史社会的背景などの詳細を把握する作業を分析の過程に加えることによって、地域社会間の徴税状況の差異を明らかにすることにより、きめの細かい分析となり得ることを本研究では示しえたと考えられる。ほかのアフリカ諸国の徴税状況の研究においても同様のアプローチがとられることを期待したい。

一方、本研究の今後の課題としては以下の3点が挙げられる。

まず、本研究が対象とした州は2州のみであり、またその州内で調査対象とした地域も5地域と限りがある。エチオピアの広大な面積、そしてエチオピア国内に9つの州が存在することを考えると、地域研究としては今後その対象範囲を拡大し、現代エチオピアにおける農民への直接課税の在り方をより精緻に描き出すことが必要であろう。

次に、本研究では、調査対象地間で行政側（税の需要側）の徴税の在り方に違いが生じている点を明らかにしたが、州、県、郡、そしてケベレという垂直的關係で構成される行政機構において、行政任務に対し上位組織からどのような指示が出され、日々の業務の監督がいかに実施されているか等についての詳細な調査、考察も必要であると考ええる。

本研究では主として、郡レベルの行政組織と、実際に徴税を行うケベレを中心に調査を実施したが、政策立案を行う州、そして行政任務の監督を行う県、郡を含めた調査、考察を行うことで、法令に合致した行政任務を遂行する上での行政機構全体としての課題の提示が可能となると考えられ、その結果はエチオピアにおける土地課税制度をどのように変革していくか、具体的には上位組織からの監視の強化、行政側の説明責任の向上、納税者側からの監視の強化（透明性、公開性の向上）などの変革を検討する際に寄与するものとなるであろう。

最後に、本研究では、今後のエチオピアの土地課税制度の在り方についてのインプリケーションの考察が不足しているという点について触れておく必要があるだろう。本研究のケーススタディの中で、地域間で農業の労働生産性に規定される農業所得が大きく異なる点が明らかになった。この事実は、単に農地面積を基準に課税を行う妥当性の再検討の必要性（例えば土地評価額と面積を

基準に対する課税など）を示しているともいえる。ただし、今後のエチオピアにおける土地課税制度の在り方について検討するためには、直接的、また間接的な課税を含めて各地域の農民がどのような租税を全体としてどれだけ支払っているかという検討もまた必要となるため、この点についても、今後の課題として指摘しておきたい。

参考文献（英文）

エチオピア人の著者名について

一般にエチオピア人には「姓」の概念が無く、通常は個人名と父の個人名で形成される（個人を特定する際、例えば身分証明書等にはこれらに加え、祖父の個人名が最後に付けられる）。本稿では、エチオピア人の著者名は、（個人名・父の個人名）の順番で表記している。本文においても同様に（個人名・父の個人名）で表記している。

（例）前エチオピア首相名：Meles Zenawi Asres（メレス・ゼナウィ・アスレス）

個人名：Meles、父の個人名：Zenawi、祖父の個人名：Asres

本稿における表記：Meles Zenawi

- Aalen, Lovise. 2002. "Ethnic Federalism in a Dominant Party State: The Ethiopian Experience 1991-2000." *CMI Report* 2002(2): 1-141. Chr. Michelsen Institute Development Studies and Human Rights.
- Abbink, Jon. 2011. "Ethnic-Based Federalism and Ethnicity in Ethiopia: Reassessing the Experiment after 20 Years." *Journal of Eastern African Studies* 5(4): 596-618.
- Abebe Alebachew, and Getnet Alemu. 2010. *Public Finance Review: The Amhara Regional Report Final Draft*. Washington D.C.: The World Bank
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/12339>.(September 2, 2015).
- Abir, Mordechai. 1980. *Ethiopia and the Red Sea: The Rise and Decline of the Solomonic Dynasty and Muslim-European Rivalry in the Region*. New York: Frank Cass and Company.
- Alemayehu Geda, and Abebe Shimeles. 2005. "Taxes and Tax Reform in Ethiopia, 1990-2003", *UNU-Wider Research Paper* No.2005/65: 1-21. United Nations University.
- Allingham, Michael G, and Agnar Sandmo. 1972. "Income Tax Evasion: A Theoretical Analysis." *Journal of Public Economics* 1: 323-38.
- Alm, James, and Benno Torgler. 2004. "Culture Differences and Tax Morale in the United States and in Europe." *CREMA Working Paper* No. 2004-14: 1-21, Center for Research in Economics, Management and the Arts.
- Alm, James, and Chandler McClellan. 2012. "Tax Morale and Tax Compliance from the Firm's Perspective." *Kyklos* 65(1): 1-17.
- Amhara National Regional State (ANRS), The Federal Democratic Republic of Ethiopia. 2007. *The Amhara National Regional State Rural Land Administration and Use System Implementation, Council of Regional Government Regulation (Regulation No.51/2007)*. Bahir Dar, Ethiopia: ANRS.
- . 2013. *Development Indicators of Amhara Region (2011/12)*. Bahir Dar, Ethiopia: ANRS.
<http://www.amharabofed.gov.et> (July 3, 2015).

- n.d. *Brief Note on the 1998-2003 EFY GDP Estimates Series The Major Results of the 6th Years GDP Estimates Gross Domestic Product*. Bahir Dar, Ethiopia: ANRS. <http://www.amharabofed.gov.et> (July 3, 2015).
- Andreoni, James, Brian Erard, and Jonathan Feinstein. 1998. "Tax Compliance." *Journal of Economic Literature* 36: 818–60.
- Arriola, Leonardo R. 2008. "Ethnicity, Economic Conditions, and Opposition Support: Evidence from Ethiopia's 2005 Elections." *Northeast African Studies Vol.* 10(1): 115–44.
- Asnake Kefale. 2011. "The (un)making of Opposition Coalitions and the Challenge of Democratization in Ethiopia, 1991-2011." *Journal of Eastern African Studies* 5(4): 681–701.
- Bairu Tafla. 1974. "Some Aspects of Land-Tenure And Taxation in Salale under Ras Darge. 1871-1900." *Journal of Ethiopian Studies* 12(2):1–9.
- Baskaran, Thushyanthan, and Arne Bigsten. 2013. "Fiscal Capacity and the Quality of Government in Sub-Saharan Africa." *World Development* 45: 92–107.
- Bate, Darrell. 1979. *Abyssinian Difficulty: Emperor Theodorus and the Magdala Campaign, 1867-68*. London: Oxford University Press.
- 1984. *The Fashoda Incident of 1898*. London: Oxford University Press.
- Berhanu Adenew, and Fayera Abdi. 2005. *Research Report 3 Land Registration in Amhara Region, Ethiopia*. London: IIED.
- Berhanu Zewde. 1991. *A History of Modern Ethiopia, 1855-1991*. Second Edi. Oxford: James Currey.
- Besley, Timothy, and Torsten Persson. 2014. "Why Do Developing Countries Tax So Little?" *Journal of Economic Perspectives* 28(4): 99–120.
- Bird, Richard M. 1974. *Taxing Agricultural Land in Developing Countries*. Cambridge: Harvard University Press.
- Bird, Richard M, Jorge Martinez-Vazquez, and Benno Torgler. 2004. "Societal Institutions and Tax Effort in Developing Countries." *ITP Paper* 04011: 1-50. University of Toronto.
- Bird, Richard M., Jorge Martinez-Vazquez, and Benno Torgler. 2014. "Societal Institutions and Tax Effort in Developing Countries." *Annals of Economics and Finance* 15(1): 185–230.
- Bodea, Cristina and Adrienne Lebas. 2013. "The Origins of Social Contracts: Attitudes toward Taxation in Urban Nigeria." *CSAE Working Paper* :WPS/2013/02: 1-43. University of Oxford, Centre for the study of African Economies.
- Bornhorst, Fabian, Sanjeev Gupta, and John Thornton. 2008. "Natural Resource Endowments, Governance, and the Domestic Revenue Effort: Evidence from a Panel of Countries." *IMF Working Paper* WP/08/170: 1-10. International Monetary Fund.

- Botlhole, Thuto, John Asafu-Adjaye, and Fabrizio Carmignani. 2012. "Natural Resource Abundance, Institutions and Tax Revenue Mobilisation in Sub-Sahara Africa." *South African Journal of Economics* 80(2): 135–56.
- Bräutigam, Debourah. 2008. "Introduction : Taxation and State-Building in Developing Countries." In *Taxation and State-Building in Developing Countries*, eds. Debourah Brautigam, Odd-helge Fjeldstad, and Mick Moore. Cambridge University Press, 1–34.
- Brewer, John. 1989. *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*. London: Unwin Hyman.
- Brietzke, Paul H. 1995. "Ethiopia's 'Leap in the Dark': Federalism and Self-Determination in the New Constitution." *Journal of African Law* 39(01): 19–38.
- Bruce, John W. et al. 2006. *Land Law Reform Achieving Development Policy Objectives*. Washington D.C.: The World Bank.
- Central Statistical Agency(CSA), The Federal Democratic Republic of Ethiopia. 1994. *Population and Housing Census 1994*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 1994. *The 1994 Population and Housing Census of Ethiopia Results for Tigray Region Volume I Statistical Report*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 1996. *The 1994 Population and Housing Census of Ethiopia Results for Oromia Region Volume I : Part I Statistical Report on Population Size and Characteristics*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2007a. *Statistical Bulletin Household Income, Consumption and Expenditure (HICE) Survey 2004/5 Volume I Analytical Report*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2007b. *Population and Housing Census 2007*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2010a. *Population Size by Sex, Area and Density by Region, Zone and Wereda : July 2010*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2010b. *Agricultural Sample Survey 2011/2012, Volume IV, Report on Land Utilization*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2012a. *Household Consumption and Expenditure (HCE) Survey 2010/11 Analytical Report*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2012b. *Agricultural Sample Survey 2011/2012, Volume IV, Report on Land Utilization*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- 2013. *Population Projection of Ethiopia for All Regions at Wereda Level from 2014 – 2017*. Addis Ababa, Ethiopia: CSA.
- Chamberlin, Jordan, and Emily Schmidt. 2013. "Ethiopian Agriculture: A Dynamic Geographic Perspective. Chapter 2 " In *Food and Agriculture in Ethiopia: Progress and Policy Challenge*. International Food Policy Research Institute and University of Pennsylvania press. 21–54.

- Cheibub, José Antonio. 1998. "Political Regimes and the Extractive Capacity of Governments: Taxation in Democracies and Dictatorships." *World Politics* 50(3): 349–76.
- Chekol Kidane, and Getnet Alemu. 2010. *Public Finance Review: Benishangul-Gumuz Regional State (Final Draft)*. Washington D.C.: The World Bank.
<https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/12340>. (September 2, 2015).
- Clapham, Christopher S. 1988. African Studies Series 61 *Transformation and Continuity in Revolutionary Ethiopia*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cohen, John M., and Peter H. Koehn. 1977. "Rural and Urban Land Reform in Ethiopia." *African Law Studies* 14: 3–61.
- Cohen, John M., and Dov Weintraub. 1976. *Land and Peasants in Imperial Ethiopia ; The Social Background to a Revolution*. Assen, The Netherlands : Van Gorcum & Comp.B.V.
- Coolidge, Jacqueline, and Domagoj Ilic. 2009. "Tax Compliance Perceptions and Formalization of Small Businesses in South Africa." *The World Bank Policy Research Working Paper* 4992. The World Bank.
- Crummey, Donald. 1969. "Tewodros as Reformer and Modernizer." *The Journal of African History* 10(3): 457–69.
- Cummings, Ronald G, Jorge Martinez-vazquez, Michael Mckee, and Benno Torgler. 2007. "Effects of Tax Morale on Tax Compliance : Experimental and Survey Evidence." *NCER Working Paper Series* 12: 1-36. National Centre for Econometric Research.
- Daniel Kassafun. 2006a. "Towards the Development of Differential Land Taxation and Its Implications for Sustainable Land Management." *Environmental Science & Policy* 9(7-8): 693–97.
- 2006b. "Towards the Development of Differential Land Taxation System in Ethiopia." *Addis Ababa: Forum for Social Studies*.
http://www.fssethiopia.org.et/towards_the_development_of_diffe.htm. (February 10, 2015).
- Deininger, Klaus, Daniel Ayalew Ali, Stein Holden, and Jaap Zevenbergen. 2008. "Rural Land Certification in Ethiopia: Process, Initial Impact, and Implications for Other African Countries." *World Development* 36(10): 1786–1812.
- Dessalegn Rahmato. 1984. *Agrarian Reform in Ethiopia*. Trenton: The Red Sea Press.
- Donham, Donald. 1986. "Old Abyssinia and the New Ethiopian Empire : Themes in Social History." In *The Southern Marches of Imperial Ethiopia*, eds. Donald Donham and Wendy James. Cambridge: Cambridge University Press, 3–48.
- Dunning, Harrison C. 1970. "Land Reform in Ethiopia : A Case Study in Non-Development." *UCLA Law Review* 18: 271–307.

- Emmenegger, Rony, Sibilo Keno, and Tobias Hagmann. 2011. "Decentralization to the Household: Expansion and Limits of State Power in Rural Oromiya." *Journal of Eastern African Studies* 5(4): 733–54.
- Eshetu Chole. 1990. "Agriculture and Surplus Extraction: The Ethiopian Experience." In *Ethiopia: Options for Rural Development*, ed. Siegfried Pausewang. London: Zed Books, 89–99.
- Ethiopia Development Research Institute/ International Food Policy Research Institute (EDRI/IFPRI). 2013. *Ethiopia Strategy Support Program II (ESSP II) Evaluation of Ethiopia's Food Security Program: Documenting Progress in The Implementation of The Productive Safety Nets Programme and The Household Asset Building Programme*. Addis Ababa, Ethiopia : EDRI/IFPRI.
- Ethiopia Revenue and Customs Authority (ERCA). 2011. *ERCA Assessment Report*. Addis Ababa, Ethiopia: Regional Human Resource Administration Development, ERCA.
- Fantahun Belew. 2001. "Tax Reform Program in Ethiopia." In *Policy Reform, Implementation, and Outcome in Ethiopia : Proceedings of the Eleventh Annual Conference on the Ethiopian Economy*, Nov. 2-4, 2001, Nazareth, Ethiopia, eds. Gebrehiwot Ageba, Jemal Mohammed, and Solomon Tesfay. Addis Ababa, Ethiopia: Ethiopian Economic Association and Dept. of Economics, Addis Ababa University, 73-98.
- Fauvelle-Aymar, Christine. 1999. "The Political and Tax Capacity of Government in Developing Countries." *Kyklos* 52(Fasc.3): 391–413.
- Federal Democratic Republic of Ethiopia (FDRE), The. 1995. "Proclamation of the Constitution of the Federal Democratic Republic of Ethiopia." *Federal Negarit Gazeta of the Federal Democratic Republic of Ethiopia*. No.1, 1st year: 1-38.
- . 1997. "Federal Rural Land Administration Proclamation (No. 89/1997)", *Federal Negarit Gazeta of the Federal Democratic Republic of Ethiopia*. No. 54, 3th year: 628-631.
- . 2005. "Rural Land Administration and Land Use Proclamation(No. 456/2005)". *Federal Negarit Gazeta of the Federal Democratic Republic of Ethiopia*. No. 44, 11th year: 3133-3144.
- Feld, Lars P., and Bruno S. Frey. 2002. "Trust Breeds Trust : How Taxpayers Are Treated." *Economic of Governance* 3: 87–99.
- Fjeldstad, Odd-helge. 2001. "Taxation , Coercion and Donors : Local Government Tax Enforcement in Tanzania." *The Journal of Modern African Studies* 39(1): 289–306.
- Fjeldstad, Odd-helge, and Ole Therkldsen. 2008. "Mass Taxation and State-Society Relations in East Africa." In *Taxation and State-Building in Developing Countries*, eds. Debourah Brautigam, Odd-helge Fjeldstad, and Mick Moore. Cambridge: Cambridge University Press, 114–134.

- Fjeldstad, Odd-Helge, Lucas Katera, and Ngalewa Erasto. 2009. "Maybe We Should Pay Tax After All? Citizens' Changing Views on Taxation in Tanzania." Dar es Salaam, Tanzania: Research of Poverty Alleviation:1-38.
- Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO). 1986. *Ethiopian Highland Reclamation Study (Final Report Vol.1)*. Rome, Italy.: FAO.
- Fukui, Katsuyoshi, and John Markakis. eds. 1995. *Ethnicity and Conflict in the Horn of Africa*. London: James Currey.
- Garcia, Maria M., and Christian Von Halddenwang. 2015. "Do Democracies Tax More? Political Regime Type and Taxation." *Journal of International Development* (2015): 1-22.
- Gebre-Wold-Ingida Worq. 1962. "Ethiopia's Traditional System of Land Tenure and Taxation." *Ethiopia Observer* 5(4): 302–38.
- Ghura, Dhaneshwar. 1998. "The Revenue in Sub-Saharan Africa: Effects of Economic Policies and Corruption". *IMF Working Paper* WP/98/135: 1-25. International Monetary Fund.
- Gould, Andrew C. 2001. "Party Size and Policy Outcomes : An Empirical Analysis of Taxation in Democracies." *Studies in Comparative International Development* 36(2): 3–26.
- Gryziewicz, Stanislaw. 1965. "An Outline of the Fiscal System in Ethiopia." *Ethiopia Observer* 8(4): 293–324.
- gtz. 2005. *Taxation in Ethiopia Direct and Indirect Taxes — Categories of Tax Payers Declaration of Income and Assessment of Taxes Tax Incentives*. Addis Ababa, Ethiopia : Ethiopian Chamber of Commerce : Ethiopian Business Development Services Network.
- Gupta, Abhijit Sen. 2007. "Determinants of Tax Revenue Efforts in Developing Countries." *IMF Working Paper* WP/07/184: 1-39. International Monetary Fund.
- Herbst, Jeffrey. 2000. *15 States and Power in Africa States and Power in Africa*. Princeton University Press.
- Hlope, Dumisani, and Steven Friedman. 2002. "...AND THEIR HEARTS AND MINDS WILL FOLLOW...? Tax Collection, Authority and Legitimacy in Democratic South Africa." *IDS Bulletin* 3(3): 67–76.
- Hoben, Allan. 1973. *Land Tenure among the Amhara of Ethiopia; the Dynamics of Cognatic Descent*. Chicago: University of Chicago Press.
- Holden, Stein T., Klaus Deininger, and Hosaena Ghebru. 2011. "Can Land Registration and Certification Reduce Land Border Conflicts ?". *Center for Land Tenure Studies Working Paper* 05/11: 1-39. Center for Land Tenure Studies, Norwegian University.
- Holden, Stein T., and Tewodros Tefera. 2008. *From Being Property of Men to Becoming Equal Owners? Early Impacts of Land Registration and Certification on Women*. Shelter Branch, Land Tenure and Property Administration Section, UN-HABITAT.

- Human Rights Watch. 2010. *Development without Freedom How Aid Underwrites Repression in Ethiopia*. New York: Human Rights Watch.
<https://www.hrw.org/report/2010/10/19/development-without-freedom/how-aid-underwrites-repression-ethiopia> (September 5, 2014).
- International Crisis Group. 2009. *Ethiopia : Ethnic Federalism and Its Discontents Africa Report No.153.*, Brussels/Nairobi: International Crisis Group.
<http://www.crisisgroup.org/en/regions/africa/horn-of-africa/ethiopia-eritrea/153-ethiopia-ethnic-federalism-and-its-discontents.aspx> (October 12, 2010).
- International Monetary Fund (IMF). 2005. *The Federal Democratic Republic of Ethiopia : Selected Issues and Statistical Appendix, IMF Country Report No. 05/28*. Washington D.C.: International Monetary Fund.
- . 2007. *The Federal Democratic Republic of Ethiopia : Statistical Appendix*. Washington D.C.: International Monetary Fund.
- . 2013. *IMF Country Report No. 13/308*. Washington D.C.: International Monetary Fund
- Istituto Agronomico Per L'oltremare (IAO). 2008. "Land Evaluation in Enderta District - Tigray, Ethiopia." Florence: Università Degli Studi di Firenze, Firenze: 1-229.
- Keller, Edmond J. 2005. "Making and Remarking State and Nation in Ethiopia." In *Borders, Nationalism, and the African State*, ed. Ricardo Rene Laremont. Boulder: Lynne Rienner Publishers, 87–134.
- Kassaye Sintayehu. 2001. *Tax and Customs Administration of Ethiopia (1941-1974) : An Institutional History*. Master's Thesis. Addis Ababa University.
- Khan, Mohmood H. 2001. "Agricultural Taxation in Developing Countries: A Survey of Issues and Policy." *Agricultural Economics* 24(3): 315–28.
- Khan, Qaiser M., Jean-Paul Faguet, Christopher Gaukler, and Wendmsyamregne Mekasha. 2014. *Improving Basic Services for the Bottom Forty Percent*. Washington D.C.: The World Bank.
- Kidane Mengisteab. 1990. *Ethiopia Failure of Land Reform and Agricultural Crisis*. New York, Wesport, London: Greenwood Press.
- Kjaer, Mutte. 2004. "Institutional History or Quid-pro-Quo? Exploring Revenue Collection in Two Ugandan Districts." *Paper presented at Annual Meeting, American Political Science Association, Chicago, September 2-5, 2004*.
http://citation.allacademic.com/meta/p_mla_apa_research_citation/0/5/9/6/8/pages59680/p59680-1.php (February 22, 2015).
- Knack, Stephen. 2009. "Sovereign Rents and Quality of Tax Policy and Administration." *Journal of Comparative Economics* 37(3): 359–71.

- Kohli, Atul. 2004. *State-Directed Development: Political Power and Industrialization in the Global Periphery*. Cambridge,; Cambridge University Press.
- Lefort, René. 2010. "Powers – Mengist – and Peasants in Rural Ethiopia: The Post-2005 Interlude." *The Journal of Modern African Studies* 48(03): 435–60.
- Levi, Margaret. 1988. *Of Rule and Revenue*. University of California Press.
- Markakis, John. 1974. *Ethiopia: Anatomy of a Traditional Polity*. Oxford : Oxford University Press.
- Merera Gudina. 2011. "Elections and Democratization in Ethiopia, 1991–2010." *Journal of Eastern African Studies* 5(4): 664–80.
- Ministry of Agriculture and Rural Development (MoARD), Federal Democratic Republic of Ethiopia. 2010. *Ethiopia's Agricultural Sector Policy and Investment Framework (PIF) 2010-2020 Draft Report*. Addis Ababa, Ethiopia: MoARD.
- Ministry of Finance and Economic Development(MoFED), The Federal Democratic Republic of Ethiopia. 2002. *Ethiopia :Sustainable Development and Poverty Reduction Program*. Addis Ababa, Ethiopia: MoFED.
- 2006. *Ethiopia : Building on Progress A Plan for Accelerated and Sustained Development to End Poverty (PASDEP) 2005/06-2009/10*. Addis Ababa, Ethiopia: MoFED.
- 2010. *Growth and Transformation Plan (GTP) 2010/11-2014/15*. Addis Ababa, Ethiopia: MoFED.
- 2012. *Ethiopia's Progress Towards Eradicating Poverty: An Interim Report*. Addis Ababa, Ethiopia: MoFED.
<http://www.mofed.gov.et/English/Resources/Documents/Interim%20Report%20on%202010-11%20Poverty%20Analysis.pdf> (August 22, 2015).
- n.d.. *Ordinary Revenue Collection By Region EFY2002*. Addis Ababa, Ethiopia :MoFED.
<http://www.mofed.gov.et> (July 12, 2012).
- Ministry of Health (MoH), The Federal Democratic Republic of Ethiopia. 2007. *Health Extension Program in Ethiopia Profile*. Addis Ababa, Ethiopia: MoH.
- Mitiku Haile et al. 2005. *Research Report 2 Land Registration in Tigray , Northern Ethiopia*. Nottingham, UK: Russell Press.
- Moore, Mick. 1999. "Death without taxes: Democracy, State Capacity and Aid Dependence in The Fourth World." In *The Democratic Developmental State: Political and Institutional Design*, eds. Mark Robinson and Gordon White. Oxford University Press, 84–119.
- 2007. "How Does Taxation Affect the Quality of Governance ?" *IDS Working Paper* No. 280: 1-37. IDS, University of Sussex.
- 2008. "Between Coercion and Contract: Competing Narratives on Taxation and Governance." In *Taxation and State-Building in Developing Countries*, Oxford University Press, 34–64.

- . 2013. “Revenue Reform and Statebuilding in Anglophone Africa.” *IDS Working Papers* 2013 (428): 1-29. IDS, University of Sussex.
- Munoz, Sonia, and Stanley Sang-Wook Cho. 2003. “Social Impact of a Tax Reform The Case of Ethiopia.” *IMF Working Paper* WP/03/232. International Monetary Fund.
- Negussie Semie, Kassa Belay, Ranjan S. Karippai, and Ayalneh Bogale. 2009. “Measurement of Farmers ’ Attitude Towards Complete Ownership of Farmland in Eastern Ethiopia.” *Journal of Rural Development* 32(2): 111–31.
- Nigatu Alemayehu. 2013. “Farmer Training Centers and the IPMS Programme in Ethiopia.” In *The Business of Agricultural Business Services: Working with Smallholders in Africa*, eds. Mariana Wongtschowski, John Belt, Willem Heemskerk and David Kahan. Amsterdam, The Netherland: Royal Tropical Institute, 76–84.
- OECD. 1998. *Agricultural Policies in Emerging and Transition Economies 1998 Monitoring and Evaluation*. Paris, France: OECD Publications.
- Oromia National Regional State(ONRS), The Federal Democratic Republic of Ethiopia. 2005. *Oromia National Regional Government Rural Land Use Payment and Agriculture Income Tax Amendment Proclamation No.99/2005*. Finfine, Ethiopia : ONRS.
- . 2007. *A Proclamation to Amend Rural Land Use Payment and Agriculture Income Tax of Oromia Regional State’s Proclamation No.99/2005* (Proclamation No.131/2007). Finfine, Ethiopia : ONRS.
- . 2009. *A Proclamation to Provide for the Establishment of Oromia Bureau of Land and Environmental Protection*. Finfine, Ethiopia: ONRS.
- . 2011. *Oromia National Regional State Regional Economic Accounts Statistics Part IV 1991-2002 Estimates*. Finfinne, Ethiopia: ONRS. <http://www.romiabofed.org/> (July 3, 2015).
- . n.d. Socio Economic Profile of Each District Finfine, Ethiopia : ONRS. http://www.romiabofed.org/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=45&Itemid=62 (May 29, 2015).
- Pankhust, Alula. 1990. “Resettlement: Policy and Practice.” In *Ethiopia: Options for Rural Development*, eds. Siegfried Pausewang and Fantu Cheru. London and New Jersey: Zed Books, 121–34.
- Pankhust, Richard. 1966. *State and Land in Ethiopian History*, Addis Ababa, Ethiopia: The Institute of Ethiopian Studies and the Faculty of Law, Haile Sellasie I University.
- . 1967. “Tribute, Taxation and Government Revenue in Nineteenth and Early Twentieth Century Ethiopia (Part I).” *Journal of Ethiopian Studies* 5(2):37–87.
- . 1968a. “Tribute, Taxation and Government Revenue in Nineteenth and Early Twentieth Century Ethiopia(Part II).” *Journal of Ethiopian Studies* 6(1):21–72.

- 1968b. "Tribute, Taxation and Government Revenue in Nineteenth and Early Twentieth Century Ethiopia(Part III)." *Journal of Ethiopian Studies* 6(2): 93–118.
- 1973. "Ethiopian Tax Documents of the Early Twentieth Century." *Journal of Ethiopian Studies* 11(2):157–66.
- Pausewang, Siegfried. 1983. *Peasants, Land, and Society: A Social History of Land Reform in Ethiopia*. Munich: Weltforum Verlag.
- Perham, Margery. 1969. *The Government of Ethiopia*. London :Northwestern University Press.
- Piccolino, Giulia. 2014. "A Democratic Rentier State ? Taxation , Aid Dependency , and Political Representation". *GIGA Working Paper* No.253: 1-26. German Institute of Global and Area Studies.
- Poate, Charles D., and P.F. Daplyn. 1993.: Data for Agrarian Development, *Wye Studies in Agricultural and Rural Development*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Planning and Research Department Ministry of Finance (PRDMF). 1996. *ABC of Taxes in Ethiopia*. Addis Ababa: PRDMF.
- Rabia, Ahmed Harb. et al. 2013. "Soil Mapping and Classification : A Case Study in the Tigray Region , Ethiopia." *Journal of Agriculture and Environment for International Development* 107(1): 73–99.
- Roy, Michael J, Neil Mchugh, Les Huckfield, and Alan Kay. 2013. "' The Most Supportive Environment in the World for Social Enterprise ? ' Social Enterprise in Scotland." *Paper presented at The 7th Scientific Colloquium on Social Enterprise, University of Torino 7-8 June 2013*.
<http://www.sosyalinovasyonmerkezi.com.tr/kutuphane/sosyal-inovasyon-alaninda-yayinlar/sosyal-girisimcilik/> (November 20, 2015).
- Schwab, Peter. 1970. "The Tax System of Ethiopia." *American Journal of Economics and Sociology* 29(1): 77–88.
- Shafer, D. Michael. 1994. *Winners and Losers: How Sectors Shape the Developmental Prospects of States (Cornell Studies in Political Economy)*. Cornell University Press.
- Slemrod, Joel. 1992. "Taxation and Inequality : A Time-Exposure Perspective." In *Tax Policy and the Economy, Volume 6*, Washington D.C.: The MIT Press, 105–28.
- Solomon Abebe. 2006. "Land Registration System in Ethiopia Comparative Analysis of Amhara, Oromia, SNNP and Tigray Regional States." In *Standardization of Rural Land Registration and Cadastral Surveying Methodologies : Experiences in Ethiopia, Proceedings of a National Conference*. Addis Ababa, Ethiopia, 165–88.
- Steinmo, Sven. 1993. *Taxation and Democracy: Swedish, British, and American Approaches to Financing the Modern State*. New Haven and London: Yale University Press.

- Steinmo, Sven, and Caroline J. Tolbert. 1998. "Do Institutions Really Matter?: Taxation in Industrialized Democracies." *Comparative Political Studies* 31(2): 165–87.
- Stotsky, Janet G., and Asegedech WoldeMariam. 1997. "Tax Effort in Sub-Saharan Africa." *IMF Working Paper* WP/97/107: 1-57. International Monetary Fund.
- Taddesse Berisso. 2002. "Modernist Dreams & Human Suffering: Villagization among the Guji Oromo." In *Remapping Ethiopia : Socialism and After*, eds. Wendy James, Donald Donham, Eisei Kurimoto, and Alessandro Triulzi. Ohio University Press., 116–132.
- Taddese Lencho. 2010. "Income Tax Assignment Under The Ethiopian Constitution: Issues to Worry About." *Mizan Law Review* 4(1): 31–51.
- . 2012. "The Ethiopian Tax System: Excesses and Gaps." *Michigan State International Law Review* 20(2): 328–80.
- . 2013. *The Ethiopian Income Tax System: Policy, Design and Practice*. Ph. D. diss. Graduate School of University of Alabama.
- Tadewos Mentta, D.K. Mishra, and Melesse Asfaw. 2014. "Fiscal Decentralization and Subnational Revenue : Experience of the Emerging Region of Ethiopia." *Journal of Economics and Sustainable Development* 5(15): 201–12.
- Teferi Abate Adem. 2004. "'Decentralised There, Centralised Here': Local Governance and Paradoxes of Household Autonomy and Control in North-East Ethiopia, 1991–2001." *Journal of the International African Institute* 74(04): 611–32.
- Teshale Tibebe. 1995. *The Making of Modern Ethiopia 1896-1974*. Lawrenceville: The Red Sea Press.
- Teshome Mulat. 1992. *Agricultural Taxation in Ethiopia : FAO Agricultural Taxation Studies_No.4*. Rome: Food and Agriculture Organizations of the United Nations.
- Therkildsen, Ole. 2001. "Understanding Taxation in Poor African Countries : A Critical Review of Selected Perspectives." *Forum for Development Studies* (1-2001): 99–124.
- Thies, Cameron G. 2004. "State Building , Interstate and Intrastate Rivalry : A Study of Post-Colonial Developing Country Extractive Efforts , 1975-2000." *International Studies Quarterly* 48(1): 53–72.
- Tigistu Gebremaske Abza. 2011. "Experience and Future Direction in Ethiopian Rural Land Administration." *Paper presented at The Annual World Bank Conference on Land and Poverty April, 2011, Washington D.C.*
<http://www.oicrf.org/searchdocument.asp?e=97> (June 26, 2014).
- Tigray National Regional State (TNRS), The Federal Republic of Ethiopia. 1997. Negarit Gazeta of the Council of Tigray National Regional State Tigray National Regional State's Rural Land Usage Proclamation (No. 23/1997). Mekelle, Ethiopia: TNRS.

- . 2005. *Proclamation Rural Land Use Payment and Agricultural Income Tax in National Regional State of Tigray (Proclamation No. 96/2005)*. Mekelle, Ethiopia: TNRS.
- . 2007. *A Proclamation to Amend Rural Land Use Payment and Agricultural Income Tax of National Regional State of Tigray Proclamation No.96/2005 (Proclamation No. 137/2007)*. Mekelle, Ethiopia: TNRS.
- . 2010. *Five Years (2010/11-2014/15) Growth & Transformation Plan*. Mekelle, Ethiopia: TNRS. [http:// www.tigraionline.com/](http://www.tigraionline.com/) (July 3, 2015).
- Tilly, Charles. 1985. "War Making and State Making as Organized Crime." In *Bringing the State Back In*, eds. Peter B. Evans, Dietric Rueschemeyer, and Theda Skocpol. Cambridge : Cambridge University Press, 169–87.
- Timmons, Jeffrey F. 2005. "States, Taxes, and Public Services." *World Politics* 57(4): 530–67.
- Timmons, Jeffrey F., and Francisco Garfias. 2015. "Revealed Corruption, Taxation, and Fiscal Accountability: Evidence from Brazil." *World Development* 70: 13–27.
- Tsegeye Tegenu. 1991. "The Taxation System of Ethiopia, 1855-1868." In *XIth International Conference of Ethiopian Studies, Addis Ababa, 1991* : 351-373.
- Vaughan, Sarah. 2003. *Ethnicity and Power in Ethiopia*, Ph.D. diss. University of Edinburgh.
- . 2011. "Revolutionary Democratic State-Building: Party, State and People in the EPRDF's Ethiopia." *Journal of Eastern African Studies* 5(4): 619–40.
- Vaughan, Sarah, and Kjetil Tronvoll. 2003. "The Culture of Power in Contemporary Ethiopian Political Life." *Sidastudies* 10: 177.
- Winter-Nelson, Alex. 1998. "Rural Taxation in Ethiopia , 1981-1989 : A Policy Analysis Matrix Assessment for Net Producers and Net Consumers." *Food Policy* 22(5): 419–31.
- Wollela Abehodie Yesegat. 2008. "Value Added Tax Administration in Ethiopia : A Reflection of Problems." *Journal of Tax Research* 6(2): 145–68.
- World Bank, The. 2009. *Ethiopia Protection of Basic Services(PBS) Program, Phase II Joint Review and Implementation Support(JRIS) Mission, November 12-20, 2009*. Addis Ababa, Ethiopia: The World Bank.
- . 2013. *Ethiopia ' S Productive Safety Net Program (PSNP) Integrating Disaster And Climate Risk Management Case Study*. Washington D.C.: The World Bank.
- Yirgalem Nega, and Solomon Atakilt. 2006. "Parcel-Based Data and Registration Formats : Issues and Improvements in Tigray Region." In *Standardization of Rural Land Registration and Cadastral Surveying Methodologies : Experiences in Ethiopia, Proceedings of a National Conference(March 20-24, 2006)*. Addis Ababa, Ethiopia: 249–70.
- Yohannes Gebremichael, and Ann Waters-Bayer. 2007. *Trees Are Our Backbone Integrating Environment and Local Development in Tigray Region of Ethiopia. iied Issue Paper No.145*. Nottingham: Russell Press.

- Young, John. 1996. "Ethnicity and Power in Ethiopia." *Review of African Political Economy* 23(70): 531–42.
- . 1997. *Peasant Revolution in Ethiopia*. Cambridge : Cambridge University Press.
- Zemelak Ayele. 2011. "Local Government in Ethiopia : Still an Apparatus of Control?" *Law Democracy & Development* 15(1): 133–59.
- . 2014. "The Politics of Sub-National Constitutions and Local Government in Ethiopia." *Perspectives on Federalism* 6(2): 89–115.
- Zemen Haddis Gebeyehu. 2013. "Towards Improved Transactions of Land Use Rights in Ethiopia." *Paper presented at The Annual World Bank Conference on Land and Poverty April 8-11, 2013, Washington D.C.*
- www.usaid.gov/sites/default/files/documents/1860/Towards%20Improved%20Transactions%20of%20Land%20Use%20Rights%20in%20Ethiopia.pdf (August 13, 2014).

参考文献（和文）

- 池田浩太郎 1999a.「租税原則論の成立：租税原則論の二大潮流（１）」
『成城大學經濟研究』第 145 号 1-24.
- 1999b.「租税原則論の生成：租税原則論の二大潮流（２）」
『成城大學經濟研究』第 146 号 1-17.
- 1999c.「租税原則論の 20 世紀：租税原則論の二大潮流（３）」『成城大學經濟研究』第 147 号 1-32.
- 石川博樹 2006.「オロモ進出期に於けるエチオピア北部の牛税ケイマ」
『アフリカ研究』第 69 号 45-57.
- 2009.『ソロモン朝エチオピア王国の興亡-オロモ進出後の王国史の再検討-』山川出版社.
- 石田昌夫 2015.「消費税の複数税率に関する租税原則論的接近」『産業經濟研究所紀要』第 25 号 1-22.
- 石原美奈子 2001.「エチオピアにおける地方分権化と民族政治」『アフリカ研究』第 59 号 85-100.
- 2006.「「移動する人々」の安全保障 —エチオピアの自発的再定住プログラムの事例—」望月克哉編『人間の安全保障の射程-アフリカにおける課題-』アジア經濟研究所 193-249.
- 大野健一 2009.『エチオピアにおける開発国家建設の試み：民主主義開発体制と農業発展主導型工業化』
http://www.grips.ac.jp/vietnam/KOarchives/download_J.htm（2014 年 11 月 18 日）.
- 岡倉登志 1999.『エチオピアの歴史“シェバの女王の国”から赤い帝国”崩壊まで』明石書店.
- 北川勝彦 2014.「第一章 アフリカ經濟の変遷と世界—近代以前の歴史」北川勝彦・高橋基樹編『現代アフリカ經濟論』ミネルヴァ書房 35-64.
- 栗本英世 1998.「政治化されるエスニシティ—エチオピア・ガンベラ地方の事例、1991～1997 年—」武内進一編『現代アフリカの紛争研究 調査研究報告書』アジア經濟研究所 45-66.
- 国際協力機構 2007.『アフリカにおける地方分権化とサービス・デリバリー —地域住民に届く行政サービスのために』国際協力機構.
- 2010.『エチオピア国オロミア州地方政府マルチセクター計画・予算策定支援プロジェクト詳細計画策定調査報告書 II（マルチセクター計画策定支援協力準備調査報告書）』国際協力機構.
- 児玉由佳 2013.「発展途上国における食料援助政策とエチオピアにおける現物／現金給付政策の歴史」宇佐見耕一・牧野久美子編『現金給付政策の政治經濟学（中間報告） 調査研究報告書』アジア經濟研究所 93-105.
- 小山廣和 2001.「戦後日本税法学説史研究序論—「科学的」税法学の誕生と当時

- の若干の理論的課題—」『法律論叢』第 74 巻第 2・3 号 57-148.
- 島恭彦 1948.『近世租税思想史（再版）』有斐閣.
- 眞城百華 2011.「エチオピア・ティグライ州における紛争と戦後復興の経験—支援・復興・開発とティグライ社会—」『国際シンポジウム「日常を構築する：アフリカにおける平和構築実践に学ぶ」（2011 年 3 月 5 日）』国立民族学博物館 46-50.
- 高橋信勝 2005.「シスモンディにおける「租税国家」の正統化—「租税利益説」の変容と公共支出論の陥穽」『政経論叢』第 74 号 303-348.
- 武田隆夫・遠藤湘吉・大内力 1964.『近代財政の理論—その批判的解明（第七版）』時潮社.
- 中井英雄 2002.「租税の意義と原則」『基本財政学（第四版）』有斐閣 103-120.
- 西真如 2009.『現代アフリカの公共性』昭和堂.
- 2014.「開発主義体制下のエチオピアにおける保健政策と HIV 陽性者・障害者の活動」森壮也編『『アフリカの障害者-障害と開発の視点から』調査研究報告書』アジア経済研究所 32-48.
- 2015.「開発主義体制下のエチオピアにおける保健医療政策と HIV 陽性者・障害者のニーズ」『国際開発学会 第 16 回春季大会（2015 年 6 月 7 日）』.
- パットナム, ロバート D. 2001.『哲学する民主主義—伝統と改革の市民的構造』河田 潤一訳 NTT 出版.
- 松田素二 2001.「植民地主体形成論のために：植民地支配確立期における西ケニア社会の歴史民族誌」『京都社会学年報』第 9 号 19-37.
- 2004.「ヨーロッパの来襲」宮本正興・松田素二編『新書アフリカ史』講談社 278-303.
- 松村圭一郎 2002.「社会主義政策 と農民-土地関係をめぐる歴史過程 -エチオピア西南部・コーヒー栽培農村の事例から-」アフリカ研究 第 61 号 1-20.
- 三木義一 1992.『現代税法と人権（初版）』勁草書房.
- 宮脇幸生・石原美奈子 2005.「「地方」の誕生と近代国家エチオピアの形成」福井勝義編『社会化される生態資源』京都大学学術出版会 1-30.
- 餅川正雄 2015.「納税者の視点から見た日本の租税法に関する基礎的研究（1）」『広島経済大学研究論集』第 38 巻 第 1 号 13-31.
- 藪下武司 2014.「租税原則学説における公平性の概念」『政経研究』第 51 号 日本大学法学会 1291-1316.
- 山本宏之 2013.『租税法の基礎理論』税務経理協会.
- 吉田昌夫 2000.『アフリカ現代史 II 東アフリカ（第三版）』山川出版社.

付属資料 1 帝政期、デルグ政権期における農業課税制度に関連する表

表A-1 1942年に定められた土地課税 (Land Tax) の税額

土地課税 (Land Tax) (一定面積：ガシヤあたり)	課税対象地区分
15 ブル	肥沃な土地(fertile)
10 ブル	半肥沃地(semi-fertile)
5 ブル	やせた土地(poor)

(Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:327-328]) より筆者作成

表A-2 1942年に定められたtitheの税額 (単位：ブル)

	穀物収量100kg当り			所有する耕作牛		借り受ける耕作牛 ¹	
	Good Grain	Cereal	Pulses	2 頭	1 頭	Strong	Weak
ショア	4	3	2				
ゴッジャム				2	1		0.5
ベゲムデル	5	3	2				
ティグレ	5	3	2				
ウオロ	4	3	2	0.5			
ハラルゲ	4	3	2				
アルシ	3	2	1				
*ケムバタ ² (ショア南部)	4	3	2				
*シダモ・ウオラモ (シダモ州北部)	4	3	2				
*ボラナ (シダモ州南部)	3	2	1				
カファ	4	3	2				
ガム・ゴファ	4	3	2				
ウォレガ	4	3	2				
*アルジョ ³ (ウォレガ州南部)	4	3	2	5	2	0.5	0.5
イルバボール	4	3	1				

*は州では無く、州の一部地域を示す。

(Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:326])より筆者作成

表A-3 1944年に定められた土地課税 (Land Tax) titheの税額 (単位:ブル, 1 ガシヤあたりの納税額)

州(povinces)		測量が終了した土地			測量（分類）が終了していない土地
		肥沃な土地	半肥沃地	やせた土地	
ショア ハラール(*1) アルシ ウォロ(*2)	Tithe ⁴	35	30	10	8
	Tax ⁵	15	10	5	12
	計	50	40	15	20
ウォレガ シダモ イルバボール ガム・ゴファ カファ	tithe	30	30	10	8
	Tax	15	10	5	12
	計	45	40	15	20
ショア州アマラ郡(*3) ⁶					
	第1類 ⁷	第2類		第3類	
Tithe	12	10		3	
Tax	8	5		2	
計	20	15		5	
ゴッジャム(*4)、ティグレ、ベゲムデル(*5)					
1937年時点での税率で支払う ⁸ 。加えてtitheを現金で支払う					

- (*1) ハラールはハラルゲ州の州都でありその周辺地域を示していると想定される。
 (*2) この当時のウォロ州には、従来からアムハラが多く居住していた地域に加え、現代エチオピアのアファール州に該当する地域（遊牧民が多いアファール民族が居住する地域）が含まれた。
 (*3) ショア州のアマラ郡 (Amara District) はショア州の中でもアムハラが多く居住していた地域で現代のエチオピアではアムハラ州ノース・ショア県に位置する地域である。
 (*4) 現代エチオピアではアムハラ州に位置し、アムハラが多く居住する。
 (*5) 現代エチオピアではアムハラ州に位置し、アムハラが多く居住する。後にゴンダールと名を変える。
 (Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:331]) より筆者作成

表A-4 1954年に定められた家畜税の税額

家畜の種類 (1頭あたり)	課税額 (ブル)
ラクダ	0.5
雄牛	0.25
馬	0.25
ラバ	0.25
ロバ	0.10
ヤギ	0.05
羊	0.05
豚	1.0

(Teshome Mulat[1992:18]より筆者作成)

表B-1 社会主義政権期の土地使用料

	税額
農民組合に所属する農民	3ブル（農民一人当たり）
農民組合に所属しない農民	4ブル（農民一人当たり）
政府機関農業組織・団体	2ブル（1ヘクタール当たり）

（Teshome Mulat[1992:20]）より筆者作成

表B-2 社会主義政権期の農業所得税（1975年）

	年間所得	税額
	600ブル未満	3ブル
	600ブル以上 900ブル未満	4.5ブル
段階	年間所得	税率
1	1200 ブル以上 3000 ブル未満	10%
2	3000 ブル以上 6000 ブル未満	15%
3	6000 ブル以上 9000 ブル未満	20%
4	9000 ブル以上 12000 ブル未満	25%
5	12000ブル以上 15000 ブル未満	30%
6	15000ブル以上 18000 ブル未満	35%
7	18000ブル以上 21000 ブル未満	40%
8	21000ブル以上 27000 ブル未満	50%
9	27000ブル以上 33000 ブル未満	60%
10	33000 ブル以上	70%

（Teshome Mulat[1992:20]）より筆者作成

表B-3 社会主義政権期の農業所得税（1978年）

段階	年間所得	税率
1	600ブル未満	10ブル
2	600ブル以上 1200ブル未満	10%
3	1200ブル以上 3000ブル未満	11%
4	3000ブル以上 6000ブル未満	14%
5	6000ブル以上 9000ブル未満	20%
6	9000ブル以上 12000ブル未満	26%
7	12000ブル以上 15000ブル未満	33%
8	15000ブル以上 18000ブル未満	40%
9	18000ブル以上 21000ブル未満	47%
10	21000ブル以上 24000ブル未満	54%
11	24000ブル以上 27000ブル未満	61%
12	27000ブル以上 30000ブル未満	68%
13	30000ブル以上 33000ブル未満	75%
14	33000 ブル以上 36000ブル未満	82%
15	33000 ブル以上	89%

（Teshome Mulat[1992:21-22]）より筆者作成

¹ Domegunaと呼ばれる。DomegunaについてはPoate, C. D., & Daplyn, P. F. [1993: 153]を参照した。

² Kembata。現在の南部諸民族州、帝政期のショア南部に位置する。

³ Arjo。現在のオロミア州南部、帝政期のウォレガに位置する。

⁴ 10分の1税。正確には"in lieu of tithe"とされており、従来のtitheに代替するものとして定められている（Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:331]）。

⁵ titheと同様に"in lieu of tax"とされており、従来のtaxに代替するものとして定められている

(Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:331])。

⁶ Gebre-Wold-Ingida Worqはその定義を示していないが、ショアの中でリスト制を取る土地であると想定される。

⁷ 生産物により分類された。第一類：テフ、小麦、キビ・アワ、亜麻仁、ヒマワリの種、マスタード、第二類：豆類、第三類：大麦、オート麦、ソルガム、メイズ等。(Gebre-Wold-Ingida Worq [1962:324])

⁸ Gebre-Wold-Ingida Worq [1962]において、この1937年時点の税率の記載はない。しかし、Teshome Mulatはこれらの地域の税率は、ショア、アルシ、ウォロ地域より低いとしている (Teshome Mulat[1992:13-14])。また、Cohen and Weintraubは、グルト所有者に対するland taxは土地の肥沃度には関係なく 1 ガシャあたり 3.5ブルであったとしており、ガバール制の土地より低く税額が定められていたことが分かる (Cohen and Weintraub[1975:67])。

Study on Tax Awareness and Trustworthiness

Household questionnaire

Region		Sub-kebele	
Zone		Village	
Woreda		Respondent ID	
Kebele			

Enumerator Name	
Date of interview	
Start time	
End Time	

For Enumerators : Please explain to all the respondents the followings:

- Since this is an anonymous survey so that no one can know what you(respondent) say.
- This survey has no relation with any government.
- This survey is conducted by the Japanese PhD student.
- All of your response will be utilized only for academic purpose.
- We promise your response will not be released to anyone except the person conducting this survey (Japanese student).
- So please tell us the truth on this questionnaire. Your response is very important for the study of Japanese student.
- If you don' t tell us the truth, this questionnaire will be wasted.
- We really appreciate your cooperation.

Universal Codes : 77 = Don' t know
 79 = Refused
 88 = Not Applicable
 99 = Missing

N.B. Section A [Household Roster & Activities] is at the end of the questionnaire.

Section B : Land Ownership & Production

B-1: In the last 12 month has anyone in your household owned, share cropped-in, borrowed or rented-in any land? Include plots that are sharecropped in and share cropped out.

Yes No NK
 ---1--- ---2--- ---3---

B-1-1 : [If answer is 'Yes']

Now I am going to sketch all the plots. Please explain their location, way of use, plot size and land ownership status.

B-2 : Do you have any income (cash or in-kind) from the land above you mentioned in the

Plot	Size of plot	Local Unit Of the size	Land ownership status	Used for	Presence of Land certificate
		Enter code from [Code B1]	Enter code from [Code B2]	Enter code from [Code B3]	1:Yes, 2:No, 3:NK, 4:NA
01	_____ . _____				
02	_____ . _____				
03	_____ . _____				
04	_____ . _____				
05	_____ . _____				
06	_____ . _____				
07	_____ . _____				
08	_____ . _____				
09	_____ . _____				
10	_____ . _____				
11	_____ . _____				
12	_____ . _____				

B-2 : Do you have any income (cash or in-kind) from the land above you mentioned in the last agricultural year (or Have you harvested any crops)?

Yes No NK
 ---1--- ---2--- ---3---

[If answer 'Yes']

B-2-1 : What are the most important cereals? If more than 3 please choose 3 most important cereals in term of household welfare. And what is the total quantity of each crop harvested in the last agricultural year?

No.	Code of crop (Enter code from [Code B4])	Total Quantity	Local Unit (Enter code from [CodeB5])
01	_____	_____ . _____	_____
02	_____	_____ . _____	_____
03	_____	_____ . _____	_____

B-2-2 : What are the most important cash-crops? If more than 3 please choose 3 most important cash-crops in term of household welfare. And what is the total quantity of each crop harvested in the last agricultural year?

No.	Code of crop (Enter code from [code B4])	Total Quantity	Local Unit (Enter code from [CodeB5])
01	_____	_____ . _____	_____
02	_____	_____ . _____	_____
03	_____	_____ . _____	_____

B-3 : In last agricultural year, have you irrigated any of land?

Yes No NK
 ---1--- ---2--- ---3---

B-3-1 : [If answer is 'Yes']

Please identify which plots were irrigated.

Plot id			
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

Section C :Public Work & Safety Net

C-1 : Please answer the following questions about the safety-net program.

		Yes	No	NK
01	Was any member of household registered as a beneficiary of the PSNP -Public Works Program?	---1---	---2---	---3---
02	Was any member of household registered as beneficiary of Direct Support (transfers of cash, food or other goods without requiring individuals to work)?	---1---	---2---	---3---
03	Has the household received support from Other Food Security Program (OFSP)? This might include access to improved seeds, improvements in water/irrigation, land or pastures, as well as provision of credit, livestock or beehives.	---1---	---2---	---3---

Section D : Socio Economic Status

D-1 : I am going to ask some questions about the place where you live.
Please tell me your house' s building main material

01	Wall	Enter code from [Code D1] _____
02	Roof	Entre code from [Code D2] _____

D-2 : Do you have the following household items? If you have, how many items do you have?
And how much is the total current value (estimated value of the items sold today)?

		No. of item	The total Current Value	NK
01	Large pieces of furniture (e.g. sofa, bed, table, etc)	_____	_____ birr	---3---
02	Working Refrigerator/freezer	_____	_____ birr	---3---
03	Working television	_____	_____ birr	---3---
04	Working Radio	_____	_____ birr	---3---
05	Working CD/Tape(music) Player	_____	_____ birr	---3---
06	Working Computer/laptop	_____	_____ birr	---3---
07	Working Stove/oven	_____	_____ birr	---3---
08	Plough or hoe	_____	_____ birr	---3---
09	Wagon/Cart (wooden)	_____	_____ birr	---3---
10	Working car/truck/automobile	_____	_____ birr	---3---
11	Working motorbike/scooter	_____	_____ birr	---3---
12	Working bicycle	_____	_____ birr	---3---
13	Working land line telephone	_____	_____ birr	---3---
14	Working mobile/cell telephone	_____	_____ birr	---3---
15	Working Hand Watch	_____	_____ birr	---3---

Section E : Collective Action & Social Capital

E-1 : Please tell me how much you agree or disagree with these statements

		Totally agree	Mostly agree	Rarely agree	Disagree	NK
01	People in this community can influence local government' s (Kebele administration) decisions that matter for people's lives	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
02	Most people in this community are basically honest	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
03	I feel I can trust my neighbors to look after my house if I am away	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
04	I believe the kebele administration does what is right for us	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
05	I feel familiarity with Kebele administration	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
06	I like kebele administration	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
07	I believe the woreda administration does what is right for us	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
08	I feel familiarity with Woreda administration	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
09	I like Woreda administration	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
10	I believe the regional government does what is right for us	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
11	I feel familiarity with Regional Government	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
12	I like Regional Government	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
13	I believe the federal government does what is right for us	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
14	I feel familiarity with Federal Government	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—
15	I like Federal Government	—1—	—2—	—3—	—4—	—5—

E-2 : Please indicate the extent to which you trust the following people, groups, and institutions

		Quite a lot of trust	Trust to some extent	Rarely trust	NK
01	People from your neighborhood --	—1—	—2—	—3—	—4—
02	People from neighboring sub-kebele	—1—	—2—	—3—	—4—
03	Community leaders (Kebele Chairman)	—1—	—2—	—3—	—4—
04	Kebele administration	—1—	—2—	—3—	—4—
05	People of another religion -----	—1—	—2—	—3—	—4—
06	People of another ethnic group --	—1—	—2—	—3—	—4—
07	Hospital (public) -----	—1—	—2—	—3—	—4—
08	School (public) -----	—1—	—2—	—3—	—4—
09	Justice (public court)-----	—1—	—2—	—3—	—4—
10	Public Media (Newspaper, TV, Radio)	—1—	—2—	—3—	—4—
11	Religious organization/group ---	—1—	—2—	—3—	—4—
12	Woreda administration -----	—1—	—2—	—3—	—4—
13	Regional government -----	—1—	—2—	—3—	—4—

14 Federal government-----1-----2-----3-----4-----

Section F : Tax & Public Service

F-1 :Did you or family member pay tax in the following tax items in the last agricultural year? If yes, how much you paid?

	Yes	No	NK	Paid amount (birr)
01 agriculture income tax	1	2	3	.
02 rural land use fee	1	2	3	.
[Land Tax]			(01) + (02) =	.
03 Profit tax (Business income tax)	1	2	3	.
04 Employment income tax	1	2	3	.
05 Rental income tax	1	2	3	.
06 Sales tax (VAT)	1	2	3	.
07 Turn over tax	1	2	3	.
08 Customs duties (import & export tax)	1	2	3	.
09 Other charges & fees (license issued and services rendered)	1	2	3	.

F-2 : Please tell me how much you agree or disagree with these statements

	Totally agree	Mostly agree	Rarely agree	Disagree	NK
01 Amount of tax I pay is relatively large compared to income	1	2	3	4	5
02 I know some community members who don' t pay any tax while they are supposed to pay	1	2	3	4	5
03 I know some community members pay less tax than what they were supposed to pay	1	2	3	4	5
04 Tax is used for our better life	1	2	3	4	5
05 Wealthy class (rich people) pay less tax than what they are supposed to pay	1	2	3	4	5
06 Wealthy class (rich people) should pay more tax than what they pay now	1	2	3	4	5
07 Tax system is complicated	1	2	3	4	5
08 Tax administration officers/tax collectors are <u>not</u> kind enough	1	2	3	4	5

Section A : Household Roster & Activities

A-1 : Please tell me about each household member' s occupation, highest educational attainment, age, marital status and sex. (note by the chronological order)

ID	Family Status	Occupation	Education	Age	Marital status	Sex
	CL: children GC: grand children OH: Others	Enter code from [Code A1]	Enter code from [Code A2]		1:Married, 2:Widowed, 3:Divorced, 4:Separated, 5:Single	1:M, 2:F
01	Household head					
02	Head' s wife					
03						
04						
05						
06						
07						
08						
09						
10						

A-2 : Has this household moved into the community where now you live from some other place in the past 10 years?

Yes No NK
 ---1--- ---2--- ---3---

A-2-1 : [If answer 'Yes' ,]

When has the household moved in? And from where has the household moved?

Year moved (in EC)	Migrated from : 01:Other community in the same kebele, 02:Other kebele in the same woreda , 03:Other woreda in the same region, 04:Other region, 05:Other country
_____	_____

A-3 : Is this household a model farmer ?

Yes No NK
 ---1--- ---2--- ---3---

For respondent:

Thank you very much for your cooperation, we really appreciate that you provided us your precious time.

For Enumerators :_

Please go over all the questions if you properly state the respondent' s response.

Code A1 [Occupation]

1	Household work
2	Agriculture
3	Livestock
4	Agricultural wage labor
5	Non-agricultural wage labor
6	Fisheries
7	Civil Service
8	Independent artisnal
9	Forestry products
10	Commerce
11	Other own enterprise
12	Handicapped or too old to work
13	No precise occupation
14	Child or student
15	Retired with a person
16	Other

Code A2 [Education]

1	No formal education
2	Incomplete pre-school
3	Complete pre-school
4	Incomplete primary
5	Primary
6	Incomplete Secondary
7	Secondary
8	Special secondary/preliminary professional/technical
9	Incomplete graduate (bachelor)
10	Graduate (bachelor)
11	Masters or higher
12	Other non-traditional education (e.g. Coran school)

Code B1[Local Units for Plot Size]

1	Gasha
2	Hectare
3	Gemed
4	Timad
5	Kert
6	Massa
7	Kedema
8	Kufaro
9	Zhir
10	Tinto
11	Ermia
12	Dero
13	Gezem
14	Kind
15	Square Zhir
16	Medeb
17	Square Meter
18	Boy
19	Fer
20	Other, Specify

Code B2 [Land Ownership]

1	Owned
2	Rented in, (fixed rent)
3	Borrowed
4	Sharecropped in, Shared
5	Common Property
6	Squatted
31	Leased from State
44	Mortgaged

Code B3 [Land/Plot Used For]

1	Living Accommodation
2	Living Accommodation Plus Garden with Produce for Consumption or Sale
3	Living Accommodation Plus Industry (e.g. shop, rented-out accommodation)
4	Levying Accommodation Plus Garden with Produce for Consumption or Sale plus Industry
5	Farming (arable)
6	Pasture
7	Gardening
8	Industry
9	Rented out, (fixed rent)
10	Sharecropped out
11	Nothing left fallow
12	Recreation
13	Grazing livestock
14	Aquaculture
20	Other, specify
77	NK

Code D1 [Wall Material]

1	Adobe/mud
2	Bamboo/Cane
3	Brick/Concrete
4	Cement bags
5	Concrete Blocks
6	Fiberboard/Chipboard
7	Galvanized /Corrugated iron
8	Matting
9	Mud & Bricks
10	Mud & Stones
11	Neohouzealla wattle
12	Nipa Leaves
13	Plastic sheet
14	Quincha
15	Stone
16	Wood/Branches
17	Mud & Wood
18	Mud & Cane
19	Other Specify

Code D2 [Roof Material]

1	AC Roofing sheets
2	Asbestos sheets
3	Bamboo/Cane
4	Concrete/cement
5	Earth/Mud
6	Galvanized /Corrugated iron
7	Nipa leaves
8	Palm leaves
9	Plastic sheet
10	Straw/thatch
11	Sugar leaves
12	Tar slabs
13	Thuthuri sticks
14	Tiles/slates
15	Wood & Mud/adobe
16	Wood & Stones
17	Wood/Cpinks
18	Leaves(Achon, Omiro, Chorino,etc)
19	Cane & Mud
20	Mat
21	Cardboard
22	Other Specify

Code B4 [Crops]

1	Avocado	21	field peas	41	Mulberry	61	Tobacco
2	Bananas	22	flowers	42	Nueg	62	Tomato
3	Barley	23	Garlic	43	Nuts	63	Turmeric
4	Beetroot	24	Gesho	44	Oats	64	Wheat
5	Berbere	25	Ginger	45	Onions	65	White teff
6	Black / mixed teff	26	Gedere	46	Orange	66	Yam
7	Black pepper	27	Grass	47	Paddy rice	67	Zengada
8	Cabbage	28	Groundnuts	48	Pineapple	68	Sugarcane
9	Cactus	29	Guava	49	Potatoes		
10	Carrot	30	Hamicho	50	Pumpkin		
11	Castor	31	Haricot Beans	51	Ragi	109	Coconut
12	Chat	32	Honey	52	Selata		
13	Chick peas	33	Jowar	53	Sesame	123	Vetch
14	Chilies	34	Karibo/Keredo	54	Shiefera/Haleko	124	Soya bean
15	Coffee	35	Karia	55	Sinar/Germia	125	House bean
16	Cotton	36	Kotcho/Insat	56	Sorghum	130	Mixture of wheat & barley
17	Dagussa	37	Lentils	57	Spices		
18	Cow peas	38	Linseed	58	Spinach		
19	Eucalyptus	39	Maize	59	Sunflower	77	NK
20	Fasolia	40	Mango	60	Sweet Potatoes	96	Others specify

Code B5 [Quantity Code]

1	Kilogrammes	11	Bobo	21	Gan	31	Big Madaberia	41	Bunch (Bananas)	51	Egir
2	Quintal	12	Packets	22	Ensira	32	Small Madaberia	42	Melekia/Lik	52	Wesla
3	Chinet	13	Bags	23	Gurzigne	33	Dirib	43	Guchiye	53	Mesferia
4	Dawla	14	Gundles	24	Tassa	34	Sahin/Lotery	44	Bekole	54	Kurfo
5	Kunna	15	Pieces	25	Kubaya/Kelasa	35	Mankorkoria	45	Enkib	55	Kolela
6	Medeb	16	Bars	26	Birchiko	36	Plastic Bag	46	Shekim	56	Gurdi
7	Kurbets	17	Boxes	27	Sini	37	Zurba	47	Number	57	Kuch-belu
8	Silicha	18	Leaves	28	Gembo	38	Akara	48	Gotera	58	Millilik
9	Akmada	19	Litres	29	Bottles	39	Small Plastic Bag	49	Lemba	59	Bechere
10	Esir	20	Kil	30	Birr	40	Kerchat/Kemba	50	Shirimeri	60	Madiga
									61	Jemb	
									62	Others (specify)	

調査対象地	調査対象者ID(*)	家計穀物生産量(kg)	家計穀物生産種類	資産額(birr)	家長年齢	家長教育年数	世帯人数	栽培している換金作物数	納税をしていない農家	税に対する認識(**)	ケベレチェアパーソンに対する信頼(***)	ケベレに対する信頼	郡行政に対する信頼	州政府に対する信頼	連邦政府に対する信頼
O1	1	0	0	0	29	1	4	0	○ 所有する農地が0.5ha以下	5	4	4	4	4	4
O1	3	3,500	3	1,390	45	0	5	2		4	1	1	1	2	4
O1	4	1,000	3	1,340	36	0	4	2		1	1	1	1	1	1
O1	5	2,600	3	3,339	36	3	6	2		1	1	1	1	1	1
O1	7	550	3	620	60	0	10	0		1	1	1	1	1	1
O1	8	1,100	2	100	72	0	10	1		2	2	1	1	1	1
O1	9	900	3	4,320	47	10	8	3		2	1	1	2	2	3
O1	10	4,600	3	2,490	49	3	8	3		1	1	1	1	1	1
O1	11	3,900	3	4,495	38	3	5	3		1	1	1	1	1	1
O1	12	100	2	1,930	34	0	4	3		2	1	1	2	2	4
O1	13	3,600	2	3,750	49	9	7	3		2	1	1	1	1	1
O1	14	9,500	3	4,160	28	12	1	3		1	1	1	1	1	1
O1	15	3,000	3	3,660	45	0	4	3		1	1	1	1	1	1
O1	17	2,600	3	980	30	2	4	3		3	1	1	1	1	4
O1	18	4,700	3	4,250	53	0	8	2		1	1	1	1	1	1
O1	19	3,800	3	3,000	42	3	6	3		2	1	1	1	1	1
O1	20	1,400	3	340	38	8	9	1		1	1	1	1	2	2
O1	21	2,500	3	700	55	0	5	2		2	1	1	1	1	4
O1	22	2,000	3	1,315	38	3	7	3		2	1	1	1	1	1
O1	23	1,800	3	1,570	57	0	8	1		1	1	1	1	1	1
O1	25	1,500	3	1,550	27	0	3	1		1	1	1	1	1	1
O1	26	400	1	1,140	26	3	3	1	○ 所有する農地が0.5ha以下	5	1	1	1	1	1
O1	27	0	1	160	76	1	5	0		5	2	3	2	1	4
O1	28	8,000	2	5,840	31	2	6	3		2	1	1	1	1	1
O1	29	3,600	3	2,380	42	0	6	1		1	1	1	1	1	1
O1	30	1,900	3	890	40	0	6	0		1	1	1	1	2	2
O1	31	2,200	3	1,400	39	9	6	0		3	1	1	1	1	1
O1	34	1,900	3	960	50	9	7	0		3	1	1	1	1	1
O1	35	2,100	2	820	45	3	7	1	○ 所有する農地が0.5ha以下	1	1	1	1	1	1
O1	38	4,800	3	5,270	37	0	6	0	○ 所有する農地が0.5ha以下	1	1	1	1	1	1
O1	40	2,300	3	1,400	46	0	7	0		2	1	1	1	1	1
O1	41	700	2	30	25	0	1	1		5	1	1	1	1	4
O1	42	2,100	3	300	37	0	3	3	○ 所有する農地が0.5ha以下	3	2	2	2	4	4
O1	45	1,300	3	950	31	0	4	3		1	1	2	2	4	4
O1	46	1,800	3	1,200	66	0	9	1		1	1	1	1	1	1
O1	47	3,700	3	2,460	47	0	3	3		3	1	1	1	1	4
O1	48	900	3	345	35	0	6	2		1	1	1	1	1	1
O1	49	1,900	3	3,700	54	3	6	3		1	1	1	1	1	1
O1	50	2,800	3	1,150	40	0	7	3		3	1	1	1	1	2
O1	58	3,300	3	3,815	46	1	8	3	○ 所有する農地が0.5ha以下	2	1	1	1	1	1

調査対象地	調査対象者ID(*)	家計穀物生産量(kg)	家計穀物生産種類	資産額(birr)	家長年齢	家長教育年数	世帯人数	栽培している換金作物数	納税をしていない農家	税に対する認識(**)	ケベレチェアパーソンに対する信頼(***)	ケベレに対する信頼	郡行政に対する信頼	州政府に対する信頼	連邦政府に対する信頼
O1	59	1,500	3	2,800	32	0	7	1		1	1	1	1	1	2
O2	1	4,700	3	6,100	56	0	6	3		2	2	2	2	2	2
O2	2	3,800	3	5,050	39	10	4	3		1	1	1	1	1	1
O2	3	1,300	3	4,195	29	8	5	3		3	3	3	2	2	2
O2	4	1,000	1	0	40	0	4	2		3	2	2	2	2	2
O2	5	1,200	2	2,510	60	2	6	3		3	2	2	2	2	3
O2	6	4,500	3	3,475	42	8	7	2		2	2	2	3	3	3
O2	7	1,150	2	1,100	38	3	6	2		3	3	3	2	2	2
O2	8	1,500	2	376	40	8	5	1		3	1	1	1	1	1
O2	9	3,800	3	4,240	35	9	8	3		3	2	2	2	2	2
O2	10	6,700	3	2,460	60	8	8	0		2	2	2	3	3	3
O2	11	900	2	0	32	0	2	0	○ 農地を所有していない	5	3	3	3	3	3
O2	12	1,200	2	2,270	40	3	5	3		2	3	3	3	3	3
O2	13	4,700	3	410	50	0	7	1		3	2	2	2	2	2
O2	14	1,400	2	1,598	60	3	8	3		1	3	2	2	2	2
O2	15	1,700	2	3,135	38	8	8	3		2	2	3	3	3	2
O2	16	4,600	3	3,918	52	0	10	3		5	2	3	2	2	2
O2	17	1,100	2	70	35	0	6	2		3	2	3	2	2	2
O2	18	600	2	110	62	0	10	0		3	2	4	2	1	1
O2	19	2,534	3	1,266	45	0	7	2		3	2	2	2	2	1
O2	20	1,800	3	2,385	60	2	10	3		3	2	2	2	2	2
O2	21	1,602	2	1,800	32	2	5	3		3	1	1	2	2	2
O2	22	2,600	3	6,000	37	8	6	2		3	2	2	3	3	3
O2	23	1,700	2	940	65	0	9	2		2	3	3	2	2	2
O2	24	351	2	230	27	0	4	0		3	1	1	1	1	1
O2	25	1,600	2	11,280	35	8	7	3		2	2	2	2	1	1
O2	26	5,100	3	2,680	47	0	5	3		3	2	2	2	2	2
O2	27	5,900	3	1,450	39	9	5	2		1	1	1	1	1	1
O2	28	6,000	2	7,260	50	9	7	3		2	2	2	2	2	2
O2	29	1,550	3	1,436	35	2	8	3		5	3	3	3	3	3
O2	31	1,700	2	3,293	38	9	6	2		2	3	3	2	2	1
O2	33	1,100	2	330	37	2	7	0		2	2	2	2	2	2
O2	35	2,100	3	5,765	58	3	10	3		3	2	2	2	2	2
O2	36	5,600	3	3,850	49	9	10	3		3	3	3	3	3	1
O2	37	3,900	2	70	32	9	1	0		3	3	3	3	3	3
O2	38	1,300	2	1,230	47	8	8	3		3	3	3	3	3	3
O2	39	1,100	2	850	39	2	6	3		3	3	3	3	4	4
O2	40	1,200	1	75	56	0	9	1		3	3	3	3	3	3
O2	45	1,600	2	1,625	40	1	7	3		2	2	2	2	2	2
O2	46	4,300	3	350	52	0	6	0		3	1	1	1	1	1
O2	49	1,900	2	1,637	60	1	8	3		3	2	2	2	1	1
O3	1	201	3	1,440	80	0	7	1		3	1	1	1	4	4
O3	2	400	2	480	40	0	10	1		5	1	1	1	1	2
O3	3	900	3	1,370	40	0	7	1		5	1	1	1	1	4
O3	4	800	3	650	60	0	5	1		1	1	1	1	1	2
O3	5	725	3	1,000	45	2	7	1		5	1	1	2	4	4
O3	6	500	2	560	90	0	5	1		5	2	2	4	2	4

調査対象地	調査対象者ID(*)	家計穀物生産量(kg)	家計穀物生産種類	資産額(birr)	家長年齢	家長教育年数	世帯人数	栽培している換金作物数	納税をしていない農家	税に対する認識(**)	ケベレチェアパーソンに対する信頼(***)	ケベレに対する信頼	郡行政に対する信頼	州政府に対する信頼	連邦政府に対する信頼
O3	7	1,300	3	1,250	40	0	3	1		5	1	1	1	2	4
O3	8	1,000	3	600	27	3	3	1		5	1	1	4	1	4
O3	9	500	2	1,005	25	0	3	1		3	1	1	1	1	4
O3	10	1,150	3	380	40	0	8	1		2	1	1	1	1	4
O3	11	600	3	1,310	32	3	5	1		3	1	1	4	4	4
O3	12	1,000	3	2,250	33	3	5	1		2	2	2	2	2	2
O3	13	1,100	3	1,550	25	3	5	1		5	1	1	2	1	1
O3	14	650	3	1,330	35	3	7	1		5	2	2	2	2	4
O3	15	1,400	3	4,600	25	10	2	1	○ 農地を所有していない	5	1	1	1	1	1
O3	16	1,700	3	320	20	10	2	1		5	4	1	3	1	4
O3	17	1,300	2	1,420	35	2	9	1		2	1	2	1	1	1
O3	18	750	3	540	45	3	5	1		5	2	2	2	1	1
O3	19	400	2	170	25	0	5	0		2	1	1	2	2	2
O3	20	500	3	810	30	0	5	1		5	1	1	2	2	4
O3	21	800	3	440	40	2	6	1		5	1	1	2	2	2
O3	22	306	3	830	30	0	5	1		5	1	1	1	2	4
O3	23	1,000	3	430	56	0	3	0		5	1	2	2	4	4
O3	24	1,150	3	720	48	0	9	1		5	1	1	4	4	4
O3	25	1,100	3	1,000	60	2	7	1		5	1	1	2	2	4
O3	26	702	3	730	20	0	5	1		5	2	2	2	4	4
O3	27	700	1	2,200	50	3	5	1		5	3	3	2	1	1
O3	28	1,200	3	1,170	25	0	3	1		5	1	1	1	1	1
O3	29	500	1	1,549	55	0	6	1		5	2	2	1	4	4
O3	30	1,000	3	2,720	30	0	7	1		5	3	3	3	4	4
O3	31	600	1	3,600	38	0	5	1		3	1	1	2	4	4
O3	32	700	3	1,380	23	0	3	1		5	3	3	4	4	4
O3	33	2,100	3	2,700	30	0	5	1		5	1	2	2	4	4
O3	34	550	3	1,630	30	3	5	2		5	2	2	1	1	1
O3	35	950	3	1,900	34	3	5	1		3	2	2	2	2	2
O3	36	500	2	1,100	30	3	4	1		2	1	1	1	1	2
O3	37	400	1	950	30	8	6	1		3	1	1	2	2	2
O3	38	800	3	730	40	2	4	1		5	2	2	2	2	2
O3	39	4,000	3	2,204	32	3	6	1		3	1	1	2	2	4
O3	40	150	2	1,150	28	3	3	1		5	1	1	1	1	1
T1	1	190	3	1,315	55	0	5	1		1	1	1	1	1	1
T1	2	1,700	2	1,200	62	3	5	0		1	1	1	1	1	1
T1	3	400	1	500	61	2	8	0		1	1	1	1	1	1
T1	4	400	2	3,110	40	3	4	0		1	2	1	1	1	1
T1	5	100	2	500	45	0	2	0		1	1	1	1	1	1
T1	6	300	2	1,250	50	0	4	0		1	1	1	1	1	1
T1	7	50	1	88	不明	0	2	0		1	1	1	1	1	1
T1	8	600	3	560	63	2	8	0		1	1	1	1	1	1
T1	9	100	2	0	56	0	8	0		1	1	1	1	1	1
T1	10	300	3	20	74	2	5	0		2	1	1	1	1	1
T1	11	650	3	30	50	0	10	0		1	1	1	1	1	1
T1	12	450	2	580	37	0	6	0		1	1	2	4	4	4

調査対象地	調査対象者ID(*)	家計穀物生産量(kg)	家計穀物生産種類	資産額(birr)	家長年齢	家長教育年数	世帯人数	栽培している換金作物数	納税をしていない農家	税に対する認識(**)	ケベレチェアパーソンに対する信頼(***)	ケベレに対する信頼	郡行政に対する信頼	州政府に対する信頼	連邦政府に対する信頼
T1	13	700	3	570	53	0	8	0		1	1	1	1	1	1
T1	14	150	2	240	68	0	5	0		1	1	1	1	1	1
T1	15	300	2	940	37	3	2	0		1	1	1	1	1	1
T1	16	125	2	0	70	0	2	0		4	1	1	1	1	1
T1	17	200	3	0	70	0	1	0		5	1	1	1	1	1
T1	18	230	3	860	62	0	8	0		1	1	1	2	2	1
T1	19	125	1	490	47	0	6	0		1	1	1	1	1	1
T1	20	100	1	0	55	0	1	0		1	1	1	1	1	1
T1	21	80	3	0	65	0	5	0		1	1	1	1	1	1
T1	22	140	1	1	50	0	2	0		1	2	2	1	1	1
T1	23	140	2	220	45	0	5	0		2	2	2	1	1	1
T1	24	570	3	350	59	0	2	1		1	2	2	1	1	1
T1	25	70	1	0	58	0	1	1		1	2	2	2	4	4
T1	26	150	1	140	37	0	4	1		3	2	2	1	1	1
T1	27	140	1	970	44	0	4	1		1	2	2	1	1	1
T1	28	1,200	3	500	45	3	8	1		1	1	1	1	1	1
T1	29	190	2	390	37	3	6	1		2	2	2	2	2	2
T1	30	70	1	0	35	0	4	0		1	2	2	2	2	2
T1	31	210	2	0	47	0	2	1		2	2	2	2	2	2
T1	32	260	3	350	60	0	3	0		1	1	1	1	1	1
T1	33	50	1	135	80	0	8	0		1	1	1	1	1	1
T1	34	0	0	60	53	0	2	0		1	1	1	2	2	2
T1	35	0	0	200	36	0	2	0		1	1	1	4	4	4
T1	36	410	3	80	55	0	3	0		1	1	1	2	2	2
T1	37	240	2	140	79	0	6	1		1	1	1	2	2	2
T1	38	70	1	0	82	0	4	0		2	1	1	2	2	2
T1	39	560	3	260	66	0	8	0		1	1	1	2	2	2
T1	40	100	1	200	35	0	3	0		5	2	2	2	2	2
T2	1	150	2	100	42	0	6	0		1	1	1	1	1	1
T2	2	200	2	77	70	2	4	0		1	1	1	1	1	1
T2	3	2,000	3	137	61	0	5	0		1	1	1	1	1	1
T2	4	200	2	0	35	0	5	0		4	1	1	1	1	1
T2	5	200	1	160	27	3	5	0		1	1	1	1	1	1
T2	6	900	3	1,860	60	0	6	0		1	1	1	1	1	1
T2	7	150	1	5,600	30	3	3	0		1	1	1	1	1	1
T2	8	950	3	1,900	52	2	10	0		2	1	1	1	1	1
T2	9	50	1	400	38	0	4	0		2	1	1	1	1	1
T2	10	1,250	3	4,100	50	0	10	0		1	1	1	1	1	1
T2	11	1,050	3	2,282	44	0	9	0		1	1	1	1	1	4
T2	12	50	1	400	33	0	2	0		1	1	1	1	1	1
T2	13	200	1	2,315	26	9	2	0	○ 農地を所有していない	5	1	1	1	1	1
T2	14	300	2	1,170	27	3	4	0		1	1	1	1	1	1
T2	15	350	2	127	55	0	4	0		1	1	1	1	1	1
T2	16	500	2	2,410	67	0	5	0		1	1	1	1	1	1
T2	17	750	2	65	44	0	9	0		1	1	1	1	1	1
T2	18	500	2	1,162	43	0	7	0		1	1	1	1	1	1
T2	19	1,320	3	850	44	0	8	1		1	1	1	1	1	1

調査対象地	調査対象者ID(*)	家計穀物生産量(kg)	家計穀物生産種類	資産額(birr)	家長年齢	家長教育年数	世帯人数	栽培している換金作物数	納税をしていない農家	税に対する認識(**)	ケベレチェアパーソンに対する信頼(***)	ケベレに対する信頼	郡行政に対する信頼	州政府に対する信頼	連邦政府に対する信頼
T2	20	1,440	3	140	40	0	5	1		2	1	1	1	1	1
T2	21	480	3	490	51	0	2	0		1	2	2	1	1	1
T2	22	610	2	1,250	24	8	3	0		1	2	2	1	1	1
T2	23	720	3	170	70	0	3	0		1	1	1	1	1	1
T2	24	120	1	110	28	10	1	0		1	1	1	1	1	1
T2	25	840	3	520	38	0	4	0		1	1	1	1	1	1
T2	26	240	1	0	27	0	1	0		2	1	1	1	1	1
T2	27	240	2	0	60	0	1	0		2	1	1	1	1	1
T2	28	360	2	0	73	0	1	0		2	1	1	1	1	1
T2	29	290	2	360	60	3	3	0		2	2	2	2	2	1
T2	30	205	2	450	45	0	5	0		1	2	2	1	1	1
T2	31	385	3	500	58	0	7	0		2	3	3	3	3	3
T2	32	840	3	100	52	0	6	0		2	3	3	2	1	1
T2	33	260	2	210	40	0	7	0		1	1	1	1	1	1
T2	34	480	2	240	38	0	6	0		1	2	2	1	1	1
T2	35	1,020	3	460	56	0	6	0		2	1	1	1	1	1
T2	36	480	2	0	60	0	1	0		2	1	1	1	1	1
T2	37	300	1	120	47	0	5	0		1	2	2	1	1	1
T2	38	50	1	0	23	0	3	0		2	1	1	1	1	1
T2	39	210	2	0	63	0	6	0		2	1	1	1	1	1
T2	40	270	2	165	38	0	6	0		2	2	2	2	2	2

平均値

	(標本数)	家計穀物生産量	家計穀物生産種類	資産額	家長年齢	家長教育年数	世帯人数	栽培している換金作物数
O1	41	2,484	2.7	2,008	42.8	2.1	5.8	1.8
O2	40	2,560	2.4	2,420	44.7	3.9	6.7	2.1
O3	40	902	2.6	1,304	38.0	1.9	5.3	1.0
T1	40	296	1.9	406	54.4	0.5	4.6	0.2
T2	40	523	2.1	760	46.0	1.1	4.8	0.1

(*) 調査実施時に筆者が採番。

(**) 税への認識（「税金は我々（農民）のより良い生活に使われる」に同意する度合い）

- 1 完全に同意する
- 2 おおよそ同意する
- 3 殆ど同意しない
- 4 同意しない
- 5 分からない

(***) 政府・行政に対する信頼の度合い

- 1 非常に信頼する
- 2 ある程度信頼する
- 3 殆ど信頼しない
- 4 分からない

税への認識（「税金は我々（農民）のより良い生活に使われる」に同意する

		O1	O2	O3	T1	T2
1	完全に同意する	20	3	1	31	24
2	おおそ同意する	10	11	5	7	12
3	殆ど同意しない	6	23	7	1	1
4	同意しない	1	0	0	1	1
5	分からない	1	2	27	2	1

政府・行政に対する信頼の度合い

ケベレチェアパーソン		O1	O2	O3	T1	T2
1	非常に信頼する	37	6	27	29	31
2	ある程度信頼する	3	21	9	11	7
3	殆ど信頼しない	0	13	3	0	2
4	分からない	1	0	1	0	0
ケベレ		O1	O2	O3	T1	T2
1	非常に信頼する	37	6	25	29	31
2	ある程度信頼する	2	18	12	11	7
3	殆ど信頼しない	1	15	3	0	2
4	分からない	1	0	0	0	0
郡		O1	O2	O3	T1	T2
1	非常に信頼する	35	5	15	27	36
2	ある程度信頼する	5	23	18	11	3
3	殆ど信頼しない	0	12	2	0	1
4	分からない	1	0	5	2	0
州政府		O1	O2	O3	T1	T2
1	非常に信頼する	33	8	16	27	37
2	ある程度信頼する	5	20	13	10	2
3	殆ど信頼しない	0	11	0	0	1
4	分からない	3	1	11	3	0
連邦政府		O1	O2	O3	T1	T2
1	非常に信頼する	26	11	8	28	37
2	ある程度信頼する	4	18	9	9	1
3	殆ど信頼しない	1	10	0	0	1
4	分からない	10	1	23	3	1

調査対象地	調査対象者ID	土地登記書に記載されている面積(ha) (x2')	郡歳入局が保有する土地面積(ha) (x3)	x2'とx3の相違	税法に従い郡歳入局が保有する土地面積情報を用いて算出した税額(birr) (y1)	郡歳入局が算出した税額(birr) (y2)	y1とy2の相違	農民が払った税額(birr) (領収書上の税額) (y3)	y2とy3の相違	備考
O1	4	1.6	1.6		65	190	○	190		
O1	7	1.3	1.3		65	190	○	190		
O1	11	2.4	2.4		100	190	○	190		
O1	12	1.3	1.3		65	190	○	190		
O1	14	4.3	4.3		190	190		190		
O1	18	1.1	1.1		65	190	○	190		
O1	19	0.8	0.8		40	190	○	190		
O1	20	1.5	1.5		65	190	○	190		
O1	22	1.8	1.8		65	190	○	190		
O1	23	1.1	1.1		65	190	○	190		
O1	25	2.3	2.3		100	190	○	190		
O1	26	0.3	0.3		15	0	○	0		
O1	28	0.8	0.8		40	190	○	190		
O1	29	1.2	1.2		65	190	○	190		
O1	30	1.5	1.5		65	190	○	190		
O1	35	0.4	0.4		15	0	○	0		
O1	38	0.5	0.5		15	0	○	0		
O1	41	1.5	1.5		65	190	○	190		
O1	42	0.5	0.5		15	0	○	0		
O1	49	2.1	2.1		100	190	○	190		
O1	58	0.3	0.3		15	0	○	0		
O2	1	0.8	0.8		40	40		40		
O2	3	1.4	4.0	○	135	40	○	40		
O2	6	5.0	5.0		190	190		190		
O2	9	0.5	0.5		15	15		15		
O2	11	6.0	6.0		260	268	○	268		税法に存在しない税額
O2	13	2.5	2.0	○	65	65		65		
O2	16	1.5	1.5		65	65		65		
O2	17	5.0	1.5	○	65	130	○	130		税法に存在しない税額
O2	20	2.3	3.0	○	100	130	○	130		税法に存在しない税額
O2	21	8.0	8.0		260	260		260		
O2	23	5.8	4.0	○	135	190	○	190		
O2	40	8.5	8.5		260	260		260		
(第一回調査調査対象者以外に新たに追加した調査対象者)										
O2	41	2.5	—		100(*)	230		230		税法に存在しない税額
O2	42	2.0	—		65(*)	130		130		税法に存在しない税額
T1	2	0.5	0.5		20	20		20		
T1	3	0.8	0.8		35	35		35		
T1	4	0.3	0.3		20	20		20		

調査対象地	調査対象者ID	土地登記書に記載されている面積(ha) (x2')	郡歳入局が保有する土地面積(ha) (x3)	x2'とx3の相違	税法に従い郡歳入局が保有する土地面積情報を用いて算出した税額(birr) (y1)	郡歳入局が算出した税額(birr) (y2)	y1とy2の相違	農民が払った税額(birr) (領収書上の税額) (y3)	y2とy3の相違	備考
T1	8	0.8	1.3	○	60	60		60		
T1	13	0.8	0.8		35	35		35		
T1	14	0.9	0.9		35	35		35		
T1	16	1.0	1.0		35	35		35		
T1	22	0.3	0.3		20	20		20		
T1	32	1.0	1.0		35	35		35		
T1	33	1.1	1.1		60	60		60		
T2	2	1.3	1.3		60	60		60		
T2	3	2.3	1.1	○	60	60		60		
T2	11	0.8	0.8		35	35		35		
T2	16	0.8	0.8		35	35		35		
T2	19	1.0	1.0		35	35		35		
T2	21	1.0	1.0		35	35		35		
T2	23	1.1	1.1		60	60		60		
T2	26	1.0	1.0		35	35		35		
T2	32	0.8	0.8		35	35		35		
T2	38	1.0	1.0		35	35		35		

(*) 税法に従い土地登記書に記載されている土地面積を用いて算出した税額。なお税額は土地使用料と農業所得税の合計値を示している。

O1ケベレ納税者リスト
(一部抜粋)

lakk	Maqaa Q/Bulaa hanga Akaakayyuutti	K la	土地使用料 税額(birr)	G C	農業所得税 税額(birr)	D	税額合計 (birr)
	農家の名前		1107		1468		
1			90		100	190	x
2			90		100	190	x
3			90		100	190	x
4		e	90		100	190	x
5			90		100	190	x
6			90		100	190	x
7		e	90		100	190	x
8			90		100	190	x
9			90		100	190	x
10			90		100	190	x
11			90		100	190	x
12			90		100	190	x
13			90		100	190	x
14			90		100	190	x
15		e	90		100	190	x
16			90		100	190	x
17			90		100	190	x
18			90		100	190	x
19			90		100	190	x
20			90		100	190	x
21		a	90		100	190	x
22			90		100	190	x
23			90		100	190	x
24			90		100	190	x
25			90		100	190	x
26			90		100	190	x
27			90		100	190	x
28			90		100	190	x
29			90		100	190	x
30			90		100	190	x
31		e	90		100	190	x
32			90		100	190	x
33			90		100	190	x
34			90		100	190	x
35			90		100	190	x
36			90		100	190	x
37			90		100	190	x
38			90		100	190	x
39		a	90		100	190	x
40			90		100	190	x
41			90		100	190	x
42			90		100	190	x
43			90		100	190	x
44		a	90		100	190	x
45			90		100	190	x
46			90		100	190	x
47			90		100	190	x
48			90		100	190	x
49			90		100	190	x
50			90		100	190	x

農地面積の情報は記載されず、全ての納税者の税額が190ブルになっている。

289

O2ケベレ納税者リスト (一部抜粋) (*)		土地使料 税額(birr)	農業所得 税額(birr)	税額合計 (birr)		
		006	006			Lakk.Nagahee
	A	B				
58		60	70	130	x	
59		160	100	260	x	
60		90	70	160	x	
61		75	70	145	x	
62		80	70	150	x	
63		260	100	360	x	
64		45	70	115	x	
65		95	70	165	x	
66		75	70	145	x	
67		85	70	155	x	
68		135	100	235	x	
69		260	100	360	x	
70		90	70	160	x	
71		160	100	260	x	
72		245	100	345	x	
73		65	70	135	x	
74		90	70	160	x	
75		75	70	145	x	
76		60	70	130	x	
77		75	70	145	x	
78		45	70	115	x	
79		80	70	150	x	
80		95	70	165	x	
81		45	70	115	x	
82		90	70	160	x	
83		160	100	260	x	
84		127	100	227	x	
85		136	100	236	x	
86		245	100	345	x	
87		135	100	235	x	
88		256	100	356	x	
89		95	70	165	x	
90		85	70	155	x	
91		160	100	260	x	
92		45	70	115	x	
93		75	70	145	x	
94		105	100	205	x	
95		75	70	145	x	
96		90	70	160	x	
97		168	100	268	x	
98		260	100	360	x	
99		135	100	235	x	
100		45	70	115	x	

(*) 現地調査員が複写した100名分の納税者リスト

法令に存在しない税額で土地使料が算出されている納税者数	87/100
法令に存在しない税額で農業所得税が算出されている納税者数	0/100
土地使料と農業課税の税区分が一致していない納税者数	94/100

T1ケベレ納税者リスト (一部抜粋)				農地面積		課税額		
No.	農家の名前	ケベレ名	村の名前	timad (*)	ha	土地使用料	農業所得税	合計
1				3.50	0.88	15.00	20.00	35.00
2	4.00	1.00	15.00	20.00	35.00			
3	2.00	0.50	10.00	10.00	20.00			
4	3.50	0.88	15.00	20.00	35.00			
5	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
6	4.75	1.19	25.00	35.00	60.00			
7	1.50	0.38	10.00	10.00	20.00			
8	2.25	0.56	15.00	20.00	35.00			
9	2.75	0.69	15.00	20.00	35.00			
10	1.75	0.44	10.00	10.00	20.00			
11	2.50	0.63	15.00	20.00	35.00			
12	1.50	0.38	10.00	10.00	20.00			
13	4.00	1.00	15.00	20.00	35.00			
14	3.25	0.81	15.00	20.00	35.00			
15	1.50	0.38	10.00	10.00	20.00			
16	1.75	0.44	10.00	10.00	20.00			
17	1.50	0.38	10.00	10.00	20.00			
18	3.50	0.88	15.00	20.00	35.00			
19	1.50	0.38	10.00	10.00	20.00			
20	3.50	0.88	15.00	20.00	35.00			
21	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
22	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
23	3.50	0.88	15.00	20.00	35.00			
24	2.00	0.50	10.00	10.00	20.00			
25	4.50	1.13	25.00	35.00	60.00			
26	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
27	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
28	4.50	1.13	25.00	35.00	60.00			
29	5.25	1.31	25.00	35.00	60.00			
30	4.00	1.00	15.00	20.00	35.00			
31	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
32	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
33	4.50	1.13	25.00	35.00	60.00			
34	6.00	1.50	25.00	35.00	60.00			
35	6.50	1.63	25.00	35.00	60.00			
36	3.50	0.88	15.00	20.00	35.00			
37	5.50	1.38	25.00	35.00	60.00			
38	4.50	1.13	25.00	35.00	60.00			
39	2.50	0.63	15.00	20.00	35.00			
40	5.00	1.25	25.00	35.00	60.00			
41	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
42	4.50	1.13	25.00	35.00	60.00			
43	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
44	6.00	1.50	25.00	35.00	60.00			
45	3.00	0.75	15.00	20.00	35.00			
46	6.50	1.63	25.00	35.00	60.00			
47	4.50	1.13	25.00	35.00	60.00			
48	2.50	0.63	15.00	20.00	35.00			
49	4.00	1.00	15.00	20.00	35.00			
50	3.50	0.88	15.00	20.00	35.00			

(*) timed : ローカルな面積の単位。1timad=0.25ha。
農地面積に基づき、法令に沿って税額が算出されている。

T2 ケベレ納税者リスト (一部抜粋)			農地面積 timad	課税額 (合計)	農家 ID No.	Remark
No.	農家の名前	ケベレ名				
1			1	20	1	
2			1	20	2	
3			5	60	3	
4			6	60	4	
5			3	35	5	
6			3	35	6	
7			3	35	7	
8			1	20	8	
9			3	35	9	
10			3	35	10	
11			3	35	11	
12			6	60	12	
13			3	35	13	
14			1	20	14	
15			3	35	15	
16			1	20	16	
17			1	20	17	
18			6	60	18	
19			1	20	19	
20			3	35	20	
21			1	20	21	
22			3	35	22	
23			5	60	23	
24			3	35	24	
25			3	35	25	
26			1	20	26	
27			5	60	27	
28			6	60	28	
29			3	35	29	
30			1	20	30	
31			6	60	31	
32			3	35	32	
33			6	60	33	
34			3	35	34	
35			1	20	35	
36			5	60	36	
37			3	35	37	
38			3	35	38	
39			1	20	39	
40			5	60	40	
41			6	60	41	
42			5	60	42	
43			5	60	43	
44			1	20	44	
45			1	20	45	
46			1	20	46	
47			3	35	47	
48			6	60	48	
49			1	20	49	
50			3	35	50	

農地面積に基づき、法令に沿って税額が算出されている。